

第333回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
9月25日	金	本会議	開会 新任職員の紹介 会期の決定（21日間） 議案の上程39件（予算3、条例4、その他10、報告22） 提出者の説明 尾崎知事 委員長報告
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	議案精査
29日	火	休 会	議案精査
30日	水	休 会	議案精査
10月1日	木	本会議	質疑並びに一般質問 梶原議員 坂本(茂)議員 米田議員
2日	金	本会議	質疑並びに一般質問 黒岩議員 土居議員 前田議員
3日	土	休 会	
4日	日	休 会	
5日	月	本会議	質疑並びに一般質問 横山議員 弘田議員 坂本(孝)議員 決算特別委員会の設置 委員会付託 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決
6日	火	休 会	予算委員会
7日	水	休 会	委員会審査
8日	木	休 会	委員会審査
9日	金	休 会	委員会審査
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	休 会	（祝日）
13日	火	休 会	委員会審査
14日	水	休 会	

15日	木	本会議	<p>委員長報告</p> <p>採決</p> <p>議案の追加上程 2 件（第18号—第19号）</p> <p>提出者の説明</p> <p>尾崎知事</p> <p>採決</p> <p>議員派遣に関する件（議発第 2 号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第 3 号—議発第 8 号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第 9 号）</p> <p>討論</p> <p>中根議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第10号）</p> <p>討論</p> <p>塚地議員</p> <p>採決</p> <p>継続審査の件</p> <p>閉会</p>
-----	---	-----	---

第333回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（9月25日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任職員の紹介	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	6
委員長報告	
坂本(孝)産業振興土木委員長	26

第2日（10月1日）

出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	29
事務局職員出席者	30
議事日程	30
諸般の報告	31
質疑並びに一般質問	
梶原議員	31
1 政治姿勢（安倍政権の今後の政権運営への期待、知事在任8年間の政策提言と今後の姿勢、3期目挑戦の理由及び決意と8年間の県政運営への思いと県民との対話の中で感じたこと）について	31
2 教育（総合教育会議に臨んでの所見、大綱策定に向けた教育振興への決意、	

学力向上への今後の取り組み、コミュニティ・スクールでの取り組みと成果)について……………	33
3 地方創生（政府関係機関の地方移転の動向と実現性、高知県への移転による優位性と移転機関の機能向上、少子化対策の抜本強化、民間企業と協働した具体的な取り組み、補正予算に計上された少子化対策事業）について……………	34
4 産業振興（さらなる産業振興への決意、事業承継・人材確保センターの取り組み）について……………	36
5 災害対策（国土形成計画、さらなる県民の安全と災害に強い県づくり、耐震改修促進法に基づく避難路指定、兵庫県・復興制度等提言事業調査報告書の南海トラフ地震対策への活用）について……………	37
6 日本一の健康長寿県構想（保健医療分野への保健医療2035提言書の反映、療養病床実態調査の地域医療構想への反映と構想策定への所見、子供の医療費助成、今後の認知症対策）について……………	39
7 女性の活躍の場の拡大について……………	41
尾崎知事……………	42
田村教育長……………	51
井奥地域福祉部長……………	53
原田商工労働部長……………	54
福田土木部長……………	55
野々村危機管理部長……………	55
山本健康政策部長……………	56
梶原議員……………	56
坂本(茂)議員……………	58
1 政治姿勢（やればできると実感する解決課題、課題解決の先進県として頼られる分野、安全保障関連法の合憲性の認識、個別事例に照らした徹底した議論、国会での採決の評価、重要影響事態法第9条の解釈、存立危機事態の後方支援への協力、憲法審査会地方公聴会での意見陳述、緊急事態条項の憲法への規定の必要性、勉強会の到達点としての伊方原発の安全性確保への評価、県民との公開勉強会開催と態度表明、再稼働の移住政策への影響、再稼働への明確な反対）について……………	58
2 南海トラフ地震対策（復興まちづくり計画策定段階の被災住民と行政の関係性、早期の合意形成につなげる市町村による被災・避難者への参集呼びかけ、在宅被災者支援のあり方、復旧・復興過程の制度改善、浦戸湾内石油施設の被害状況監視システムの整備と火災の延焼・拡大リスク軽減の関係性、津波火災の消火方法、自己浮上式避難施設整備の可能性、津波避難ビルへの避難者用食料・水の必要性、災害時要配慮者の避難支援プラン策定と福祉避難所の指定支援、福祉避難所の収容可能者数と広域的受け入れ体制の整備、高度	

医療の必要な要配慮者の安全確保の達成見込み) について……………	61
3 子供の貧困の解消 (子供の貧困対策の施策、スクールソーシャルワーカーの 切れ目のない配置) について……………	64
4 高齢者の生活困窮支援 (生活困窮者自立支援事業の相談者の高齢者割合と相 談事例、貧困化予防の施策の必要性) について……………	65
5 県内の出産可能な医療機関の適正配置と助産師確保など (産婦人科の偏在改 善の少子化対策での位置づけと具体策、幡多けんみん病院の助産師確保策、 幡多看護専門学校 of 助産師養成の可能性、県立病院の勤務条件改善の検討) について……………	66
6 とさでん交通の課題 (バスターミナル候補地検討の現状、株主総会の公開、 構造改革費用の契約内容等に係る情報公開の考え方、社内改革等に関する委 託先と契約関係) について……………	66
7 はりまや町一宮線における新堀川問題 (アンケートに添付された新堀川駐車 場を一部撤去したことによる新堀川の環境変化の調査結果、浮遊藻類の影響 に関する記述を報告書詳細版に載せなかった理由) について……………	67
尾崎知事……………	68
野々村危機管理部長……………	76
福田土木部長……………	78
井奥地域福祉部長……………	79
山本健康政策部長……………	80
田村教育長……………	81
門田公営企業局長……………	82
岩城副知事……………	82
坂本(茂)議員……………	83
尾崎知事……………	85
野々村危機管理部長……………	86
山本健康政策部長……………	87
坂本(茂)議員……………	87
尾崎知事……………	87
米田議員……………	87
1 政治姿勢 (自衛隊員の活動の危険性と安全保障関連法の違憲性、イラク戦争 などの検証、元最高裁長官らの違憲との指摘の受けとめ、伊方原発に関する 民間研究所のシミュレーションの受けとめ、事業者と四国住民との合意、火 力発電の設備利用率及び節電に対する認識、基準地震動の設定、避難計画の 実効性、子育てに伴う経済的負担軽減に向けた決意、若い職員の仕事と家庭 の両立のための方針・目標) について……………	87
2 地域医療構想 (必要病床数の試算値についての厚生労働省通知の受けとめ、	

病床機能報告の結果の受けとめ、療養病床の実態調査、地方への高齢者移住論の評価、医療介護総合確保推進法の実施による医療費削減) について……………	91
3 子ども・子育て支援新制度(待機児童の解消、保育時間認定区分の廃止、保育士不足及び臨時的雇用の実態と正規の保育士確保対策) について……………	92
4 高齢者の貧困問題(知事の受けとめ、日本一の健康長寿県構想における独自施策強化) について……………	93
5 介護保険(要介護認定状況と現行介護サービスの状況・評価と市町村の新総合事業への移行状況、現行予防給付に係る介護報酬の保障、要支援者の実態に沿う自立支援、事業費上限設定の撤廃と市町村への財政支援の必要性、県内介護事業所の倒産・休止・廃止の状況、介護報酬引き下げによる影響、引き下げ撤回と国の責任における介護労働者の賃金改善、介護職員の確保) について……………	93
6 住宅政策(総合的な若者の実態調査の実施、県営住宅の入居資格要件の改正と市町村営住宅の見直し状況、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業、福祉サイドと協力した空き家の活用・再生、若者を対象とした家賃補助制度の導入、目標とする耐震化率の現状、全市町村での代理受領制度実施に向けた支援及び周知、段階的改修への対応と低コスト工法の普及、耐震改修促進のための関係者の協働、公営住宅の耐震化状況と市町村への財政支援) について……………	95
尾崎知事……………	96
山本健康政策部長……………	102
田村教育長……………	103
井奥地域福祉部長……………	105
中澤産業振興推進部長……………	107
福田土木部長……………	108
米田議員……………	110
田村教育長……………	110
井奥地域福祉部長……………	111
尾崎知事……………	111
米田議員……………	111

第3日(10月2日)

出席議員……………	113
欠席議員……………	113
説明のため出席した者……………	113

事務局職員出席者	114
議事日程	114
諸般の報告	115
質疑並びに一般質問	
黒岩議員	115
1 産業振興計画と県内の経済動向（県内の今の経済動向の認識、産業振興の取り組みへの思いとさらなる挑戦に向けたバージョンアップの方向性、地域アクションプランで設定した数値目標の評価と課題）について	115
2 地方創生の取り組み（尾崎県政3期目に対する県民の期待の受けとめと政策展開、市町村の総合戦略策定へのサポートの進捗状況と課題、新型交付金活用に向けた小規模自治体支援の国への働きかけ、これまでの産業振興センターの取り組み、高知県地場産業大賞受賞効果の分析・評価と節目となる第30回の取り組み状況、県内のものづくりの産業集積に関する取り組みと今後の展開、海外への外商活動の現状、国の子育て支援の取り組みの現状と見通し、出会い・結婚の相談窓口開設の取り組み状況と運営上の課題等、子育て支援員育成に当たっての市町村の課題と県の役割）について	116
3 若者の雇用対策（青少年雇用促進法の意義、若者が高知に残る取り組みやUターンする取り組みの必要性と現状・今後の対応）について	119
4 福祉・介護施策の充実（介護保険制度見直しによる利用者や事業所への影響、介護ロボットを活用した取り組み、介護人材の育成強化に関する現状と課題、育児休業後の職場復帰の現状）について	120
5 18歳選挙権（18歳選挙権の意義、新たに選挙権を有する対象者数と今後の取り組み、高校における指導カリキュラム、政治参加意識を高めるための対応と政治的中立の徹底）について	120
6 指定管理者制度（平成26年度包括外部監査結果報告書や決算審査意見書の指摘への所見、指摘に対する認識と今後の対応策）について	122
7 道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上（自転車がかかわる事故や県民への周知の状況、全国通学路一斉取り締まりの状況）について	122
8 路面下の空洞調査（技術評価型入札方法への変更）について	122
9 高齢者肺炎球菌ワクチン（昨年度の定期接種事業における接種率、県としての啓発や接種率向上の取り組みと工夫）について	123
尾崎知事	123
中澤産業振興推進部長	128
原田商工労働部長	129
岩城副知事	131
井奥地域福祉部長	131
田村教育長	134

恒石選挙管理委員長	136
田中代表監査委員	136
梶総務部長	137
上野警察本部長	137
福田土木部長	138
山本健康福祉部長	139
黒岩議員	139
原田商工労働部長	140
田村教育長	141
岡崎文化生活部長	142
黒岩議員	142
土居議員	143
1 農産物の需要フロンティアの拡大（園芸青果物の高鮮度輸送、輸出拡大を後 押しする低コスト輸送手段、グローバルに勝負できる土佐酒を生み出す戦略） について	143
2 地域医療構想（構想への地域性の反映と地域医療機関とのコンセンサス形成、 医療資源の余力の認識及び高齢者地方移住との整合性）について	145
3 介護人材の確保（看護師養成校と介護福祉士養成校の入学者の相関関係、看 護と介護の間での人材偏在、福祉・介護の就労環境改善・イメージアップと キャリア教育の充実強化、介護人材確保と公共職業訓練募集、地域医療介護 総合確保基金の活用）について	146
4 建物等清掃委託業務の入札制度改革（建築物における衛生的環境の確保に関 する法律に基づく知事登録業者を指名要件とすることの適用拡大、低価格入 札を生まない入札制度改革）について	148
5 地籍調査事業について	148
尾崎知事	149
中澤産業振興推進部長	151
山本健康政策部長	151
井奥地域福祉部長	152
原田商工労働部長	154
梶総務部長	154
岡林会計管理者	155
福田土木部長	155
土居議員	155
中澤産業振興推進部長	157
土居議員	157
前田議員	158

1 国際的なスポーツツーリズム（2019年ラグビーワールドカップ日本大会及び東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿等の誘致、県出身の日本代表選手等の育成や強化及び増員）について……………	158
2 マイナンバー制度の情報セキュリティー対策（県庁内の対策、市町村の対策）について……………	159
3 インターネットを活用した情報発信（インバウンド観光の促進）について……………	160
4 高知県漁業調整規則（自然体験型レジャー観光客の増加に向けた規制緩和）について……………	160
5 電力エネルギー自給率（目標値を100%とした場合の課題と可能性）について……………	160
6 人口減少問題（県外転出の前段階での高校生への取り組み、高知版C C R Cの効果）について……………	161
7 通学路の安全対策（グリーンベルトによる対策）について……………	162
8 投票率の低下問題（スーパーマーケットや高校での期日前投票の実施）について……………	163
伊藤観光振興部長……………	163
田村教育長……………	164
岡崎文化生活部長……………	165
梶総務部長……………	166
松尾水産振興部長……………	167
大野林業振興・環境部長……………	167
原田商工労働部長……………	168
中澤産業振興推進部長……………	168
福田土木部長……………	169
恒石選挙管理委員長……………	169
前田議員……………	170
尾崎知事……………	172
伊藤観光振興部長……………	173
岩城副知事……………	173
前田議員……………	173
尾崎知事……………	174

第4日（10月5日）

出席議員……………	175
欠席議員……………	175
説明のため出席した者……………	175

事務局職員出席者	176
議事日程	176
諸般の報告	177
質疑並びに一般質問	
横山議員	177
1 政治姿勢（産業振興計画や総合戦略に掲げる誇りと志への思い、行政マネジメントの要諦）について	179
2 中山間対策（市町村の総合戦略策定への対応、市町村と県の総合戦略との戦略的な適合と中山間地域への波及、市町村に対する国や県のサポート、集落活動センターの自立に向けた共通の戦略、集落活動センターと中心基幹地域との連携推進、県央部から中山間地域への人口動態調査と調査結果を基にした取り組みの推進、鳥獣被害への手厚い措置と多様化する被害へのきめ細かな対応）について	179
3 医療・介護・福祉（本県の療養病床の背景及び現状と療養病床削減による医療体制への影響、地域の現状に即した介護報酬の改定、薬剤師の確保）について	180
4 子育て支援（内閣府有識者検討会の提言の活用、いの町地域子育て支援センターの事例の県内への普及）について	181
5 産業振興（県産品のブランドマネジメント、地域博覧会の意義と成果及び仁淀ブルー博が地域にもたらす影響と実現可能性、中山間地域の農林業の担い手不足と後継者問題、仁淀川町で稼働するラミナ工場の事業展開や県の支援体制と周辺への経済効果、五輪関連施設におけるCLT活用の動向）について	182
6 土木行政（地域建設業者の必要性和存在意義、県建設業協会地域支部と土木部長との意見交換会、改正公共工物品確法の周知徹底と運用状況の把握・管理、地域建設業者の参入機会の拡大、県土木部の若手技術職員の育成と技術伝承の仕組みづくり、いの町枝川の再度災害防止事業への国県町の連携推進と町に対する支援、宇治川・天神ヶ谷川の浸水被害防止事業の状況と進め方及び完了時期、天神ヶ谷川への水圧函路整備の今後の見込み、県道土佐伊野線の整備状況と課題及び対応策、鎌田インターチェンジから農業大学校入り口付近までの供用開始の公表時期と現状・課題・今後の見込み）について	183
尾崎知事	186
中澤産業振興推進部長	188
金谷中山間対策・運輸担当理事	190
山本健康政策部長	192
井奥地域福祉部長	193
伊藤観光振興部長	195

味元農業振興部長	195
大野林業振興・環境部長	196
福田土木部長	197
横山議員	200
弘田議員	201
1 南海トラフ地震対策（国道55号の代替路となる命の道の整備、海岸堤防及び ため池の整備方針と工事の進捗状況・今後の進め方）について	201
2 人口減少問題（3期目に向けた知事の決意）について	202
3 地産起業（土佐あかうしに対する口蹄疫発生への備え、産地強化のための人 材の確保・育成、室戸市と土佐清水市の土佐はちきん地鶏の産地化、ブラン ド鶏として販売するための戦略的取り組み、地域全体での6次産業化の推進 体制づくりと地域の中核的役割を担う事業体を中心とした取り組み、ジビエ 料理の本県の現状と今後の対策、鹿を大量捕獲し適正に管理の上有効活用す る仕組みづくり）について	202
4 移住政策（移住後の問題への県の対応）について	205
5 医療政策（東部看護学校の設立に向けた支援、あき総合病院の現状と今後の 地域とのかかわり）について	206
6 木質バイオマス発電（発電所のある地域での低質材の集荷、地域電力の需要 量調査の進捗状況と今後の見込み、東部地域への発電所建設）について	207
7 交通安全対策（県内の小学生とフォークシッターとでつくった交通安全の歌 の活用）について	207
尾崎知事	208
福田土木部長	209
味元農業振興部長	210
中澤産業振興推進部長	212
金谷中山間対策・運輸担当理事	213
山本健康政策部長	214
門田公営企業局長	214
大野林業振興・環境部長	215
上野警察本部長	216
弘田議員	217
坂本(孝)議員	217
1 人口問題と県内課題（人口問題及び雇用の確保と県民所得の向上、総合戦略 での将来の合計特殊出生率の算出根拠、合計特殊出生率の現状認識と結婚・ 出産の希望をかなえる具体策、市町村での延長保育・病児保育・一時預かり 事業の実態と課題、子育て世帯支援事業費補助金の運用実態と課題、放課後 子ども総合プラン推進事業の運用実態と課題、事務系職場に係る雇用創出の	

具体策、県内企業で働く人の所得向上への対応) について……………	217
2 農業政策（農地中間管理機構を介した貸し付け実績及び借り受け希望と貸出希望の現状と課題、次世代型こうち新施設園芸システムの普及への思い、四万十町の次世代施設園芸団地の整備状況、雇用と年間出荷額の見込み、次世代型ハウスの県内他地域への普及目標と課題、生産物の販売先確保と100%流通への取り組み、6次産業化の視点、苗の県内生産と将来展望、オランダとの生産性の違いと収量向上に向けた方策、中山間地域等直接支払制度の加入状況及び4期目の課題と今後の対応) について……………	219
3 大型外国客船による外国人観光（外国人観光客の受け入れに対する考え方、寄港による来年度の外国人観光客数の見込み、多くの外国人観光客受け入れの際のハード・ソフト両面での環境整備等の課題への対応) について……………	220
4 保健・医療・福祉政策（政府の言う病床数の地域差解消及び地域医療構想への本県の特殊事情の反映、2025年時点での必要病床数・入院患者数・在宅患者数の予測、今後の医師等確保と在宅医療や在宅介護・地域包括ケアシステムへの対応) について……………	221
尾崎知事……………	222
中澤産業振興推進部長……………	226
井奥地域福祉部長……………	226
田村教育長……………	228
原田商工労働部長……………	229
味元農業振興部長……………	230
福田土木部長……………	233
伊藤観光振興部長……………	233
山本健康政策部長……………	234
坂本(孝)議員……………	235
味元農業振興部長……………	236
坂本(孝)議員……………	237
決算特別委員会の設置……………	237
議案の付託……………	238
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）……………	238

第5日（10月15日）

出席議員……………	239
欠席議員……………	239
説明のため出席した者……………	239

事務局職員出席者	240
議事日程	240
諸般の報告	241
委員長報告	
依光危機管理文化厚生委員長	241
弘田商工農林水産委員長	243
坂本(孝)産業振興土木委員長	245
池脇総務委員長	248
採決	249
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第18号—第19号）	250
尾崎知事	250
議員派遣に関する件、採決（議発第2号）	251
議案の上程、採決（議発第3号—議発第8号 意見書議案）	251
議案の上程、討論、採決（議発第9号 意見書議案）	252
中根議員	252
議案の上程、討論、採決（議発第10号 意見書議案）	254
塚地議員	254
継続審査の件	256
閉会の挨拶	
三石議長	257
尾崎知事	257

巻末掲載文書

委員会報告書	259
意見書に関する結果について	264
議案の提出について	265
予算委員名簿	267
議案付託表	268
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	272
議案の追加提出について	274
議案の提出について	
議発第2号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	275
意見書議案の提出について	
議発第3号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書議案	277

議発第4号	私学助成の充実強化等に関する意見書議案	280
議発第5号	I C T利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書議案	283
議発第6号	地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書議案	286
議発第7号	子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書議案	288
議発第8号	森林・林業政策の推進を求める意見書議案	291
議発第9号	マイナンバー制度の来年1月からの運用中止と再検討を求める意見書議案	294
議発第10号	国会決議違反のT P P交渉に抗議し、直ちに中止することを求める意見書議案	297
継続審査調査の申出書		300
委員会審査結果一覧表		302
議決一覧表		303

招 集 告 示

高知県告示第545号

高知県議会定例会を、平成27年9月25日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成27年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	上 田 貢太郎 君	2番	今 城 誠 司 君
3番	久 保 博 道 君	4番	田 中 徹 君
5番	土 居 央 君	6番	浜 田 豪 太 君
7番	横 山 文 人 君	8番	加 藤 漠 君
9番	川 井 喜久博 君	10番	坂 本 孝 幸 君
11番	西 内 健 君	12番	弘 田 兼 一 君
13番	明 神 健 夫 君	14番	依 光 晃一郎 君
15番	梶 原 大 介 君	16番	桑 名 龍 吾 君
17番	武 石 利 彦 君	18番	三 石 文 隆 君
19番	浜 田 英 宏 君	20番	土 森 正 典 君
21番	西 森 雅 和 君	22番	黒 岩 正 好 君
23番	池 脇 純 一 君	24番	石 井 孝 君
25番	大 野 辰 哉 君	26番	橋 本 敏 男 君
27番	前 田 強 君	28番	高 橋 徹 君
29番	上 田 周 五 君	30番	坂 本 茂 雄 君
31番	中 内 桂 郎 君	32番	下 村 勝 幸 君
33番	野 町 雅 樹 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

第333回高知県議会定例会会議録

平成27年 9月25日（金曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 9番 川井 喜久博 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君

34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総 務 部 長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土 木 部 長 福田 敬大 君
 会 計 管 理 者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 織田 英正 君

警察本部長 上野正史君
代表監査委員 田中克典君
監査委員 吉村和久君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 中島喜久夫君
事務局 次長 川村文平君
議事課 課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君



議事日程(第1号)

平成27年 9月25日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
 - 第3号 平成27年度高知県工業用水道事業会計補正予算
 - 第4号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
 - 第5号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
 - 第6号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
 - 第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
 - 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
 - 第9号 県有財産(建物等)の取得に関する

議案

- 第10号 消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 保健衛生総合庁舎改築衛生設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第12号 療育福祉センター・中央児童相談所改築南棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第13号 青少年センター本館及び宿泊棟改築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 県道の路線の廃止に関する議案
- 第16号 平成26年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第17号 平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成26年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成26年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

- 報第9号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成26年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成26年度高知県電気事業会計決算
- 報第21号 平成26年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第22号 平成26年度高知県病院事業会計決算



午前10時開会 開議

○議長（三石文隆君） ただいまから平成27年9月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から公立大学法人について地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づく平成26年度における業務実績評価の結果の報告書、同法第29条第2項の規定に基づく中期目標期間業務実績報告書及び同法第30条第3項の規定に基づく中期目標期間業務実績評価の結果の報告書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、教育委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき平成26年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価結果の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、去る8月17日徳島県で開催されました四国4県議会正副議長会議及び8月16日岡山県で開催されました中国四国9県議会正副議長会

議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末259、264ページに掲載〕



新任職員の紹介

○議長（三石文隆君） この際、新たに任命された職員を御紹介いたします。

土木部長福田敬大君、警察本部長上野正史君。
（新任職員演壇前に整列）

○議長（三石文隆君） それでは、順次自己紹介願います。

○土木部長（福田敬大君） 土木部長の福田敬大と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○警察本部長（上野正史君） 警察本部長の上野と申します。よろしく願いいたします。



会議録署名議員の指名

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

2番 今 城 誠 司 君
15番 梶 原 大 介 君
26番 橋 本 敏 男 君



会 期 の 決 定

○議長（三石文隆君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から10月15日までの21日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月15日までの21日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末265ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第17号「平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成26年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様への御出席をいただき、平成27年9月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

知事に就任させていただいて以来はや8年、私はこの間、対話と実行の姿勢を旨とし、官民協働、県政と市町村政との連携強調とのスタン

スに立って全身全霊を傾けて県政運営に取り組んでまいりました。この間、開催させていただいた対話と実行座談会は累計で75回、2期目を通じて全34市町村を訪問させていただいた対話と実行行脚では283カ所を訪問させていただきました。これらの機会に直接お聞かせいただいた県民の皆様からの生の声こそ県政運営の知恵の源であります。この8年間、御列席の県議会議員の皆様を初め多くの県民の皆様から数々の御指導、御鞭撻を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

私はこの8年間、本県が抱える2つの根本的な課題に困難を避けることなく正面から向き合ってまいりました。2つの根本的な課題との戦い、すなわち人口減少のもたらす負のスパイラルとの戦い、そして南海トラフ地震を初めとする数々の自然災害から県民の命を守る戦いがあります。

私は就任当時の平成20年、約1年間かけて対話と実行座談会などの機会を通じて多くの県民の御意見を伺いながら、本県の経済や社会の現況と課題について徹底して勉強させていただきました。なぜ平成13年以降、全国がどんなに景気回復しても高知県だけは浮揚することができなかったのか、なぜ全国の有効求人倍率は1.0倍を超えるまで回復したのに高知だけは0.4倍から0.5倍程度でとどまる状態が10年近くも続くようなことになってしまったのか、そして全国初、平成2年から始まった人口の自然減状態がもたらした負のインパクトはいかほどのものだったのか。その後、高知県産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の策定以降も、多くの県民の皆様にお知恵を賜りながら、毎年度P D C Aサイクルに基づき、こうした根本問題についての検討を重ねてまいりました。

残念ながら、年を追うごとに明らかになってきたのは、人口減少のもたらす負のスパイラル

の冷厳なる現実であります。経済が縮み、若者が流出して人口の社会減が進み、過疎化、高齢化が進行して地域の支え合いの力が弱まる、特に本来なら出生率の高い中山間地域ほどこうした傾向が顕著となる結果、人口の自然減をも加速し、さらなる経済の縮みを招く。これが先ほど述べた全国の中でも特筆すべき高知の窮状の背後にあるメカニズムであります。

この人口減少の負のスパイラルの一つ一つに立ち向かい、その進行スピードをおくらせて一人一人の暮らしを守り、そして願わくばスパイラルをプラスに転ずる。このことこそが私にとって県政運営上の最大の目標であり続けてまいりました。縮む経済に対抗するための地産外商戦略を柱とした産業振興計画の実行、過疎化、高齢化の進行に対して意図的、政策的に地域にきずなのネットワークを築くことを目指した高知型福祉の取り組み、さらには関連施策を総動員する形で実行してきた中山間対策、そしてこれらの土台の上に立った少子化対策。この8年間、5つの基本政策と2つの横断的な政策として実行してきた政策群のベクトルは、行き着くところ、この負のスパイラルとの戦いに向けられたものであります。

東日本大震災の発災を受けて、そのメカニズムと被害の真相が明らかになるにつれ、それまでにもかなりの力を注いでいた南海地震対策の取り組みを南海トラフ地震対策として抜本強化する必要に迫られました。特に、平成24年3月31日に政府より発表された34メートルとの津波高の想定はすさまじいものがありました。しかし、県民の皆様とともにこの厳しい想定からも逃げることなく正面から向き合い、必死に、そして着実に対策を講じてきたところでありませ

す。国を挙げて対策を講じていただくべく、9県知事会議を結成して南海トラフ地震対策特別措

置法の制定などに向けた政策提言などを重ねてまいりました。あわせて、地域地域の防災対策をきめ細かく講じていくために津波からの避難路、避難場所、避難タワーなどの整備を急ぐとともに、県内5カ所に地域本部を設け、市町村や地域の皆様とともに津波避難訓練などのソフト対策も進めてまいりました。さらには、たび重なる台風災害に備えるため、近年は土砂災害対策などもさらに加速しているところであります。

こうした2つの根本課題に対する取り組みを通じて、一部にははっきりと手応えが感じられるものも出てまいりました。地産外商が進み、あったかふれあいセンターに代表される高知型福祉のネットワークも県内に広がってまいりました。そして、津波からの避難場所なども本年度末までには計画総数の約9割が完成する予定であるなど、地震対策も広範に進展してきています。

平成20年当時、余りの県政課題の困難さに深くため息をついたときもありました。しかし、今は、まさにやればできるとの思いを強くしているところであります。今後も、これまでの取り組みをさらに発展させ、より一層力強く展開していくことが必要です。いや、そうすることで宿願である県勢浮揚をぜひともなし遂げなければなりません。

人口減少のもたらす負のスパイラルとの戦いの先にある目指すべき高知県の姿とは、産業振興計画において掲げてきた、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことのできる高知県であります。そして、福祉の側面から見れば、日本一の健康長寿県構想において掲げてきた、県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことのできる高知県であります。

1次産業を初めとした地域に根差した産業を

新たな技術なども生かしてさらに活性化し、加えて防災関連産業やコンテンツ関連産業などの新たな高知の強みも育むことで、高知の地産を抜本強化する。また、外商活動も海外への輸出や国際観光の振興も含めて、より積極展開する。加えて、移住促進策をさらに進めて地域の担い手を確保し、芽生え始めた一つ一つの地産外商の取り組みを先々にわたって継承、発展させていく。さらには、以上に加えて拡大再生産をより強く意識した施策を総合的に実施することにより、地域に根差した産業を核とした産業集積を地域地域につくり出す。こうした取り組みによって、多くの地域において若者が県外や世界を相手に地産外商に取り組んでいる、そうした高知県をぜひつくっていきたくております。

また、あったかふれあいセンターを初めとした地域の福祉の拠点において保健・医療・福祉を通じたより一層手厚いケアができるようになれば、高齢者の皆様も住みなれた地域でより健やかに、より長く住み続けることができるようになる。そうなれば、地域に若者の雇用もさらに生まれる。一連の取り組みを通じて本来は子育てに優しい環境であるはずの中山間地域に、より多くの若者が残ることができるようになれば、県民の皆様の希望がより一層かなえられ、出生率の向上、人口減少の緩和にもつながっていくはずです。

南海トラフ地震対策を初めとする災害対策を十分に講じ、安全に安心して暮らすことのできる県土づくりを進めることが全ての基本となることは言うまでもありません。国の防災対策強化の流れも取り込みながら、地域に根差した取り組みをこれからも全力で進めていかななくてはなりません。あわせて、弱みを逆手にとる形で南海トラフ地震対策の取り組みを人口減少の負のスパイラルに対抗した取り組みとしても生かす

努力を続けていきたいと考えます。津波避難訓練が地域のきずなを強め、日ごろの見守りネットワークの強化にもつながっていくように。防災対策を通じて生まれた高知発の新たな技術が防災関連製品として高知から世界に向けた地産外商につながっていくように。

そして、こうした課題解決先進県としての高知の取り組みに多くの県外の皆様の参画も得られるよう、その知恵や力が得られるよう、産学官民連携センターコプラなどの仕組みを通じて努めてまいりたいとも考えます。人口減少社会の先端を行く高知県だからこそ、最も厳しい災害想定に直面している高知県だからこそ、日本の行く末を、あり方を探ろうと多くの知恵が集う、そしてその知恵の融合によって新たな時代がこの高知から切り開かれていく、こうした高知県をぜひ目指していきたいものだと思います。地域地域で若者が住み続けられる高知県を目指して、そして災害から命を守る高知県を目指して、既にこれらの取り組みは加速し始めています。県民の宿願である高知県勢の浮揚をなし遂げるため、これまでの取り組みの土台に立って各種の施策をさらに展開、発展させていく必要がある、これこそが高知県が今後目指すべき道であると私は確信いたしております。

改めて、この間、県民の皆様から賜った御指導、御鞭撻に心から感謝申し上げますとともに、ともに知恵を出し、汗を流してくださった県庁職員の皆様にも感謝申し上げます。

しかし、まだまだやるべきことは残っております。県民の皆様のお許しを賜うことができるのであれば、ぜひとも次の4年間においても高知県の知事として私の力を尽くさせていただきたい。この8年間を振り返り、改めて私の決意を述べさせていただく次第であります。

先月31日、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を改定し、本県における2060年の人口の

将来展望をお示しいたしました。これは、国の総合戦略において各地方公共団体に人口の長期ビジョンの策定が求められたことを受けたものであります。国の推計によりますと、2060年の我が国の人口は約8,600万人にまで減少し、本県の人口についても約39万人にまで減少する見通しであります。これは65歳以上の老年人口割合が14歳以下の年少人口割合よりも2倍以上も高いという本県の人口構造の現状を反映しており、今後も一定の人口減少は避けがたい状況にあることを示したものと考えております。こうした中で、今回お示しした人口の将来展望は、少子化や就職地などに関する意識調査の結果をもとに出生と移動に関する県民の皆様希望をかなえることを前提に一連の対策を講じることで、2060年の本県の人口が約55万7,000人に踏みとどまるよう人口減少を最小限にとどめたいとの考え方を示したものです。

具体的には、出生に関しましては、県民の皆様様の結婚や出産の希望をかなえることを前提に、出生率が直近の1.45から2050年には2.27まで段階的に上昇することを目指すこととしております。また、移動に関しましては、県外に居住する本県出身大学生の県内就職の希望をかなえることなどを前提に、直近の年間約2,000人の社会減という状況を改善し、2019年に社会増減の均衡、さらには2040年には年間1,000人の社会増となることを目指すこととしております。この将来展望が実現いたしますと、本県の人口は2060年には先ほど申し上げたとおり55万7,000人程度に踏みとどまり、かつ2020年に年少人口割合が、2045年には生産年齢人口の割合が増加に転じるなど、近い将来に人口構造が若返ることとなります。さらに、2075年には人口が増加に転じるなど、将来にわたって活力ある持続可能な高知県を実現できることとなります。

今回お示しした2060年の本県人口の将来展望

は、2010年の人口と比較すると約27%の減少となっており、本県と同じくまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の過程で人口展望を示した他県と比べましても減少率を小さく見込むなど相当意欲的な目標であると考えておりますし、またその実現に向けたハードルが高いことも事実であります。しかしながら、県民の皆様の希望を前提としている以上、この本県人口の将来展望は何としても実現すべき目標であると考えております。産業振興計画を初め、先般、総合戦略に盛り込んだ各種施策を全力で進めることにより、この目標の達成に向けて挑戦を続けてまいります。

今議会では、5つの基本政策の着実な推進などのため、総額66億3,000万円余りの歳入歳出予算の補正及び総額18億7,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

第1に、経済の活性化に関しては、地産外商強化の取り組みとして、次世代型こうち新施設園芸システムの普及促進のため大規模次世代型ハウスの整備を支援するほか、アウトドアやスポーツツーリズムの推進のため市町村が行う拠点整備を支援するとともに、土佐西南大規模公園に人工芝グラウンドを整備してまいります。また、さらなる拡大再生産を目指した取り組みとして、コンテンツ産業の集積を目指して補助制度を創設するほか、移住促進などのため高知版CCRC構想を策定し、早期の実現を目指してまいります。

第2に、南海トラフ地震対策の抜本強化、加速化に関しては、発災後の迅速な応急活動による被害軽減のため、浦戸湾内の石油施設の状況などを監視するシステムを整備するなどしてまいります。

第3に、日本一の健康長寿県づくりに関しては、病院、診療所間の連携推進のため、電子カ

ルテなどの医療情報の連携を可能とするネットワークシステムの構築等を支援してまいります。

第4に、教育の充実と子育て支援に関しては、学力向上対策として算数・数学の単元テストを充実するなどいたします。

第5に、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大に関しては、出会い・結婚・子育て支援の取り組みとして、結婚を望む独身の方々の希望をかなえるためのマッチングシステムの稼働を前倒しするなどの取り組みを行ってまいります。

このほか、本年7月の台風11号による公共土木施設等の災害復旧対策などを迅速に実施してまいります。

あわせて、今議会では平成33年度までの中期的な財政収支の見通しについて御説明させていただくこととしております。

県の財政運営においては、常に中期的な収支の均衡を達成するよう財政規律の維持に努め、県民サービスの確保と県財政の健全化をともに実現することが重要であります。私が知事に就任させていただいた当時は、財政調整的基金が早晚枯渇する見込みであるなど大変厳しい財政状況でありました。さらに、その後も南海トラフ地震対策や社会保障関係経費の増加への対応など、さまざまな歳出の増加要因に直面してきてきたところであります。このため、歳出面では人件費の抑制や積極的な事業のスクラップ・アンド・ビルドを行いますとともに、歳入面では県税に加え積極的な政策提言を通じて地方交付税や国庫支出金をしっかりと確保し、地方交付税措置のない県債の発行額を抑制するなど、県債残高の圧縮を押し進めてまいりました。

今般、昨年度の決算状況や今後の歳入の見込み、想定される大規模事業などを踏まえ、中期的な財政収支の試算を行いましたところ、南海トラフ地震対策のさらなる加速化や今後の社会

保障関係経費の増加による影響を加味してもなお、一定の財政調整的基金を確保することができると見通しとなりました。また、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除く県債残高は、必要な投資事業の実施を見込んでも中期的には逡減傾向を維持できる見込みであります。

このように、本県の財政状況は一定の改善が図られてきており、また先々の安定的な財政運営についても一定の見通しを立てることができたと考えております。しかしながら、歳入に占める地方交付税などの割合が高いため、本県の財政運営は国の歳入歳出改革などの動きに左右されます。引き続き、これらの動向を注視し、必要に応じて国に政策提言を行うなど、気を緩めることなく安定的な財政運営に努めてまいります。

続きまして、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化についてこれまでの取り組みと今後の方向性について御説明申し上げます。

これまで約6年半の間、産業振興計画の取り組みを通じ、人口減少による県内経済の縮みという本県が抱える積年の課題に対して真正面から向き合い、官民協働で県を挙げて全力で挑戦してまいりました。その結果、地産外商が大きく進み、長年にわたって減少傾向にあった各分野の産出額が上昇傾向に転ずるとともに、地域アクションプランなど県が定量的に把握できる分野の取り組みだけを見ても約5,400人の雇用が創出されるなどしております。さらには、有効求人倍率が本年5月には過去最高を更新し、0.96倍となるなど、経済全体としてもよい方向に向かっていると見られるところであります。しかしながら、産出額等の上昇傾向に力強さが欠ける分野や地産外商の成果が設備投資や雇用の増加といった拡大再生産に十分につなげていない分野も見受けられます。

今後、産業振興計画の目指す姿である、地産

外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現していくためには、上向きに転じた各分野の成果を一層伸ばすとともに、より力強い拡大再生産のループに乗せていくことを目指して、各施策のさらなるバージョンアップを図っていくことが必要だと考えられるところです。

そこでまず、地産外商のこれまでの取り組みを振り返り、それぞれの分野で新たに明らかになった課題と取り組みのさらなるバージョンアップの方向性について御説明申し上げます。

まず、地産の取り組みについてであります。

農業分野では、これまでの産業振興計画の取り組みにより、生産性の向上や販路開拓、新規就農者の確保などの取り組みが進められ、高齢化による農家戸数の減少や産地の縮小が進む中においても、平成21年は963億円であった農業産出額も、県の推計によりますと昨年は950億円となるなど一定維持できているところであります。加えて、高品質、高収量を実現する最先端の次世代型こうち新施設園芸システムを確立し、普及を開始するなど、次のステージに向けた生産拡大の仕組みも整ってまいりました。

しかしながら、本県農業を地域地域で若者の雇用を生み出すさらに力強いものとしていくためには、家族経営体の強化による産地の底上げ、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築などについて、より強力な取り組みが必要であると考えております。このため、本県の農業を支えている家族経営体が持続可能な経営体となるよう、環境制御技術などの次世代型こうち新施設園芸システムの普及をさらに加速し、収量アップによる所得向上を目指してまいります。また、中山間地域では複合経営型のこうち型集落営農組織の拡大とその法人化を進めますとともに、中山間農業複合経営拠点を県内各地に拡大してまいります。さらに、より一層の拡大再生産に

向けた仕組みとして、意欲ある農業者に対してより大型の次世代型ハウスの普及を推進してまいりますほか、地域の農業者の皆様と県内外の企業などがタイアップする形で大型の施設園芸団地の整備を行うこととしております。

その際、特に課題となる農地の確保については、農地中間管理機構の体制を強化し、地域で埋もれている農地情報を収集して農地を利用調整する仕組みを構築するとともに、耕作放棄地はもとより、現在水稻栽培などが行われている農地を含めて、より生産性の高い園芸農業に転換できるよう、優良農地をつくり出すための施設園芸団地の整備に取り組んでまいります。加えて、担い手の確保については、産地が必要とする人材像や就農までの道筋を明確にした、いわゆる産地提案型の取り組みを県内各地に拡大してまいります。また、安定した生産と雇用の増加のためには法人経営体による営農も有効であることから、法人化への誘導を進め、経営管理や労務管理といった組織マネジメント力を強化する人材育成にも取り組んでまいります。

林業分野では、大型加工施設の整備や木質バイオマスの利用拡大など森林資源を余すことなく活用する仕組みの構築により、原木生産量も平成22年の40万4,000立方メートルから昨年は61万立方メートルへと大幅に増加いたしました。長らく衰退傾向にありました林業分野について、いよいよ高知の山が動き出す胎動を感じているところであります。

しかしながら、これまでの取り組みによる成果をさらに大きなものとし、山でより多くの雇用の場を生み出していくためには、林業の担い手確保の強化や木材需要のより一層の拡大を図っていくことが重要であります。

このため、成熟した森林資源をさらに生かすことを目指し、林業学校において高度で専門的な人材の育成に取り組めますとともに、新たな

木材需要を生み出すため非住宅分野での木材利用やCLTを使った建築物の普及を加速化してまいります。具体的には、店舗や事務所など住宅以外の低層建築物では木造率が住宅に比べて低いことから、建築事例集の作成や商品開発などを支援することにより木造建築や木質化といった木材利用を拡大してまいります。また、CLTの普及拡大の取り組みをさらに進めるとともに、あわせてCLT部材工場などの加工体制の整備支援やCLTパネル工場の誘致を目指してまいります。さらには、これらの取り組みを背景として、本県におけるCLT関連産業の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

水産業分野では、漁業者の減少が進む中において県内への水揚げの促進や養殖業の拡大などにより、沿岸漁業生産額は平成21年の348億円から平成25年には423億円へと増加しており、地域アクションプランなどにより新たに始まった水産加工の出荷額は昨年度には11億4,000万円となるなど、養殖漁業や水産加工業が本県水産業の柱として成長してまいりました。また、外商活動の強化に関しては、少量多品種という本県水産物の特性を生かした高知家の魚応援店制度をスタートさせるなど、新たな商流を生み出す仕組みも整ってきたところであります。

しかしながら、水産業がより多くの若者の雇用の受け皿となるためには漁業生産量をさらに増加させ、その効果を水産加工や流通などの関連産業に、より力強く広げていく必要があると考えております。

このため、沿岸漁業生産体制や水産加工の取り組みを強化するとともに、都市圏での外商活動を一層進めてまいります。中でも、漁業者の減少による生産量の減少は水産加工を初めとする関連産業全体に影響する根本的な課題となっており、漁業生産量の確保に向けた早急な対策が必要でありますことから、漁業者などにお願

いしてきた従前からの取り組みに加えて、新たに法人の参画などによる計画的な担い手確保対策に取り組んでまいります。また、近年、生産量が増加しているクロマグロ養殖などのさらなる拡大に向けては、種苗の安定確保が課題となっておりますことから、民間企業と連携した人工種苗生産体制を確立してまいります。さらには、その中間育成の拠点を形成してまいりますことで養殖生産ビジネスを拡大してまいります。あわせて、水産加工については、養殖業とタイアップした取り組みや施設の高度化及び衛生管理体制の強化、さらにはHACCP対応型施設の誘致にも取り組んでまいります。

ものづくりの振興については、ものづくり地産地消・外商センターを設置し、企業のものづくりに関するさまざまな相談に一元的に対応する仕組みを構築するなど、事業化プランの策定、試作機の開発、見本市への出展などの外商支援、設備投資など、ものづくりの一連の流れを一貫してサポートしてまいりました。その結果、最終製品の製造に挑戦する企業が増加し、外商支援による成約額が平成24年度は2億5,000万円であったものが昨年度は27億1,000万円となるとともに、製造品出荷額等は5,000億円台を回復するなど一定の成果があらわれてきております。また、第2期計画からより重点的に育成を開始した防災関連産業が大きく成長し、高知県防災関連製品認定制度のもと、これまでに99件の製品や技術が認定され、認定製品の売り上げは、昨年度は15億4,000万円にまで拡大してまいりました。

しかしながら、本県の製造業をもう一段力強く成長させるためには、地産外商をさらに強化するとともに、その成果を各事業者の皆様への設備投資につなげ、加えて関連産業の集積を促すことで地産外商の成果を拡大再生産につなげていくことが重要であると考えております。

このため、引き続きバイヤーとの個別相談会をふやして新たな事業化プランづくりの支援を強化するなど企業のものづくりを一貫してサポートするとともに、防災関連産業の認定製品をさらに増加させるよう取り組んでまいります。また、ものづくり地産地消・外商センターによる外商支援を強化するとともに、防災関連産業については国内にとどまらず、地震対策が必要な台湾や東南アジアなど海外での外商も強化してまいりたいと考えております。さらに、設備投資に対する支援による企業の成長を通じ、拡大再生産の流れを力強く支援してまいります。

コンテンツ産業については、これまで若者の就職希望が多い分野であるにもかかわらず県内に雇用の受け皿が少ないために、こうした分野を目指す人材が県外に流出する状況にありました。このため、全国に先駆けてソーシャルゲームビジネスの創出などに取り組んできたところであります。こうした取り組みによって本県と県外関連企業とのネットワークが広がってきた結果、本年5月には首都圏のゲーム関連会社による合弁会社の設立につながり、その他と合わせて本年度末までには67人の新規雇用者が見込まれるなど、企業集積の土台を形成することができつつあります。また、コールセンター、バックオフィスなどの事務系職場についても地方への拠点開発、いわゆるニアショア志向を背景に、これまで14社の立地が実現するなど集積が進みつつあります。

今後は、コンテンツ産業の企業誘致のための助成制度の創設や誘致後の人材確保・育成などを含めた支援パッケージにより、さらなる企業の誘致に取り組んでまいります。さらに、事務系職場の誘致につながる企業の情報は庁内の関係各部に關係することから、庁内に企業誘致に関する総合支援チームを立ち上げ、案件ごとに誘致活動から立地支援に至るきめ細やかな支援

を進めてまいりたいと考えております。

イノベーションの創出については、これまで産学官民の連携を深め、その英知を結集した取り組みを進めてまいりました結果、微細な気泡を発生するファインバブル発生器など、今後のさまざまな製品への広がりが期待できる技術が生まれてきたところであります。また、産学官民が連携し、さまざまなイノベーションを創出していく新たな仕組みとして、本年4月、高知県産学官民連携センターココプラを開設いたしました。ココプラでは、県内大学などの研究内容と事業化につながり得るシーズを紹介する講座や県外のシンクタンクや金融機関と連携したCCRCに関する連続講座などをこれまで合計32回開催し、延べ1,000人を超える方々に御参加いただくなど、産学官民の交流が着実に進み始めております。また、ここから生まれたアイデアやシーズを事業化につなげるココプラビジネスチャレンジサポートの取り組みも開始いたしました。

今後、産学官民連携センターを核に、産学官民の交流と連携をさらに深め、さまざまなアイデアを新たな事業展開につなげていくことで本県産業の底上げにつながるさまざまなイノベーションの創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、外商の取り組みについて御説明申し上げます。

国内での食料品などの外商については、地産外商公社を中心に県内事業者の皆様を全力で支援してまいりました結果、昨年度に公社が仲介、あっせんした成約件数は4,393件と平成21年度の約25倍となり、成約金額も大きく伸びてまいりました。また、輸出の取り組みについては、戦略的なプロモーションの展開により高知ユズが海外で認知され市場が広がるなど、食料品の輸出額は当初目標の2億円を早期に達成し、昨年

は3億3,800万円と伸びてまいりました。

他方、成約実績をさらに上積みし、拡大再生産につなげていくためのさまざまな課題も見えてまいりました。

1つ目の課題は、食品加工業の生産管理体制のさらなる高度化であります。食の安全確保の面では近年、食品の異物混入といった事件の影響などから、大手小売店などが製造元に求める生産管理基準がより高度になってきております。このため、衛生管理や品質管理のレベルに適合しないがゆえにビジネスチャンスを取り逃すことのないよう、県内事業者の生産管理体制の高度化に向けた取り組みをより一層支援してまいりたいと考えております。

2つ目の課題は、さらなる飛躍に向けたより大きな商流の開拓であります。これまで地産外商公社が仲介、あっせんした事業者のうち、中小規模の事業者は出荷額が順調に伸びている一方で、比較的規模が大きな事業者には外商支援が十分に効いていないといったことが見えてきました。このため、それぞれの事業者の個別課題に対応したサポートチームを設置し、企業の取り組みを後押ししてまいりたいと考えております。さらに、生産から加工、流通、販売までの関係者がそれぞれのノウハウを生かしながら連携し、新たな商品開発や販路開拓に取り組むことを通じて地域ブランドをつくり出す食品産業のクラスター形成に挑戦しますとともに、将来的にはこうした取り組みの一環として県内外の食品加工事業者の新たな立地にもつなげてまいりたいと考えております。

3つ目の課題は、地産外商の取り組みの海外への拡大であります。ユズの輸出で蓄積したノウハウを生かして、世界に広がる和食への注目も追い風としつつ日本酒の輸出拡大を目指すとともに、新たに力を入れる品目の掘り起こしと商流づくりにも取り組んでまいります。

ものづくり系の外商活動については、先ほど申し上げましたとおり、ものづくり地産地消・外商センターの取り組みを通じて近年、成約金額が大きく伸びるなどの成果があらわれてきております。今後、輸出促進に向けた取り組みを一層拡大するとともに、拡大再生産につながる取り組みともなるよう、ものづくりの一貫サポート体制のさらなる強化を図ってまいります。

次に、観光振興については、これまで観光商品をつくる、その観光商品を効果的にPRして県外に向けて売る、そして本県を訪れる観光客の皆様にご満足いただけるようにもてなすという一連のサイクルを抜本強化して取り組んでまいりました。その結果、本県への入り込み客数は昨年まで2年連続で400万人を超え、目標としてきた400万人観光が定着しつつあります。

しかしながら、次の目標である435万人観光を早期に達成するためには、官民協働体制を強化し、本県観光の強みをさらに伸ばし、弱みを克服するための挑戦が必要であると考えております。

このため、本県が有する歴史、食、自然といった地域ならではの資源を旅行者のニーズに応えられる商品として磨き上げる力や、磨き上げた商品を組み合わせる体験プログラムや周遊プランとして売り出していく力を強化してまいります。具体的には、2018年の明治維新150年までの間、歴史に大きく注目が集まるものと見込まれることから、これを生かして歴史を中心とした大規模なキャンペーンや歴史と食を一体的に連動させた戦略的な観光地づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。また、豊かな自然を生かし、アウトドアやスポーツツーリズムを一層進めるため魅力的な拠点の整備を推進してまいりますほか、本県を訪れるきっかけとなるコンベンションなどの誘致にもより積極的に取り組んでまいります。

あわせて、国際観光の推進に関しては、外国クルーズ客船の寄港が増加しているという現状を踏まえ、外国人の嗜好やニーズに応じた旅行商品づくりと積極的なPRを行うとともに、外国人観光客の満足度を高めることや受け入れ環境の整備を抜本的に強化するなど、取り組みを加速していかなければなりません。このため、四国の他の3県などと広域に連携することで造成した旅行商品の発信力をさらに高めることや、東京オリンピック・パラリンピックに向けて本県を世界に大きくPRしていくためよさこい祭りを戦略的に活用するなど、認知度を飛躍的に向上させていくことが重要だと考えております。また、Wi-Fi環境の整備や消費税免税店の開設支援、飲食店における飲食メニューの多言語化など、外国人観光客の受け入れ体制を整備してまいります。

次に、地産外商の成果を拡大再生産へとつなげる取り組みについて御説明申し上げます。

拡大再生産に向けては、さまざまな分野における担い手を確保するとともに、地域地域で関連産業の集積を促すことが重要であると考えております。

まず、産業の担い手となる人材育成の取り組みについて御説明申し上げます。

産業人材の育成の核として平成24年度に開講した土佐まるごとビジネスアカデミーには、昨年度、過去最高となる延べ1,921人の方に御参加いただいたところであり、本年度からは開催場所をココプラに移し、人材育成の機能を強化したところでもあります。こうした学びを生かして地産や外商に挑戦し、成果を上げる事業者もふえてきており、それに影響を受け、地域地域で新たなビジネスなどに挑戦したいといった声や地域みずから担い手の育成に取り組みたいといった声が聞かれるようになってまいりました。このため、地域が主体となった新たな学びの場

づくりを支援し、多くの学びの機会を提供することで、地域の産業を牽引する意欲ある実践者を地域が育てていく環境をつくってまいりたいと考えております。

第1次産業の担い手確保については、農業担い手育成センターの開設や林業学校の設立、漁業就業セミナーの開始など、人材確保と研修制度などによる人材の育成に取り組んでまいりました。しかしながら、依然として担い手が減少しており、確保対策のさらなる強化が必要な状況にあります。このため、先ほど申し上げましたとおり、産地提案型の担い手確保対策の強化や林業学校における高度で専門的な人材の育成、法人の参画などによる計画的な漁業の担い手確保などに取り組んでまいります。

深刻さを増してきている企業の後継者不足などへの対応については、本年4月に設置した事業承継・人材確保センターにおいて事業承継へのサポートだけではなく事業規模の拡大や新たな事業を展開する際に必要となる中核人材の積極的な確保に取り組んでおり、既に事業承継に関する相談が53件、人材確保については47件の相談が寄せられているところであります。今後、このような企業の皆様のニーズにしっかりと応えてまいりますため、県内外の中核人材に関する情報をさらに蓄積し、より多くのマッチングにつなげていく必要があると考えております。このため、首都圏での人材情報などを収集する求職コーディネーターを新たに配置するなど、移住や地方での仕事に関心を持っている都市部の人材に直接働きかける体制を強化してまいります。

移住促進の取り組みについては、これまで移住に至るプロセスを5段階に分けてそれぞれに応じた対策を官民協働、市町村との連携協調のもとで実施するとともに、常にその成果について検証し、改善を加えてまいりました。その結

果、移住、定住に向けた一連の官民協働による仕組みが整い、県外から本県への移住者は平成23年度の120組241人から昨年度は403組652人と大幅に増加しております。本年度も8月末時点で対前年度比127%、210組345人が移住するなど、年間目標の500組に向けて順調に推移しております。また、移住者が地域や経済の担い手として活躍するといった成果もあらわれ始めております。

しかしながら、全国的な地方創生の動きの中で他県との競争がより厳しくなることが予想され、また地域における後継者や中核人材確保の要請も高まってきております。このため、今後、次の3つの視点により移住促進の取り組みをさらにパワーアップしてまいります。

1つ目は、他県との競争を意識して、より本県の強みを生かした移住促進策を展開することです。このため、本県の生活の質にかかわる特徴である生活費の安さや自由に使える時間の多さといった強みを前面に打ち出して全国にPRするとともに、本県が得意としてきた志移住の取り組み、すなわち各産業分野の担い手確保と移住促進の取り組みをしっかりと連動させる仕組みをさらに強化してまいります。加えて、高知版C R Cなどの移住につながる特徴あるプロジェクトを地域地域で実行し、定着させてまいりたいと考えております。

2つ目は、志移住の取り組みの中でも特に本県の企業などの人材ニーズを都市部の人材に届け、マッチングさせていくための取り組みを強化することです。このため、先ほど申し上げましたとおり、事業承継・人材確保センターに首都圏の人材情報などを収集するコーディネーターを配置するほか、移住相談とU・Iターン就職などの取り組みを一体的に実施する体制を強化してまいります。

3つ目は、移住した方に安心して住み続けて

いただくためのフォローアップ体制を充実することです。このため、移住者の身近な相談役となつていただく地域移住サポーターにより多くの方に御就任いただくとともに、民間の移住支援団体によるネットワーク「高知家移住促進プロジェクト」と地域移住サポーターとの結びつきを強め、地域が一体となったフォローアップ体制を構築してまいります。

さらに、本県の産業をもう一段、力強く成長させていくためには、拡大再生産をより強く意識した施策を展開することにより、地域に根差した産業を核とした産業クラスターを地域地域で戦略的に生み出していくことが重要であると考えております。特に、第1次産業は本県の強みであり、地域に根差した取り組みが行われていることから、地域の基幹産業である第1次産業を力強く発展させるとともに、その第1次産業を核とした産業クラスターを形成することで、より大きな雇用を地域地域で生み出していくよう意図的に取り組むことが有効であると考えております。

例えば、農業分野においては、県内各地で優良農地をつくり出して次世代ハウスによる施設園芸団地を整備し、近隣に県外からの誘致を含めて食品加工場、物流拠点、直販所、レストランなどの関連産業を集積させ、農業クラスターを形成することが考えられます。また、水産業分野においては、養殖生産の拡大を図るとともに、高度な衛生管理が可能な水産加工場、さらには冷凍保管や加工残滓処理などの関連ビジネスを集積させ、水産業クラスターを形成することが考えられます。このほか、観光分野においては、明治維新150年を生かした歴史観光の戦略的な推進を図る中で地域にある本物の歴史資源を磨き上げ、その周辺の食や自然体験、土産物などの観光資源と一体的に結びつけ、観光クラスターを形成することが考えられます。

このような取り組みを進めていくためには、第1次産業支援、ものづくり支援、外商支援や県内外の企業立地支援などを組み合わせ、関係する部局が連携して戦略的に進めていく必要があります。また、地域の方々と一体的に取り組むことも不可欠であります。このため、地域の産業クラスター形成に向けた政策パッケージを今後、関連する産業団体や民間企業、市町村の皆様のお意見もお伺いしながら練り上げてまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策に関し、これまでの取り組みと今後の方向性について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震による揺れや津波から命を守る対策を最優先としつつ、あわせて助かった命をつなぐ対策にも本格的に着手いたしました。

命を守る対策では、まず揺れ対策として建物の耐震化を促進してまいりました結果、小中学校や県有施設の耐震化は本年度中におおむね完成する見込みであります。また、津波から命を守るための津波避難空間の整備に取り組んでまいりました結果、避難路・避難場所は計画総数1,445カ所に対して1,361カ所が、津波避難タワーは計画総数115カ所に対して103カ所が本年度末までに完成する見込みとなるなど、整備について一定のめどが立ってまいりました。さらに、地震火災対策についても具体的な対策を実施する段階に至り、山津波対策についても取り組みをより加速化しているところであります。また、こうした一連の対策を地域の皆様と協働して進めていくため、5つのブロックに設置した南海トラフ地震対策推進地域本部の体制も大幅に強化してまいりました。

助かった命をつなぐ対策に関しては、まず避難所の確保を進めるとともに迅速な応急活動を

展開するため、県内8カ所の総合防災拠点の整備に加え、これらの拠点と市町村役場などを結ぶ基幹ルートにおける道路啓開計画の策定や、より負傷者に近い場所で医療を行う前方展開型の医療救護活動の考え方を盛り込んだ災害時医療救護計画の改定、集落の孤立対策など、発災後おおむね3日間に当たる応急期初期の対策の基礎を固めるための取り組みを進めてきたところであります。

しかしながら、命を守る対策については住宅の耐震化の促進や地震火災への対応などまだまだ多くの対策が必要であり、命をつなぐ対策についても避難所の確保や道路啓開における体制整備など、より具体的な対策を一層講じていく必要があります。

まず、命を守る対策については、住宅の耐震化率が本年度末の時点で77%にとどまる見込みでありますことから、住宅を戸別訪問し耐震診断を勧奨するなど、市町村との連携のもと耐震化率100%を目指して取り組んでいるところであります。また、これまでに県内各地に整備された津波避難空間を十二分に活用して一人一人が確実に避難できるよう、沿岸19市町村で策定されている地域津波避難計画について地域本部が中心となって現地での検証を徹底しているところであり、その際明らかになった課題に対しては速やかに必要な対策を講じてまいります。地震火災対策については、本年6月、地震火災対策指針を公表し、対策を重点的に推進する地区として11市町19地区を位置づけるなど、指針に基づいた具体的な対策を進めることとしております。また、山津波への対策については、砂防事業などのハード対策の着実な推進と土砂災害警戒区域の指定の加速化とあわせて避難訓練や防災学習会の実施などのソフト対策を一体的に進めているところであります。

次に、命をつなぐ対策では、これまでも避難

所の確保対策に取り組んできたところでありますが、最大クラスの地震が発生した場合、県全体ではいまだに約11万人分の収容能力が不足している現状であります。このため、避難所の耐震化や新たな避難所の指定に取り組むなど避難所確保の取り組みを進めますとともに、多数の避難者の発生が想定される市町村においては市町村の圏域を越えた広域での避難ができるよう具体的な検討を進めてまいります。また、発災後の速やかな道路啓開は、迅速な救助や救出、医療救護活動、円滑な支援物資の輸送など応急期のさまざまな対策の根幹となりますことから、啓開区間ごとの重機や燃料確保の検討を進め、その実効性を高めてまいります。あわせて、全国から総合防災拠点に集まる支援物資などを被災地まで円滑に輸送するための計画も策定してまいります。

災害時の医療救護活動については、前方展開型の医療救護体制を地域の被害想定や医療資源の状況を踏まえたものとするため、現在6つの地域において地域の医師会や市町村など関係機関の皆様とともに地域ごとの行動計画の策定を進めているところであります。今後もさらなる協議を重ねますとともに、訓練などを通じた確認も行いながら実効性のある計画が策定されるよう支援してまいりますほか、取り組みを始める地域のさらなる拡大を図ってまいります。

こうした第2期南海トラフ地震対策行動計画の取り組みで明らかになった課題については、次期計画に反映させるとともに、必要な対策を着実に実行することで南海トラフ地震対策の一層の推進に努めてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

これまで働き盛り世代の死亡率の高さや医師の偏在、全国に先行する人口減少と高齢化による地域の支え合いの力の弱体化といった本県が

抱える構造的な課題に対応するため、日本一の健康長寿県構想の取り組みを通じ、県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる高知県を目指して取り組んでまいりました。その結果、がん検診や特定健診の受診率は向上し、県内で初期臨床研修を行う若手医師が増加するとともに、高知型福祉の拠点となるあったかふれあいセンターの整備が進むなど、保健・医療・福祉それぞれの分野で成果が一定見られ始めたところであります。

しかしながら、働き盛り世代の死亡率は依然として全国に比べて高い状態にあることや住みなれた地域で安心して住み続けられる社会の実現に向けては地域における福祉や医療の取り組みのさらなる強化が必要なこと、加えて県内で一定数の子供たちが厳しい環境に置かれていることなど、いまだに多くの課題が残されています。

このため、保健分野においては、壮年期の死亡率の改善を目指し、主な死亡原因のがん、脳血管疾患、心疾患の生活習慣病について、より効果的な対策に取り組んでまいります。

まず、死亡原因の第1位であるがんにつきましては、早期発見、早期治療に重要な役割を果たすがん検診の受診率向上を目指し、検診対象者への個別通知やさらなる利便性の向上により受診の促進を図ってまいります。あわせて、脳血管疾患や心疾患などの血管病対策について、正しい生活習慣を促す特定健診の受診を促進するとともに、糖尿病などから透析治療への移行を防止するため保健指導や受診勧奨などの重症化予防対策に取り組んでまいります。また、健康的な生活習慣を定着させるためには子供のころから健康に関する知識を習得し、実践する力を身につけることが重要でありますことから、引き続き小・中・高等学校における健康教育を推進してまいります。

医療分野においては、奨学金制度などによる若手医師の確保対策に取り組んでまいりました結果、これまでに奨学金を受給した医学生が228人となり、本県の医療機関で採用された初期研修医が平成21年度の36人から本年度には58人と大幅に増加するなど、医師不足の改善が期待できる状況となってまいりました。今後とも、研修体制の整備などにより若手医師の県内定着を促進し、若手医師の減少、地域の偏在、診療科の偏在といった医師の偏在解消に向けて取り組んでまいります。

また、療養が必要な状態となっても居宅で生活を続けたいという県民ニーズに応えてまいりますため、県民の皆様が安心して在宅での療養を選択できるよう、訪問看護など在宅医療提供体制の整備とあわせて日常生活を支える機能回復などの支援や急変時に対応できる医療体制を整備してまいります。具体的には、中山間地域などの不採算地域への訪問看護サービスの支援や訪問看護師の育成を加速するとともに、在宅療養を希望する入院患者が適切にリハビリテーションを受けられるよう回復期機能を担う病床を確保するなど、在宅療養への円滑な移行を支える医療資源の充実に努めてまいります。

福祉分野では、人口の減少と高齢化に伴い中山間地域などで弱まってきている地域の支え合いの力を官民協働で意図的、政策的につくり出していく高知型福祉の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。中でも、小規模多機能で日常生活を支える福祉サービスなどを提供するあったかふれあいセンターについては、本年7月末現在で県内41カ所、サテライトを含めると228カ所で設置、運営されるなど、高知型福祉を推進する拠点施設としてその役割をしっかりと果たしてきております。

しかしながら、住みなれた地域で安心して暮らすことができる県づくりを目指して、県民の

皆様の在宅生活の希望をかなえ、生活の質の向上を図るためには、要介護者や独居などの配慮を必要とする高齢者にこれまで以上にきめ細かく対応していく必要があります。

このため、今後、あったかふれあいセンターの機能のさらなる強化に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、元気な高齢者の皆様が介護を必要とする状態に至らないよう、センターが行います運動機能の維持・向上に向けた介護予防サービスをリハビリテーション専門職の派遣などにより、支援いたしますほか、認知症の高齢者などに優しい地域づくりを推進するため、センターへの認知症カフェの設置などを支援いたします。あわせて、その際には福祉活動にとどまらず経済活動などを含めた地域づくりを推進する観点から、あったかふれあいセンターと集落活動センターや高齢者の住まいの整備などといった取り組みとの連携を図ってまいります。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援について御説明申し上げます。

経済的な要因のみならず、さまざまな社会の構造変化などを背景として、県内でも一定数の子供たちが学力の未定着や虐待、非行、いじめといった困難な状況に直面するなど、極めて厳しい環境に置かれております。

このため、こうした厳しい環境に置かれた子供たちへの支援を重点課題として位置づけ、教育の分野では、子供たちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、放課後の学習支援など就学前から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない支援の抜本強化に取り組んでいるところであります。また、増加傾向にある児童虐待の問題に対しましては、昨年12月に起こりました虐待死亡事例に係る検証委員会から、高知市を含めた関係する支援機関との連携や情報共有のあり方、さらには要保護児

童対策地域協議会の活動への支援の必要性などについて提言をいただきました。県としましても、この提言に基づき児童相談所と市町村との連携強化や要保護児童対策地域協議会の活動強化などの再発防止策にスピード感を持って取り組むことにより、対応力のもう一段の充実強化に努めてまいります。

あわせて、少年非行の問題については、非行率が平成21年から平成23年まで3年連続して全国ワースト1位であったものが昨年はワースト13位へと改善しておりますものの、再非行率は全国上位のままであるなど、依然として厳しい状況にあります。このため、学校、警察、行政などの関係する支援機関と家庭を含む地域社会が一体となって高知家の子ども見守りプランを推進することにより、さらなる改善を図ってまいります。

厳しい環境にある子供たちへの支援については、今後、県民世論調査やひとり親家庭の実態調査の結果を分析し、子供たちが置かれている現状をしっかりと把握した上で本年度中に子供の貧困対策計画を策定し、子供たちへの教育や保護者に対する就労支援、さらには生活や経済面での支援を行うなど、より総合的な支援に取り組んでまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

教育委員会では、全国と比較して厳しい状況にあった本県の子供たちの学力や体力の底上げ、生徒指導上の諸問題の解決に向けて高知県教育振興基本計画重点プランを策定し、知・徳・体の分野ごとに目標を掲げて取り組みを重ねてまいりました。

知の分野では、小学校の学力は全国上位に、中学校の学力は全国平均まで引き上げることを目標とし、学力の定着状況を把握し分析するための単元テストや、授業と家庭学習を連携させ

て学ぶ力を育む学習シートなどを活用した授業改善と家庭学習習慣の確立などに取り組んでまいりました。その結果、先月公表されました全国学力・学習状況調査において本県の小学校の学力は、国語では基礎知識を問うA問題で全国平均を3ポイント以上上回るという重点プランで設定した目標を達成するなど、全国上位クラスまで向上してまいりました。一方で、小中学校ともに思考力、判断力、表現力にはいまだ弱さが見られますし、特に中学校は国語、数学ともに本年度も全国平均を下回る結果となっており、その学力の改善状況は平成25年度からの足踏み状態をいまだに脱却できておりません。

このような課題に対しては、まずは思考力などをより効果的に高められる授業づくりをこれまで以上に進めていく必要があると考えております。このため、これまでに作成してきた思考力問題集などの学習教材の活用とあわせて現在全ての小中学校で実施している単元テストに思考力を問う問題を組み込むことにより、思考力などの定着状況を把握しながら授業を進めていく仕組みを整えてまいります。加えて、総合教育会議においても特に中学校の学力向上に向けた諸課題について深く掘り下げ、解決に向けた真に有効な対策を打ち出すための議論を重ねております。その中で、学力の向上に向けては、個々の教員の力量のみに頼らず教員同士がチームを組み、協働しながら学び合い、組織的に授業力を高め合う仕組みづくりが重要であるとの方向性が見えてまいりました。

今後は、教員が指導力を一層発揮できるよう、学力の向上など学校の目標の実現に向けて組織的に取り組む、いわゆるチーム学校の構築についてさらに議論を深めてまいります。

徳の分野では、暴力行為や不登校など生徒指導上の諸問題の改善に向け、キャリア教育や道徳教育を初め子供に内在する力や可能性を引き

出すことに力点を置いた生徒指導を推進してまいりました。あわせて、喫緊の課題への対応として、高知家の子ども見守りプランや高知県いじめ防止基本方針を策定し、少年非行やいじめ防止などの取り組みを推進するとともに、一人一人の子供や家庭が抱える課題の解決に向けて相談支援体制の強化を図ってきたところであります。このような生徒指導に組織的に取り組んだ中学校では暴力行為の発件数が減少し、高等学校においても中途退学率や不登校率が改善してまいりました。

しかしながら、学校における生徒指導上の諸問題に対する組織的な取り組みの弱さなどもあり、自尊感情を育むことや規範意識を高めることが十分にできていないため、小中学校における暴力行為や不登校などが依然として高い数値で推移するなど、いまだ厳しい状況にあります。

今後は、知の分野でも申し上げましたとおり、学校の目標の実現や生徒指導上の諸問題の解決に向けて組織的に取り組むチーム学校の構築を検討してまいります。また、こうした問題行動の背景には子供を取り巻く社会環境の変化や家庭の状況などが複雑に絡み合っている現状があることから、教育や福祉、警察など関係機関との連携をさらに強化し、さまざまな対策を組み合わせながら児童生徒や保護者の悩みや不安の解消、取り巻く環境の改善などに取り組んでまいります。

体の分野では、小中学校の体力、運動能力を全国平均まで引き上げることを目標とし、体育の授業や健康教育の充実、体力向上の基礎となる健康的な生活習慣の定着を目指した取り組みなどを進めてまいりました。その結果、全国最低水準にあった小中学校の体力が全国水準近くまで改善するとともに、全国大会や国際大会で活躍する選手が育っております。

しかしながら、子供の運動習慣がいまだ十分

に定着していないことやスポーツ活動に地域差が見られること、競技人口の少ない競技種目では選手を効果的に発掘し、育成する体制が十分でないといった課題があります。

このため、子供たちの運動、スポーツ活動の向上を図ることを目指し、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、スポーツ推進プロジェクト実施計画に基づいて子供たちがスポーツになれ親しむことができる環境の充実と競技力の向上、地域におけるスポーツ活動の活性化などの取り組みを総合的に進めてまいります。

以上のような知・徳・体それぞれの取り組みに加えて、平成27年度からは厳しい環境にある子供たちへの支援を抜本強化して取り組んでいるところです。教育の分野では、特に貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、就学前から高等学校までの各段階に応じて一貫した対策を進めております。生活の困窮などにより十分な学習機会が与えられていない子供たちへの支援については、放課後の補充学習などに取り組んでいるところであり、小中学校では教員とともに91校で174人の地域住民や大学生が学習支援に当たり、また高等学校においても現在延べ86人を配置し、学力の定着に課題のある子供たちへのきめ細やかな学習支援に当たっております。こうした取り組みが学校の授業改善などの学力向上の取り組みと相まって、一人一人の子供たちの学習意欲を高め、さらなる学力の向上につながるよう、ひいては子供たちの夢の実現につながっていくよう引き続き支援してまいります。

また、子供たちの中には厳しい環境にあるがゆえに不登校などの生徒指導上の課題を抱え、学校や放課後の学習支援などの学びの場に参加できない状況も見受けられますことから、スクールカウンセラーを全ての公立中学校と県立学校

に配置したところであります。さらに、厳しい環境にある子供たちが多い7つの市にはスクールソーシャルワーカーを追加配置するなど、相談支援体制を大幅に強化いたしました。その結果、より多くの子供や家庭への支援が可能となり、子供や家庭が抱えるさまざまな課題によりきめ細かく対応できるようになってまいりました。今後も、スクールソーシャルワーカーなどのさらなる配置と専門性の高い人材の確保を通じて相談支援体制の充実及び強化に努めてまいります。

加えて、中途退学などといった形で学校という居場所を失い、地域で孤立するなど社会的自立が困難となっている若者に対しましては、地域のより身近な場所での支援の充実が必要であることから、就学や就労に向けた相談窓口である若者サポートステーションによる支援を拡充し、出張相談会や個別訪問などの支援内容を充実してまいります。

次に、学校と地域の連携について御説明申し上げます。

子供たちを取り巻く環境が厳しさを増す中で学校が抱える課題も多様化しており、学校だけでは解決が困難な状況も出てきております。こうした状況の中では、地域の力もおかりして社会全体で子供たちを見守り育てていくことが必要であります。

このため、これまで学校と地域が一体となった教育支援の展開に向けて、学校支援地域本部の立ち上げ支援や子供たちの放課後などにおける安全で安心な居場所づくりに努めてまいりました。特に、本年度からは学校と地域をつなぐ役割を担う指導主事を教育事務所と高知市に新たに4名配置し、学校と地域との連携体制の充実を働きかけてまいりました。これらの取り組みの結果、現在22市町村に85の学校を支援する40の地域本部が設置されるなど、多くの地域で

地域の方々が学習支援や学校行事に参画し、子供たちの学びを支えるとともに、地域ぐるみで子供たちを見守り育てる体制づくりが進んでまいりました。

引き続き、全ての地域において連携体制が構築されることを目指し、地域の課題に応じた効果的な取り組みが進められるよう、市町村や学校に対する支援や指導を強化してまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

社会資本の整備が全国水準から大きく立ちおくれている本県では、整備水準を少しでも引き上げることが県民の安全及び安心の確保と地域経済の活性化につながりますことから、地域の実情を踏まえて必要性や緊急性の高いインフラ整備に重点的に取り組んでまいりました。

特に、四国8の字ネットワークの整備促進については命の道として必要不可欠であり、南海トラフ地震対策を進める上での最優先課題として位置づけ、国に対して積極的に提言活動を行うなど、早期の整備を目指して取り組んでいるところであります。その結果、県内の供用延長は平成19年度末の88キロメートルから134キロメートルに伸び、新たに整備が進んだ地域では観光客の増加や企業の立地といった効果もあらわれてきているところであります。しかしながら、依然として東部や西南部にミッシングリンクを抱えており、整備率はいまだ52%にとどまっております。このため、整備効果や必要性を引き続き国に強く訴え、さらなる整備の促進に取り組んでまいります。

中山間地域の道路整備については、地域に暮らす住民の皆様の御意見を伺いながら1.5車線の道路整備を重点的に進めてまいりました。この1.5車線の道路整備は、平成19年度までは総延長が約54キロメートルであったものが平成20年度からの8年間で新たに約100キロメートルの整備

が進んだことで合計約152キロメートルとなり、利便性の向上のみならず産業振興や観光客の増加などといった地域の活性化にも寄与しているところであります。

そのほか、豪雨により大きな浸水被害を受けた河川流域の再度災害防止対策や最大クラスの津波に対しても減災効果が発揮できる防波堤や海岸堤防の整備など、引き続き災害対応力の向上を図ってまいります。

また、高知新港については、昨年5月のメンバーズの供用開始により大型客船の寄港が可能となったことで、クルーズ客船の寄港打診が増加しております。寄港回数は、昨年度が9回、本年度は8回の寄港予定であるのに対し、来年度は先月末時点で8回の寄港が確定しており、仮予約も含め21回の寄港予定となっております。今後は、クルーズ客船の寄港を定着化させるため、受け入れ体制や観光振興と一体となった情報発信の取り組みを強化するとともに、より大型の客船の受け入れに対応してまいりますため、バス待機場など施設整備の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、中山間対策に関し、これまでの取り組みと今後の方向性につきまして御説明申し上げます。

中山間対策については、経済の活性化など5つの基本政策に横断的にかかわる政策として平成24年度から抜本強化を図り、産業をつくる、生活を守るの2つを柱として取り組んでまいりました。

産業をつくる取り組みについては、産業振興計画の地域アクションプランや第1次産業振興などの取り組みにより仕事や雇用が一定生まれてきているところであり、また生活を守る取り組みについても高齢者の買い物や通院を支える移動手段の確保、生活用水の確保などにより生活環境の改善効果も見られております。

しかしながら、中山間地域には依然として人口減少、高齢化といった極めて厳しい実態があり、県政目標にも掲げられる若者が住み続けられる中山間地域の実現には取り組みのさらなる強化が必要であります。

このため、産業振興計画の地域アクションプランに位置づけられる事業のさらなる掘り起こしに努めるとともに、中山間地域の基幹産業であります農林水産業を核に生産・加工・流通が一体となった産業クラスターの形成などに取り組むことにより、地域地域における仕事と雇用を生み出してまいります。また、あったかふれあいセンターを活用した介護予防、日常生活支援サービスなどの提供により支え合いのネットワークづくりを推進し、中山間地域における生活の質の向上を図ってまいります。

こうした取り組みの基盤の上に、特に厳しい状況にある集落の維持・活性化に向けてこの間進めてまいりましたのが集落活動センターの取り組みであります。現在、県内18カ所で立ち上がっておりますこれらの集落活動センターにおいては、店舗やガソリンスタンドの運営を行うことにより地域の暮らしを支える取り組みや、加工品づくりや交流活動などによってにぎわいや収入を生み出すといった取り組みが新たに始まるなど、地域の活性化に向けた成果が少しずつあらわれてきております。

今後も、センターの経済活動の取り組みや人材育成の取り組み、情報発信の取り組みなどそれぞれの経営基盤の確立に向けた取り組みをしっかりと支援するとともに、あったかふれあいセンターの取り組みとの連携も強化しながら、本年度内に30カ所程度の立ち上げを図ってまいります。さらには、この30カ所のセンターをロールモデルとすることで、将来的には県内全域に130カ所程度のセンターを開設することができるよう取り組んでまいります。

次に、少子化対策につきまして御説明申し上げます。

近年、少子化の進行の大きな原因として未婚化、晩婚化の影響が挙げられているところであり、生涯未婚率や初婚年齢などの上昇に反比例する形で合計特殊出生率が低下してきたところであります。国の統計によりますと、50歳時点の未婚率である生涯未婚率は年々上昇し、直近の2010年では本県の男性は22.1%、女性は12.4%となっております。第1子出産年齢も徐々に上昇し、直近の平成26年では30.6歳となっております。こうした中、本年度実施した県民意識調査によりますと、結婚に関しては独身者の約8割が結婚したいという希望を持ち、第1子が欲しい平均年齢は29.3歳であることがわかりました。また、出産に関しては、理想とする子供の人数が2.45人であるのに対して実際に出産を予定する子供の数は2.09人とどまるという調査結果も出ております。

これらを踏まえ、今後はより多くの方の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をより早くかなえていくとともに、県民の皆様が理想とする子供の人数の実現を目指していくといった観点から少子化対策の抜本強化を図ってまいりたいと考えております。

このため第1に、より多くの方の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるため、これまで働きかけが十分とは言えなかった民間企業の皆様との連携強化に向け高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーとのネットワークを県内全域に張りめぐらせることを通じて、よりアクティブな少子化対策を展開してまいります。さらには、総合的な結婚支援策の強化としてマッチングシステムの導入などによる出会いの機会の拡充に取り組むこととし、補正予算案に運営窓口の開設を前倒しするために必要な経費を計上し

ております。

第2に、より早く結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるため、さきに述べました総合的な結婚支援策の強化とともに、県民の皆様が若いうちから自分のライフプランを意識し、安心して結婚、妊娠、出産、子育てへとそのステップを進められるようライフプランセミナーや妊娠や出産を含めた健康講座を開催するなど、地域や職場全体で若者を支援する環境づくりを強力に進めてまいります。

第3に、理想とする子供の人数の希望をよりかなえるため、ワーク・ライフ・バランスを初めとする仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備を進めてまいります。その際には、女性の子育てへの負担感などによる第2子の壁の解消に向け男性の積極的な育児参加を推進するとともに、経済的な負担による第3子の壁の解消に向け国の支援策と連動した第3子以降への経済的負担の軽減策などにも取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、こうした取り組みを効果的に進め、県民の皆様の希望を着実にかなえていくためには、社会全体で少子化対策を推進していくという機運が生まれるように民間企業や地域社会などと協働した取り組みを強化する必要があるものと考えています。このため、民間企業や地域団体の皆様などで構成します高知県少子化対策推進県民会議の体制を強化して、ライフステージの各段階に応じた結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進の3つの部会を設置させていただくことといたしました。今後は、それぞれの部会において少子化対策について、より効果的で実効性のある施策のあり方や進め方などについてPDCAサイクルに基づき御議論、進捗管理などをしていただくこととしております。

少子化対策は、社会全体として取り組んで初

めて十分な効果が生まれるものであります。新たな高知県少子化対策推進県民会議の枠組みを通じて官民協働で事業全体を実施していくことで、県民運動として取り組みを盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、女性の活躍の場の拡大については、結婚や出産、育児などさまざまなライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられるよう、就労支援や登用促進の取り組みを進めてまいりました。中でも、昨年6月に開設した高知家の女性しごと応援室には開設から1年余りで延べ1,000件を超える相談が寄せられているなど、女性の就労を支援するためのワンストップ窓口として定着してまいりました。他方、相談内容は直接就労に関するものに限らずさまざまであり、相談者を就職につなげていくためにはさらなる機能の充実と強化が必要であると考えております。

このため、今後、より多くの相談に対応し、よりきめ細やかな支援ができるよう体制を充実するとともに、経済団体などと連携し、幅広い業種の求人情報が応援室に集まる仕組みを構築することにより、さらに多くの女性が確実に就労できるよう取り組んでまいります。

また、女性の登用促進については、企業の率先した取り組みが不可欠となりますことから、県内の経済団体で組織された高知県女性の活躍促進連絡会と連携し、女性の管理職の割合や採用比率の向上など、県内企業が行う取り組みを後押ししてまいります。あわせて、女性が働き続けられるためには職場における仕事と家庭の両立への理解や男性の家事と育児などへの積極的な参加が必要との声が多くあることから、こうしたことに理解のあるいわゆるイクボスの取り組みについて県内企業への普及を進めるとともに、家庭生活における男女共同参画の推進に向けた意識啓発の強化も図ってまいりたいと考

えております。

次に、四国電力伊方発電所の再稼働の動きに関して御説明申し上げます。

本年7月、原子力規制委員会により発電用原子炉の設置変更が許可され、資源エネルギー庁長官から愛媛県と伊方町に対し再稼働の要請がありました。これを受け、愛媛県知事が国に対し8項目の要請を行うなど、再稼働の可否に関する動きが進んでおります。原子力発電については、これまでも申し上げてまいりましたとおり、脱原発に向けてその依存度を徐々に引き下げていくべきであると考えております。他方、その過程の中でやむを得ず原子力発電所を再稼働せざるを得ない場面が出てくる可能性も否定できないものの、仮にそうした場合であっても安全対策が万全であることが大前提であるとの考えであります。

本年7月、本県がこれまで四国電力との勉強会を通じて求めてまいりました伊方発電所の安全対策などにつきまして中間取りまとめを行い、6月県議会で報告させていただくとともに公表いたしました。この中間取りまとめに対していただきました御意見につきましては、先月27日に開催した勉強会において四国電力に回答を求めるとともに、原子力発電所を再稼働させる必要性についても電力安定供給の面を中心にさらに詳しい説明を求めたところであります。このたび、これらに関する四国電力の回答が得られましたことから、今月18日の商工農林水産委員会で報告させていただくとともに公表させていただいたところであります。今後は、この報告に対する御意見や議会での御議論も踏まえまして、必要に応じて四国電力にさらなる説明を求めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成27年度高知県一般会計

補正予算などの3件です。このうち、一般会計補正予算案は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、66億3,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案など4件でございます。

その他の議案は、県有財産の取得に関する議案など10件でございます。

報告議案は、平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算など22件でございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



委員長報告

○議長（三石文隆君） この際、閉会中における委員会審査について産業振興土木委員長の報告を求めます。

産業振興土木委員長坂本孝幸君。

（産業振興土木委員長坂本孝幸君登壇）

○産業振興土木委員長（坂本孝幸君） 産業振興土木委員会が8月26日に委員会を開催し、執行部から高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略平成27年度版の改定について報告を受けましたので、その内容並びに論議された概要を御報告いたします。

執行部から、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略平成27年度版を人口の将来展望を盛り込んだものに改定することについて説明がありました。高知県の総人口は2010年の国勢調査で約76万4,000人となっているが、国の推計では2060年には39万人に減少すると見込まれている。今回の改定では、県民の皆様の結婚や出産、就職に関する希望をかなえることを前提に人口の

自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講じることにより、2060年の県人口を55万7,000人とする将来展望を設定した。

県では県民の結婚、出産や就職等に関する希望調査を行い、未婚者のうち約8割の方が結婚を希望しており、また第1子が欲しい年齢は29.3歳と現状より1.65歳若いことが明らかとなった。さらに、理想とする子供の数は2.45人としながら、その数の子供を持たない第1の理由は子育てや教育にお金がかかることであった。また、県外の学校に通う本県学生について、高知県での就職を希望する割合と実際に就職した割合に差があることなども明らかになった。県としては、こうした県民の皆様の結婚、出産の希望をかなえることを前提に、合計特殊出生率を2014年の1.45から2050年に2.27まで上昇させ、また就職の希望をかなえることや移住促進などで人口の社会増減を2019年に均衡させ、さらに2040年には年間1,000人の社会増を目指す。そのため、今後さらに子育て支援や雇用創出などの施策に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、高知市の計画では2060年の人口の将来展望が28万人であり、県人口の半分以上が集中することになる。高知市以外の出生率が高い市町村との整合がとれるのかとの質問がありました。執行部から、現在でも約45%が高知市に集中しているが、市町村の将来展望は県内の人口移動を見込むこともあって、今後、県全体の人口にどう作用するかという観点もある。高知県全体の出生率2.27を市町村にも示しており、市町村とも連携を図ってミスマッチが生じないよう対策を講じていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、県外に出た学生が県内就職するための雇用の場の拡大も大事だが、県内学校の学生の県内就職の促進に向け、学生の県内企業訪問の機会をふやしてはどうかとの質問があ

りました。執行部から、県外に出た本県学生の希望をかなえる取り組みと同時に大学の定員増なども行っているが、さらに施策の強化を検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、子育てにかかわる社会保障制度は高知県内でも市町村間で差がある。高位平準化を図るための県の施策が必要ではないかとの質問がありました。執行部から、少子化問題は国全体の課題であり、県と市町村、さらに国とも目標を共有し、足りない部分を充実できるようにしたいとの答弁がありました。

別の委員から、第1子出産年齢を引き下げることを基本目標の柱に据えるのは行政が無理やり引き下げようとしているように見えるとの女性の意見もあり、表現を検討してはどうかとの意見がありました。執行部から、県民の結婚や出産の希望をかなえることを前提としたものであり、行政が主導して第1子出産年齢を引き下げようとするものではないので、誤解を生じないよう表現は検討するとの答弁がありました。

別の委員から、中山間地域における雇用の受け皿としての建設産業の役割も大きいので、全庁横断的に建設産業の人材確保に取り組んでほしい。また、地域のPTAや商工会などが市町村と連携して子育て支援ができるよう、県は子育てしやすい環境づくりの機運を高めるよう取り組んでほしいとの意見がありました。執行部から、建設産業は地域の雇用の場であり、安心な暮らしを支える存在でもある。さらに、異業種参入による地域産業の担い手としての役割も果たしており、今後も引き続き活躍していただくための環境整備が必要と考えている。また、少子化問題に県民を挙げて立ち向かうよう、地域や企業などの理解と協力も得ながら取り組みを進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、高知県は移住や少子化問題などに国に先行して取り組んできた。大学生の県

内就職の希望が51%もあるのはありがたいが、希望に沿うためには大手企業の誘致などにも取り組む必要がある。また、このまま人口減少が進むと自治体運営ができなくなるところが出てくる。新たな市町村合併や道州制も考えないといけない。移住促進については、他県の取り組みやアイデアも参考にして目標を実現してほしいとの意見がありました。執行部から、これから移住促進や少子化対策は前例のない取り組みをやっていかなければならない。大学生の就職先については、高度な技術や知識を持った人材が活躍できる県内企業の育成はもとより、企業の動きとして研究開発部門など一部を移転する事例も出てきているので、そうした誘致も考えていきたい。小規模自治体の消滅も懸念される中、新たな合併も一つの考え方ではあるが、今、市町村は地域を維持していくための戦略策定に10月をめどとして取り組んでおり、県もこれを積極的に支援していく。移住促進については、島根県や鳥取県などの取り組みも参考にし、逐次充実させていくとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明26日から30日までの5日間は議案精査等のため本会議を休会し、10月1日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、

本日はこれにて散会いたします。

午前11時44分散会

平成27年10月1日（木曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 9番 川井喜久博君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 野々村毅君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 中澤一真君
 理事(中山間対策・運輸担当) 金谷正文君
 商工労働部長 原田悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 岡林美津夫君
 公営企業局長 門田純一君
 教育委員長 小島一久君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 田中克典君
 監査委員局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第2号)

平成27年10月1日午前10時開議

第1

- 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第3号 平成27年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第4号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 県有財産(建物等)の取得に関する議案
- 第10号 消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 保健衛生総合庁舎改築衛生設備工事

請負契約の締結に関する議案

- 第12号 療育福祉センター・中央児童相談所改築南棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第13号 青少年センター本館及び宿泊棟改築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 県道の路線の廃止に関する議案
- 第16号 平成26年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第17号 平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成26年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成26年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成26年度高知県中小企業近代化資

- 金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成26年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成26年度高知県電気事業会計決算
- 報第21号 平成26年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第22号 平成26年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。
去る9月25日に組織されました予算委員会から、委員長に浜田英宏君、副委員長に上田周五

君をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

なお、予算委員会の構成につきましては、お手元に名簿をお配りいたしてありますので御了承願います。

〔予算委員名簿 巻末267ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第17号「平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成26年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。
15番梶原大介君。

(15番梶原大介君登壇)

○15番（梶原大介君） おはようございます。自由民主党を代表いたしまして、通告に従い順次質問をさせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

去る6月30日、安倍政権は骨太の方針と成長戦略、規制改革実施計画の3点セットに加え、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を同時一体的に閣議決定されました。これは、経済再生なくして財政健全化なしとの基本的な考え方のもと、成長戦略の拡充、加速化と2020年度の財政健全化目標を堅持し、経済・財政一体改革を不退転の決意で断行することにより、我が国経済を新しい成長軌道に乗せ、ローカル・アベノ

ミクスの実現を図りながら財政健全化を達成するという安倍政権の強い決意が込められたものであります。

また、先月24日、自由民主党の両院議員総会において安倍首相が党総裁に再選をされました。その日の記者会見で、改めてアベノミクス第2ステージのスタートを宣言されております。少子高齢化に歯どめをかけ、50年後も人口1億人を維持しつつ、家庭や職場、地域で誰もがもっと活躍できる社会、一億総活躍社会を目指し、また担当大臣を設けることを示唆するなど、その実現に全力を尽くす決意を表明されました。そして、そのためにこれまでのアベノミクスの成果を生かしながら、新しい3本の矢、第1の矢、希望を生み出す強い経済、第2の矢、夢をつむぐ子育て支援、第3の矢、安心につながる社会保障を放つとしています。

まず、第1の矢、希望を生み出す強い経済では、GDP600兆円の達成を目標として掲げ、雇用をさらにふやし、給料をさらに上げて消費を拡大するとともに、投資や人材を日本へ呼び込む政策を進めるとしています。また、多様な働き方改革を進めるほか、地方創生をいよいよ本格化させることとしています。

そして、第2の矢、夢をつむぐ子育て支援では、希望出生率1.8の実現を目標に掲げ、誰もが結婚や出産の希望をかなえることができる社会をつくり上げるとともに、子供たちの未来が家庭の事情によって左右されないよう、子供の貧困問題に取り組むこととしています。

また、第3の矢、安心につながる社会保障では、介護離職者が初めて年間10万人を超え、離職を機に高齢者と現役世代が共倒れするという現実を踏まえ、介護離職ゼロとの目標を掲げております。介護施設の整備や介護人材の育成を進め、在宅介護の負担を軽減することで、仕事と介護が両立できる社会づくりを本格的に進め

ることとしております。加えて、意欲あふれる高齢者の皆さんに社会の担い手としてもっと活躍していただく生涯現役社会の構築を目指すとしておられます。

そして最後に、これからの3年間、これら新しい3本の矢をもって日本社会の構造的な課題である少子高齢化の問題に真正面から挑戦するとの決意を表明し、記者会見を締めくくっておられます。

そこで、安倍総理からこれから3年間の政権運営の方向性が示された今、今後の政権運営に寄せる期待について知事に御所見をお伺いいたします。

次に、政策提言についてお伺いをいたします。

これまで知事は就任以来、国の法案成立や制度改正、またさまざまな施策展開における情報をいち早くつかむことと、政策提言などによる発信力の重要性を当初より示され、東京事務所的大幅な機能拡充などに取り組んでこられました。これまでの任期8年間での政策提言を見ますと、知事提言242件、各部長提言343件と切れ間なく行ってこられております。

その成果は挙げればいとまがありませんが、平成20年の経済対策においては、地域活性化・生活対策臨時交付金の算定方法において本県が提言をしてきた有効求人倍率を配分係数に取り入れることが認められ、1人当たりの配分額が全国1位になったことを初め、平成21年の地域医療再生計画においては、地域の特性を踏まえて医師のキャリア形成の拠点整備などが認められ、県立安芸病院の整備などにも係る県の財政負担の軽減につながったことや、南海トラフ地震対策特別措置法、国土強靱化基本法の成立、そして国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に産業振興計画での取り組みが多く取り入れられたことなどの成果を出してこられました。これまでの取り組みと成果につきましては、審議を

してきました議会の立場からも改めて敬意を表させていただきます。

また、国の教育再生実行会議、子ども・子育て会議、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会の委員として、国政課題にも取り組んでこられました。あらゆる分野において多くの県民にも見える形で、知事初め高知県庁の政策提言や課題解決先進県としての取り組みの発信が国の課題解決につながったことも、県勢浮揚にその成果を生み出してこられたのも明らかでありますし、またその政策提言が生み出した効果や高知県のよさを全国に発信し、認知度を高めてきたことも、地産外商の伸びや観光客数の増加などの数値にも明らかにあらわれてきております。

8年間の政策提言についての御所見を知事にお伺いします。また、今後どのような姿勢で政策提言に臨まれるのか、あわせてお伺いをいたします。

そして、知事におかれましては、6月議会において3期目の挑戦を表明され、今議会においては8年間の総括をされました。これまでの県政運営におかれましては、就任当初、県勢浮揚のための5つの基本政策を打ち出し、年度の経過や県の抱える課題の変化等を勘案しつつも、5つの基本政策とそれに横断的にかかわる2つの政策に一貫して取り組んでこられました。また、1期目当初より県民との対話と実行を重ね、県政に反映する姿勢も8年間変わらずに持ち続けてこられたことと思います。

それぞれの政策にかかわる総括と今後の展望については、後のそれぞれの質問項目においてお伺いをさせてもらいたいと思いますので、まずは3期目への挑戦を決意されました理由と、8年間の県政運営への思い、またその間に対話と実行行脚などあらゆる機会を通して県民の皆さんとの対話の中で感じられたこと、そして改

めて3期目の挑戦への決意について知事にお伺いをいたします。

次に、教育についてお伺いをいたします。

本県においては、4月に第1回総合教育会議を開催されて以来、8月までに4回の開催をされておりますが、全国的には6月1日時点で開催をされました都道府県及び政令市は、67自治体のうち46自治体にとどまっていることが明らかになっております。これまで、知事には地方教育行政法の改正、教育委員会制度改革について幾度か質問をさせていただきました。知事からは、これまで地方公共団体の長が直接的に教育行政に携わるものではないため、教育改革などの新たな取り組みに迅速に対応できない事例があることや、有権者が教育行政の結果責任を直接問うことができないことなどから、見直すべきは見直すことが必要であるとの思いや、制度改革に向け、国の教育再生実行会議の委員として、地方の教育行政の権限と責任を明確にし、地域住民の意向が反映されることや、施策の実効性が向上する制度の構築に向け、多くの意見を発言されたことなどのお答えをいただきました。

また、改革案については、地方教育行政を統括する首長と、常勤の専門家である教育長、合議体である教育委員会のそれぞれの責任を明確にし、本来の役割が発揮されることにつながると受けとめておられることもお伺いをいたしました。本年度より、改正の目的であります教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、責任の明確化、迅速な危機管理対応などに向けて、首長のリーダーシップのもと、教育行政の大綱的な方針を定めるとともに、首長が積極的に関与をして重要な教育施策の方針を協議し、その方針に基づいて教育委員会が教育行政を執行する取り組みが始まったわけでございますが、これまでの高知県総合教育会議に臨まれての御

所見を知事にお伺いいたします。

そして、今後におきましては、11月、12月、3月に開催が予定をされている総合教育会議を経て、知事は大綱を本年度末に打ち出されることとされておりますし、あわせて次期の教育振興基本計画も教育委員会において検討が進められております。また、本年度末は教育振興基本計画の重点プランの目標年度でもあります。これまで高知県の将来に向け、教育の充実を5つの基本政策の一つの柱にも打ち立ててこられた取り組みを振り返り、今後の教育のあり方や施策の方向性を指し示す大綱の策定に向け、高知県の教育の振興への決意を知事にお伺いいたします。

次に、学力・学習状況調査の結果と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

8月25日に全国学力・学習状況調査の結果が公表され、平均正答率は小学校では全国でもトップレベルに上がってきていること、中学校では全国最下位レベルにとどまっていることを受けて、知事は記者会見で次のようにお答えになられております。「正答率が伸びてきたことへの評価とあわせ、中学校が足踏み状態であることに対して危機感を持って対応することや、施策全体を見直し対応していくことが大事ではないか」との認識を示されておりました。そして、今後の学力向上のためには、子供たちに勉強することの意義を説き、やる気を起こす取り組み、厳しい環境にあって学習に打ち込める環境にない子供たちに勉強の機会を確保していくこと、教員の指導力と生徒指導上の諸問題についての対応力を高めるなどの学習指導上の問題の対応という3点を挙げられております。また、このことは知事一人ではなく、先ほどの総合教育会議の委員皆さんの意見であり、今後の議論を通して方向性を決めたいとも言われております。

そこで、学力向上についての今後の取り組み

について教育長に御所見をお伺いいたします。

次に、コミュニティ・スクールについてお伺いをいたします。

山口県下に住む教育者の方が長年の教育経験を踏まえてまとめられた子育て四訓という言葉があります。「乳児はしっかり肌を離すな、幼児は肌を離せ 手を離すな、少年は手を離せ 目を離すな、青年は目を離せ 心を離すな」というお言葉ですが、まさにそのとおりであると思えますし、この言葉は保護者、教育学校関係者だけではなく、地域の全ての人に言われておるものであると存じております。

文科省が本年6月に、学校運営に保護者や住民が参加をするコミュニティ・スクール制度を導入した公立小中学校が、本年度当初で2,271校になったと発表をしました。このコミュニティ・スクールは、学校や家庭が抱える課題を地域ぐるみで解決するため、改正教育行政法で位置づけられているもので、政府は2016年度までに全公立小中学校の1割に拡大するとの目標を掲げておりました。高知県においても平成19年に小学校2校、中学校1校が指定をされ、現在は小中学校合わせて31校となり、その取り組みを進めてきました。

本年4月、下村文科大臣はその目標年度を待たずに、中央教育審議会に全公立学校での導入に向けた検討を諮問し、現在制度の見直しも含め議論がされております。このことに対する所見と、県のこれまでのコミュニティ・スクールでの取り組みと成果、また今後の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

次に、地方創生についてお伺いをいたします。

本年3月3日、昨年末のまち・ひと・しごと創生総合戦略の閣議決定に基づき、政府関係機関の地方移転について、東京圏の1都3県を除く道府県等より提案の募集が開始をされました。その目的は、地方創生における東京の一極集中

の是正であり、地方の自主的な創意工夫を前提に、地方における仕事と人の好循環を促進するものとしております。これまでの政府関係機関の地方移転については、1988年の多極分散型国土形成促進法に基づき、その翌年移転方針が決定をされ、対象となった71機関のうち69機関が既に移転または移転先決定が行われておりますが、そのうち関東圏以外への移転はわずか2機関のみであり、一極集中の是正につながっているとは言いがたいものでありました。

今回の地方移転は8月末に締め切られ、鹿児島県を除く42道府県から提案があったことが明らかになっております。高知県においては、海洋研究の部門として海洋研究開発機構や理化学研究所などの6機関、国土強靱化の部門として防災科学技術研究所などの3機関、林業振興部門として森林総合研究所などの機能の一部移転を提案されております。

そこで、全国の提案を見てみますと、京都府の文化庁、北海道、兵庫県の観光庁、大阪府の中小企業庁、三重県の気象庁、徳島県の消費者庁、岐阜、愛知、山口県等の宇宙航空研究開発機構などがあります。理化学研究所は本県も含めて11道府県が提案をしており、機能の全部移転、一部移転とあわせて複数の自治体で競合する機関も多数あり、来年3月の正式決定に向けて今後誘致合戦が過熱するとも言われております。

また、移転においては、国の機関としての機能の維持・向上という高いハードルや、各省庁の抵抗、現在の所在地地元の反発等、実現に向けての課題も多く指摘をされております。これまでの国会での議論を見ても、当初の対象機関の国70、独立行政法人180機関のうち多くが東京圏以外であったことや、また鹿児島県の種子島宇宙センター、福井県の高速増殖炉もんじゅなど移転不可能と思われる施設や、広島の海上保安大学校などの歴史的に地元が手放さない施設

などが含まれていたことから、その実現性が指摘をされておりました。

また、各都道府県へのアンケート調査等においては、地方創生や経済の活性化の期待が寄せられる一方で、国が地方からの提案を待って移転を決めるという受け身の姿勢に対する不満や実現性などが挙げられており、7月末の全国知事会議において、国は消極的な姿勢にとどまっていることから、具体的な数値目標を定めることや、移転に伴う国の経費負担、募集の継続など、地方創生関連の緊急要請を採択しております。

政府においては、移転に伴う弊害や課題があっても、それを上回る必要性や効果があれば、弊害をできるだけ少なくして移転を行うとしておりますし、地方創生に掲げる企業の本社機能、大学等の移転を実現するためには、政府機能の移転は必要不可欠であり、第一歩であると思っておりますが、今回の地方創生における政府関係機関の地方移転について、これまでの動向やその実現性などをどのように受けとめられているのか、知事に御所見をお伺いいたします。

また、高知県の提案している産業技術総合研究所は12県、理化学研究所は11県、水産総合研究センターは10県との競合も見られます。高知県に移転することの優位性をどう示されたのか、また移転が実現した場合、国の機関としての機能向上がどのように図られると考えているのか、そして高知県の地方創生にどうつなげていこうと考えているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

続きまして、先月末に高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略が改定をされました。もともと本県が掲げていた産業振興計画や少子化対策などの取り組みをバージョンアップさせる形で、昨年度末に取りまとめた平成27年度版の総合戦略に、高校生や大学生の地元就職率の動向など

を調査分析し、その結果を盛り込んだ人口の将来展望を加えたものであります。

今回の改定版におきましては、本県人口の将来展望を設定し、2060年に55万7,000人の人口の実現に向け、2040年までに合計特殊出生率が人口置換水準である2.07まで段階的に回復をすることを目指し、さらには2050年には2.27までに上昇することを旨とするとしております。この目標設定においては、人口規模などの類似他県の多くが2060年に2.07と設定をしているのに比較し、大変高い数値になっていることなどから、多くの県民や経済団体、報道関係者などに驚きを与えるものとなりました。

本県の現在の合計特殊出生率は昨年の速報値で1.45となっておりますし、これまでの国や県の出生率の推移を見ましても、大変厳しい数値であることは否定できません。知事は、「相当意欲的な目標である一方、その実現に向けてはハードルが高いことは事実である。しかし、この本県の将来展望は県民の皆さんの希望を前提としている以上、実現すべき目標である」との決意を示されております。この目標の達成に向けては、何よりも少子化対策の抜本強化が必要であります。これまでの取り組みを踏まえてどのように進めていくのか、今後の取り組みについて知事にお伺いをいたします。

また、民間企業などとの協働した取り組みについて強化する方向であるとのことですが、具体的な取り組みについても知事にお伺いをいたします。

加えて、今議会の補正予算に計上されております少子化対策の事業の取り組みについては地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、産業振興についてお伺いをいたします。

産業振興計画は、これまで8年間の尾崎県政の最大の特色であると言えると存じております。計画に対する県民の認知度、官民協働における

多くの県民や市町村行政と職員、各分野の団体や事業者のかかわりがこれほどまでにあった県の計画は、知事就任までには余りなかったのではないかと認識をいたしております。これまで幾度とないフォローアップへの取り組みや改定を継続し、それぞれの分野、それぞれの地域で一定の成果を感じておられることは、知事が今任期最後となるこの9月議会での提案説明をお聞きし伝わってまいりました。

また、今回の提案説明において、拡大再生産という言葉が12回も使われておりましたが、その理由はこれまでの取り組みによる一定の成果を感じているからこそであり、さらなる施策の充実などへの決意のあらわれであるとも受け取っております。就任直後、県の抱える人口減少などの課題を目の当たりにしての危機感から、将来に向け一人でも多くの県民が暮らせる高知県にするために、知事の言われる負のスパイラルとの戦いを継続し続けたことが、今現在の国の地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略に先行した取り組みとなっていることに対しても、お感じになるものがあることと存じます。しかし、まだまだこれからでございます。何より知事がその思いを強く持っていることと確信をいたしております。今後、さらなる高知県の産業振興につなげていく決意を知事にお伺いをいたします。

次に、事業承継・人材確保センターについてお伺いをいたします。

県において産業振興計画の成果が見られる一方で、事業者の高齢化による後継者不足等の深刻さが増してきているとして、本年4月、円滑な事業承継と中核人材の確保を支援する高知県事業承継・人材確保センターが開設をされ、7月にはグランドオープンをし、その取り組みが本格化されてきております。現在、半年が経過をし、既に100件を超える相談が寄せられておりますことから、中核人材の確保に向け、首都圏

での人材情報などを収集する人を新たに配置するための補正予算を今議会にも計上されております。

当センターの取り組みを推進していくのは、一つとして同じ事業体はなく、一人として同じ人財はおられませんので、ケースに合わせての個々の事業体のニーズや、それぞれの経営課題への対応、業種、経営規模などの多岐にわたる対応や、また最適な人財のマッチングなど、事業承継につながる結果を迅速に出すことは容易ではないことも、一定の時間が必要なことも理解しております。しかしながら、全国的に見て休廃業の割合が高い本県の県経済の縮小を食い止めるためには必要な施策であり、その成果を期待するものであります。

昨年12月議会での私の質問に対する知事のお答えにも、「本県の産業振興の加速化に確実につながるものであり、第2期産業振興計画のバージョンアップの柱として、その推進に真正面から取り組んでいく」とのことでありました。開設より半年を経て、これまでの取り組みの状況や新たに見えてきた課題、また今後の展開について商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、災害対策についてお伺いをいたします。

本項の質問に入る前に、先月発生をしました関東・東北豪雨災害でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

また、全壊、半壊や浸水などの被害を受けた住宅は約2万棟に及び、17年前に高知県において発生をした、とうとい人命や2万3,000棟に及ぶ被害を受けた98豪雨災害に匹敵する被害規模であり、この高知から被災状況の中継などを見られておられた方々は、当時の光景が思い浮かべられた方々も多数おいでになられたのではないのでしょうか。近年の台風や豪雨、竜巻や大雪な

どの自然災害が多発する中で、災害に強い国づくりに全力で臨まなければとの思いを改めて痛感をいたし、被災地の一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます次第でございます。

それでは、まず国土形成計画についてお伺いをいたします。

8月14日、今後10年の国づくりの新たな指針としての国土形成計画が閣議決定をされました。戦後7番目となるこの計画は、地域の整備、産業、文化、観光、エネルギー、防災・減災、環境などの国土にかかわる幅広い分野の政策について、目指すべき国づくりを推進するエンジンとなることを意義として、その特徴としては、これまでで初めて本格的な人口減少社会に取り組むことや、地域の個性を重視し地方創生を実現することで経済成長を支える計画としております。

また、対流促進型国土の形成を基本コンセプトとし、人口減少に立ち向かう地域構造、国土構造にすることや地域間、国際間の連携によって活発な対流を起こすこと、住み続けられる国土と稼げる国土の両立することなどにより、国土の均衡ある発展を実現するとしております。そして、急激な人口減少と少子化、異次元の高齢化の進展、変化する国際社会の中での競争、巨大災害の切迫、インフラの老朽化などの課題を抱え、荒廃農地、空き家、所有者不明の土地問題の顕在化という国土空間の変化、国民の価値観やライフスタイルの変化が見られるこの日本において、農山村地域と都市地域、研究教育拠点地域などの地域間の人、物、金、情報などが海外も含めて双方向に活発に動くこの対流こそが日本の活力の源泉となるとしております。

今後、個性ある地方の創生と活力ある大都市圏の整備、災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築、地域を支える担い手の育成などにさまざまな施策で取り組んでいくことになり、また

国土利用計画の第5次計画の策定や、本年度中には全国計画を踏まえた8つのブロックによる広域地方計画が策定をされ、今後本県を含む四国圏や他の圏域の連携や地域戦略にも取り組んでいくこととなっております。まさに今後の地方創生、国土強靱化への取り組みに大きく関連をしていくものでありますし、対流促進型国土の形成はそれぞれの地方、それぞれの都道府県での取り組みがあり、初めて実現し得るものだと考えますが、国土形成計画についての御所見を知事にお伺いいたします。

次に、今議会の提案説明において、8年間を振り返り、南海トラフ地震を初めとする数々の自然災害から県民の命を守る戦いであったと言われました。まさに南海トラフ地震対策特別措置法、国土強靱化基本法の成立に向けては、その言葉どおりの取り組みを関係の国会議員や他県の知事とともに尽くされてきたことと存じております。

これまでを振り返り、さらなる県民の安全と災害に強い県づくりについて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、緊急用ルートについてお伺いをいたします。

震災時の救命活動などに使用する緊急用ルートが建物倒壊等で通行不能になることがないように、耐震改修促進法に基づいて道路を指定し、沿道の古い建物の所有者に対して耐震診断を義務づけている都道府県は7都府県にとどまっていることが、国交省の調べにより明らかになっております。耐震改修促進法は、阪神・淡路大震災で、建物の倒壊で道路が塞がれることにより消防車などの緊急車両の現場到着がおくれたことなどから制定をされました。その後、2013年11月に改正をされた同法において、都道府県や市町村が高速道路や国道などを震災時の緊急ルートとして指定ができるように規定をされ、

沿道にある1981年以前に建築をされた一定の高さ以上の建物の所有者には耐震診断を義務づけ、都道府県などが診断結果の報告を定めることとされております。

しかし、同省によると、本年4月までに都道府県として緊急用ルートとなる道路や耐震診断の報告期限を指定したのは東京、神奈川、愛知、滋賀、大阪、徳島、香川の7都府県となっており、残る40道府県は財政負担の増加などを理由に行っていないのが現状でありました。

生存率に大きくかかわる発災後72時間までの救助活動や避難物資の輸送に大きくかかわるもので、国交省は震災への備えのために今後も自治体に指定を求めることとしております。このことに対する本県の現状について、また今後の取り組みについて土木部長にお伺いをいたします。

次に、本年6月に阪神・淡路大震災20年を機に、兵庫県において復興制度等提言事業調査報告書の取りまとめを行われております。これまで20年にわたる復興の歩みを通して、東日本大震災の被災地の復興や支援、南海トラフ地震を初めとする大規模災害への備えに活用できるようにとの提言をまとめられております。内容においては、発生時からの社会経済情勢等の変化を踏まえつつ、復興推進を支える仕組みづくり、迅速な被災者救助、生活拠点となる住まいの確保、被災者に対するきめ細かな生活支援、地域経済の復旧・復興としごとの確保、農林水産業にかかわる被災者の再建支援、膨大な災害廃棄物の迅速な処理、災害に強いまちづくり、新たな防災教育の推進、そして震災の経験と教訓の継承などの12の分野にわたる検証が行われております。また、あわせて阪神・淡路大震災と東日本大震災の復興への取り組みの成果や課題についてもまとめられております。

本提言書の作成はもとより、これまでの20年

の復興への歩みに深く敬意を表するとともに、今後の南海トラフ地震対策に生かしていかなければならないものであると思いますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお伺いをいたします。

本年6月、厚生労働省の有識者懇談会がまとめた保健医療2035提言書が塩崎厚生労働大臣に提出をされました。この提言書は、人々が世界最高水準の健康、医療を享受でき、安心、満足、納得を得ることができる持続可能な保健医療システムを構築し、我が国及び世界の繁栄に貢献をすることを目標として、20年後の2035年を見据えた保健医療政策のビジョンと、その道筋が示されたものであります。具体的には、患者にとっての価値に基づく医療の質の向上や効率化を促進し地域主体でその特性に応じた保健医療を再編するリーン・ヘルスケア、人々みずから健康の維持・推進に主体的に関与するとともに個人を取り巻くさまざまな環境などを考慮したライフ・デザイン、国際的な感染症の封じ込めや災害時支援を初め諸外国の保健医療水準を向上させるグローバル・ヘルス・リーダーを3つのビジョンに据え、その実現のためのアクションが盛り込まれております。

とりわけ地域主体でその特性に応じた保健医療を再編するリーン・ヘルスケアにおいては、地域医療構想の実現と病床再編等を進めるに当たり、首長のリーダーシップのもと、保健医療政策人材の育成や確保を行うほか、これまでの全ての自治体に全てを備えようとする発想から脱却し、自治体間での資源の共有や分担を推進することなど、地域におけるガバナンスを強化する考え方は、本県の保健医療行政を進める上でも参考になるものと思われま。

今後、高齢化のさらなる進展や人口減少という大きく人口構造が変化をする中で、2020年の

社会保障を含めた財政再建や2025年の地域包括ケアシステム導入など、これまでは5年、10年先を見据えた施策はありましたが、この提言は我が国の社会経済やライフスタイルが大きく変化をすることから、20年先のビジョンを示したものであります。また、実現すべき展望として、国際健康危機に対応できる保健医療システムを構築し、緊急時には率先をして対応を行うことなどに努め、日本が世界の保健医療を牽引していくとされており、我が国における世界一の健康長寿国構想のようなものであると存じております。

今後、県の日本一の健康長寿県構想は、本年度末の目標達成度合いを踏まえて改定を行い、さらなる取り組みを推進していくこととされております。この提言は今後の国、県の保健医療政策に大きく影響を与えるものであると思いますが、次期日本一の健康長寿県構想の保健医療分野にどう反映し、どのような方向に進めていこうとしているのか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、先ほどの保健医療2035にも「医療提供体制については、地域医療構想や地域包括ケアシステムを踏まえ地域主体で再編されていく」と示されておりますが、その地域医療構想についてお伺いをいたします。

今議会の補正予算にも計上されておりますように、全国の都道府県において地域医療構想の策定が本格化してまいります。2018年度から都道府県が国民健康保険の運営主体となることから、高齢化率や患者の傾向などを踏まえ、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムなどの構築をするためであります。高知県では8月に第1回の策定のためのワーキンググループが開催をされ、今後構想区域の設定、需要に対する医療提供体制、またそれを実現し得る施策などの検討が行われていきますが、そ

の中でも医療需要に対する供給を踏まえた必要病床数についての検討も行われてまいります。

政府は本年6月に、現状の135万床から地域ごとの人口予測などから推計し、在宅介護への移行などを前提に、1割ほどに当たる16万から20万床の削減ができるとの推計を明らかにしました。このことについては、医師会や地方の医療機関の反発や不安の声などがあり、また地方自治体の関係者が病院の8割に当たる民間病院に削減を強制できないため、構想策定の意見調整がつかないことなども挙げられております。

高知県は、人口1人当たりの病床数が全国で一番多い県であります。今後、構想の策定に向け、医療需要に対する医療供給を踏まえた必要病床数を推計するに当たって、療養病床の実態調査を進めていくこととなりますが、この調査結果を今後の地域医療構想にどのように反映させていくおつもりであるのか、またあわせて構想策定に向けての御所見を健康政策部長にお伺いいたします。

次に、子供の医療費助成についてお伺いをいたします。

本年7月に厚労省において、地方自治体が独自に実施をしている子供の医療費助成のあり方を見直す方針が示されております。現行では、市区町村が独自に助成を行うと、国からの国民健康保険の国庫負担金が減額されるペナルティーの仕組みがあり、医療費助成制度の普及の妨げになっている、そして少子化対策に逆行をしているとの声が多く自治体から上げられてきております。

現在、高知県においては、国の軽減や県の助成制度の上に各市町村がそれぞれ減額、無料化、対象年齢の拡大を行っており、高知市、四万十市を除く市町村においては15歳までの通院、入院についての助成制度を設けております。全国においても、2004年には11自治体しかなかった

ものがこの10年間で1,134自治体と103倍に上り、その背景には少子化への危機感と、移住や定住の地域間競争があると見られています。また、今の高知県の助成制度は就学前までであります。岩手県が入院費の助成対象を小学生までへ引き上げるなど、県単位での助成制度の拡充の動きも出てきております。

一方、医療費助成については、子育て世帯の負担の軽減につながる反面、軽い症状なのに夜間救急外来などにかかる、いわゆるコンビニ受診を誘発し、医療費の増加の一因となっている面も指摘をされており、今後国においては、子供の病気の基礎知識を保護者に教える事業などを行い、コンビニ受診の防止に取り組む自治体に限って減額を緩和する案などが議論されており、来年度の診療報酬改定に反映をさせるとしております。

高知県の子育て支援として、県内の市町村の格差の是正は重要であると考えますが、この国の医療費助成の動向についての所見と今後の県の取り組み及び市町村への対応について、健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、認知症対策についてお伺いをいたします。

厚労省において、2012年時点で462万人であった認知症の患者数は、団塊の世代が75歳以上になる2025年には675万人になるとの推計が出されております。さらには、アルツハイマー型認知症のリスクが高まる糖尿病がふえると認知症高齢者の割合が上がり、730万人になるともされております。WTOは2010年の認知症の社会的コストについて、世界で6,040億ドルに上るとの報告を出しております。

我が国においては、昨年に初となる推計を厚労省の研究班が行い、本年5月に認知症の医療・介護や家族の負担などの社会的費用が年間14.5兆円に上ると明らかにしております。その内訳

として、入院・外来医療費 1 兆9,000億円、施設・在宅介護費 6 兆4,000億円、また家族らによるケア等として 6 兆2,000億円となっており、GDP の 3%に相当するとされています。また、軽度の認知障害の高齢者も約400万人いるとされており、医療機関や介護施設にかかっていない人も含めると、社会的コストはさらに膨らむ可能性があるとも言われています。

現在、在宅で介護を担う人の 7 割は60歳以上で、老老介護の世帯が多く、体力的・精神的負担がのしかかり、介護者が体調を崩すことや、2012年時点で290万人いると言われる働きながら介護を担う人は、仕事との両立での負担もかかり、離職につながる事例も多く見受けられています。介護離職が進めば、社会全体では担い手、納税者を失うことになり、社会的損失はさらに広がること、またさらには介護者が負担により健康的な生活が送れないようになれば、さらなる医療・介護費の増大につながることも懸念されています。

また、家族や介護者への負担以外にもさまざまな問題が浮き彫りになっております。認知症で行方がわからなくなったとして警察に届け出があった不明者が昨年は1万人を超え、増加の一途をたどっております。そのほかにも国立長寿医療研究センターの調査によりますと、認知症の疑いのある65歳以上の男性の 6 割が運転を継続している実態が明らかになり、対策が急務であることから、本年6月には、75歳の高齢者が運転免許を更新する際に認知症の度合いの確認を強化する改正道路交通法が可決成立をいたしております。

今後も増加が見込まれる認知症は、医療・介護や財政面にとどまらず、国の社会問題であることから、国は本年1月、この分野初の国家戦略、新オレンジプランの策定をいたしました。予防や治療法の開発、本人や家族の視点を重視

した施策づくりなど7つの柱を掲げております。また、発症初期から認知症の人と家族を支える初期集中支援チームを整備し、2018年4月までに全市町村で実施をすることとなっております。

高知県においては、平成22年時点で3万2,700人の認知症高齢者が10年後には4万2,000人を超えるとの推計となっております。これまでの取り組みで、認知症疾患医療センターの運営やこうちオレンジドクター登録制度、認知症サポーター、家族の介護負担の軽減などさまざまな施策に取り組んでこられました。

今後も認知症の増加が見込まれることは、まさに社会問題と言えられると思いますが、これまでの日本一の健康長寿県構想における取り組みを踏まえて、今後の県の認知症対策について地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、女性の活躍の場の拡大への取り組みについてお伺いをいたします。

県においては、これまで結婚や出産、育児などのさまざまなライフステージでの希望に合わせての就労支援や登用促進などに取り組んでこられました。また国においても、女性の活躍の推進はこれまで安倍政権において重要政策として位置づけ、取り組んできたものであります。本年6月には、総理が本部長であるすべての女性が輝く社会づくり本部において、女性活躍加速のための重点方針2015が決定をされ、来年度予算への反映を指示されております。また8月28日には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立をし、今後地方自治体には推進計画の策定を求めることとなっております。

今後、積極的に取り組む企業へのインセンティブの付与や、多様な働き方への支援措置、職業生活と家庭生活両立のための環境整備、ハラスメント対策などの施策が進んでいくこととなります。また、他県においても取り組む企業への認証制度や、企業に助言を行う推進アドバイザー

を認定する制度などの取り組みが行われるようになっております。

県では、今議会に高知家の女性しごと応援室の体制強化のための補正予算が計上されておりますが、今後の取り組みについて知事の御所見をお伺いいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 梶原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安倍政権の今後の政権運営に寄せる期待についてお尋ねがございました。

先月の24日、安倍総理は新しい3本の矢、すなわち希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障を放ち、一億総活躍社会を目指すことを表明されました。引き続き経済の好循環や地方創生に積極的に取り組むとともに、国家的な危機をもたらす課題である少子化対策に欠かすことのできない子育て支援、また我が国の高齢化の状況を踏まえたときに避けることのできない社会保障、この2つの課題を経済政策と並んで3本の矢に位置づけられております。私は、この点に本県の重要課題であり、かつ我が国の構造的な課題である少子高齢化の問題を何とかしなければならないという安倍総理の強い思いを感じておりますし、今後の取り組みに期待もしているところでございます。

とりわけ、夢をつむぐ子育て支援では、幼児教育の無償化のさらなる拡大や、多子世帯への重点的な支援、また不妊治療への支援、さらには結婚したいと願う若者の背中を押す政策などを通じて、誰もが結婚や出産の希望をかなえることができる社会をつくり上げていくことを表明されています。あわせて、子供の貧困問題にも取り組むことを表明されており、少子化対策の抜本強化に向けて、本県が中心となって取り

まとめた全国知事会の提言と方向性を同じくするものであります。ぜひ政治主導でスピード感を持って実行していただきたいと考えております。

他方、先月の25日に政府が発表した9月の月例経済報告を見ましても、我が国の経済は全体としては経済の好循環に向けた道筋をたどっているのではないかと考えておりますが、本県のような地方と東京のような大都市とはまだまだ格差があるものと認識をいたしております。引き続き民間主導の持続的な経済成長を軌道に乗せ、企業の設備投資や新たな雇用創出、賃上げにつなげ、さらなる消費拡大に至るという経済の好循環の実現に取り組んでいただきたいと考えております。あわせて、本県のような地方自治体に取り組む地方創生の取り組みにつきましても、引き続き力強く後押しをし、加速化できるような施策を展開し続けていただきたいと考えております。

地方創生の取り組みは非常に息の長い取り組みだと考えておるところでございまして、施策の展開が一過性であっては決していけないことだと考えております。持続的な後押しをぜひお願いをしていきたいと、そのように考えております。TPPやエネルギー問題、近隣諸国との外交問題など、国内外にさまざまな課題が山積をしております。安倍総理には地方の声をしっかりと踏まえ、地域地域で国民が安心して暮らすことができる国づくりをお願いしたいと考えているところでございます。

次に、8年間の政策提言についての所見、また今後どのような姿勢で政策提言に臨むのかのお尋ねがありました。

私は、これまで国に対する政策提言について、特に3つのことに意を用いてまいりました。

まず1点目は、自分の地域のこののみを要望する、いわゆる陳情型の提言を行うのではなく、

多くの国民が納得できる、全国に通用する理論構築を行うよう努めるということでございます。こういう政策を実行すれば日本全体としても効果的であり、かつ財源も少なく済む、そういった国の政策担当者が国全体として活用できる、ぜひとも実行に移そうと思えるような政策提言となるよう努めてきたところでございます。

2点目は、政策提言を打ち込んでいく時期と相手方でございます。年末の予算編成終了期間際に提言を行いましても、またハイレベルのみに提言を行いましても提言は実現をいたしません。例えば、大きな方向性や骨太の提言は大臣を含め政務レベルに、そして政策の詳細は政策を立案している人、キーマンに対して、政策をまさに立案している時期を逃さないように提言を行うよう努めてきたところであります。

最後に3点目は、できるだけ多くの仲間とともに政策提言を行うということでございます。四国知事会や全国知事会はもとより、南海トラフ地震対策に関する9県の知事会議など、こういう機会を積極的に活用してまいりました。

この8年間、こうした姿勢で政策提言を行ってまいりましたが、おかげをもちまして、お話にもございましたように多くの政策提言が国の政策等に取り入れられたものと受けとめております。特に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の成立につきましては、議員の皆様や県選出の国会議員の皆様、関係省庁の皆様に多大な御尽力を賜りましたし、9県知事会議や9県議会議長会議が緊密に連携し、早期制定に向けて粘り強く働きかけを行ってまいりましたことが実を結んだものでございます。まさに悲願達成の思いをしたところでございます。

県としましては、国の施策が本県の県勢浮揚に向けた施策の後押しとなりますよう、今後も引き続きこの姿勢をもって積極的に政策提言を

行ってまいりたいと考えております。あわせて、その際には国の動向を速やかに情報収集することが大切でございますので、これまで以上に本庁と東京事務所の連携も密にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

次に、私の3期目への挑戦を決意した理由と8年間の県政運営への思い、県民との対話の中で感じたこと、3期目への挑戦に向けた決意につきましてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

私は8年前、全国的な景気回復の流れから取り残されている高知の窮状を何とかしたい、ふるさと高知に活力を取り戻すため私の全てをささげたいとの思いを県内各地域で訴え、そして県民の皆様からの負託を賜り、知事に就任させていただきました。そして、この8年間の県政運営は、対話と実行を基本姿勢とし、官民協働、県政と市町村政との連携協調に重きを置いてまいりました。その結果、議員の皆様と活発な政策論議をさせていただくことができましたし、対話と実行座談会は累計75回、対話と実行行脚では全34市町村、283カ所で数多くの県民の皆様との直接対話や触れ合いの場を持たせていただきました。そうした中、時には厳しい御意見をいただくこともございましたが、数多くの県民の皆様から県政運営のお知恵を賜りましたことは、何より私の財産となっております。

また、これらの機会では、中山間地域の大変厳しい現状を目の当たりにするとともに、それに打ちかとうと懸命に頑張っておられる地域の皆様にお会いすることができました。皆様それぞれのお立場で地元を元気にしたいという思いにあふれておられ、私はこの皆様の思いに何とか応えていかなければならないと、その思いを一層強くしたところであります。

これまでこうした県民の皆様のお声を踏まえ

て、人口減少の負のスパイラルに対抗し、南海トラフ地震から県民の皆様の命を守ることを目指して経済の活性化、日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策などの5つの基本政策と横断的な2つの政策を全力を挙げて実行してまいりました結果、例えば産業振興計画についても、地産外商など一部にははっきりと手応えを感じられるものも出てまいりました。しかしながら、担い手不足という新たな壁を克服する必要があることや、地域間格差、中山間地域の暮らしの厳しさなど、まだまだ多くの課題が残されているのも確かであります。また、南海トラフ地震対策についても、津波からの避難場所等の整備に進展が見られますものの、応急期の対策などをさらに進めていく必要があるなど、まだまだ課題が残されております。

私は、これまで感じてきた手応えなどからも、現在の5つの基本政策と2つの横断的な政策の方向性はこれからも維持していくべきだと考えておりますが、他方でまだその歩みは道半ばであるとの思いであります。先ほど申し上げたような新たな課題にも正面から取り組みますことで、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県、県民が健やかで心豊かに支え合いながら生き生きと暮らすことができる高知県の実現に向けて、全力を投入させていただきたいと考えております。そのためにも県民の皆様のお許しをいただけるのであれば、こうした高知県を目指して次の4年間も知事として全力で仕事をさせていただきたい、これが私の今の強い思いであります。

次に、総合教育会議に臨んでの所見についてお尋ねがございました。

本県における教育の振興につきましては、これまで予算編成などの機会を捉え、教育委員会と議論を積み重ね、学力や体力の向上、生徒指導上の諸問題の改善などに連携して取り組ん

でまいりました。また、児童生徒の健全育成に向けて、高知家の子ども見守りプランのもとで知事部局と教育委員会、警察本部が連携して総合的な取り組みも推進してきたところであります。

今回の地方教育行政法の改正により、総合教育会議の設置など、首長と教育委員会との連携を強化するための仕組みが構築されてきました。総合教育会議という公開の場で、選挙で選ばれた首長が教育委員会と教育に関する総合的な施策などを協議できるようになったことは、より一層教育に民意を反映することにつながり、大変意義深いことだと考えております。

本県におきましては、今回の法改正に合わせ、今後の本県教育の振興の方向性を十分に議論しますために、4月の第1回総合教育会議を皮切りに、これまで4回の会議を開催してきたところであります。第1回の会議では、議論の基本的な考え方として、子供たちの知・徳・体の状況など教育の現状や課題を率直に受けとめ、より深掘りし、その解決に向けて子供たちの視点に立った真に有効な対策を打ち出していくことを確認いたしました。

また、第2回から第4回までの会議では、学力向上や厳しい環境にある子供たちへの支援など本県における喫緊の教育課題を協議テーマとするとともに、これらのテーマに沿った有識者を県外からお招きし、御意見も賜りますことで、有意義な協議ができたと考えております。今後は、教育等の振興に関する施策の大綱の年度末の策定に向けまして、さらに議論を深めてまいります。

次に、教育の充実に取り組んできたこれまでの振り返り、大綱の策定に向けた今後の教育の振興への決意についてお尋ねがございました。

私が知事に就任した当時、本県の子供たちの学力や体力、生徒指導上の諸問題の状況は、全

国と比較して大変厳しい状況にありました。こうしたことから、県政の5つの基本政策の一つに教育の充実を掲げ、教育委員会と連携し全力で取り組んでまいりました。

教育委員会が策定しております高知県教育振興基本計画重点プランでは、学力や体力の底上げ、生徒指導上の諸問題の解決に向けて、知・徳・体の分野ごとに目標を掲げ、その達成に向けた取り組みが続けられています。

こうした取り組みの推進に多くの教職員や教育関係者の方々に御努力をいただいたことにより、知の分野では、小学校の学力は全国学力・学習状況調査において全国上位クラスまで向上してまいりました。一方で、小中学校ともに思考力や判断力、表現力にいまだ弱さが見られますし、特に中学校の学力は本年度も全国平均を下回り、その改善状況は平成25年度からの足踏み状態をいまだに脱却できておりません。

徳の分野では、高等学校における中途退学や不登校が改善傾向にあるものの、小中学校における暴力行為や不登校などは依然として高い数値で推移するなど、いまだ厳しい状況にあります。

体の分野では、小中学校の体力が全国水準近くまで改善するとともに、全国大会や国際大会で活躍する選手が育っておりますが、一方で子供の運動習慣がいまだ十分に定着していないことや、スポーツ活動に地域差が見られることなどの課題があります。

今後、学力の向上や生徒指導上の諸問題などの課題を解決するためには、これまで以上に知恵を絞り、努力を積み重ねていく必要があると考えております。このため、現在総合教育会議におきまして、こうした課題について深く掘り下げ、解決に向けた対策を打ち出すための議論を重ねております。その中で、学校の目標の実現に向けて組織的に取り組むチーム学校の構築

や、厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切る施策の充実強化の必要性などが見えてまいりました。

教育の振興は、変化の激しい現代社会を自立して生き抜いていける子供たちを育むとともに、これからの本県の産業振興や地域社会などを担う人材を育成するためにも大変重要であります。今後、総合教育会議での議論をさらに深め、大綱において教育の振興に向けた真に有効な対策をお示しできるよう全力で取り組んでまいります。

次に、政府関係機関の地方移転について、これまでの動向やその実現性などをどのように受けとめているのかとのお尋ねがございました。

今回の政府関係機関の地方移転につきましては、私自身東京圏から地方への新しい人の流れをつくり、あわせて地域地域の資源や産業事情等を踏まえ、地方における仕事と人の好循環を促進しようとするものであり、地方創生を実現する上で大変意義のある取り組みだと考えています。また、3月から誘致の提案募集が始まり、8月末の提出期限までに、対象となる道府県のほとんどから提案があるなど、地方も大いに期待を寄せているものだと受けとめております。

他方、省庁から、国会対応などを考えれば難しいのではないか、あるいは地域経済の活性化などの効果が明確でなければ実現しないといった意見が報道されるなど、率直に申し上げて、国の側から見た場合、実現に向けたハードルが大変高い施策であることも事実であります。

そのため、政府関係機関の地方移転につきましては、政治主導でしっかりと数値目標を掲げていくべきだと考えております。政治主導で数値目標を掲げることで、地方が提案するのみではなく、逆に各省庁が政府関係機関の移転先を懸命に探すという環境をつくらなければ、実現が難しいのではないかと危惧をいたしてござ

す。

こうした危惧は多くの知事も同様に持っており、私も含めて複数の知事から、7月の全国知事会の地方創生対策本部などにおいて問題提起がなされ、全国知事会としても各省庁の政府関係機関の少なくとも2割を移転との緊急要請をまとめたところがございます。政府においては、ぜひそれぞれの地方から出された提案を真摯に受けとめ、政治主導で大胆な政府関係機関の地方移転を実現していただきたいと考えております。

次に、政府関係機関の地方移転について、本県に移転することの優位性をどのように示したのか、また移転が実現した場合、国の機関としての機能の向上がどのように図られ、さらに本県の地方創生にどのようにつなげていこうと考えているのかのお尋ねがありました。

本県からは、海水資源や海洋・海底生物資源など海洋研究の関係、国土強靱化の関係、林業振興の関係、この3つの分野において7つの研究機関の誘致を提案しております。

まず、海洋研究の関係では、海洋深層水やメタンハイドレートなど土佐沖に海洋資源が豊富であるという地理的条件、また既に高知コアセンターや海洋深層水研究所など海洋に関する研究機関が一定集積していることなどを本県の強み、優位性として提案をしております。その上で、国の研究機関の移転が実現した場合、国にとりましては高知大学などとの連携によりまして、研究者の集積や高度な海洋専門人材の育成など、研究力の強化につながることを期待されます。また、本県にとりましても新たな人の流れに加えて、研究機関の集積がさらなる産業の集積を呼ぶことで、産業の活性化が図られるものと考えております。

次に、国土強靱化の関係では、本県をフィールドとした南海トラフ地震等に関する多くの研

究、実証が既に行われていることに加え、南海トラフ地震により想定される大規模な被害を真正面から受けとめ、住民、企業、行政が一丸となって取り組んでいることなどを本県の強み、優位性として提案しております。その上で、甚大な被害、脆弱な地形、少子高齢化、過疎化といった厳しい条件に置かれている本県をフィールドとした研究、実証を全国展開することで、国全体の国土強靱化の推進、底上げを図ることが期待をされます。また、本県にとりましても南海トラフ地震対策のさらなる推進や防災関連産業の活性化など、国土強靱化と地域活性化の両者を推進することができるものと考えております。

最後に、林業振興の関係では、日本一の森林率を誇り、地形が急峻であることなどから、林業に関するさまざまなデータが豊富に蓄積できることや、全国に先駆けてCLT工法による建築実績があり、CLTを推進する体制が充実していることなどを本県の強み、優位性として提案をしております。その上で、国にとりましては森林技術や河川技術のデータの蓄積による新たな工法への活用など研究力の強化、また本県にとりましては安全かつ効率的な集材作業の推進やCLT関連産業の活性化などが期待できるものと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、国にも移転の実現に向けて積極的に取り組んでいただきたいと考えておりますが、県としても本県の強みや移転の効果などをしっかりと訴え、政府関係機関の誘致を実現したいと考えているところであります。

次に、今後の少子化対策の展開についてお尋ねがございました。

8月に改定をいたしました高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、県民の皆様の希望をかなえることを最優先に、人口の自然減の縮小

や社会増に向けた対策に人と資源を集中することにより、2060年における本県人口を55万7,000人に踏みとどめることが可能となるとの人口の将来展望をお示しいたしました。

人口の将来展望が掲げる目標を実現するためには、何よりも少子化対策の抜本強化を図ることが必要だと考えますが、少子化の問題は近年その深刻さを増してきており、大きな要因として未婚化、晩婚化の問題が言われております。中でも生涯未婚率は男女ともに上昇し、2010年には本県男性の4.5人に1人、女性の8人に1人が50歳時点でも未婚となっております。しかしながら、他方で本年実施した県民意識調査によりますと、未婚者の約8割は結婚したいとの意向をお持ちだとの結果も出ております。また、晩婚化が進むことにより第1子出産年齢が上昇し、これに反比例する形での合計特殊出生率が低下を見せる中、本県の第1子出産時の御夫婦の平均年齢は30.95歳となっておりますが、県民意識調査の結果による第1子を希望する年齢は29.3歳となるなど、現実と理想との間には乖離が生じているという実態もございます。

こうした状況の中、県民の皆様の希望をかなえることを最優先に取り組みを進め、結婚を希望する全ての独身者の希望をかなえますとともに、第1子をもうける希望の年齢を現実のものとする事ができれば、総人口55万7,000人の前提となる合計特殊出生率2.27の達成も見えてまいります。このため、今後の少子化対策を進めていく上においては、何と申し上げましても、いかににより多くの独身者の皆様の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をいかににより早くかなえていくのかといった視点が大変重要なポイントになるものと考えております。

このため、より多くといった視点では、結婚支援や子育て支援策などに引き続き市町村などと連携して取り組むのはもちろんのこと、これ

まで働きかけが十分ではなかった民間企業などとも協働した県民運動的な少子化対策の新たな展開を目指してまいります。また、より早くといった視点からは、県民の皆様に対しライフプランを意識した啓発や医学的な知識をお伝えするセミナー開催などを行うことによりまして、地域や職場での結婚や子育てを支援する機運を醸成してまいります。

さらには、県民意識調査の結果から、理想の子供の人数2.45人と予定する子供の人数2.09人の間にギャップが生じており、県民の皆様の希望をかなえるためには、早急にその解消を図る必要があります。このため、女性の子育てへの負担感の解消に向けた男性の積極的な育児参加などを促進するワーク・ライフ・バランスの推進や、子育てに伴う経済的負担の軽減策などに関する国への働きかけを強めるなど、子育てをしながら安心して働き続けられる環境づくりを積極的に推進してまいります。

今後とも県民の皆様の結婚、妊娠、出産、子育ての希望の実現に向けまして、市町村はもちろんのこと、地域の皆様を初め企業や各種団体などとの連携を一層強化し、本県の少子化対策が県民運動的な広がりを持つように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策の抜本強化に向けた民間企業などとの協働した取り組みの具体的な方向性についてのお尋ねがありました。

今後、少子化対策の取り組みを効果的に進めていくためには、少子化対策を県民運動として推進していく必要があるものと考えています。このため、これまで市町村などと比べ、どちらかといえば働きかけが十分とは言えなかった民間企業などの皆様との協働した取り組みを強化してまいりたいと考えております。

具体的には、高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、県内の企業や団体の方々など

に御参加をいただき、高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーから結婚や子育てなどに関する情報を提供いたしますとともに、企業・団体内における結婚や子育て支援、さらにはワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みなどを強力にバックアップしてまいりたいと考えているところであります。

さらには、保健福祉や医療・教育・産業分野などの33団体で構成します高知県少子化対策推進県民会議の推進体制を見直し、抜本強化を図ることが必要だと考えております。結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進といったライフステージの各段階に応じた3つの部会の新設の検討をお願いいたしております。新設する3つの部会におきまして、具体的な施策やその進め方などについての検討を行い、実践していただくとともに、その執行状況についてもPDCAサイクルを通じた進捗管理を行うなどの取り組みを行っていただきたいと考えているところでございます。

こうした取り組みなどを通じまして、少子化対策を県民運動として推進していく機運の醸成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、さらなる高知県の産業振興につなげていく決意についてのお尋ねがございました。

私は、知事に就任以来、人口減少による県内市場の縮小に伴って各産業分野の産出額等が減少し、全国の景気の波に乗れない状況を何とかして改善し、経済全体をよい方向に向かわせたいという強い思いで産業振興計画の策定に取り組み、そして全力で取り組んでまいりました。また、産業振興計画の推進に当たっては、まずは県が汗をかき、そして官民協働、市町村との連携協調で取り組むという姿勢を最も大切にしてきたところであります。

これまでの取り組みによって、地産の面では、

例えば農業分野では学び教えあう場の普及拡大などの取り組みに加え、次世代型こうち新施設園芸システムを確立し、普及を開始するなどいたしましたし、林業分野では大型製材工場の整備や木質バイオマスの利用拡大などを図り、森林資源を余すことなく活用する仕組みの構築に努めてきたところであります。さらには、防災関連産業の成長などにより、本県のものづくり力が大幅に強化されるとともに、地域アクションプランの取り組みにより、食品加工や旅行商品づくりなど、地域の資源を生かした取り組みが地域地域に広がってきたところであります。

また、外商の面では、地産外商公社が仲介、あっせんした成約件数は昨年度は4,393件と、平成21年度の約25倍にまで増加しましたし、ものづくり地産地消・外商センターの外商支援による成約額も、平成24年度に2億5,000万円であったものが昨年度は27億1,000万円となるなど、飛躍的に拡大してきたところであります。

その結果、生産年齢人口が減少を続ける中、長年にわたって減少傾向であった各分野の産出額等が上昇傾向に転じるとともに、県が定量的に把握できているものだけでも約5,400人の雇用が創出をされ、さらには定量的には把握できないものの、外商の拡大や観光振興などによっても多くの雇用が創出されていると推測されるなど、一定の成果があらわれてきたところであります。産業振興計画を開始する前の10年近くにわたって、0.4倍から0.5倍程度でとどまってきた有効求人倍率は、本年5月に過去最高の0.96倍になるなど、経済全体としてもよい方向へ向かっていると実感しているところであります。

このように、これまでの産業振興計画の取り組みには、まだまだ一部ではありますものの、具体的な形で手応えを感じているところであります。これは事業者の皆様のたゆまぬ御努力と、その取り組みに対する市町村の皆様積極的な

サポートなどなど、多くの皆様のお力添えがあったからこそその成果であるとの思いであります。とはいえ、人口減少による負のスパイラルを断ち切り、県勢浮揚をなし遂げるためには、まだまだやるべきことは数多く残されていると思っております。正直、問題を挙げれば数限りない、それぐらいまだまだ多くの困難が待ち受けているとの思いでございます。

このため、産業振興の取り組みをもう一段バージョンアップさせ、上向きに転じた各分野の成果を一層伸ばすとともに、担い手の確保や産業クラスター化に挑戦することなどを通じ、より力強い拡大再生産のループに乗せていくこと、このような方向性での取り組みをさらに推進していきたい、そのように考える次第です。今後もさらに県民の皆様と手を携えながら、産業振興の取り組みにより一層全力で挑戦してまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

次に、国土形成計画についての所見についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、今回閣議決定された国土形成計画は、本格的な人口減少社会に初めて正面から取り組み、地域の個性を重視し、地方創生を実現するための計画であると受けとめております。また、国土の基本構想として、「多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れである「対流」を全国各地でダイナミックに湧き起こし、イノベーションの創出を促す「対流促進型国土」の形成を図ること」を位置づけるなど、さまざまな社会環境の変化に的確に対応した計画であると考えております。

とりわけ、計画の中に地域の整備に関する基本的な施策として、集落地域における小さな拠点の形成や地方移住、二地域居住等の促進による東京一極集中の是正が位置づけられますと

もに、産業に関する基本的な施策として、農業、食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的発展、林業の成長産業化の実現が盛り込まれるなど、本県のさまざまな取り組みを実行する上で大変心強い計画だと考えております。また、対流促進型国土の形成につきましても、地産外商や移住促進、観光振興の推進、さらには産学官民連携センターを中心とした県内外の知恵の集積などに取り組んでいる本県の施策とも軌を一にするものであり、県としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、全ての活動の基盤となる安全・安心という面におきましても、ハード対策とソフト対策とを適切に組み合わせた防災・減災対策の推進や、具体的にミッシングリンクの解消などに取り組んでいくことが盛り込まれておりまして、本県の防災・減災対策の方向性と一致したものだと思っております。今回の国土形成計画は、このように本県が進めようとする政策を力強く後押ししてくれるものと考えておるところでございます。その実効に大いに期待をいたしているところでございます。

次に、これまでを振り返り、さらなる県民の安全と災害に強い県づくりにどのように取り組むつもりなのかのお尋ねがございました。

知事に就任させていただいてからこの8年間、自然災害、特に南海トラフ地震から県民の命を守るという本県が抱える大きな課題に全力を注いでまいりました。就任した翌年度には南海地震対策行動計画を策定し、さまざまな分野において取り組みを着実に実行してまいりましたが、東日本大震災を受け、当時取り組んでいた対策の総点検を行い、まずは住宅耐震化補助の拡充など、今すぐにできることに取り組みました。その後の平成24年3月31日に政府より発表された34メートルという日本一の津波高の想定への衝

撃はすさまじいものがありましたが、この厳しい想定からも目を背けることなく、それまでの対策に加えて、津波避難や応急活動に関する対策を抜本的に強化することにより、被害を最小化するよう、県民の皆様とともに全力で取り組んでまいったところであります。

また、東日本大震災が発生した直後から、南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議を発足させ、根気強く政策提言を続けた結果、念願の南海トラフ地震対策特別措置法が施行されました。このことにより南海トラフ地震対策が国策として位置づけられ、特に津波から命を守る対策が大幅に強化をされたところであります。さらには、本年3月には9県知事会議として早期の策定を提言しておりました、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画が国から示され、国、地方一体となって対策を進める環境が整ってまいったと考えているところであります。

一方で、本県としましては来年度からスタートする第3期南海トラフ地震対策行動計画におきまして、第2期計画を総括し明らかになった課題にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。例えば、津波避難空間の整備に一定のめどが立ってきた中、これらの避難空間を使いこなし、一人一人が確実に逃げ切れるようにするため、地域地域で命を守る対策を徹底する必要があります。応急期初期の命をつなぐ対策に関しては、前方展開型の医療救護体制の整備や、応急期の活動を支えるための基盤となる道路啓開計画の実効性の確保など、現在も取り組んでいる困難な課題に対して、これまでの取り組みを拡充、強化するとともに、発災3日後以降の取り組みについても地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みとなるよう、さらに掘り下げ具体化していかなくてはなりません。

こうした一連の対策を行動計画に位置づける

ことによって、地域地域で自助・共助・公助が一丸となった取り組みを進めることにより、南海トラフ地震による人的災害を限りなくゼロに近づけるといふ災害に強い県づくりを進めていきたいと考えているところであります。

次に、厚生労働省の有識者懇談会が提言した保健医療2035を次期日本一の健康長寿県構想の保健医療分野にどう反映し、どのような方向に進めていくのかとのお尋ねがありました。

保健医療2035提言書は、保健医療ニーズが増大する2035年を見据え、持続可能な保健医療システムの構築に向けて、長期的な視点により提言されているのが特徴であります。示されている3つのビジョンのうち、みずからの健康維持や増進に主体的に関与するためのライフ・デザインビジョンでは、効果が実証されている予防の積極的な推進、重症化予防の徹底が示されており、また地域包括ケアの実現のためには、専門的な人材の育成や自治体間での資源の共有、分担の推進などが示されております。全体的には長期的かつグローバルな視点で示された提言ではありますものの、こうした点は日本一の健康長寿県構想に取り組む本県においても参考になるものがあると考えております。

次期日本一の健康長寿県構想の策定に当たりましては、今期の構想をどう評価し、次期の構想で何を目指すのか、現在骨太の議論を進めているところであり、依然として多い壮年期世代の死亡を抑えることと、また住みなれた地域で安心して住み続けられる県づくりなどを大きな柱としたいと考えているところであります。

まず、保健分野では、壮年期の死亡率の改善について、がん検診や特定健診などしっかりと健診を受けていただく取り組みに加えて、健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方を適切に医療機関へつなぎ、栄養指導を強化するなど重症化を予防する取り組みを考えております。

また、医療分野では、中山間地域など不採算地域への訪問看護サービスの支援を初め、在宅医療の基盤となる訪問看護師の養成を強化するなど、住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、在宅医療の充実に努めてまいります。加えて、在宅療養を希望する入院患者が適切なリハビリテーションを受けられるよう、回復期機能を担う病床の確保に取り組んでまいります。

県民の皆様が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる県づくりという目標を達成するために、打ち込む施策の方向性が正しいか、また目指す姿を実現するために施策の事業量はどのくらい必要なのか、しっかりと議論して、今年度末までに次期の日本一の健康長寿県構想を策定したいとの考えでございます。

最後に、女性の活躍の場の拡大に向けた今後の取り組みについてお尋ねがありました。

女性がそれぞれの希望に応じ、家庭や地域、職場といったさまざまな場で個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することは、人口減少時代を迎えた我が国にとりまして極めて重要と考えております。国におきましては、女性の活躍を最重要政策の一つに位置づけ、女性の働く意欲を実現につなげ、活力ある社会を維持していくことを狙いとした法律、いわゆる女性活躍推進法を制定し、さらに一步踏み込んだ取り組みを進めようとしております。

本県におきましても、昨年度から女性の活躍の場の拡大を産業振興計画の推進など5つの基本政策に横断的にかかわる政策として掲げるとともに、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略においても基本目標の一つに位置づけたところであります。

今後は、国の動きも追い風としながら、女性の就労支援、登用の促進、働き続けるための環境整備の3つの視点で施策のさらなるバース

ンアップを図ってまいります。具体的には、昨年開設した高知家の女性しごと応援室において、より多くの相談に対応し、きめ細やかな支援ができるよう機能強化を図ってまいります。また、女性の登用の促進では、企業の率先した取り組みが不可欠なことから、県内経済団体と連携して女性の活躍に関する行動計画の策定を働きかけてまいります。

さらに、仕事と家庭の両立に理解のある管理職、いわゆるイクボスの県内普及や、家事と育児などへの男性の積極的な参加に向けた意識啓発の強化など環境整備を図ってまいります。こうした取り組みにより、女性の活躍の場の拡大を推し進め、女性だけでなく男性も含めた高知県全体の活性化につなげてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、学力向上に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

本県の小中学校の学力について、特徴的な課題を本年度の全国学力・学習状況調査の結果から見ますと、小中学校ともに思考力、判断力、表現力に弱さが見られること、また中学校においては学力の定着が十分ではなく、その改善もここ数年足踏み状態にあることが挙げられます。この2つの課題は、平成19年度の調査開始以来指摘されてきたもので、本県の小中学校の学力向上を図る上で積年の課題となっております。

この課題の解決に向けては、まず全ての教育関係者が現状に対する危機感を強く持ち、変革に向けての思いを共有することから改めてスタートすることが必要だと思います。その上で、具体的に取り組むべきことは、現在総合教育会議の中でも議論をしているところですが、例えば学級崩壊や深刻な生徒指導上の問題が発生する

荒れた学校では、子供たちの学力の向上は望めません。また、体力が身につけていなければ、集中力を持続して学習を行うことが困難であるなど、知・徳・体は一体不可分なものであり、これらを総合的に伸ばしていく対策を進めていくことが重要です。このためには、学校が一体となって組織としての力を十二分に発揮するとともに、スクールカウンセラーなどの外部スタッフや地域住民の力も結集し、チーム学校として課題の解決や目標達成に向かっていく体制を整えることが必要であると考えます。

その中で、特に学力、知に関しましては、まず子供たちの学力の底上げをすることが大切であり、同時に厳しい環境にある子供たちへの対策を強化しなければなりません。このため、これまでも学習シートを作成し、授業や家庭学習での活用を促し、学習習慣の確立に努めてまいりました。また、学力が十分に身につけていない子供にも勉強の機会を確保するため、本年度から放課後学習支援員制度を開始し、基礎的な内容を含め、子供たちの学力の定着の状況に応じて学ぶことができる放課後の学習環境を整えてまいりました。今後もこのような取り組みをさらに拡充していかなければならないと考えております。

さらに、子供たちの思考力や判断力、表現力を向上させるためには、教員が使命感と誇りを持って、その本分である授業力の向上に取り組むことが何よりも重要です。そして、このためには、まず教員みずからが主体的に授業研究を進めていくことが必要であり、あわせて教員同士が協働して授業をつくり、相互に指導力を磨き合う仕組みを学校の中にしっかりつくっていかねばなりません。その上に、指導主事の学校訪問や思考力問題集などの学習教材の活用の促進等によりまして、授業改善の取り組みを支援してまいります。加えまして、現在全ての

小中学校で実施している算数・数学単元テストに思考力を問う問題を組み込むことにより、基礎的な内容のみでなく、思考力などの定着状況も的確に把握しながら、授業を充実させていくシステムも整えていきたいと考えております。

このような取り組みを強化していくことで、本県にとっての積年の課題を克服し、みずからの夢や志を実現していくために必要な学力が全ての子供たちに身につくよう取り組んでいきたいと思っております。

次に、コミュニティ・スクールについて、その制度に対する所見やこれまでの取り組みと成果、今後の取り組みについてお尋ねがございました。

現在、中央教育審議会は全ての学校にコミュニティ・スクールの制度を導入するための総合的な検討を行っております。これは、多様で複雑な教育課題が山積する中であって、未来を担う子供たちの豊かな成長のために、学校も地域も総がかりで教育に当たっていくことが求められていることによるものと思っております。

本県においても学校が抱える教育課題は複雑化し、また地域コミュニティーの核としての学校への期待は高まっている現状があり、保護者や地域住民の力を結集して地域ぐるみで教育に当たっていくことは、大変重要なことと考えております。県といたしましても、地域ぐるみで子供たちの育ちを支援する仕組みをつくっていくため、これまでも市町村教育委員会や学校に対してコミュニティ・スクールに関する情報提供や人員配置を行って、この制度の導入に当たっての支援を行ってまいりました。

そうした中、本県のコミュニティ・スクールは本年度新たに8校ふえ、文部科学省が平成28年度までに目標としております1割をクリアし、31校となっております。これらの学校では、保護者や地域住民と教職員が議論を重ねて学校教

育目標をつくったり、伝統芸能を地域の人と一緒にになって継承する活動が行われており、保護者や地域住民の主体的な参画によって、地域の特色を生かした教育活動が展開されております。

今後は、コミュニティ・スクールについての中教審での検討状況も踏まえつつ、本県が現在推進している学校支援地域本部での取り組みともあわせ、各地域の特色に合ったコミュニティ・スクールづくりを市町村教育委員会とも連携して支援してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、9月補正予算案に計上した少子化対策に関して、その狙いと今後の展開についてのお尋ねがありました。

9月補正予算案において、総合的な結婚支援策として、独身者が希望の条件に合う相手を検索するマッチングシステムを運営する窓口の開設と、子育て支援策の充実強化を図る取り組みとして、子育てに必要な情報を提供するメールマガジン配信システムの改修などに必要となる経費を計上いたしております。

まず、マッチングシステムについてでございますが、現在希望の条件に合う相手を迅速に検索できるシステムの導入に向けた準備作業を急いでいるところです。こうした中、システムの運営に係る窓口の開設を来年の1月へと前倒しを行い、会員登録を同時に開始することにより、希望の条件に合ったお相手の検索やお引き合わせを4月早々からスタートすることが可能となりました。こうした取り組みなどを通じまして、より早く、より多くの独身者の皆様の結婚の希望をかなえることが可能になるものと考えております。

次に、子育てに必要な情報を提供するメールマガジンの充実に向けた取り組みでございますが、本年4月から出会い・結婚・子育て応援コーナーに保健師と助産師を専門相談員として配置

し、相談支援体制を強化いたしました。しかしながら、電話相談や相談会への御参加をいただいた方々への支援内容の充実は図られましたものの、一方で不安や悩みを持ちながらも、せっかくの相談機会を御利用できない方々が数多くいらっしゃるという状況もございます。

このため、メールマガジン配信システム、子育て応援ポータルサイトの改修などを通じまして、配信情報にお住まいの市町村の子育て情報などを加えるなどの内容の充実を図りますとともに、配信頻度をふやしますなど、妊娠から子育て期までの切れ目のない子育て支援策の充実強化を図ってまいります。あわせて、その際には市町村や民間企業などの御協力もいただき、母子手帳の交付時や職場などでの広報などを通じて会員登録を促進いたしますなど、より多くの方々に充実した情報が行き渡るよう取り組みを進め、妊娠、出産、子育てに係る不安や悩みに寄り添える環境づくりを推進してまいります。

次に、これまでの日本一の健康長寿県構想における取り組みを踏まえた今後の県の認知症対策についてのお尋ねがありました。

認知症対策につきましては、日本一の健康長寿県構想の重点施策と位置づけ、これまでも医療と介護の連携体制の構築や、御家族の介護負担の軽減につながる支援策、さらには認知症への理解を深めるための普及啓発事業などに積極的に取り組んでまいりました。

まず、認知症の方をその早期の段階から適切な医療や介護につなげるための環境整備として、昨年度香美市と四万十市でスタートをいたしました初期集中支援体制の整備に向けたモデル事業を、今年度は9市町村に拡大するなど、県下で体制整備を進めてまいります。また、今回の介護保険制度の見直しに伴い、平成30年4月までに全市町村でこうした初期集中支援チームの

設置が必要となりましたことから、今後チームの立ち上げに必要となる認知症サポート医や、地域における医療・介護などの連携をコーディネートする認知症地域支援推進員の養成などにも積極的に取り組んでまいります。

次に、認知症の方を地域で支え、見守る応援者となつていただく認知症サポーターにつきましては、この6月末で目標を上回る約3万6,000人が養成され、認知症に関する正しい知識と理解を持つ方々がふえてまいりました。今後は、認知症サポーターへの再度の学習機会の提供や、学校教育の中での認知症サポーターの養成などを通じまして、地域ぐるみで認知症の方や御家族を支える体制づくりを目指してまいります。加えて、あったかふれあいセンターなどを活用した認知症カフェの設置などにも取り組み、御家族の介護負担の軽減などにもつなげてまいりたいと考えております。

さらには、第6期介護保険事業支援計画の計画期間中において、認知症高齢者のグループホームなどの基盤整備を進めるなど、今後とも認知症の人と家族が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを積極的に推進してまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 事業承継・人材確保センターの取り組み状況や新たに見えてきた課題、今後の展開についてお尋ねがございました。

事業承継・人材確保センターは、円滑な事業承継のサポートと、事業規模の拡大や新たな事業を展開する際に必要となる中核人材の確保を目的に本年4月に開設し、これまでさまざまな機会を活用しまして、事業者の皆様や商工団体、金融機関など企業を支援する関係機関に対し周知を図ってまいりました。

そうした結果、センターには9月末までの半年で事業承継に関するもの57件、人材確保に関

するもの48件、合わせて105件の御相談をいただいております。これは、当初想定していたよりも多い件数でありまして、県内事業者の関心の高さやセンターのサポートに対する期待のあらわれではないかと考えております。

事業承継の相談案件につきましては、現在専門のスタッフと税理士、公認会計士等の専門家や金融機関などから成る支援チームが相談者の状況に応じまして、適切な解決に向け順次対応を進めているところです。また、人材確保の相談案件につきましても、専門スタッフによる丁寧なマッチングを進めておりまして、これまでに6件の採用につながっております。

こうした取り組みの中、特に県内の企業ニーズに適切に対応できる中核人材の確保が課題となっており、県内外の人材に関する情報をさらに蓄積し、より多くのマッチングにつなげていく必要があると考えています。このため、主に首都圏で人材情報などを収集する求職コーディネーターを新たに配置するなど、移住や地方での仕事に関心を持っている都市部の人材に直接働きかける体制を強化することにいたしました。

具体的には、東京事務所に求職コーディネーターを2名配置し、移住促進の人材誘致の取り組みなどもしっかり連携する中で、高知県の人材確保に協力していただける高知県関係者や企業の皆様などに広く高知の情報を発信し、より多くの人に高知の企業へ関心を持ってもらいながら、最終的に高知の企業に就職してもらう取り組みを順次進めることにしております。

また、6月に行いました県内事業者の方へのアンケート調査で中核人材が確保できていないと回答いただいた事業者の皆様や、新たに事業展開を行っている県内事業者を訪問し、その求人ニーズをより詳細に掘り起こしていくため、専任担当者も配置することにしております。こうしたことにより、センターがそれぞれの事業

者のニーズにしっかり応え、次なる事業展開や拡大再生産の取り組みにつなげていきますよう、さらに全力で取り組んでまいることにしております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 耐震改修促進法に基づく避難路指定につきまして、本県の現状はどのようなになっているのか、また今後の取り組みはどのようなになっているのかとお尋ねがございました。

耐震改修促進法の改正に伴い、地方自治体が緊急輸送道路等の避難路を指定し、沿道の一定の高さを超える建築物に耐震診断の実施と、その結果の報告を義務づけることができるようになりました。改正法では、市町村の区域を越える広域の緊急輸送道路等は県が指定をし、市町村の区域内の避難路等につきましては市町村が指定することとなっております。

本県では、昨年度から緊急輸送道路等の沿道の建築物の実態調査を順次実施しております。まずは国道33号とこれに関連する道路について本年8月に指定をし、診断結果の報告期限を平成31年3月末としたところでございます。指定に当たっては、市町村と連携をして耐震診断及び改修に係る補助制度を創設した上で所有者説明やパブリックコメント等を行いました。さらに、国道32号、55号、56号とこれに関連します道路につきましては、今月中の指定に向けて手続を進めているところでございます。県外からの緊急ルートとなるその他の国道等についても現在実態調査を行っており、年度内の指定を目指しております。

一方、一部の市町村からは、避難路等の指定に向けた実態調査を行いたいとの意向を受けております。これを踏まえ、技術支援を行うとともに、調査に係る経費への補助について本議会に補正予算を提案させていただいております。

他の市町村についても避難路等の調査や指定を行うよう働きかけていくこととしております。今後もこれらの取り組みを進めることにより、震災時の避難の安全性や緊急車両の通行の確保に努めてまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 災害対策に関し、兵庫県が取りまとめた復興制度等提言事業調査報告書の南海トラフ地震対策への活用についてお尋ねがありました。

この報告書は、阪神・淡路大震災からこれまでの20年にわたる被災地における取り組みの成果と課題に加え、東日本大震災の被災地における復興への取り組みの成果と課題についても検証を行い、東日本の被災地に対する息の長い復興支援と、南海トラフ地震を初めとする大規模災害への備えにも活用できる提言として兵庫県が取りまとめたものです。

本県の南海トラフ地震対策行動計画も同様に、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、過去の大規模災害における取り組みや課題を踏まえて策定しているため、既に取り組みを進めている消防隊員や消防団員の津波からの安全確保や災害医療体制の整備、道路啓開計画など、特に発災直後から応急期初期の対策は報告書に提言として取りまとめられているものが数多くあります。

一方で、本県において今後本格的に取り組んでいくこととなる応急期後期から復旧・復興期にかけての対策も数多く提言として取りまとめられており、本県が対策を進めていく上で貴重な資料になると考えております。

この報告書に示されている被災地の取り組みを踏まえた多岐にわたる提言の中から必要な施策については、現在策定を進めております第3期南海トラフ地震対策行動計画にしっかりと位置づけたいと考えております。また、国に対し

で政策提言が必要となるものにつきましては、関係県とも連携して取り組むなど、本県の南海トラフ地震対策の推進に生かしてまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、療養病床の実態調査の結果を地域医療構想にどのように反映させていくつもりなのか、また構想策定に向けた考え方についてお尋ねがありました。

地域医療構想は、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に向けて、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれる中、急性期の医療から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において確保し、患者がその状態にふさわしい効率的かつ質の高い医療を受けることができるよう、将来における医療提供体制のあるべき姿を示すものです。

地域医療構想においては、高度急性期、急性期、回復期及び慢性期といった医療機能ごとに2025年における医療需要を推計することになっています。このうち慢性期の医療需要は療養病床の入院受療率——人口10万人当たりの1日平均の入院患者数ですが——の地域差を縮小していく方向で推計することとなっており、人口当たりの療養病床数が全国一多い本県においては、推計値に基づく必要病床数が現在の病床数よりもかなり少なくなる見込みです。

一方で、地域医療構想は地域の実情に応じて医療機関の自主的な機能分化・連携の取り組みを基本として実現していくものです。このため、まずは療養病床に入院している患者さんの状態、所得、家族の状況、提供されている医療や看護などの内容を調査した上で、現に入院している方々の追い出しにつながらないことを基本とし、患者や利用者のQOL——生活の質の向上にふさわしい受け皿整備の方向性などを地域医療構想に反映していきたいと考えています。

次に、子供の医療費助成についてお尋ねがあ

りました。

子供の医療費については、子供が生まれ育った環境にかかわらず、全国どこでも治療費を心配することなく安心して医療を受けられるよう、社会全体で支えていく必要があると考えています。次世代を担う人づくりに向けた少子化対策の抜本強化に取り組んでいく中で、国において新たな子供の医療費助成制度の創設や、地方が独自に助成した場合の国保における国庫負担金の減額措置の廃止について、全国知事会などを通じて要望をしてきたところです。

このたび、国において新たに子どもの医療制度の在り方等に関する検討会が設置され、子供の医療費助成の見直しなどに関して検討されることとなりました。このことは地方の声を踏まえ、子供の医療制度の今後のあり方について検討を行う重要性を国に認識していただいた結果だと考えています。

また、子供の医療費を無償化した場合、コンビニ受診などの弊害も指摘されていますが、県では平成19年度から小児救急電話相談を実施しており、平成25年度からは365日体制で相談を受けるように拡充するとともに、新聞やテレビなどによる啓発活動や講演会の開催など、保護者の不安を取り除き、適切な受診につながる取り組みもあわせて実施しているところです。

県としては、検討会など国の動向を見ながら、市町村が不利になることがないように国の施策と連動した支援策に取り組んでいくとともに、国による新たな子供の医療費助成制度の創設等が実現できるよう、今後も全国知事会などを通じ要望を行ってまいりたいと考えています。

○15番(梶原大介君) 知事初め各部長にはそれぞれ丁寧な御答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。今回は知事の今議会開会当初の提案説明にも、本当に総括をかなり詳しくされておりましたし、これまでを振り返っ

て、そしてまた今後への高知県に対する決意も述べられておりましたが、あえてまた私の思うこれまでの8年間の知事の行動やそういったところを、そして今後の決意を聞かせていただきました。

その中で、本当に政策提言においては、私たちも全国のさまざまな議連や議会の勉強会、講習会、さまざまなお伺いするにも、この高知県の政策提言力というのは大変評価が高いことを他県の県会議員さんからもよくお話を聞くことがあります。先ほど知事が言われたように、自分のみならず、そしてまたこのことが国全体に役に立つという視点でされてきたからこそ、また時期と相手を見据えてされてきたからこそ、政治で言えば大臣から初め、また各県庁の政策担当者までにそのことが伝わったからではないのかなというふうに思っています。

考えてみれば、当初この政策提言を行うときに、公の場ということではなくて、知事のほうからつば、勘どころを捉まえた政策提言を行っていくと、そういう言葉をよく聞いていたことを思い出しますが、今はそのつば、勘どころを捉まえてという言葉は言われなくなりました。そのつば、勘どころということと言わなくなったということは、逆に言えば、つば、勘どころを捉まえる政策提言、そういうことが当たり前に行っているのが、今高知県庁の政策提言力であるというふうにも認識をいたしております。そういうことは時期的に言えば、課題解決先進県ということを自負されたあたりから、そういったつば、勘どころという言葉が順々になんてきたというふうにも感じております。どうか知事初め高知県庁のこの政策提言力をしっかりと今後も向上させていただきますことをお願いさせていただきますと思います。

また、先ほど来それぞれの項目についての総括、そして今後の決意もお伺いをさせていただきます。

きました。地方創生におきましては、特に人口ビジョンなど、今後20年、30年、40年先の人口目標を掲げておりますし、知事自身も息が長いというふうに言われておりました。すぐに結果が出るものではありませんし、産業振興計画などにおいては目に見えて結果の出ている面もありますが、実際それぞれの分野の販売高の目標などは、現行を何とか維持する、目標自体が縮小している、そして就業人口も何とか維持をするというふうな目標になっておるように、なかなか目に見える形でこれから拡大ということに対しては大変な取り組みが待っていることと思います。

南海トラフ地震対策、災害対策にもこれでやれば終わりというものはありませんし、健康長寿県構想にしても、先ほどの保健医療2035を提言された方々が、「この日本の高齢社会は世界において今まで誰もが経験をしたことない人口構造になっていくので、答えもなければ正解もない。今後どういうふうに日本が世界をリードしていくのか、そのことが問われている」というふうにも言われておりました。何はともあれ、また今後の高知県の発展に向けて鋭意尽力していただきたいと思います。そしてまた、再びこの12月議会の本会議場で知事と相まみえることを心から期待いたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。(拍手)

○議長(三石文隆君) 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩



午後1時再開

○副議長(西森雅和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

30番坂本茂雄君。

(30番坂本茂雄君登壇)

○30番(坂本茂雄君) お許しをいただきましたので、県民の会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

知事の2期目は3・11東日本大震災の年にスタートされました。この震災による福島第一原発事故によって、この国が哲学者高橋哲哉氏が言う、「ある者たちの利益が、他のものたちの生活を犠牲にして生み出され維持される、犠牲にする者の利益は犠牲にされるものの犠牲なしには生み出されないし、維持されない」という犠牲のシステムの上に成り立っていることが明らかになった年でもありました。そして、2期目の仕上げのことは戦後70年、私たちの先人が戦後の廃墟の中から大切に育て上げてきた立憲主義、平和主義、民主主義、基本的人権を尊重する社会を突き崩そうとする強権的な政治手法が横行し、民意を切り捨ててまで安保関連法が強行成立させられるという中で、知事の政治姿勢について順次お尋ねします。

知事は4年前の12月定例会の提案説明で、「本県は人口減少、高齢化の波に真っ先にさらされ、経済規模の縮小や過疎化の進展といったさまざまな課題に直面し、災害が多発する県でもある。しかしながら、私は本県がいわば課題の先進県であるからこそ、本県を人口減少や災害に負けない課題解決の先進県としていきたい、そうすることで県勢浮揚につなげていきたい」と述べられていました。そして、今回の提案説明では、課題解決先進県という切り口よりも、本県が抱える2つの根本的な課題、つまり人口減少のもたらす負のスパイラルと、南海トラフ地震を初めとする数々の自然災害から県民の命を守る戦いということが強調されています。

そこで、平成20年当時、余りの県政課題の困難さに深くため息をついたときもあったが、今

はまさにやればできるとの思いを強くしている中で、やればできると実感されている解決課題は何なのか、具体的に示していただきたいと思っています。

そして、課題解決の先進県として、時代を生き抜く処方箋を全国に先駆けて示すことで、後続の県に頼られる、時代に必要とされる県となった分野にはどのようなものがあるか、お聞きします。

次に、憲法と安保関連法についてお尋ねします。

知事は、これまで集団的自衛権については一定容認すべきとの見解を示されてきました。その理由の一つとして、政府見解と同様、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を挙げられていましたが、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威などというものでは十分な根拠とはなり得ないと思っています。我が国を取り巻く安全保障環境が本当により厳しい深刻な方向に変化しているのであれば、限られた我が国の防衛力を地球全体に拡散するのは適当ではないことが指摘されています。そして、集団的自衛権の行使を容認することで抑止力を高めることが安全保障に寄与する保障も存在しないし、我が国が抑止力を高めれば、相手側はさらに軍備を強化し、安全保障環境は悪化する可能性も少なくとも同じ程度に存在すると思われま

す。安保関連法が日本の安全に資することがあるとは考えにくいということが明らかになった国会審議の末に、安倍政権が強行採決を行ったということを踏まえて、知事の見解をお伺いいたします。

知事は、高知新聞9月6日付、県内首長へのアンケートの中で、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案を成立させることについての賛否を問われ、その時点では、我が国の

平和と安全を確保するために新たな安全保障関連の法整備が必要であると考えているが、他方でこの法案が合憲でなければならないことは当然で、その合憲性について徹底審議を望むと答え、18日の記者会見では、マスコミ報道によると、政府は集団的自衛権を実質的に自衛のものに限るとの方針を示したとか、法案は合憲になり得るものだと思っているが、本当に合憲なのかどうかは個別的事例の議論を積み重ねてほしいと附帯条件をつけられています。ということは、現時点では合憲になり得ていないということなのではないか、そのことについてお伺いいたします。

そして、問い2に関しては、この合憲性や歯どめについて個別事例に照らした徹底審議を行っていく必要があるものと考えたと答え、問い3では、我が国の安全保障環境の改善に資することとともに合憲であることを両立させることがポイントであるとして、この点についても個別事例に照らした徹底した議論を求めています。ところが、18日の記者会見においても、いまだ個別具体的な議論によって恣意的な運用に歯どめをかける必要性を訴えられています。

ということは、我が国の安全保障環境の改善に資することとともに合憲であることを両立させることが立証されるほど、個別事例に照らした徹底した議論がなされなかったと受けとめられているのか、お聞きします。

また、成立後の世論調査でも、いまだ法案の成立に反対、評価しないが5割を超え、審議不十分が8割近いものであります。知事も、国会議員による質問主意書を通じ、個別事例の合憲性の確認などを積み重ねていけば、恣意性の排除につながるの考えを示し、将来にわたって禍根を残さないようにしてほしいとまで注文をつけなければならなかったにもかかわらず、採決したということはどう評価するのか、お伺い

します。

そして、この項の最後に、重要影響事態法に変わった周辺事態法の第9条、国以外の者による協力等で、「地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる」となっていますが、知事はこれは強制されるものと解釈しているのでしょうか。

また、衆議院での審議中に新たな日米軍事協力の指針、いわゆる新ガイドラインで日本が集団的自衛権を行使する事態、いわゆる存立危機事態の後方支援に、民間空港や港湾を含む施設の利用も含まれるのかという質問に対して、外務省の鈴木秀生大臣官房参事官は、地方公共団体や民間の協力が得られる場合にはそういう場面があり得ると答弁しておられますが、知事はこれらの場合に協力をするつもりがあるのかどうか、お伺いします。

次に、災害と緊急事態条項の憲法への追加規定についてお尋ねします。

けさの報道にもありましたが、「本音は9条だが、リスクも考えないといけない」と本音を隠しながら、自民党が、賛同を得やすいところから憲法改正の課題にするとして、災害を理由に憲法を改正して緊急事態条項、すなわち国家緊急権を憲法に規定しようとしています。まさにお試し改憲のターゲットとされたこの条項は、本来基本的人権を大きく侵害しかねない極めて危険な条項であり、6月15日開催の衆議院憲法審査会高知地方公聴会において、知事が緊急事態条項の規定の検討を求める意見陳述をされたときに、私は大変違和感を覚えました。

5月1日、被災地の弁護士さんたちが、被災者をだしに改憲するなどの声明を出されたことから、改めて自民党の改憲草案や日弁連災害復興支援委員会緊急時法制PT座長の永井幸寿弁護士の講演や論文をひもとく中、知事には、災害をだしにした改憲議論にくみするのではなく、

本来災害対策としてやるべきことを知事の言うやればできるとの思いで、事前に行うことこそが求められているのだとの立場で質問をさせていただきます。

そもそも国家緊急権とは、戦争、内乱、恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が国家の存立を維持するために、人権の保障と権力分立という立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限であり、平常時と異なる行政権への権力の集中及び人権の強度の制約を容認するものです。

そして、この条項がなぜ明治憲法には存在し、現在の日本国憲法にはうたわれていないのか。それは国家緊急権は、行政府は緊急事態の宣言が正当化されないような場合でも宣言を行う傾向があることや、戦争そのほかの危難が去った後も緊急措置を延長しがちであること、そして緊急事態に対処するため国民の人権を過度に制限しがちであるということなどにおいて、行政府によって濫用されやすいということは明らかであるし、過去の歴史における事実から学んだからです。

知事も、そのことを御承知の上だとは思いますが、憲法第45条の衆議院議員の任期規定などから、長期間選挙が行われない場合、長期間にわたって議員不在という状況に対する特例検討、国会の迅速な開会が不可能な場合など、緊急時における政府への法律制定や補正予算決定と同等の効果を有する権限の付与や国会の事後承認の規定検討、緊急時に名をかりた過剰な人権制限が長期間継続することを防ぐことも踏まえた緊急時の権利制限に関する規定の検討などについて意見を述べられていました。

しかし、それらの見解は、自民党の憲法改正草案の第9章緊急事態にある98条緊急事態の宣言において、緊急事態の発動要件を法律で定め

られることなど、措置の正当の理由の面から問題があり、緊急事態の期間を100日を基準に継続が認められるなど制限がないことから、措置の期間にも問題があります。また、99条緊急事態の宣言の効果では、内閣は法律と同等の効力を有する政令を制定し、事後承認なしでも効力を失う旨の規定がなく、政府の立法と財産処分に対し国会の統制が及ばない。さらに、政令で規定できる対象の限定がなく、全ての人権の制限、全ての事項についての政令制定が可能など、過度な権力の集中と人権の制約という問題ある立憲主義否定の自民党憲法改正草案が準備されていることを承知の上で述べられたのか、知事にお尋ねします。

被災自治体におけるヒアリングも重ねられている永井幸寿弁護士によると、被災自治体からは、復旧・復興過程において現行憲法が障害になったことは思い当たらず、むしろ内閣に権力を集中させたり人権を制限するのではなく、最大限に人権を尊重し、自治体に権限と財源を持たせて、主体的に復旧・復興に当たれる制度を事前につくっておくことこそが求められているということが共通して出されているようであり、永井弁護士は、「災害対策は準備していないことはできないのが原則である。しかし、国家緊急権は非常事態が発生した後に、いわば泥縄式に強力な権力で対処する制度である。想定できない事象に対しては、いかなる強力な権限をもってしても対処し得ない。最も効果的な災害対策は平常時から法制度などで準備を行うことである」と述べられています。

知事も3・11東日本大震災から学ぶとすれば、事前の南海トラフ地震への備えに生かすことは何なのかであって、緊急事態条項の憲法への規定の必要性ではないと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、伊方原発の再稼働についてお聞きしま

す。

知事が提案説明で言われたように、四国電力伊方発電所は本年7月、原子力規制委員会により発電用原子炉の設置変更が許可され、資源エネルギー庁長官から愛媛県と伊方町に対し再稼働の要請がされました。これを受け、愛媛県知事が国に対し8項目の要請を行うなど、再稼働の可否に関する動きが進んでいます。

しかし、2011年3月の東京電力福島第一原発事故の収束に向けた対応策において、原発の事故原因の究明もできず、13万人もの住民が避難したままの福島第一原発事故の教訓が何ら生かされていないどころか、9月の集中豪雨でたまった高濃度の汚染水が放出され、海をさらに汚し続けていること、さらに基準地震動1,000ガル耐震工事を終了したからといっても、岩手・宮城内陸地震では4,022ガルを記録していることなどから、大地震、大津波、そして伊方原発周辺の活断層など想定できる大災害に対して決して十分な対応策がとられているとは言えないこと、大災害に伴う伊方原発事故の際の住民の避難計画は現実には不可能であり、30キロ圏内自治体での避難計画は全く現実性のないものとなっており、本県の原子力災害対策行動計画も十分なものであるとは言えないこと、伊方3号機はウランよりさらに危険なMOX燃料が使用され、事故が起きれば放出するプルトニウムはウランに比べて放射能の毒性が20万倍も高く被害を拡大するものであり、使用済み核燃料の処理問題も未解決なままであること。

そして伊方原発で福島第一原発と同規模の事故が起きた場合、高知県にも生活に影響を及ぼしかねない放射性物質が風向き次第で飛散するという結果を、民間シンクタンク環境総合研究所がシミュレーションされたことなどを踏まえたとき、やむを得ず原子力発電所を再稼働せざるを得ない場面が出てくる可能性も否定できな

いものの、仮にそうした場合であっても安全対策が万全であることが大前提であるとの考えに立つ知事は、現時点における四国電力との勉強会の到達点として、伊方原発の安全性については確保されたと評価しているのか、お聞きします。

これまでも、本県も愛媛県並みの四国電力との協定締結を求めてまいりましたが、それよりも勉強会で実効性を上げるとしてきました。協定はなくても、県としての態度表明は可能なわけですから、四電との勉強会だけではなく、知事自身が県民との公開勉強会を行い、県民の声と四電との勉強会の到達点を踏まえた県の態度表明を行うべきではないかと考えますが、知事にお尋ねします。

また、知事は移住政策に大きなウエートを置かれています。福島から高知に移住されている避難母子は、伊方原発の再稼働が始まったら高知から再避難をする方もおられると伝え聞きます。伊方原発が再稼働されたら移住政策に大きな影響を及ぼすことになると思われませんが、そのような影響はないと思っているのか、お聞きします。

さらに、第1次産業を軸とした産業振興計画における影響も含め、高知県の課題解決を大きく後退させることにもなるからこそ、再稼働には明確に反対すべきではないかと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、12年前の初登壇以来、質問の機会には必ず取り上げさせていただいてきた南海トラフ地震対策について質問いたします。今回は、6月20日から23日にかけて地域で防災活動に取り組まれている皆さんと東北の被災地を訪ね、4年が過ぎいまだ復興の兆しの見えない現状と震災直後の課題について調査、交流をさせていただいたことに基づき、質問をさせていただきます。

まず、事前復興の必要性についてであります。

訪問した石巻市雄勝地区での復興議論のあり方の中で、復興過程で人の暮らしはその町を中心部に戻らないのではないかとということ、住民の意見がどのように位置づけられるべきなのか。中心市街地は区画整理事業で進められているのに半島部などは高台移転のみの選択肢しかないという復興政策のあり方、また東松島市矢本立沼地区集団移転事業は、行政主導ではなく住民側が移転先も含めて提示しながら決めたことが迅速な移転につながった事例や、名取市閑上地区での復興のための議論をする上で、避難者の連絡先を確認する際の御苦勞など聞かせていただいたり見せていただくにつけ、事前の復興議論の大切さを学ばせていただきました。そのためにも平時から、発災後の復興のまちづくりについて行政側と地域住民が良好な協働関係を築き、議論しておくことが重要ではないかとの思いでお尋ねします。

発災後、地区の復興まちづくり計画などを策定する段階では、計画案を行政側が上から押しつけるのではなく、あくまでも被災住民が主体で議論されなければならないと考えますが、被災住民と行政との関係性はどのようにあるべきと考えられているか、危機管理部長にお尋ねします。

また、ことし3月に策定された「高知県震災復興都市計画指針(案)「手続き編」」の「地区の復興まちづくり計画の策定」の「地区における被災住民との合意形成の取組」の項では触れられていないが、発災後、地区の復興に関する協議の場づくりにおいて、参加対象となる地区の被災・避難者に参集呼びかけをするための調整や連絡については、市町村が責任を持った対応をすることで早期の合意形成につなげていくことが求められるのではないかと考えますが、土木部長にお尋ねします。

次に、石巻市の渡波地区を中心にお伺いした在宅被災者及び災害関連法の課題についてお尋ねします。

私たちは岩波新書「被災弱者」の著者である東洋経済新報社の岡田広行記者のコーディネーターで、在宅被災を経験した方のお話を聞かせていただきました。在宅被災者とは、震災直後、自宅が残っている、避難所が満杯などの理由で避難所に入ることができず、やむを得ず全半壊した自宅の2階などで、電気、水道などのライフラインが途絶した状態で長期間の生活を強いられた被災者のことで、支援対象外の被災者として食料や支援物資も行き届かず、日赤の生活家電6点セットの配布でも対象外とされるなど、在宅被災者と避難所避難者、仮設住宅の入居者の処遇における扱いなどの格差が浮き彫りになっていました。

石巻市は当初から在宅被災者を明確に支援対象として位置づけた数少ない自治体でありましたが、それでも厚労省通知における支援の方策が不明確であったために、市町村の対応が大きく分かれていたとのことです。その意味でも、在宅被災者が支援の網の目からこぼれ落ちないようにするため、在宅被災者の支援のあり方について、避難所避難者と格差のない支援を行うようあらかじめ位置づけることが必要と考えますが、知事にお伺いいたします。

また、石巻市大街道地区での全壊家屋の天井を避難所にあった仕切り用の段ボールで修繕し、在宅避難生活を送っている方が道路整備工事にひっかかり、いつ買い上げてくれるのかもわからない状況で、二重ローンと向き合いながら、移転しようにも踏み出せないままで暮らしている実態や、残地補償問題など災害復旧に関するさまざまな制度の不備や硬直性による復興のおくれも目の当たりにしてまいりました。

災害関連法に詳しい岩波新書「大災害と法」

の著者、津久井進弁護士によると、現行法で災害について言及している法律は1,150以上もあり、主要な法律だけでも100を超えと言われる中、災害対策基本法、災害救助法などの被災者の生活に関係が深い法律や、住宅応急修理制度や残地補償問題など災害復旧に関して次の災害への備えとして改善が図られるべき課題が余りにも多いと思いますが、復旧・復興過程の制度改善は十分図られたと考えられているのか、知事にお聞きします。

次に、第2期の最終年度を迎え、来年から第3期に入る南海トラフ地震対策行動計画について、幾つかの課題でお尋ねします。

まず、津波火災対策について危機管理部長にお聞きします。

これまでも何度か質問をしておりますが、昨年の2月定例会で、津波火災については「消火や救出方法も含めて、苛酷な状況に至る被害の連鎖をどこかで断ち切るための具体的で現実的な対策を探り、平成27年度までに取りまとめを行っていく」と答弁されましたが、補正予算案にある浦戸湾内の石油施設の状況等を監視できる被害状況監視システムの整備による火災の延焼・拡大リスクの軽減の効果をどのように考えられているのか、お聞きします。

また、先ほど述べたような昨年の執行部答弁を受けて、改めて津波火災の消火方法の研究結果や国の動向の情報収集の進捗状況についてお尋ねします。

次に、津波避難場所の確保についてです。

第2期行動計画では、津波避難ビル300カ所指定の目標に対して、高知市だけでも276カ所の指定と今なっておりますが、地域の偏在は否めません。高知市内中心部でも、要件を備えた民間ビルがない場合の避難空間確保に向けてあらゆる方策を駆使されるよう高知市と連携を図っていただきたいと考えています。

2013年3月定例会で、大量に避難可能な人工浮体構造物を公園内に設置すればとか、さまざまな避難手法や避難場所・施設への御提言をお持ちの県民や企業の方など、広く県民の意見を聞く場を設けて知恵をおかりして、その避難手法や避難場所の選択肢を検討していくことを求めた質問に対して、最終取りまとめに際しても地域の住民の皆様とともに避難計画づくりに取り組んでいる市町村の御意見も改めてお聞きをし、反映させていきたいと答弁されましたが、日の目を見ることはありませんでした。

そのような中、先日本県で開催された日本学術会議市民公開講演会でも、東京大学目黒公郎教授が垂直避難の困難な災害弱者向けの自己浮上式避難施設の提案をされておられましたが、まさに3年前から私たちの地域で提案しているものと同様の発想であると感じたところです。ぜひその可能性について検討すべきと考えますが、危機管理部長にお伺いします。

あわせて、津波避難ビルへの支援拡充を図り、機能強化をすべきではないかということでお尋ねします。

沿岸部19市町村で、津波避難タワーは計画総数115カ所に対して103カ所が本年度末までには完成する見込みとなるなど、整備について一定のめどが立ったと言われているが、危機管理部からいただいた資料に基づく私の試算では、試算可能な66カ所の津波避難タワーの総事業費を避難可能収容者数で除した1人当たりのコストは安価なもので14万円、高価なもので140万円、平均では64万円となっています。ましてや室戸の避難シェルターは553万円となります。私は、命にかえがたいものとして、これだけの費用がかかっても守れる命は守ろうとする県の姿勢は大いに評価いたしております。しかしその一方で、民間のビルを利用した津波避難ビルは個人、企業などの財産の提供によって避難空間をつく

るというもので、簡易トイレ、ゴムボート、アルミシートの備蓄品以外の公的負担はほぼゼロなのです。

先日、防災学習で津波避難ビルめぐりを行った昭和小学校の6年生に、津波避難ビルの11階にある防災倉庫の前で私が、「何がこの防災倉庫に備蓄されていると思いますか」と問いかけたとき、彼らは「食料、お水」と答えられました。備蓄されていて当然だと彼らは思っているのですが、それが備蓄されていないというふうに答えざるを得なかった私は大変残念に思いました。

長期浸水地域などの津波避難ビルは、直後は孤立し、食料などの支援が届かないことが想定されるので、現在の備蓄品に加えて避難者用の食料、水は一定必要であると考えますがいかがでしょうか、お伺いします。

次に、災害時要配慮者対策について地域福祉部長にお尋ねします。

災害時要配慮者対策は、さまざまな取り組みによって加速化を図られているとは思いますが、どうしても地域での実際の共同の取り組みにおいては難しい面があるのではないかと思います。そこには、個人情報保護の課題などもあって共有化されにくいということがあるのだと思います。それをどのように克服しながら支える仕組みをつくっていくかということが問われているのではないかと思います。

そこで、行動計画の災害時「要配慮者の避難対策の推進」の各取り組みの内容にある項目で、避難支援プラン——個別計画の策定や福祉避難所の指定支援についてどのような進捗状況で、その情報が当該地域で共有されているのか、お尋ねします。

また、福祉避難所の収容可能者数は自治体内で充足が可能なのか、そうでない場合の広域的受け入れのための対応の体制づくりはどのようなになっているのか、搬送手段も含めてお尋ねし

ます。

この項の最後に、災害時「要配慮者の支援」の項の、市町村の要配慮者名簿への高度な医療を必要とする方の登録への取り組みを支援することについて、計画期間以降も取り組みの継続となっているが、目標の達成によって得られる効果にある「発災時に迅速に必要な医療が受けられることによる患者の安全確保」の達成は次期計画で可能なのか、健康政策部長にお尋ねします。

続いて、子供の貧困の解消についてお尋ねします。

昨年来、子供の貧困対策についてお尋ねをしてきたところですが、県は今年度から、教育の分野における厳しい環境に置かれた児童生徒に対する学習支援や、子供たちの育ちを支援するための学校と地域が連携した取り組み、さらには不登校などといった課題を抱えた子供たちへの支援、就学前の子供には保護者に対する子育て支援策の強化、そしていじめや少年非行、児童虐待の問題などを含め総合的な取り組みを進め、子供の貧困に関する指標の改善につなげることで、貧困の世代間連鎖の解消を目指してこられました。

その上で、提案説明の中でも、「厳しい環境にある子供たちへの支援については、今後、県民世論調査やひとり親家庭の実態調査の結果を分析し、子供たちが置かれている現状をしっかりと把握した上で本年度中に子供の貧困対策計画を策定し、子供たちへの教育や保護者に対する就労支援、さらには生活や経済面での支援を行うなど、より総合的な支援に取り組んでいく」決意が示されました。そこで、取り越し苦労かもしれませんが、県民世論調査の子供の貧困対策についての設問の選択肢となる施策は、結果によって優先順位がつけられることになってしまふのだろうかとの懸念が生じています。本来、

それぞれの施策がトータルで取り組まれてこそ、貧困の連鎖の解消へとつながる支援ではないかと考えているところです。

知事の考える「子供たちへの教育や保護者に対する就労支援、さらには生活や経済面での支援を行うなど、より総合的な支援」を行うに当たって、県民世論調査にある施策をどのように講じていこうとしているのか、知事にお尋ねします。

次に、2月定例会で質問させていただきましたスクールソーシャルワーカー、いわゆるSSWについて教育長にお尋ねします。

8月には高知新聞の連載記事「子育て支縁」で、SSWの仕事について丁寧にレポートされていたことから、非常に関心を持って読ませていただきました。「きょうも机にあの子がいない」——1950年に長欠・不就学対策として全国で初めて高知県に配置された福祉教員の仕事は、人間関係を築く、専門機関を活用するなど、今のSSWに共通する仕事の源流が高知にあったことも改めて確認させていただきました。

しかし、そのSSWの制度ゆえの矛盾のために、年度末と年度初めの間に仕事の切れ目が生じており、さまざまな困り感との向き合い方に切れ目が生じることになっているとのこと。市町村によっては切れ目が生じないような予算措置を行っているとのことですが、まだ半数以下であると記事にはありました。まずはこういうことからやってこそ、高知県の厳しい環境にある子供たちへの支援の本気度が示されるのではないのでしょうか。この切れ目をなくするための配置を県の判断でできないのか、お尋ねします。

次に、高齢者の生活困窮支援についてお尋ねします。

これまで子供の貧困問題が注目される中、県を挙げての取り組みも徐々に広がりつつありま

すが、高齢者の貧困に目を向けざるを得ない事態になっていることにも注視することが必要です。2013年以来続くNHKスペシャルの「老人漂流社会」や生活困窮者支援に取り組む社会福祉士の藤田孝典さんの著書「下流老人」に描かれている高齢者の貧困の実態と可能性は、誰もがなり得るものとして突きつけられました。下流老人とは、生活保護基準相当で暮らす高齢者及びそのおそれがある高齢者と定義されており、高齢者が貧困に陥るパターンとして、本人の病気や事故により高額な医療費がかかる、高齢者介護施設に入居できない、子供がワーキングプアやひきこもりで親に寄りかかる、認知症でも周りに頼れる家族がいないなどという事例を挙げていますが、決して他人事ではないと思わざるを得ない実態があると思われま

内閣府の平成22年版男女共同参画白書によれば、65歳以上の高齢者の相対的貧困率が22%、高齢男性のみの世帯では38.3%、高齢女性のみの世帯では52.3%という状況は看過できない実態だと思います。これから都市部のアクティブシニア層をターゲットとした高知版CCRCの実現に向けて取り組まれようとしていますが、誰でもが可能性のある高齢者の貧困という事態を招くことのないよう、少しでも安らかな人間らしい老いを迎えられる備えのための支援が求められていると言えます。著者の、下流老人の問題が人間のつくった社会システムの不備から派生しているものであるなら、その社会システムを変革できるのもまた人間であるという言葉を知事にもしっかりと受けとめていただきたいとの思いで、お尋ねします。

まず、生活困窮者自立支援事業の県所管の相談者中、高齢者はどれだけを占めているのでしょうか。高齢者の主な相談事例にはどのようなものが多いのか、あわせて地域福祉部長にお伺いします。

そして、高齢者の貧困化を予防する施策を講じていくために、できることからやっておくということで、生活困窮者自立支援事業や、そこからつながる生活保護などの支援制度をわかりやすく理解できる冊子配布や、住まいの貧困をなくすための民間借家の入居者に対する家賃補助制度の創設など、あらゆる施策を講じていくことが必要ではないかと考えますが、知事にお伺いします。

次に、県内の出産可能な医療機関の適正配置と助産師確保などについてお伺いします。

8年前議論となった県立総合看護専門学校の廃止の際、私はこの議場で修正案まで提出し、県内における助産師の安定的な養成及び確保を図るため、高知県立総合看護専門学校の助産学科の廃止を平成27年度末までとするよう延期を求めました。その平成27年度という今年度、幡多けんみん病院では昨年度の15人から6人が定年前退職をするという事態を招き、あき総合病院などから職員派遣の応援をもらうという苦肉の策を講じています。知事にも幡多けんみん病院の助産師の現状を憂う声は届いているかと思えます。幡多けんみん病院で勤務する助産師は心身ともに疲弊しており、個人の人生への悪影響でしかない、現状に精いっぱい努力している助産師にもっと目を向けて、職員を大事にしてほしいとの声が上がっています。その姿勢が県当局にない限り、人材の確保は難しいのではないかと思います。

県は、助産師確保対策の一つとして助産師緊急確保対策奨学金制度を実施していますが、奨学金の貸与を受けて助産師免許を取得した後の県内医療機関における勤務の状況については、ことし4月時点で、これまで奨学金の貸与を受けた41名のうち38名が県内で勤務しているにもかかわらず、現在県立病院に勤務する者は2名にすぎません。就業助産師数も平成18年末で人

口10万人対比17.9人と全国下位から11番目だったのが、平成24年には23.3人と下位から17番目と、県内全体の助産師養成に関しては一定の効果はあるのかもしれませんが、こと県立病院における助産師確保については功を奏しているとは言えません。知事は提案説明で、今後はより多くの方の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をより早くかなえていくと言われましたが、出産に関してはその条件が県内で保障されていないことをどう改善するのが問われていると思います。

そこで知事に、県内における分娩を取り扱う産婦人科の偏在をいかに改善するのかということは、この少子化対策の中でどのように位置づけられ、具体策をどのように考えられているのか、お尋ねします。

さらに、欠員状況の続く助産師確保の面で、幡多けんみん病院での助産師確保のためどのような抜本策を図ろうとされているのか、公営企業局長にお伺いします。

また、県立大学の実習医療機関として学生実習受け入れの検討もされているということではありますが、幡多看護専門学校の助産師養成の可能性について健康政策部長にお伺いします。

そして、この項の最後に、県立病院における助産師の継続的な確保のための勤務条件の改善などの検討についても公営企業局長にお聞きします。

けさの高知新聞では、発足1年を迎えたときでん交通の課題について多方面から評価されていましたが、私も県民の公共交通機関として継続的に発展することを願いつつ、知事にお尋ねします。

さて、きょうから路面電車とバスの運賃を精神障害者は半額、65歳以上は第3日曜日に限り半額にするなどの新たなサービスを行い、増便を図る一方、1便当たりの平均利用者が1人未

満の6区間は運行を休止するなどの路線の効率化が図られようとしています。これまでは一部の路線の効率化やダイヤ改正ではありましたが、来年10月の抜本的な路線再編が予定される中、十分に当該自治体や地域の声を聞きながら、切り捨てられ感を生じさせることのないように、利用者の立場に立った慎重な対応を要請しておきたいと思います。

ところで、昨年来高知市中心部のバスターミナルの候補地の検討がされていることと思われまます。高知市でも2015年度中に方向性を決めたいとされていましたが、先送りとの話もある中、議論過程が可視化されていないので、候補地域間の誘致合戦などが利用者とかげ離れたところで議論されているのではないかとの懸念も聞こえてきます。議論過程を可視化した上で、その方向性に利用者の合意形成が円滑に進められるよう期待しておるところであります。現状はどうなっているのか、副知事にお聞きします。

昨年9月議会で、知事は私の再質問に対して、「とさでん交通の経営については、できる限り透明性の高い経営を行っていただく。ただ、あくまで民間会社なので一定限界があることは確か。やはり民間の経営として、ほかの会社並みにやっていただくという点も出てこようか。いずれにしても、できる限り透明性を確保するべく取り組みを進めていくべき」と答弁をされました。

そのような中、株主総会が非公開であることに対して情報の開示が求められたり、知事に対する公開質問状が提出されるなど、透明性の高い経営のあり方について疑問が呈されています。県民が最大株主と言ってきた以上、そして昨年知事答弁に見られるような姿勢を堅持する以上、可能な限りの情報を公開すべきだと思います。公文書の不存在を理由として公開を拒むのはいかがなものでしょうか。公開するに値するものであれば、取り寄せてでも公開することが

最大株主に対する責任ある対応ではないでしょうか。

そこで、1年もたつて公開の基準がなぜ明確にされていないのか、この項は知事にお尋ねします。

また、情報公開を求められ、公文書不存在を理由に非公開としたとさでん交通の損益計算書内の特別損失——構造改革費用についての契約内容、支払い先、仕様書等及び成果物などは情報提供すべき内容だと考えますがどうか、あわせて知事にお伺いします。

社長が24日の記者会見の場で明らかにした、社内改革や退職者の再就職支援に関する複数の外部機関への委託というのは、新会社統合というスキームを描いた国内大手の弁護士事務所と監査法人グループへの委託費用なのか、またこの監査法人との契約はどのような形で行われていたのか、そしてこれはいつまで続くのか、あわせて副知事にお伺いいたします。

最後に、これまでも何度か取り上げてまいりました都市計画道路はりまや町一宮線の工事にかかわって土木部長にお尋ねします。

県はホームページで、「平成23年3月に、はりまや橋小学校までの北側が整備されましたが、残る区間については、新堀川に生息する希少生物の扱いや、新堀川を覆うことへの反対意見などから、工事を一時中止して、整備後の交通量の調査や新堀川の自然環境の復元状況を県民にお示しし、高知市のまちづくりに沿った整備を検討することにしています」として、これまでの調査結果やアンケート結果などを公表しています。

2013年3月定例会でも私の質問に対して、前年11月に行った周辺住民に対するアンケート結果を用いた答弁をされていましたが、以来このアンケートや「新堀川駐車場の一部撤去による新堀川環境変化の調査結果（詳細版）」の内容に

においてデータの統計処理が施されていないことや、調査結果の解釈に誤りがあることなどについて、新堀川界限ネットワーク、浦戸湾を守る会などから陳情が出され、土木部との間でやりとりがされてきましたが、陳情者の皆さんが納得のいくような回答が得られていないというのが現状です。

この調査結果の問題点を詳細に説明することは時間の制約で不可能ですが、アンケートの前提として強調された「光が当たることにより、藻類の活動が活発になっています」ということで、光が当たっているにもかかわらず数値が低下したことには触れず、道路建設により暗渠になっても一部光が当たる場所を設ければ失われた環境が簡単に回復できるかのような印象を与え、調査結果の詳細版を見れば、光がなく藻類が繁殖していないはずの駐車場下から葉緑素が検出されたことが記載されています。

さらに、この詳細版の原版である県の「新堀川感潮域における現地調査と底質分析調査結果報告書」には、駐車場下は藻類が増殖するのに十分な光量は得られない、浮遊藻類の堆積による影響が強くあらわれている可能性が高いとの記載があるものの、そのことには全く触れられていないことから、調査した藻類がもともと干潟に生息していたものか浮遊藻類かわからないにもかかわらず、「光が当たることにより、藻類の活動が活発になっています」とは言えないのではないかと思います。にもかかわらず、アンケート調査への御協力のお願いには、「交通量及び新堀川の環境調査を取りまとめた資料を添付しています。内容を御確認いただき、アンケート調査への御協力をお願いいたします」とあり、その意味では添付された「新堀川駐車場を一部撤去したことによる新堀川の環境変化の調査結果」の内容は、アンケート調査実施の前提として重要な部分であると考えます。

この添付された調査結果は検証委員会によるものでもなく、県と委託業者によるこのような断定的な文章で誤った情報を市民に提供し、ミスリードを行ったと思われるのですが、県はどのようにお考えか、お聞きします。

また、報告書原文の19ページには、「駐車場下では駐車場の被覆によって底生微細藻類が増殖するのに十分な光量が得られていないと判断される。このことから、駐車場下で検出したクロロフィルa量は、前述したとおり底生微細藻類の光合成によるものではなく、浮遊藻類の堆積による影響が強くとられていた可能性が高い」とあるにもかかわらず、なぜこれが詳細版には載せられていなかったのか、土木部長にお伺いいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、やればできると実感している解決課題は何なのか、また課題解決の先進県として、後続の県に頼られる、時代に必要とされる県となった分野にはどのようなものがあるのかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをさせていただきます。

私は、これまで人口減少のもたらす負のスパイラルと、南海トラフ地震を初めとする数々の自然災害から県民の命を守るといった本県が抱える2つの根本的な課題に、困難を避けることなく正面から向き合っていました。そして、これらの課題に立ち向かうために、経済の活性化を初めとする5つの基本政策と、中山間対策の充実強化など基本政策に横断的にかかわる2つの政策に積極的に取り組んできたところであります。

こうした中で、経済の活性化では、例えば地産外商公社が仲介、あっせんした成約件数が平

成21年度の約25倍の4,393件、成約金額が平成23年度の約4.7倍の約16億円、またものづくり地産地消・外商センターの外商支援による受注金額が平成24年度の約11倍の27億1,000万円になるなど、各分野で地産外商が大きく前進しております。また、観光分野でも400万人観光が定着しつつあるなど、一定の進展が見られるなどしているところであります。

また、日本一の健康長寿県づくりでは、小規模多機能で日常生活を支える福祉サービスなどを提供するあったかふれあいセンターが本年7月末現在で41カ所、サテライトを含めると228カ所で設置、運営されるなど、高知型福祉のネットワークも県内に広がってきております。

さらに、南海トラフ地震対策の抜本強化、加速化でも、避難路・避難場所は計画総数1,445カ所に対して1,361カ所が、津波避難タワーは計画総数115カ所に対して103カ所が本年度末までに完成する予定であるなど、地震対策も広範に進展してきておるところだと考えているところであります。

2つの根本的な課題に逃げずに取り組んできた結果、例を挙げさせていただければ、まさにこうした取り組みが着実に成果が上がっていることにより、私はやればできるとの思いを強くしたものであります。県民の皆様や議員の皆様、また市町村の皆様に多大な御尽力を賜りましたことが実を結んだものと感謝をしているところであります。

また、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進んでいるからこそ、課題解決の先進県として取り組んできた、取り組まざるを得なかった施策もごございます。例えば、先ほども申し上げたあったかふれあいセンターは、中山間地域で弱まってきた地域の支え合いの力を官民協働で意図的、政策的につくり出していく取り組みでございまして、集落活動センターは、特に厳しい

状況にある集落の維持・活性化に向けて進めてきたものでございます。こうした本県の取り組みが一定モデルとなって、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に小さな拠点の形成として盛り込まれ、全国規模での取り組みが進められることとなり、まさにお話にございました全国に先駆けてお示ししてきた処方箋ではないかと考えております。

また、他県に先駆けて官民協働、市町村との連携協調のもとで取り組んでいる移住促進につきましても、地方創生にかかわる一連の政策提言を通じて、国による移住・交流情報ガーデンの設置など移住促進策の推進につながっているものと考えており、これも全国に先駆けたものではないかと考えております。

さらには、国が総合戦略を策定する際に、本県が取り組んでおります産業振興計画を初めとする5つの基本政策と、それらに横断的にかかわる2つの政策の構造そのものを国に詳細に説明し、その後押しとなるような政策体系となるよう政策提言を重ねてまいりました。本県のように人口減少と戦わなければならない県は今後日本にたくさん出てくる、ゆえに本県のような政策体系をぜひ国が後押しするべきであるという話を申し上げてきたところであります。その結果、国の総合戦略が本県の提言の方向に沿った形で策定をされ、本県の政策体系と比較的親和性の高いものとなり、結果本県の政策を力強く後押ししていただけるものとなりました。こうしたこともあり、この3月、全国の都道府県に先駆け、地方版の総合戦略を策定できたということにもつながったものと考えているところであります。

しかしながら、移住促進の取り組みは全国的なものとなったがゆえに、地域間での競争がさらに激しくなっておりますし、あったかふれあいセンターや集落活動センターにつきまして

も、中山間地域におきまして依然として人口減少、高齢化といった極めて厳しい実態があることも確かであります。経済につきましても本格的な拡大再生産のループに乗せていくために、やるべきことはまだまだ多いと、そのように考えているところでありまして、しっかりとPDCAサイクルを回しながら、さらなる施策の展開が必要だと、そのように私は感じているところでございます。

次に、安全保障関連法の合憲性の認識と国会における個別事例に照らした徹底した議論についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをします。

私は、従前より安全保障環境の変化を踏まえれば、新しい安全保障に関する法制度が必要だと考えてまいりました。他方で、平和主義を掲げる憲法に適合できないといけない、すなわち合憲でなければならないことは当然だと考えております。

政府においても、安全保障関連法において行使する集団的自衛権は実質的に自衛のものに厳に限るという方針を示されるなど、合憲であることを目指して取り組んできたものと考えますし、こうした考えのもとで法律も組み立てられているものと認識しております。しかしながら、どうしても条文は一定抽象的とならざるを得ないという側面を有しております。政権は先々においてかわっていきますが、この法律が将来のある政権のもとで恣意的に運用され、結果として暴走が起り、戦争に至るといような不幸な事態に陥ることは絶対にあってはならないと思っております。だからこそ、しっかりと個別具体例に即した議論を積み上げ、恣意的な運用の余地をできる限り排除すべきだと申し上げてきたわけでありまして。

そして、国民の皆様の中にも、法律が恣意的に運用され、先々において暴走してしまうこと

を心配しておられる方も多いのではないかと、だからこそ恣意性を排除するための議論を積み重ねることで、国民の皆様の理解も得られるようになってくるのではないかと主張させていただいてきたところでございます。

今回、国会での審議が積み重ねられ、審議時間は衆参合わせて200時間以上となり、長い時間議論されているのは確かだと思います。また、一定個別の議論も行われ、これが結果として、より具体的な制限などにも触れた参議院の附帯決議にもつながったものと考えております。ただ、残念ながら法律が成立した後の世論調査を見ますと、議論が尽くされていないとのお答えが7割を超えておりますし、また総理御自身が、残念ながらまだ支持が広がっていないのは事実だともおっしゃっており、まだまだ議論を深めるべきところはあるのではないかと考えております。

こうしたことから、安全保障関連法は成立しましたが、先々における恣意的な運用につながらないように、今後も個別具体的な議論をぜひ積み重ねていただきたいものだと考えているところであります。

次に、国会における採決の評価についてお尋ねがございました。

今国会において安全保障関連法案が採決されたことにつきましては、さまざまな議論を展開していく必要性とともに、会期末が迫っているという現実の国会運営上の課題の双方の中で葛藤があり、そういう苦悩が与野党ともににじみ出していた国会運営だったのではないかと思います。法は成立しましたが、こうした議論は何年もかけて積み重ねていくべきものかとも思います。今後も引き続き個別具体的な議論を国会で積み重ねていっていただきたいと考えております。

次に、重要影響事態法第9条の解釈と同法及

び存立危機事態の後方支援への協力についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

重要影響事態法第9条では、重要影響事態に際し、関係行政機関の長が地方公共団体の長に対し、公共施設の使用など必要な協力を求めることができることとなっております。その際、地方公共団体の長は、所管する個別の法令に照らして使用内容が施設の能力を超える場合など、正当な理由がある場合には協力を拒むことができるとされています。したがって、許可を行う義務が生じるものではないと理解しています。重要影響事態においては、関係行政機関の長が協力を求める場合の手続は法に明記されており、協力の種類や内容等について閣議決定を行った上で要請することになっています。

一方、存立危機事態においては、日米地位協定に基づき米国から政府に施設の使用についての要請があった場合、政府が地方公共団体に対し施設使用の協力要請をすることとなります。しかし、この手続については法に規定されておらず、具体的なことについては今後検討していくと国会で答弁されているところであります。

いずれの事例にしましても、現時点でどのような協力が求められるか想定できませんが、仮に本県が協力を求められた場合は法令に基づき、協力の種類や内容を踏まえて判断することになるものと考えているところであります。

次に、緊急事態条項について、自民党の憲法改正草案を承知の上で意見陳述したのかとお尋ねがございました。

6月15日に開催された衆議院憲法審査会高知地方公聴会では、南海トラフ巨大地震が発生した場合の防災対応上の必要性、地方自治の保障や地方分権の推進という観点、参議院議員の都道府県代表としての性格、これら3項目について、憲法に深くかかわる点を憲法審査会で大

に議論いただきたいとの趣旨で意見を申し上げました。

特に、南海トラフ巨大地震が発生した場合の対応については、防災担当大臣も経験されている古屋圭司委員と中川正春委員が出席されましたので、ぜひ防災という観点から憲法についていろいろと御議論いただきたいと考え、3点の中でも最初に具体的な論点を掲げて問題提起させていただきました。南海トラフ巨大地震が発生した場合、東日本大震災をはるかに上回る被害が見込まれ、極めて重大な緊急事態となります。この場合、国民の生命や財産を守るために迅速な対応、具体的には速やかな特別法の制定と予算措置が必要となります。特別法の制定と予備費を超える規模の補正予算の決定には、国会が正常に機能することが前提となりますが、最悪の事態を想定する危機管理上の視点から考えると、南海トラフ巨大地震が衆議院の解散中または任期満了前の選挙期間中に発生した場合に、そもそも選挙ができるのか、また参議院の緊急集会を含め、定足数を満たす国会の開催が可能なのか憂慮しております。

このため、国会議員の任期や選挙期日の特例、さらには緊急時に政府に法律制定や補正予算決定と同等の効果を有する権限を付与するための根拠規定を憲法に規定する必要はないか。また、緊急時には憲法上の財産権、居住・移転の自由といった私権を制限してでも国民の生命や身体を守らなければならない事態が想定されます。諸外国のように、緊急時の権利制限に関する規定についてあらかじめ憲法に規定する必要はないか。また、緊急時に名をかりた過剰な人権制限を防ぐためにも、大規模災害時に及び得る人権制限を憲法に限定的に規定する必要はないか。そういった緊急事態において必要となり得る規定、いわゆる緊急事態条項についてあらかじめ考えておくべきではないのか、憲法審査会で大

いに議論していただきたいとの趣旨で発言をしたところでもあります。

以上の発言については、私が内閣府の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループやナショナル・レジリエンス懇談会などの委員を務めている中での経験や、何といたしましては東日本大震災の教訓などを生かしながら南海トラフ地震対策を進めている経験を通じて、私自身が日ごろから問題意識を持っていたことを踏まえて発言させていただいたものであり、自民党の憲法草案を念頭に発言したということではございません。

次に、私が東日本大震災から学ぶとすれば、南海トラフ地震への備えに生かすことは何なのかであって、緊急事態条項への規定の必要性ではないとの御指摘を受けました。

本県は、東日本大震災に多くを学んだからこそ、平成23年度以降、南海トラフ地震対策を抜本強化、加速化してきたものであります。事実、南海トラフ地震対策行動計画は、平成21年度に策定した行動計画での取り組みが111項目だったのに対して、東日本大震災後に見直しを行い、現在226項目へと大幅にふやしております。全面的に東日本大震災の教訓を取り入れて南海トラフ地震対策を進めているところでもあります。

次に、伊方原発再稼働に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、四国電力との勉強会の現時点における到達点として、伊方原発の安全性は確保されたと評価しているのかのお尋ねがありました。

伊方発電所3号機につきましては、原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査の結果、ことし7月15日に設置変更許可となりましたほか、愛媛県の伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会におきましても、新規制基準への適合状況の審議が行われ、ことし9月1日に原子力規制委員会の審査結果を妥

当と判断するとの報告書が愛媛県知事に提出されました。このように、2つの機関において専門家による最新の知見に基づく厳格な審査が行われた結果、新規制基準に適合していると判断されたものと受けとめております。

他方、本県では勉強会において県民の皆様が日ごろ心配されている疑問を四国電力に投げかけ、具体的な数値を用いるなど、わかりやすい回答を求めてまいったところでもあります。これまでに得られました安全対策に関する四国電力の回答に対するさまざまな御意見をいただくため、9月18日に開催されました商工農林水産委員会で報告し、公表をさせていただきました。この報告に対する本議会の御議論や県民の皆様のお意見を踏まえて、必要に応じて四国電力にさらに説明を求めてまいりたいと考えております。

愛媛県での安全対策などの議論も進んでおり、その動向も注視していく必要がありますことから、安全性につきましては引き続き確認を行う必要がある段階にあると考えているところでございます。

次に、再稼働されたら移住政策に大きな影響があると思うが、そのような影響はないと思っているのかのお尋ねがありました。

仮に伊方原発が再稼働することとなった場合に移住政策にどのような影響を及ぼすかは定かではありませんが、これまでの本県への移住相談の中では、対応に当たったスタッフの記憶によれば、伊方原発が話題に上がったケースは数件ありますものの、伊方原発の再稼働を強く懸念する声は確認できていません。ただ、いずれにいたしましても、移住政策への影響にかかわらず、再稼働については従来から申し上げてまいり、安全対策の徹底が大前提であります。こうしたことから、本県では四国電力との勉強会などを通じて、これまで安全対策の確認

をしてきているところでもあります。

次に、産業振興計画における影響も含め、本県の課題解決を大きく後退させることにもなるからこそ、再稼働には明確に反対すべきではないかとお尋ねがありました。

御指摘のとおり、原発事故の被害の甚大さや、その影響が長期間にわたって広範囲に及ぶことに鑑みれば、脱原発を目指して原発への依存度を徐々に減らしていくことが必要であると考えています。しかしながら、安全性の確保を大前提とした電力の安定的な供給は、県民の皆様の社会生活や経済活動を維持・発展していくために不可欠なものでもあります。こうしたことから、本県では四国電力との勉強会等を通じて、安全性に加えて原発の再稼働の必要性についても確認をしてきているところでもあります。勉強会の内容については先月報告させていただいたところですが、報告に対して本議会で十分に御議論をいただきたいと考えております。

順番が前後いたしまして失礼いたしました。県民との公開勉強会を行い、県民の声と四国電力との勉強会を踏まえた上で、県として態度表明を行うべきではないかとの御質問にお答えをさせていただきます。

四国電力との勉強会は、伊方原発に対して多くの県民の皆様が不安に感じておられるからこそ、その疑問について四国電力に説明を求め、伊方原発の安全性を確認し、徹底するよう求めるために始めたものでありまして、公開の場で行い、一般の方にも傍聴していただいております。

7月には勉強会の中間取りまとめを公表し、その際にいただいた県民の方からの御意見、御質問も含めて、8月に開催した勉強会にて四国電力に説明を求めております。そうしたこれまでの勉強会での内容について改めて取りまとめ、9月18日に公表いたしました。県民の皆様には、

この資料を参考にもしていただき、県に御意見や御質問をお寄せいただきたいと思います。県民の声としていただきました御意見、御質問は、今後も四国電力に対して勉強会などで説明を求めてまいります。

次に、南海トラフ地震対策に関し、在宅被災者の支援のあり方についてお尋ねがありました。

東日本大震災においては浸水区域の3分の1の方が、また阪神・淡路大震災でも1週間後で約半数の方が避難所以外の場所に避難されています。これは、避難所まで自力で移動ができない場合やペットの同伴、避難者自身の健康状態への不安などの個別の事情で、共同生活が難しいと判断されたことによると言われています。また、在宅など避難所以外の場所にいる避難者を全て把握することはできなかったため、安否の確認や食料、物資等の支援が抜け漏れるなどの課題があったとお聞きをしております。

本県においても、被災1週間後で避難者のうち約35%の方が在宅を含め避難所以外の場所で避難されると想定しており、同様の事態になることが考えられます。こうした避難所以外の場所に避難されている方も被災者としてしっかり支援していく必要があると考えております。そのためにも、まずはそれぞれの避難所が地域の拠点となって、地域でサポートする仕組みづくりが大事だと考えているところです。

このため、県では現在避難所を住民の皆様運営していただくための取り組みを各地域で進めておりますが、その中でそれぞれの避難所が周辺の在宅避難者を支援する拠点ともなるよう取り組んでいるところです。具体的には、在宅避難者の情報収集、在宅避難者への情報提供、食料や水などの配給物資の受け渡しについて、地域でサポートする体制について定めることとしており、今後各避難所でこうしたマニュアルが作成されるよう取り組んでまいります。

次に、復旧・復興過程の制度改善は十分図られたと考えているのかとのお尋ねがありました。

大規模災害による被災からの復旧・復興を行う際には、これまで既存の制度に特例措置を適用することや、特別措置法の施行により被災状況に応じた措置がとられており、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても同様の措置がとられてきました。

こうした中で、事前に制度化し備えることが望ましいものについては、適用範囲の全国への拡充や特措法の一般法としての法制化が行われており、これまでも被災市街地復興特別措置法の適用範囲が全国に拡充されたことや、東日本大震災復興特別区域法が一般法化されたことなど、数は少ないながらもこうした改善がなされたものがあります。

一方で、例えば、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく被災者への就業支援を行うための制度がありますが、1世帯1人限りと制約があるため、2人以上の求職者がいても2人目からは給付金の受給の対象外になるなど、実態を踏まえた制度とはなっていないと東北の被災地で指摘されています。また、マンション等の所有者の権利を定めた建物の区分所有等に関する法律がありますが、現行法では被災したマンションの解体や敷地売却に関する規定がなく、所有者全員の賛同が得られなければ、被災による建てかえや売却が行えないといった課題も挙げられています。

こうした改善すべき既存の法制度のほかにも、倒壊家屋の解体費用を国庫補助の対象としていた特例措置を恒久化すべきといった指摘もあるなど、適用範囲を全国に拡充すべき法律や制度はこのほかにもいろいろあるものと思われます。今後、これらの東日本大震災における復旧・復興の支障となった事例をしっかりと研究し、本県の南海トラフ地震対策に活かしていくとともに、

制度改善や適用範囲を拡充していただく必要があるものについては、他県と連携して政策提言も行ってまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困対策の施策についてのお尋ねがありました。

本県では、厳しい環境に置かれた子供たちへの支援策を県政の重要な政策課題と位置づけ、子供たちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育や福祉の分野を中心に、就学前から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない支援策に取り組んでいるところであります。

こうした中、8月には県民世論調査において、県民の皆様の子供の貧困の問題に関する意識や、特に力を入れるべき施策などについての調査を行いますとともに、ひとり親家庭約5,000世帯を対象といたします詳細な実態調査も行ったところです。今後はこうした結果なども分析の上、子供たちが置かれている現状をしっかりと把握した上で、本年度中に子供の貧困対策計画を策定してまいります。その際には、国の、子供の貧困対策に関する大綱で示された指標の改善に向けた重点事業なども参考に、県民世論調査で選択肢としてお示ししました事業なども含め、子供たちのライフステージに応じたきめ細やかな切れ目のない支援が行き届く施策体系の構築に向け、十分な検討を重ねた上で、総合的な施策となるよう計画づくりに努めてまいります。

今後とも、厳しい環境に置かれた子供たちの将来が、貧困の連鎖を通じて決して閉ざされることにならない県づくりに向けて、取り組みのさらなる強化を図ってまいります。

次に、高齢の生活困窮者への支援策についてのお尋ねがありました。

高齢者を含めた生活困窮者を対象に、生活保護に至る前の早い段階からの相談に応じ、関係機関の連携による自立に向けた包括的な支援を

行うことを目的に、本年4月から生活困窮者自立支援法が施行されております。こうした支援制度につきましては、支援を必要とされる方が早い段階から相談に来ていただくことが何よりも重要なポイントとなりますことから、県では住民に身近な市町村などを通じまして、その広報、周知に努めてきたところであります。

4月からの制度施行に伴い、生活困窮高齢者などからの相談を受け付ける窓口では、さまざまな相談をワンストップで受けとめ、迅速かつ適切な支援の提供に努めておりますが、相談を受ける中で、生活保護制度の適用が必要と判断された方につきましては、福祉事務所に的確につなぐ対応がなされているものと承知をいたしております。

県としても、これまで高知型福祉の実現に向け、独自に取り組んでまいりました地域福祉活動の拠点となりますあつたかふれあいセンターの運営などによる地域における支え合いのネットワーク活動などを通じまして、支援が必要な方の早期発見へとつなげ、深刻な状況に至らない早い段階からの自立に向けた相談支援が提供されるよう取り組みを進めてまいります。その際には、今年度から取り組んでおります低所得などの配慮を必要とする高齢者向け住まいの整備なども有効に活用していただければと考えております。

いずれにいたしましても、日本一の健康長寿県構想の取り組みを進める中で、高知型福祉の実現に向け、高齢者の貧困化を予防するための施策についてもさらなる充実強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、分娩を取り扱う産婦人科の偏在改善についての位置づけと対応策についてお尋ねがありました。

日本一の健康長寿県構想では、周産期医療体制の確保を重要な柱として位置づけ、これまで

医療従事者の確保などに取り組んでまいりましたし、県の総合戦略の中でも少子化対策の柱の一つとして位置づけております。

県内の産婦人科医師の増加と定着を図るため、県の奨学金制度に産婦人科に関する加算制度を設け、卒業後は高知医療再生機構を通じて専門医の資格取得を支援し、また分娩に従事した産婦人科医への手当支援の補助などを行ってまいりました。現在、在学時に奨学金を受け、卒業後産婦人科医として勤務している医師が3名、産婦人科に関する加算を受けている在学学生は6名に上っております。キャリア形成への支援策とも相まって、高知大学医学部産婦人科教室に入局した産婦人科医はこの10年で11名になっており、一定明るい兆しは見えつつあります。

しかしながら、県内基幹病院は産婦人科医の数に余裕がなく、宿日直が多いなど厳しい勤務環境にあること、若手産婦人科医に女性医師が多く出産や育児のため常勤勤務が難しい場合があること、分娩の安全性確保の観点から少なくとも複数の産婦人科医師による分娩対応が必要と学会等がしていることなどから、分娩施設のない高幡保健医療圏での分娩再開は難しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、高幡圏域の市町村では保健師や助産師による妊婦教室の開催や育児相談、母乳相談などの取り組みに助成を行っております。また、今年度より分娩施設まで時間を要する地域にお住まいの妊婦の方の安心・安全な出産を支援するため、分娩待機等を行うことができるドナルド・マクドナルド・ハウスうちに常時居室を確保しております。引き続き、産婦人科医師などの医療従事者の確保とともにこうした取り組みを進め、県内の各地域で妊婦の方が安全で安心して妊娠、出産を迎えることができるよう、周産期医療体制の充実に取り組

んでまいります。

次に、とさでん交通の株主総会の公開に関してお尋ねがありました。

とさでん交通は、県民生活に不可欠な公共交通を維持するために県と関係市町村が全額出資して設立された、いわば県民の皆様の会社であります。事業再生計画を目標どおり達成し、持続可能な公共交通を維持していくためには、広く県民の意見が反映される透明性の高い事業運営がなされる必要があります。

とさでん交通は会社設立の経緯もあり、情報公開を基本に置いてできる限り丁寧な説明をするという考えに立っており、事業再生計画の進捗状況等を四半期ごとに報告するモニタリング会議や株主総会を開催した折には別途に記者会見を行い、会議内容についての説明、意見交換の場を設けるなど、経営情報や事業再生の進捗状況などの情報提供がなされております。また、利用者にとって真に使い勝手のよい公共交通を形づくるとの考えのもと、中央地域公共交通改善協議会の場においては、広く県民からの意見を募り、利便性向上策やバス路線の再編、ダイヤの適正化などについて公開で議論がなされるなど、県民に開かれた取り組みがなされていると受けとめております。

会社からは、株主総会も含め情報公開のあり方については、今後とも課題意識を持って検討していくお考えだとお聞きをしておりました。県といたしましても、引き続きとさでん交通から可能な限りの情報の提供がなされ、広く県民の意見が事業運営に生かされるよう、さらなる努力を期待しているところであります。

最後に、とさでん交通の契約内容等に関しての情報提供の考え方についてお尋ねがありました。

県が所有する公文書については、情報公開条例に基づき公開していくことが原則であり、条

例の解釈運用基準に照らし適切に対応していく必要があります。そうした中で、個人に関する情報や法人等の事業活動に関する情報の取り扱いなど、非開示情報に当たるか否か、具体的な個々の情報の内容や性質によって慎重に判断されるべきものもございます。

お話にありましたケースは、企業間の契約内容に関するものであり、内容によって個別に判断されるものと思われませんが、関係する書類を県は所有していなかったことから、公文書開示請求に対して公文書不存在決定通知を行ったものと承知いたしているところであります。

私からは以上でございます。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震対策に関し、復興まちづくり計画を策定する段階における被災住民と行政との関係性についてお尋ねがありました。

被災後の市町村の復興については、東日本大震災以降に成立した大規模災害からの復興に関する法律に基づき、被災の状況も踏まえ、土地の利用も含めたまちの復興や応急仮設住宅の建設も含めた暮らしの復興、農林水産・商工業の事業再開といった産業の復興など、市町村全体の復興の青写真を示す復興計画を各市町村が策定することになります。この復興計画に基づき、地域ごとの復興を進めるためには、議員からお話のありました復興まちづくり計画を策定しておく必要があります。この復興まちづくり計画は、地区ごとにどのようなまちにしていくのかといった具体的なハード、ソフトの取り組みを実施するための計画であるため、策定に当たっては住民と行政が連携・協働しながら合意形成を図っていくことが重要となります。

一方、この計画の策定には相当の時間を要することから、発災後取りかかったのではその分復興がおくれることとなりますので、事前に住

民の皆様と行政側が被災後のまちづくりについて話し合いを進めておくことや、そうした活動を通して顔の見える関係を築いていくことが地域の迅速な復興につながると考えております。

次に、補正予算案にある浦戸湾内の石油施設の状況等を監視できる被害状況監視システムの整備と、火災の延焼・拡大リスクの軽減の関係性についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合には、浦戸湾沿岸域においても揺れや津波によって防潮堤の被災や市街地への浸水といった大きな被害が発生することが想定されています。最悪の場合には、タナスカなどの石油基地の被災により流出した石油と浮遊する瓦れきがまざり合うことで津波火災が発生し、さらに市街地に向けて延焼し、住民の方々が避難している津波避難ビルに迫るといったことも想定されます。そうした場合でも、火災が迫っているビルに避難されている住民の方々の命は何としても守らなければなりません。

そのためには、正確な被害状況を早期に把握し、ヘリやボートを活用した救助活動を迅速かつ効果的に行うことが必要となると考えられますので、石油・ガス基地だけでなく浦戸湾内の油や瓦れきの流出状況、さらには火災の発生や拡大といった浦戸湾全体の被害状況を常時監視できるカメラを設置することが有効であると考えています。この監視カメラを設置することは、火災の延焼・拡大リスクの軽減に直接つながるものではありませんが、最悪の場合でも、津波火災から避難者の命を守るという被害の軽減には大きな役割を果たすものと考えております。

次に、津波火災の消火方法の研究結果や国の動向に関する情報収集の進捗状況についてお尋ねがございました。

津波火災に関する消防庁や専門家の調査研究

の状況は、その発生や延焼のメカニズムに関しては一定解明されておりますが、消火につきましては、まだまだ抜本的な対策が見出せていないところであります。

そうした中、消防庁の消防研究センターでは、水陸両用の小型消防車両に関する研究を行っており、平成25年度には救助用の車両が実用化され、本年度にはこれをベースに消火機能を持つ車両が実用化されております。この車両は津波火災の現場まで近づくことが可能ですが、小型ポンプを搭載しているものの、通常の消防車ほどの消火能力がないことから、津波火災を消火することまでは困難ですが、延焼をおくらせることは可能ではないかと考えております。

そのため、津波避難ビルから避難者を救助しなければならないケースで津波火災が近づいているような状況においては、この車両がその能力を発揮することができるのではないかと期待しております。この車両は、津波火災を消火することについて抜本的な対策とはなりません。先ほど申し上げたケースなどで活用することを検討してみたいと考えています。なお、専門家の調査研究の状況や国の取り組みの動向などについては、今後もしっかり情報収集に努めてまいります。

次に、垂直避難が困難な災害弱者向けの自己浮上式避難施設の整備の可能性についてお尋ねがございました。

津波からの避難につきましては、まずは高台などの津波浸水区域外の避難場所へ避難していただくこと、次にそれができない場合は、浸水区域内の避難ビルや避難タワーに避難していただくことが原則であり、高齢者などの要配慮者につきましても共助の取り組みにより、同様に避難していただきたいと考えております。

しかしながら、繰り返し繰り返し訓練を実施しても、津波が到達するまでに指定された避難

場所まで逃げ切れない地域については、新たな避難施設の整備を検討する必要があります、このような場合は県としても支援していかなければならないと考えています。こういった施設の整備について、市町村が自己浮上式避難施設を選択した場合、県としても支援の検討はしなければならないと考えていますが、全く新しい発想の構造物となるため、導入に当たっては技術的にしっかり検討をしていただくことが必要になってくると考えております。

次に、津波避難ビルへの避難者用の食料や水の必要性についてお尋ねがございました。

長期浸水区域にある津波避難ビルに避難されている方で干潮時においても浸水深が深いため自力で脱出することができない方につきましては、救助することが必要となりますので、孤立地域と同等とみなさなければならぬと考えています。しかしながら、こういった方々は高知市で約6万人に上ると想定しており、救助には相当の時間が必要となります。そのため、例えばマンションが避難ビルになっている場合などでは、住民の方々には水や食料の備蓄をしていただくとしても、不足する分や外部から避難してきた方々の分は行政が手当てをしなければなりません。このための対策としては、津波避難ビルに市町村の公的備蓄を分散配置することが確実な方法と考えておりますので、現在高知市と協議を行っておるところでございます。

いずれにしましても、高知市の長期浸水区域内における津波からの避難、津波避難ビルに残る避難者の支援、またビルからの避難者の救助から避難場所までの移動、これらの対策については南海トラフ地震対策の中でも大きな課題と考えておりますので、今後も高知市と連携して取り組んでまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 地区の復興に関する

協議の場への被災者、避難者の参集呼びかけについては、市町村が責任を持って対応し、早期の合意形成につなげていくことが必要ではないかとお尋ねがございました。

高知県震災復興都市計画指針は、南海トラフ地震等による大震災発生後の迅速な都市の復興を図るため、県、市町村連携による復興体制の強化、復興まちづくりを進める職員の対応力の向上を目的として策定に取り組んでいるものでございます。この指針の中の「地区における被災住民との合意形成の取組」には、市町村と住民が同じ目標に向け主体的に取り組めるように、地区住民との合意形成の進め方を具体的に記載しております。

復興まちづくりは、被災・避難者の意見や希望を踏まえて、常に協議をしながら復興手法を検討していく必要があります、地区住民との協議の場づくりは大変重要だと考えております。しかしながら、被災後においては被災者、避難者に協議の場に参加していただくよう呼びかけを行うことが困難な場合も想定されます。そのため、被災者、避難者の参集呼びかけを行うための調整や連絡方法について具体的に検討する必要があります、指針に基づく訓練などを通じて市町村を支援していきたいと考えております。

次に、はりまや町一宮線はりまや工区で実施したアンケート調査の添付資料の内容が断定的であり、誤った情報を市民に提供し、ミスリードを行ったのではないかとお尋ねがございました。

このアンケートは、はりまや橋小学校から駅前通りまでの4車線整備が完了した後、約1年半が経過した平成24年11月に、周辺地域にお住まいの方々を中心に、4車線整備による周辺環境の変化をどのように感じているかを把握するために実施したものでございます。また、このアンケートの実施に際しましては、平成20年度

から継続的に実施しております周辺道路の交通量調査結果と「新堀川駐車場を一部撤去したことによる新堀川の環境変化の調査結果」をあわせて添付いたしました。

このうち、御指摘のございました「新堀川駐車場を一部撤去したことによる新堀川の環境変化の調査結果」につきましては、駐車場を撤去した後の3年間の観測データを藻類の増殖状況、干潟の土の汚濁状況、干潟の動物の生息状況に分け、駐車場下の数値を基準に、その差を相対的に比較した結果をお示ししたものでございます。この中で、藻類の増殖状況につきましては、平成21年度に開催した第2回新堀川自然環境観測・検証専門委員会時点におけます調査結果と同様な傾向を示したことから、第2回検証専門委員会での検証結果を踏まえた内容を記載したものです。

なお、その後も調査を継続し、平成25年度に開催した第3回検証専門委員会において同様の評価をいただいていることから、アンケート時に添付した資料の内容は客観的かつ適正なものであり、誤った情報を提供したものではなかったと考えております。

最後に、平成25年度に実施した都市計画道路はりまや町一宮線環境調査委託業務の成果報告書に記載されております浮遊藻類の影響に関する記述を、公表資料の詳細版に載せなかった理由についてお尋ねがございました。

県では、平成20年8月に新堀川駐車場の一部を撤去し、撤去部における新堀川の環境変化を継続的に確認するため、5年間にわたり調査を行い、その蓄積したデータを取りまとめ、専門家で構成する新堀川自然環境観測・検証専門委員会での検証を行ってまいりました。その検証結果を都市計画課のホームページで公表しております。

公表資料は、閲覧していただく方にわかりや

すく情報提供するために、概要版とそれを補足する詳細版に分けて掲載をしております。概要版は調査目的と検証結果を1枚に取りまとめたものであり、詳細版は成果報告書の調査データや調査結果とその評価を取りまとめたものでございます。御指摘のございました浮遊藻類の影響に関する記述については、成果報告書の中の補足的な考察であり、主たる検証結果に影響を及ぼすものではないと判断し、詳細版に記載しなかったものです。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、個別計画の策定や福祉避難所の指定促進に向けた支援の状況と各地域での情報共有についてのお尋ねがありました。

個別計画の作成につきましては、本県では平成27年3月末までに全市町村で避難行動要支援者名簿の作成が完了し、8月末時点で高知市を初め24の市町村において個別計画の作成に向けた具体的な取り組みが進められております。県としましても、現在個別計画の早期作成に向けまして、今年度から新たに導入した補助制度の活用などとあわせて、福祉保健所などとも連携した市町村への個別支援に取り組んでいるところです。

次に、福祉避難所の指定状況につきましては、本年8月末現在で全ての市町村において174の施設が指定され、約8,400人の受け入れが可能となっております。県といたしましても、昨年度作成をいたしました福祉避難所運営訓練マニュアルを活用した地域住民の皆様への参加による運営訓練を実施していただくなど、福祉避難所の役割や運営などへの正しい理解が深まるよう、支援に努めているところです。あわせて、福祉避難所の指定の促進と機能強化を図るため、今年度から新たに備蓄倉庫を補助対象に加えるなど取り組みを強化しているところです。

また、こうした情報の地域での共有につきましては、地域本部、福祉保健所、市町村などが連携を強め、地域への積極的な情報提供に努めますとともに、その際には各市町村の取り組み状況や課題などをしっかりと把握しておく必要があるものと考えております。

次に、福祉避難所の収容可能者の充足見込みや広域的な受け入れ体制の整備についてのお尋ねがありました。

福祉避難所の収容可能者数の見込みが、先ほど申しあげましたように約8,400人となる一方で、県内の避難行動要支援者数は約6万1,000人に上っております。このうち「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の中で例示された要介護認定者などの範囲に限りましても、28市町村で約1万7,000人となるなど大幅に不足する見込みとなっております。

こうした状況を踏まえ、さらなる指定の促進に向けた取り組みを進める必要がありますが、一方で施設の立地条件などの問題から指定が難しいといった状況もあり、中央東福祉保健所管内や中央西福祉保健所管内では、障害者自立支援施設や特別支援学校などとの広域的な福祉避難所の協定を締結いたしております。

県としましても地域本部や福祉保健所などとも連携し、福祉避難所の指定促進に向けた市町村支援の取り組みを継続いたしますとともに、既に災害時の相互応援協定を締結している社会福祉施設などとのブロックごとのネットワーク構築に向けた情報交換なども踏まえ、議員のお話にもあります搬送手段を含めた広域避難のあり方などについて検討を深めていく必要があるものと考えております。

最後に、高齢の生活困窮者への支援に関するお尋ねがありました。

県が所管をいたします町村におきまして、生活困窮者自立支援制度が本格施行となりました

本年4月1日から8月末までの間に相談窓口で受け付けました相談件数は515件で、そのうち高齢者からの相談は288件となっており、約56%を占めております。また、高齢者からの主な相談内容につきましては、病気、健康、介護に関する相談に加えて、住まいのことや収入、生活費に関する相談などが主な内容となっております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、南海トラフ地震対策行動計画の高度な医療を必要とする災害時要配慮者対策について、患者の安全確保は次期計画で達成可能かとお尋ねがありました。

在宅で人工呼吸器の使用や酸素療法をされている患者さんについては、発災時には停電による機器の使用不能や避難時に医療機器が持ち出せないなどの医療継続に向けた問題が生じるおそれがあります。こうした問題への対応は患者さんごとに個別性がありますので、平時からの備えや発災時の対応については市町村が個別支援計画を策定し、対応を進めることになっています。

特に、人工呼吸器使用の患者さんについては、人工呼吸器の作動が生命に直結しますため、福祉保健所において市町村の個別支援計画の策定を支援し、近隣の協力者や介護サービス事業者などと安否確認も含めて支援体制を構築しているところです。

また、酸素療法の患者さんについては、これまで把握が十分にできていませんでしたが、高知県医師会や酸素ボンベ取扱業者に御協力いただき、患者さん約1,050名の同意を得て、県から市町村に名簿提供を行っているところです。この名簿をもとに市町村において備えを進めていただくよう、福祉保健所において支援に当たることとしています。

市町村における個別支援計画は、24市町村で順次取り組みが進められている状況ですが、第

3期計画においては県内の全市町村で、高度な医療ケアが必要な患者さんについて個別支援計画を策定していただけるよう取り組みを進めてまいります。

次に、幡多看護専門学校での助産師養成の可能性についてお尋ねがありました。

県内での助産師養成に関しては、以前は総合看護専門学校が県内唯一の養成機関でしたが、平成17年に高知女子大学において、入学定員の増員も含めた看護学部 of 拡充に合わせ、助産師の養成に必要な課程が設置されることになりました。また高知大学においても、助産師の養成を始める方向で検討されていきました。このような状況を受け、総合看護専門学校のあり方について検討を行う中で、各大学及び総合看護専門学校の助産師養成数を考えた場合、県内の実習施設が少なく、学生1人につき10例の分娩介助実習を確保することは困難であり、3校が併存して助産師を養成することは難しいと判断し、平成20年度末をもって総合看護専門学校を廃止することにしました。

現在、県内の2つの大学では、毎年13名の助産師の養成が行われています。また、助産師養成の大学への移行に合わせて平成20年度から助産師緊急確保対策奨学金制度を開始し、県内で就業する助産師を確実に確保するよう取り組んでまいりました。その結果、この5年間で県内2大学の卒業生と奨学金制度を利用した40名が県内の医療機関に就職しています。このような状況ですので、大学での現在の助産師養成に加えて幡多看護専門学校で新たに助産師養成を行うことは考えていません。

なお、県内の医療機関等で就業している助産師数は平成16年当時から増加し、おおむね充足の方向にありますが、就業場所は県中央部の医療機関に集中しており、議員が懸念されているとおり地域間での偏在が課題となっています。

このため、今年度末で条例の期限が失効する助産師緊急確保対策奨学金は期限を延長するとともに、郡部の医療機関での就業の動機づけとなるよう、内容の見直しも検討していきたいと考えています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 子供の貧困対策に関連して、スクールソーシャルワーカーの切れ目のない配置ができないかとお尋ねがございました。

現在、スクールソーシャルワーカーは27市町村と9つの県立学校へ延べ69名を配置し、課題を抱える子供や家庭への支援活動を行っております。そのうち15名は本年度の子供の貧困対策の一つとして、支援の必要な子供たちが多い7つの市部に県単独事業により重点配置をしております。スクールソーシャルワーカーの配置に係る財源の多くは国の補助事業によるものであり、補助金交付手続の制約上、配置は4月中旬から翌年3月中旬までの期間となっております。

スクールソーシャルワーカーの配置が切れることとなる春休み期間は、進級や進学など新たな年度へのつなぎの時期であり、誰もが不安と期待を抱く期間です。特に、不登校などの課題を抱える子供やその家庭には丁寧な支援が必要な時期でございますので、本来は切れ目なく配置することが望ましいものと考えております。

県といたしましては、これまでスクールソーシャルワーカーをできるだけ4月の早い時期から配置できるよう、事務手続を急ぐなど未配置期間の短縮に努めてまいりました。また、お話しにもありましたように、市町村の中にはこうした切れ目のある状況が生じないように、独自の予算により春休み中に配置できるようにしているところもございます。

今後、県といたしましては、スクールソーシャルワーカーの配置期間の改善について、国への

要望を行うとともに、春休み期間中も含めた切れ目のない配置に向けて県として何ができるのか、市町村とも十分協議をしてみたいと考えております。

(公営企業局長門田純一君登壇)

○公営企業局長(門田純一君) 幡多けんみん病院の助産師の確保策、また継続的な助産師確保のための勤務条件の検討などについてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

幡多けんみん病院は年間に400件を超える分娩を取り扱うなど、幡多地域の周産期医療に對しまして大きな役割を担っているところでございます。こうした中で、お話にもございましたように、その業務の担い手である助産師について、ことしさまざまな事情で定年前に退職する職員が想定外に増加したため、その人数が大きく減少いたしました。このことに伴い、夜勤回数が大幅に増加するなど、職員にも大きな負担をかけているところであり、これまでどおりの役割を病院が担っていくためには、助産師の確保は急務となっているところでございます。

このため、短期的な対策といたしまして、あき総合病院からの派遣に加えまして、現在中央地域の幾つかの公的病院と助産師の応援をいただくための協議を進めているところでございます。長期的な対策といたしましては、採用試験の受験者数をふやし、採用者数を増加させること、県立病院の看護師の中から養成している助産師を増加させること、そして就職した職員がモチベーションを維持し、勤務し続けられる職場環境づくりが重要になってまいります。

1つ目の採用試験の受験者数をふやす取り組みといたしまして、まずは経験豊富な助産師など幅広く応募がいただけますよう、これまで39歳までとしておりました年齢制限を59歳まで引き上げるとともに、試験回数もこれまでの2回

からさらにふやすこととし、今月末にも臨時的採用試験を行うこととしております。また、助産師養成機関の実習施設として学生を受け入れることが当該病院への就職の動機づけの一つとなると言われておりまして、幡多けんみん病院の実情も踏まえまして、実習の受け入れも検討してみたいと考えております。さらに、知事部局における奨学金制度の見直しの検討の際には、郡部における助産師の確保に効果的な制度となるよう提案もしていきたいと考えております。

次に、看護師からの助産師の養成につきましては、これまでも県立病院に勤務する看護師を助産師養成機関に派遣し、助産師資格を取得する取り組みを進めてまいりましたが、今後は採用予定者にまで派遣する候補者の範囲を広げるとともに、これまで以上に掘り起こしを行うことで派遣人数をふやしていきたいと考えております。

最後に、職員が継続して勤務できる環境づくりについてでございますが、このことにつきましては、現場や病院だけに任せるのではなく、本局としてもこれまで以上に職員の意見を酌み上げてまいりますとともに、助産師確保に資するよう待遇面の改善などについても検討しているところでございます。こうした取り組みを積み重ねることで助産師の確保、そして職員がモチベーション高く働き続けることができる環境整備に努め、幡多、安芸の保健医療圏において妊婦の皆様が安心して出産できる病院づくりに努めてまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) とさでん交通についての御質問にお答えをいたします。

まず、路線バスターミナルの候補地検討の現状についてお尋ねがございました。

路線バスターミナルの設置場所の選定などに

つきましては、昨年来高知市が中心となって検討を進めてまいりましたが、本年5月に開催された高知市地域公共交通会議において、高知市から、市中心部への一極集中型ターミナルの整備については大規模な敷地の確保が極めて困難との認識が示され、それにかわる案として、当面は高知駅、県庁前、はりまや橋ターミナル、とさでん交通本社、この4つの拠点で分散型ターミナルとしての機能を確保するという提案がなされたところです。

現在のところ、一極集中型ターミナルの整備についての具体的な進展は見られておりませんが、高知市からは本年度中にその方向性を見出していくとの考えが示されておりますので、今後につきましては、まずは中央地域公共交通改善協議会において、分散型ターミナルの考え方を取り入れた形でのバス路線の再編に関する検討が公開でなされていくべきものと考えております。

次に、とさでん交通の社内改革等に関する委託先や契約関係についてお尋ねがございました。

とさでん交通に確認をしたところ、お話のあった複数の外部機関とは、1つ目には再構築スキームの立案に携わった弁護士事務所と、2つ目には監査法人の系列企業である事業再生を専門とするコンサルティング会社、3つ目には退職者の再就職支援などを請け負う会社であるとお聞きをしております。お話のあった監査法人ととさでん交通との間に契約関係はなく、系列のコンサルティング会社との間で契約が締結をされておりまして、人事給与制度や諸規程の整備など社内改革に関する業務のほか、データ経営の確立やバス路線の再編に関する支援業務を委託しているとのことでございます。委託先であるコンサルティング会社は、経営統合に関する一連の業務にかかわってきておりまして、事業再生を着実に進めていく上でのパートナーとして

適任であると判断したものとお聞きをしております。

今後につきましては、事業再生計画の進捗や社内体制の整備状況を見ながら判断していくこととなるというふうにお聞きをしております。

○30番（坂本茂雄君） それぞれに御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思いません。

1つは、知事にお伺いしますが、憲法と安保関連法案の関係で幾つかお話があったんですけど、結論として、結局今回の法案は合憲であったという判断はしているということなのかどうか、そこは一応明確に言ってください。というのは、余りにも多くの法学者あるいはこれまで最高裁判所の長官を務められた方たちが、この法案は憲法違反であるというふうにその法の専門家たちが言っているにもかかわらず、知事は、これは合憲であると。ただし、合憲であるけれども、いつ何どきその法がそのときの政権によって恣意的に運用されるかわからないので、そこをそうならないためにいろんな個別事例の議論の積み上げや、あるいは国会議員の質問主意書によって、たがをはめていくとか、そういうことでそういった恣意的運用をさせないための積み上げをしてもらいたいんだと。しかし、その前提としてこの法律は合憲なんだという判断をされているのかどうかということを明確にお答えいただけたらというふうに思います。

それともう一点は、自治体がいわゆる必要な協力を求められた場合について、例えば正当な理由があれば拒むことができるとか、あるいは協力の種類によって判断されるというようなお答えがあったわけですが、それはその場面に遭遇してみないとわからないということなのか。あるいはその場面に遭遇してみて、知事としては、高知県はこれは正当な理由があると

いうふうに判断すれば協力するんですよと、あるいは協力の種類によって、県が判断すれば今後は協力していきますというふうな方向性を持たれているのかどうか、そこについてお聞かせいただきたいと思います。

そして、災害と緊急事態条項の憲法への追加規定の問題ですが、先ほど、なぜ地方公聴会でああいうふうな意見陳述をされたかという経過などのお話がありました。その中に古屋委員のお名前があったわけですが、まさにその古屋委員が自民党の憲法改正のメンバーの一人としてお試し改憲で結構じゃないかと、9条改正という本音は言わずにこれから進めましょうということが新聞記事でけさ載っていたわけですね。

そういう意味でいけば、やはりこれは、知事も地方公聴会の中でも、例えば他国においてこういった緊急事態条項というのがあるじゃないかというようなことも言われていますが、ただ災害のみに関して国家緊急権、緊急事態条項を定めている国はほとんどない。やはり、いわゆる軍隊との関係とか軍による関係との中で、そういったことを定めているのが多いんじゃないかというふうに私は理解しているんですけども、例えば極めて——どういうんですか、軽微と言ったらおかしいですけども、制限を加えるような部分は確かにあろうかと思えます。

ただし、それなんかも法律でまた定めておるものとか、そういった部分も他国にはあろうかというふうに思いますので、言えば結局法律できちんと整備をしておけばいいものが多いのではないかと、わざわざあえて憲法にそういった条項を規定しなくても対応できるのではないかと、いうことを私は思っています。そういった意味で、本当にどうしても憲法に緊急事態条項がなければ復旧・復興のための災害対策はできないのかどうか、そのことを改めてお伺いしたいと

いうふうに思います。

それと、これは危機管理部長にお尋ねいたします。例えば自己浮上式避難施設の関係で、市町村がそういった方法を選択した場合には県も検討するということなんですけれど、例えば市町村がこういった施設の検証作業とかというのはなかなかできないと思うんですよ、県と一緒にやってやらなければ。例えば市町村が選択したいけれども一緒に研究してくれというふうに言われたら、そのときは県としても一緒に研究をしていくのかどうか、市町村独自でそのことも検証した上で提案をしてもらわなければ県としては応じられないのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

そして、助産師の養成の関係で、先ほど健康政策部長が今回の奨学金の条例が一旦切れるけれども、それを延長していくと。その際に内容を見直すことによって、いわば県立病院の就職につながるような、そんな動機づけにもつながるような内容に検討したいということですけども、ひょっと具体的にそういう方法があるのかどうか、ちょっと私思いつかないんですけども。

場合によっては卒業後はそういうことを附帯条件にするとかということになると、ちょっとこれもまたいろいろあろうかと思うんですけど、その辺についてどのようなことをお考えになっているのか、お聞きしたいというふうに思います。

いずれにしても、南海トラフ地震対策の関係は、まさにこの間知事が言われておりますように、やればできる、このやればできるということについて、その姿勢をこの南海トラフ地震対策の中で貫いていただきたい。いろんな困難な課題があると思います。しかし、さっき言ったような、危機管理部長を責めるわけじゃないで

すけれども、自己浮上式の施設についても、まさに知事が提案して、今室戸で進んでいるああいったシェルターなんかも実現にたどり着いたわけですから、そういった意味で、やればできるということを、この地震対策の中では逃げずにぜひやっていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。そのことについての決意もお聞かせいただきまして、2問目とします。それは知事にです。

○知事（尾崎正直君） まず、第1問目について、この法案は合憲であったと判断しているのかどうかというお話であります。

先ほど私御答弁させていただいたとおりなんですけれども、条文の組み立てとしては、あくまで自衛のための目的ということに貫かれている限りにおいて、憲法9条の範囲内に入るという形で組み立てているものだと私は思っています。

ただ、ここが多分私先ほど御説明が足りなかったのかもしれませんが、税法と安全保障関係の法律というのを比べてみるとわかりやすいと思うんですが、税法上の法律というのは細かい要件をびっちり書き込んで、いわゆる解釈の余地がないぐらいに細かく書き込むという形でつくられているものであります。しかしながら、安全保障法制上の条文というのは、どうしてもいろんな事態に対応しないといけなくなる可能性があって、一定文言が抽象的になってしまうという側面がやっぱりあるだろうと。だから合憲であるように組み立てている条文であったとしても、その合憲性の補強をしっかりとしていくことというのを、個別具体の議論を通じた、いわば解釈判例みたいなものを積み上げていくことで担保していく必要があるだろう、そういうことを私は申し上げてきたわけでありませ

この点について、いろいろまだまだ、相当議

論をされてきているとは言いながらも、国民の皆様方からアンケート調査をとると、やっぱりまだ議論してもらいたいというお声が出てきているということ、やっぱりこのことを踏まえた対応というのが必要ではないのかなど、そのように考えているわけでありまして、やはり私は今後ともしっかりと国会においての議論というのを期待申し上げたいと、そのように思います。

2問目がちょっと御指摘がよくわからなかったんですが、その場面に応じて判断するのか、それとも法令に従って判断するのかと、そういうことをございますか。申しわけありません。

○30番（坂本茂雄君） その場面において判断するということと、もう一つは、言えばどういう場面であろうが、判断すればもう協力はしますよということなのかどうか、そういう姿勢なのかどうか。

○知事（尾崎正直君） 基本的には法令に基づいて対応させていただくということでありませ

しかしながら、法令に基づいて対応していく中においても、法令に基づいて断る理由というのはしっかりあります。正当な理由があれば断れるというふうになっていまして、その断るべき正当な理由があるのであれば断ります。その断るべき正当な理由がないのであれば断りません。そういうことだと、そのように考えております。

そして、災害と憲法の話についてでありまして、この点今後もさらに議論を深めていく必要があるんだろうと思います。ただ、1つだけ申し上げておきたいと思うんですが、憲法の改正というのは条文ごとに行われますので、この災害についての議論をしたからといって、これをもってして他の条文にどんどんどんどん波及していくということには、それはならないはずであります。1条ごとに国民審査、国民における選挙が行われていくものだと、まずその大前提のもとでお話をさせていただきたいと、そのよ

うに思います。

やはりこの災害と憲法の問題について、私もいろんな危機管理上、最悪の事態というのを想定してずっと検討を重ねてまいっているわけですが、例えば日本国憲法では衆議院議員の任期は4年間とはっきり書いてあります。ですから、4年間を超えてしまったら憲法上、衆議院議員は衆議院の身分にいらなくなってしまふ、しかし果たして災害が起こったときにずっとそういうさまざまな任期切れの状況で本当にいいんでしょうかと、いろいろとやはり制度上考えないといけない側面があるんじゃないのかなと、そのように考えています。

そしてもう一つ、先ほど軍隊に絡めてとおっしゃいましたけれども、やはり諸外国の憲法、いろいろ調べてみますと、ドイツ連邦共和国基本法でありますとか、さらにはロシア連邦憲法、ポーランド共和国憲法などなど、自然災害に対応した部分というのをしっかり切り分けて、その自然災害が発生した場合においてどのように対応すべきなのかということについて明確に定めてあります。

一定どうしても移動制限とかを課させていたかなければならない場合も出てくるかもしれません。それを果たして法律でやってしまうという、法が最後の根拠ということでもいいのだろうか、人権制限にかかわることについては不当なことにならないように、やはり憲法上、逆に言うと制限できるものを制限するとか、そういう限定をかけておく必要がないのだろうか、やはり私は、これは憲法上の問題として議論をしていただかなければならない課題ではないのかなと、そのように思っております。やはり制度の問題、そしてまた人権の問題、いずれの観点からも憲法上の議論を積み重ねていただきたいと思いますと考えております。

ただ、これはあくまでも災害対応上そういう

議論をしていただきたいということを言っておるわけでありまして、あくまで災害対応上の議論の話であって、これは9条の話とは関係ない、そのように私は思っています。

そして、最後、南海トラフ地震について、やればできるという決意で頑張るべきだという話であります。南海トラフ地震対策においてさまざまな課題がやはり残っております。議員が今御指摘されましたような、長期浸水区域における避難ビルの住民の皆様方の対応をどうするかとか、こういう課題なんか非常に重要な課題だと、そのように思っております。やればできるという気持ちでもって、いろいろ困難はありましようけれども、それを乗り越えていくように一生懸命対応していきたいと、そのように考えておるところであります。

○危機管理部長（野々村毅君） 津波避難場所の選定と、先ほども御説明いたしました、基本的に津波浸水区域外の高台へ避難してください、次は避難ビル、それからタワーといったものに逃げてくださいというのは、高知県津波避難計画策定指針ということで、どういう避難場所を選択したらいいのかというのは一定ガイドラインも示してございます。その中にはタワーでございませうとか、先ほどからお話のある津波避難シェルターでございませうとか、津波避難艇みたいなものを書いてございます。これは一応、一定技術的な基準というのがないものについては県が定めて、これで市町村の皆様にごうやって整備してくださいということでお示ししています。この中に、今言われました浮上式の施設につきましては当然入ってございませう。

先ほどから言っておりますように、訓練して訓練して、どうしても逃げられない地区があつて、そういった今我々が御提示していただいております避難場所の施設でどうしても整備をすることができないということであれば、我々もそれ

しかないというものであれば当然御協力していかんといかんと考えております。そこは市町村がそれしかないよということをしつかり御説明いただければ、我々も協力していきます。

○健康政策部長（山本治君） 助産師の奨学金については、中央部にほとんどの産科があるということで、今は県下一律の条件になっています。ただ、除外はできないんですけれども、例えば郡部の病院に行けば償還免除となる就業期間を短くするとかというようなこともあるんじゃないかということで、今内部で議論をしておるところです。また条例改正も必要ですので、議会でも御議論をいただきたいと考えております。

○30番（坂本茂雄君） もう時間がありませんので、最後に知事、やはり原発の問題は、知事が言われている戦うべき2つの課題に反するものだというふうに私は思っています。結局、原発が事故を起こしたときには、まさに知事が言う戦うべき2つの課題を大きく後退させることになるのではないかというふうに思っておりますので、先ほど知事みずから県民との勉強会ということについては、余りはっきり言われませんでしたけれども、ぜひ知事がそういう場へ出て行って、みずからの腹をくくっていくということもやっていただきたいということを最後にお尋ねしておきたいと思っております。

そして、はりまや町一宮線の問題あるいはとさでんの経営の問題、ぜひ透明性を高くして、県民に情報をきちんと開示しながら今後も進めていただくということをお願いしておきたいと思っております。

○知事（尾崎正直君） 私は、今原発の問題について勉強会方式で対応させていただいておることについて、これはやっぱりいろいろ多くの皆様の御意見をいただきたいという思いで、こういう取り組みを進めさせていただいているんだと、そういうつもりであります。勉強会、全て

公開させていただいておりますし、そしてまたその結果を取りまとめたものにつきましても、6月の段階で1回公開をし、御意見を伺い、その御意見をさらにこの勉強会の場で問いただし、そしてまたもう一回、今回この9月の段階で公開をし、御意見を募り、その御意見を踏まえてまた問いただす、そういう取り組みを2回繰り返していつているわけでありまして、これほどあまねく広く多くの皆様方の御意見を伺う、そういう仕組みというのはないのではないかと。ぜひ、公開させていただいておるわけでありますから、これにつきまして多くの皆様から御意見を賜りたいものだと、そのように考えております。このやり方を私はさせていただきたいと考えている次第です。

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩



午後3時25分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 私は、日本共産党を代表して以下質問を行います。

政治姿勢について、まず憲法違反の安保関連法——戦争法について知事にお伺いをいたします。

安倍自公政権は19日、安保法制、戦争法の採決を強行しました。私たちは、空前の規模で広がった国民の運動と6割を超す今国会での成立に反対という国民の世論に背いて、憲法違反の戦争法を強行した安倍自公政権に対して、満身

の怒りを込めて抗議をいたします。

国会審議を通じて、その危険な内容が次々と明らかになりました。米軍に対する海外での戦争支援、兵たん活動は戦争法案の核心部分です。法案は従来の海外派兵法にあった非戦闘地域という歯どめを外し、自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた場所まで行って、弾薬の補給、武器の輸送などといった兵たんを行う仕組みです。衆院の論戦で、日本共産党の、戦闘地域まで行けば相手から攻撃されるとの追及に、安倍首相は、攻撃される可能性がないと申し上げたことはない、自己保存型の武器使用はありと答弁し、まさに戦闘になることが鮮明になりました。

陸上自衛隊のイラク派兵に関する内部文書、イラク復興支援活動行動史は、派遣部隊が敵に連続射撃を加えて相手の行動を阻止する制圧射撃訓練を行い、隊員には危ないと思ったら撃てとの指導を徹底していたことを明らかにしています。まさに戦闘寸前だったのです。自衛隊のイラク派兵決定時の内閣官房副長官補だった柳澤協二氏は、イラク以上のことをやれば必ず戦死者が出ると警告をしています。

戦争法案で、米軍のミサイルや戦車、非人道的兵器とされるクラスター爆弾や劣化ウラン弾などあらゆる武器、弾薬が輸送できます。防衛大臣は核兵器も含め除外した規定はないと認めました。また、敵潜水艦を攻撃している米軍ヘリが自衛隊のヘリ空母で給油し、また敵潜水艦を攻撃するというのも可能だと認めました。このような活動は誰がどう見ても米軍と一体となった武力行使そのものであります。

法案審議の中で危険性がクローズアップされているのが、武器等防護です。自衛隊が自分たちの武器、弾薬などを防護するために武器使用できるとの規定を、米軍など他国軍を防護できるように改悪しました。防護する武器は、化学兵器、ミサイル、ステルス戦闘機など全ての戦

闘機、原子力空母も入ることが明らかになっています。この規定には、地理的条件や存立危機事態とかの条件もなく、地球上どこでも日米共同演習時など平時からでも米軍への攻撃に対して反撃できる内容です。戦闘地域で行う兵たん活動の場面でも、最前線の米軍への攻撃に対して反撃できるわけで、文字どおり米軍との軍事一体化です。しかも、この武器使用は防衛大臣の判断一つで可能であり、国会が関与する仕組みはありません。国連が関与しない治安維持活動でも、自衛隊員が戦乱の地で住民に銃を向けて殺すリスクが高まることも明らかになりました。

国際協力の名で米軍と一体で武力行使をし、自衛隊員が殺し殺される状況をもたらす戦争法は、憲法の平和主義を根底から破壊するものです。知事のこの間の一連の発言には、この部分の認識が欠如していると思います。改めて自衛隊員の活動における危険性と法の違憲性について認識があるのか、お伺いします。

日本は、アメリカの戦争に戦後ただの一度も反対したことがありません。直近でも、うそで始めたイラク戦争を支持したこと、その結果、民間人の大量の犠牲とテロが拡散したこと、さらに自衛隊を派遣し国連職員の輸送と偽って、バグダッドに米兵を大量に空輸し、その部隊がファルージャの虐殺に参加した可能性が極めて高いこと、これらを反省も検証もしていません。当然徹底した検証が必要と考えますが、お聞きします。

こうした日本の国のあり方の大転換を、憲法解釈の変更というクーデター的手法で強行したことに、国民、県民の強い批判が巻き起こっています。圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官に続いて、最高裁判所長官を務めた山口繁氏が憲法違反と断ずる発言をしました。同氏は、「集团的自衛権は憲法違反という憲法解釈

が六十余年間とられ、国民の支持を得てきたという事実は重い。それは単なる解釈ではなく規範へと昇格しているのではないか。9条の骨肉と化している解釈を変えて集団的自衛権を行使したいのなら、9条を改正するのが筋だ」と指摘をしています。六十余年間の積み重ねで、規範となり骨肉となった憲法解釈を一内閣の専断で覆したことは、立憲主義、法的安定性、法の支配を根底から覆す暴挙です。

知事は、一連の発言で合憲であることを強調していますが、最高裁元長官を初めとした戦争法は違憲との指摘をどう受けとめたのか、お聞きをいたします。

戦争法をめぐる一連の知事の発言は、合憲性の担保、自衛に限る歯どめという知事みずからが示した条件を全く満たしておらず、理解を示す態度は到底認められない。県民の代表として、はっきりと戦争法廃止を主張すべきです。この点を厳しく求めておきます。

日本の平和と国民の命を危険にさらす戦争法を存続させるわけにはいきません。憲法違反の法律が存在し続ければ、日本の民主主義の基盤は根底から揺らいでいきます。日本共産党は、戦争法廃止の国民連合政府の実現を呼びかけています。全国で自発的に立ち上がった多くの個人、団体と力を合わせ、野党との一致点での共同を強め、戦争法廃止まで戦い抜く決意を表明し、次の質問に移ります。

次に、伊方原発の再稼働問題について知事にお伺いします。

先日、伊方原発で過酷事故が起こった場合の民間研究所のシミュレーションの結果を地元紙が1面で報道しました。予想されたとはいえ、改めて住民に大きな衝撃を与えています。再稼働反対の世論はさらに強くなったと思いますが、シミュレーションの受けとめを知事にお聞きします。

原発の再稼働に対し、菅官房長官は8月11日の記者会見で、国際原子力機関—— I A E A の基本原則に、安全の一義的責任は許認可取得者にあると明記されていると説明し、再稼働を判断するのは事業者と発言しました。一方、新規規制基準は、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありませんと規定をしており、規制委員長は、規制委は再稼働するかどうかについては判断しない、規制基準の適合性審査であって安全だとは言わないと繰り返し発言をしています。7月16日の記者会見では、審査に合格したとしても事故のリスクがゼロになるわけではないと述べました。そもそも新規規制基準は、過酷事故が起こることを前提としたものであるから当然です。つまり、リスクゼロでない原発を事業者があえて再稼働とした判断の根拠を明確にする責任があるということです。

まず、電力利用者でもある住民との合意の問題です。電力料金値上げ後の世論調査でも再稼働反対は6割を超えています。事業者は、リスクが残っても再稼働はやむを得ないとの四国の住民との合意をどう担保したのか、合意があるとの根拠はどこにあるのか、私たちはそんなものは存在しないと思いますが、お聞きをいたします。

四国電力は、原発再稼働の理由として火力発電の老朽化、ぎりぎりの運転をしていると主張していますが、電力需要の削減は劇的に進んでいます。朝日新聞の調査によると、四国電力の電力需要は最大値600万キロワットから、ことしの8月の最大電力は483万キロワットにとどまり、そのうち80万キロワットはピークカットに有効な太陽光発電が占めています。火力など従来の設備での需要は600万から400万キロワットへと激減をしています。

資源エネルギー庁の電力調査統計、最新はこ

とし7月分で四国電力の最大電力需要は510万キロワットで、うち火力251万キロワットです。火力の設備能力は380万キロワットですから、最大時での設備利用率は66%、7月全体では火力の利用率は40%です。緊急時のほかからの融通の余地はどうか、近隣の電力会社の7月の最大電力時と7月全体の火力の利用率は、九州86%、61.5%、中国79.9%、49.9%、関西80.9%、49.3%となっています。

確かに老朽化し、苦勞されていると思います。コンバインドサイクル方式火力へのリプレースも一定の時間がかかりますが、火力の設備利用率の数字は全く余裕がない数字とは思えません。また、最近は数値目標を掲げての節電を呼びかけていませんが、電力供給の不安があるなら、四国の住民に原発の再稼働か節電かを問うべきです。きっと大きな協力が得られるはずですが。それもしないで、一方的に再稼働が必要との説明に四国住民が納得するはずはありません。2点指摘しましたが、知事の認識をお聞きします。

安全性についての責任、ここでも大きな問題があります。震源を特定せず策定する地震動は、どこでも発生し得る地震であり、新基準の地震動評価の解説ではモーメントマグニチュード6.5未満の地震としています。しかし、実際の計算で使われたのは、モーメントマグニチュード5.7の留萌支庁南部地震の地震動で、電力会社は609ガルと試算し、不確かさを考慮して620ガルとしています。モーメントマグニチュード6.5は、5.7のエネルギーで14倍、地震動で2.5倍となりますので、620ガルでなく1,550ガルが必要ではないか。6.5が起こり得るとしているのに、5.7でよしとするのは、安全性に最大を考慮したとは言えず、県民の納得は得られないと思いますが、知事にお伺いします。

次に、IAEA基準の深層防護の第5層である避難計画など原子力防災についてです。新基

準にはこの第5層が全くなく、自治体に丸投げしているという大問題がありますが、しかし安全の一義的責任があり、再稼働の判断をする事業者として、当然避難計画の実効性についての責任が問われます。事業者として避難計画の実効性を具体的に調査し、外部委員も入れた厳密な評価をしたのか、知事にお聞きをします。

次に、少子化対策、人口ビジョンについて知事に伺います。

補正予算では、待ったなしの少子化対策として、より多くの独身者の結婚希望をかなえること、総合的な子育て環境の整備により、県民の第1子を欲しい年齢の希望をかなえることで、2050年までに合計特殊出生率を2.27にするという大変意欲的な目標が掲げられています。また、子供の数の理想と予定の乖離がある理由のトップは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからで、66%もの回答となっています。2位、3位は仕事と家庭の両立が難しいとの回答で、長時間労働、子育てサービスの不足という資料も示されています。

2014年少子化白書では、非正規雇用者の有配偶率は低く、30歳から34歳の男性においては正社員の6割弱に対し2割台、1割台となっています。第6回21世紀成年者縦断調査では、子供がいなかった夫婦は、妻の仕事が正規の場合49%に第1子が生まれているが、非正規の場合22.4%で半分以下になっています。結婚も出産も経済的要因に極めて強く制限されていることがわかります。少子化対策には、出会いの機会が少ないという問題もありますが、本質的には雇用の安定、子育ての経済負担の軽減が決定的鍵となることは論をまちません。

雇用の安定のほうは産業振興計画で取り組んでいるところですが、子育て、教育に係る経済的負担の解消は第3子の壁に限定されたものではありません。少子化対策に成功したフランス

の手厚い家族支援は有名ですが、県の意欲的な目標を実現するためには、思い切った施策が必要だと思います。中学までの医療費無料化にも二の足を踏むような姿勢では、到底実現できるとは思えません。子育ての経済的負担軽減への決意について知事に伺います。

仕事と家庭の両立も極めて大切です。フランスと同じように経済的支援に力を入れているドイツは、少子化克服に成功していません。2005年内閣府の研究では、ドイツの場合、家族と就業の両立という概念はあるものの、3歳児神話を前提としている点で日本とよく似ている。このため、母親のフルタイム就業を前提とした、3歳児未満の子供を対象とする保育施設・機会は余り発達していないこと、主に母親のみが子育てを行っていること、家庭内で分業的であり、性別役割意識が強いことなどを挙げ、日本はその傾向がさらに強いことを警告しています。

さきの21世紀成年者縦断調査では、育児休業制度を利用しやすい雰囲気がある場合、64.7%に第2子が生まれていると明らかにしています。また、県の資料では夫の休日の家事・育児時間が0時間と2ないし4時間では、第2子以降の出生率に3倍以上の差と強調しています。社会全体で取り組む大きな課題ですが、県みずから実践できる課題があるのではないのでしょうか。

県は行革プランの見直し、団塊世代の大量退職に対して、職員、教員の新規採用を増加させています。そうした若い世代の働く環境はどうなっているのか。仕事と家庭の両立は、少子化対策という枠だけでなく、女性が働きやすく、その能力を發揮できる環境をつくることで、組織全体の力を伸ばすことになります。県みずから具体的な実態を聞き取りも含め把握し、改善に向けた方針、目標を明確にすることが大事ではないかと思いますが、知事にお聞きします。

次に、地域医療構想について伺います。

さきの6月議会でも塚地議員が質問しましたが、地域医療構想策定ワーキンググループが開催されるなどしており、幾つか健康政策部長にお伺いをします。

本計画は、10年後の2025年までに高知県の医療体制をどのようなものにするかを示すもので、遅くとも来年度の半ばまでには決定することが法律で義務づけられています。計画を策定するに当たって、国は望ましい病床数を示しました。その数字は、高度急性期を現況より731床、47%減、急性期を2,138床、43%減、回復期は1,729床、110%増、慢性期は3パターンが示され、最大は4,492床、65%、最小でも2,592床、37%の削減案が示されました。合計すると、最大で5,632床、37%、最小でも3,732床、25%の削減となります。

現状においても、高度な手術の必要な患者さんも手術日程がとれず、数週間待ちといった事例や、病院のたらい回し、慢性期の患者の入院先が見つからないといった実態がある中、医療関係者には衝撃を持って受けとめられています。そのため、厚生労働省は各都道府県に本年6月18日、必要病床数の試算値についての通知文書を出しました。その中では、あくまでも自主的な取り組みが基本であること、直ちに何らかの措置を講じさせるものではないこと、何よりも在宅医療等も含めた地域での医療提供体制を全体として検討される中で、需要に応じた適切な医療提供体制、病床数となっていくものであることと、数字目標ありきでないことを強調しています。

この通知をどう受けとめられたのか、お伺いします。

この構想を策定するに当たり、県は各医療機関ごとに病床の現在の機能と、6年後どのように転換するかを示すよう調査を行いました。その報告によると、高度急性期は全県で468床の増、

急性期が842床の減、回復期が172床の増、慢性期は217床の増となっており、国が示した10年後の数値とは大きくかけ離れ、全体の病床数も現状維持となっています。

6年後に目指した数値は、各医療機関が医療現場での患者さんの実態から必要性を勘案、検討して出した数値であり、基本的に尊重すべきだと考えますが、病床機能報告の結果をどのように受けとめておられるのか、伺います。

国が示したいいわゆる目標数値は、単純に言うと10年後の人口推計と10万人当たりの全国平均病床数をもとに算出をされたものです。しかし本県は、CCRCを初め移住者の受け入れに力点を置き、人口減少に歯どめをかける県民挙げての取り組みを進めているところで、その前提も織り込まなくてはなりません。さらに、患者さんの生活実態も地理的条件、家庭の看護力など数字だけでははかれない大きな課題であります。

今議会に療養病床の実態調査のための予算が180万円余計上されていますが、実態をしっかり把握し国への要望に生かす上で重要な調査となります。全入院患者が調査対象となるのか、現在老人保健施設が実態としては療養病床の機能を担っていると思いますが、その利用者が対象となるのか、調査内容、スケジュール、さらにこの調査結果の分析は業者ではなく県が行うべきと考えますが、お伺いをします。

さて、今後の医療ニーズともかかわって、日本創成会議が提唱した地方への高齢者移住論について、この項は知事に伺います。

今後の人口推計を極めて一面的数値ではじき出した上、東京圏では介護施設が大きく不足することから、高齢者の地方移住を進めると提案。これは東京圏に住む高齢者の人権無視も甚だしい暴論と言わなくてはなりません。高齢者にとって、住みなれた地域での生活が精神的にも重要

であることは論をまちません。たとえ施設に入所したとしても、友人や家族の面会、日常的な介護の補助が人生を豊かに送る上で不可欠なのです。

社会保障の貧困さを改善することなく、まさにうば捨て山のように地方に追いやるこの提言は、東京圏の高齢者の人権を踏みにじる提案だと考えます。知事はこの提案をどのように評価されているのか、伺います。

政府は、今回の医療介護総合確保推進法の実施で、膨れ上がる医療費の大幅削減を狙っています。住民福祉の増進が地方自治体の最大の責務であり、命をないがしろにする医療費の削減を行わないよう国に強く求めるべきだと考えますが、知事の決意を伺います。

次に、子ども・子育て支援新制度について教育長に伺います。

問題点を抱え、また十分な周知がないまま、ことし4月にスタートした新制度ですが、各地で戸惑いや疑問の声が後を絶たず、問題点も浮き彫りになってきています。この4月以降も保育所入所をめぐるトラブルを多く耳にします。兄弟が同じ保育所に入れない、障害のある双子の兄弟が入れなかった、育児休業を取得すると既に入所していた上の子供が退所を強要されたなど、深刻な事態が続いています。

待機児童の解消、質のよい保育を目的に始まった新制度ですが、待機児童は解消できたのか、現状と県としてどのように取り組んでいるのか、お聞きをします。

保育時間の認定区分をめぐって混乱、矛盾が生まれています。保育の標準時間11時間と短時間8時間以内に区分をされ、短時間の子供の送り迎えが規定の枠を超えた場合、延長保育料が課されます。そのために保育所に着いた時間と帰る時間を保育士が常にチェックすることになり、大事な子供の様子を保護者に伝える余裕す

らなくなっています。延長保育料は、1カ月何時間であっても2,000円を徴収している園や、毎日チェックして支払ってもらう園などさまざまです。1時間以内100円とされていることが多く、不公平にならないようにと保育所の時計を電波時計にかえ、厳格に登園・退園時間をチェックしたり、他県では園児一人一人のタイムカードを導入したという話も聞かれます。毎日、保護者がその日の延長保育料を何百円か持って子供を迎えに行く、一日の締めくくりはまるでコインパーキングのようだという人がいましたが、新制度が新たな混乱をつくり出しています。

また、保護者の仕事の都合などで短時間から標準時間に認定区分を変えようとする、市町村窓口まで手続に行かなければならず、しかも翌月からの変更になります。子供の発達と成長を保障し、働く若い世代の子育てを支援する保育所の役割が一層重要になっているときに、子供、保護者や保育士、保育所に多大な負担と犠牲を押しつけることは到底認められません。

意味のない混乱と負担をもたらす保育時間の認定区分はやめるべきだと考えますが、お聞きをします。

保育士が足りない現状は極めて深刻です。今、子供の発達はこれまでになく危機に瀕していると言われていています。しかし、これに取り組む保育士が不足し、臨時的雇用が多くなる中で、専門性の継続、連携が図れなくなることは、根幹を揺るがす大問題です。一部の自治体は、余りにも低い臨時保育士の給与水準を上げるなどの努力を始めていますが、十分なものではありません。園長は保育士を探すために必死になっていますが、保育士が足りないために、入所の申し入れがあっても子供を受け入れることができないのが現状です。

保育士不足の実態を県はどう把握しているのか、また臨時的雇用の実態はどうなっているの

か、お聞きをします。正規の保育士確保を含め、このまま放置することはできません。県としての積極的な対応を求めるものですが、決意と具体策について伺います。

次に、高齢者の貧困問題について知事にお伺いをします。

8月30日、NHKスペシャル「老人漂流社会 親子共倒れを防げ」が放送され、大きな反響を呼び、さらに老後破産、下流老人などの言葉が飛び交っています。立命館大学の唐鎌直義教授は厚労省の国民生活基礎調査をもとに、貧困高齢者——単身で年収160万円以下、2人世帯で230万円以下——は約400万世帯、515万人、高齢者世帯の貧困率を34%と分析しています。まさに3人に1人以上です。敬老の日の9月21日付高知新聞は、「深刻化する高齢者の貧困」と題する社説を掲げ、「高齢者の5人に1人は生活困窮者。今後、一層厳しくなる可能性が高い。現役世代の貧困拡大も懸念される。社会全体で早急に手を打っていく必要がある。特に、政官財界の責任と使命は大きい」と指摘をしています。

安倍政権が医療・介護の負担増、給付の削減や年金切り下げを容赦なく続けるもとの、高齢者の暮らしはいよいよ深刻になっています。長年必死に働いてきた人が老後になってまともに暮らすことができず、場合によっては孤独死、孤立死に至る社会をこれ以上放置することは許されません。高齢者を冷たく扱う国に未来はありません。

知事は高齢者の貧困問題をどう受けとめているのか、お伺いをします。

また、実態と重要性を十分に把握し、国に対して解決のための積極的な提言を行うとともに、日本一の健康長寿県構想を新たに高齢者の貧困問題の視点で充実させ、独自施策を強化するよう強く求めるものですが、お聞きをいたします。

次に、介護保険について地域福祉部長に伺い

ます。

医療介護総合確保推進法により介護保険法が改正され、具体化が進められています。今回の改正は昨年の骨太方針、医療・介護を中心に社会保障給付について自然増も含めて効率化するとの宣言を具体化するもので、要支援者の介護からの排除、初めての利用料2割負担の導入、介護報酬の大幅削減などの大改悪がその中身であり、高齢者の生存と尊厳を脅かし、介護の一層の危機、崩壊を拡大するものと言わなければなりません。

まず、要支援者の排除、介護保険外しについてであります。全国一律の予防給付——訪問介護、通所介護——を市町村が取り組む地域支援事業、新総合事業に移行しようというものです。これまでのサービス、現行相当の訪問・通所介護のサービスを当面受けることができるのは現利用者、新制度移行後限定された人に限られます。そして、自立の目標に向けて一定期間後モニタリングを行い、順次安上がりサービスへ移行、卒業させ、最後は介護サービスそのものからの卒業、終了、そして他の高齢者を助ける側に導こうとする動きが出ています。

また、市町村の窓口で基本チェックリストによるサービス割り振りの判断を行おうとしています。もともと現行の2次予防事業で要支援、要介護になるおそれのある人を見つけ出すために使われてきた25項目の簡易なアンケートです。要支援と要介護1の状態像は極めて近く、行き来する場合があります。要介護認定権を保障せずに、機械的な基本チェックリスト活用を押しつけることがあってはなりません。

一方、従来サービスを提供するみなし指定を受けた介護事業所は、介護報酬の引き下げによって前年度までの約8割の給付になった上、市町村から求められ実施する多様なサービス、例えば訪問型サービスAはその約7割の給付と

なり、結局前年度の5割程度の収入にしかありません。その他のサービスは、シルバー人材センターやボランティアなどにさらに安く委託するというものです。

今回の要支援者の介護保険外しは、老後の安心を脅かすとともに、介護の職員、事業所、ボランティアなどの負担のもと、介護給付費の削減にあることは明らかです。厚労省は、今回の改定の実施によって、現行制度のままなら年五、六%の割合でふえている要支援者への介護給付費を後期高齢者の人口の伸び率、三、四%に抑え込むように指示をしています。市町村はこれに従い、現行サービスが上限値をオーバーするとして、サービスそのものの切り下げやサービス提供者への給付費、委託費の引き下げなどを予定しています。

以上、問題点を指摘して、地域福祉部長に何点かお聞きをいたします。

1つ、要支援者の要介護認定状況、現行の介護サービスの現状と評価、また県下市町村の新総合事業への移行の状況について伺います。

2つ、要支援のデイサービスは20%以上もの介護報酬引き下げになり、事業者で要支援者受け入れを控える動きも生まれています。少なくとも、現行予防給付の介護報酬を保障するよう国に求めること、また市町村と協力して保障することを検討すべきと考えますが、伺います。

3つ、市町村に要介護認定の申請権を尊重し、振り分け前に認定申請を受け付けるよう求めること、また現行相当サービス利用を抑制しないとともに、短期間での卒業、自立を促進するのではなく、あくまでも要支援者の心身の状態と生活実態に沿う自立支援を行うように助言すべきと思いますが、お聞きをします。

4つ、国に対し総合事業の事業費上限設定を撤廃し、必要な費用を保障するよう求めること、また前年度の介護事業費を基礎に国の交付額が

決定されますが、決算時点で事業費減になった場合、今年度の交付額が削減されることとなります。市町村の当年度事業確保のために国、県の支援が必要と考えますが、お聞きをいたします。

次に、介護報酬の引き下げについて伺います。「介護の倒産最多55件 1～8月で前年上回る報酬減、人材流出響く」、9月21日付高知新聞の報道が衝撃を与えています。訪問看護、訪問・通所介護、通所リハなどを営むある事業所は、月2,050万円の収益で月136万円、6.6%の減収となっていますが、できるだけ要支援者を敬遠したくはないかと苦しさを語っていました。介護報酬全体で2.27%、史上最大の引き下げです。基本報酬部分は平均4.48%引き下げで、デイサービス最大9.8%、特養ホーム6.3%、要支援者向けでは通所リハが25.5%、デイサービスは20%以上削減などとなっています。そして、介護職員不足、倒産などとなり必要な介護は受けられず、介護難民、介護漂流が広がっているのです。

ホームヘルプやデイサービスなど高知県内の介護事業所の倒産、休止、廃止の状況について地域福祉部長に伺います。

今回の介護報酬引き下げの事業所、利用者への影響をどう把握しているのか、また実態を調査すべきと思いますが、お聞きします。

それらを踏まえて国に対して、3年後の次期改定を待たずに介護報酬の引き下げ撤回と、前回の交付金のように国の責任による介護労働者の賃金改善を求めるべきと考えますが、お聞きをします。

また、現在の介護職員の不足、10年後にはさらに900人確保しなければなりません。県として実効ある取り組みをどう進めていくのか、お伺いをします。

次に、住宅政策について伺います。

昨年12月NPO法人ビッグイシュー基金が、若者の住宅問題、住宅政策提案書調査編を発表しています。首都圏、関西圏の20歳から39歳の若年で未婚、年収200万円以下の男女を対象に、インターネットを通じて居住実態を調査、1,767件のサンプルを回収。結果は、回答者の4人に3人が親と同居、正規労働者7%、非正規47%、無職39%。3人に1人が大卒、いじめ経験者、3割弱が鬱病経験者。結婚の意向については、したいとは思わない34%、将来結婚したいができるかわからない20%、できないと思う18%などとなっており、住宅問題を超越する社会的不利、困難を抱えた若者の深刻な問題にも連なっているとしています。そして、同時に住宅事情の改善と安定が貧困に立ち向かい、社会の持続を支える条件になるとまとめています。

高知県の未来を担うのは若者たちであり、若者に対する総合的な政策の必要性、重要性は言うまでもありません。今、若者の定住と人口問題の観点からも、さきに紹介したように住宅や就業、結婚なども含めた総合的な若者の実態調査を実施してはどうかと考えますが、この点は産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、土木部長に具体的にお伺いしますが、公営住宅法が改正され、入居資格の年齢制限が外されています。県としても同居、単身60歳以上の要件をなくしたとのことですが、その実績と県民への周知、また県下市町村営住宅の見直し状況について伺います。

今年度から、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業が新たな制度として始まっています。民間住宅の空き家を活用して、住宅確保要配慮者の方に入居してもらうという公営住宅に準ずる制度ですが、県の取り組み状況についてお伺いをします。また、いわゆるハウジングプアにある若者も要配慮者であり、当然若者も対象となるよう、居住支援協議会などと協力し国に改

善を働きかけることを強く求めるものですが、お聞きをいたします。

さらに、この事業を発展させて、借り上げ公営住宅を整備することを提言するものです。今、ふえ続ける空き家問題が大きな社会問題となっています。全国的には820万戸、空き家率13.5%、高知県は約7万戸、空き家率17.8%です。そのうち賃貸用民間住宅は全国で約430万戸、高知県では約2.4万戸あります。賃貸住宅は重要な社会資源でもあり、活用、再生について福祉サイドとも協力して所有者、住民などと検討すべきと考えますが、お伺いをします。

若者の家賃補助の実施についてですが、フランスやデンマークなどでは少子化対策の一つとしても既に実施をしています。全国でも高齢者、新婚、障害者、母子、父子、子育てなどとともに若者向けを含めて約80自治体で取り組まれています。若者の貧困を放置しては社会の持続はありません。若い人たちが親の家にとどまるのか、自分の住宅を借りるのかを選択できる施策が必要ですが、家賃補助制度導入について伺います。

最後に、住宅の耐震改修について伺います。住宅の耐震、家具の固定は、津波浸水予測地域を含めて住民の命と財産を守るとともに、津波避難行動への出発点、土台であることは言うまでもありません。県は、新たに木造住宅の耐震設計、改修工事に対する補助金を、事業所が自治体から直接受け取る代理受領制度の仕組みもつくり、耐震化促進に努めています。

県は、2020年度までに耐震化率を95%程度に向上を目指すとしていますが、到達状況とその要因について伺います。

また、代理受領制度の全ての市町村での実施に向けてどう支援をしていくのか、県民、事業所などへの周知徹底をどう図るのか、お聞きをします。

この間、県は住宅耐震化の一つとして、いわゆる段階的改修について検討されていますが、どう対応されるのか、また低コスト工法の普及を促進するとしていますが、事業の効果と県民への周知、普及をどう進めていくのか、伺います。

耐震改修を促進するためには、住民負担のさらなる軽減が必要と考えます。同時に重要なのは、県民への粘り強い広報、啓発、そして単身含めて高齢世帯もふえており、耐震化の必要性や工事に係る家財整理など、住民一人一人に合った支援を強めなくてはなりません。県も今後思い切った全戸訪問を計画されていますが、県、市町村など行政が一体となって、自主防災会、自治会、民生委員、ボランティア、大工、工務店などとの一層の協働が求められているのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

公営住宅の耐震化についてですが、県、市町村それぞれの状況と、耐震化計画の策定状況について、そして学校の耐震化促進のために県の財政的支援を行っていますが、公営住宅は入居者、住民の安全に直接責任を負う立場にあり、その耐震化促進のためにも市町村への財政的支援を検討すべきと考えますが、お伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安全保障関連法に関して、自衛隊員の活動における危険性と法律の違憲性についてのお尋ねがございました。

安全保障上の問題が多様化し、また厳しさを増す中、いずれの国も一国のみではみずからの平和と安全を守ることができない状況があり、国際社会の平和と安全の確保のために、我が国も国際社会の一員として一定の役割を果たす必要があるのではないかと考えております。一方、

安全保障関連法に基づく自衛隊の後方支援活動や武器等防護などについては、憲法9条で許されない他国の武力行使との一体化に当たらない範囲にとどめるようにすべきことは当然であります。そのため、どこまでなら武力行使の一体化に当たらないのかといったことについて、個別具体の事例に即した議論を積み重ねていただきたいと申し上げてまいりました。

政府は国会での議論の中で、後方支援を実施していく上では、戦闘現場にならない地域を実施区域に厳格に指定していくとするなど、合憲の範囲となるような設計とし、かつ参議院の附帯決議でもこの点が補強されております。また、武器等防護についても、平時と武力攻撃に至らないグレーゾーン事態に対応するものであり、いわゆる武力行使に至る場合には、存立危機事態等に課せられた制限がかけられるとの設計としているところでもあります。ただ、繰り返し申しておりますように、先々にわたって恣意性を排除するよう、今後も個別具体の議論を積み重ねていただきたいと思っております。

自衛隊員の活動における危険性については、安全保障関連法では自衛隊に新たな業務が加わることになり、それに伴い自衛隊員に新たなリスクが想定されると思われまます。こうしたリスクへの対処として、法には防衛大臣の責務として、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮する規定や、自衛隊が活動している場所や近傍で戦闘行為が発生した場合には、直ちに活動を中断し避難するなどして危険を回避することなどが明記されております。加えて、防衛大臣が国会において、自衛隊が活動を行うに当たっては、派遣前に教育訓練を実施し情報を収集した上で、戦闘が行われていない地域であることを確認し実施区域に指定すると答弁されております。

このように、政府は自衛隊員の危険性を最小化するよう十分な対策を講じようとしているも

のと考えますが、この点についても同様に引き続き具体的な議論を国会で積み重ねていただきたいと思うところであります。

次に、イラク戦争などの徹底した検証が必要ではないかとお尋ねがございました。

イラク戦争についての見解に関する質問主意書に対して政府は、イラクが12年間にわたり累次の国際連合安全保障理事会決議に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会を生かそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力に応えようとしなかったことから、安保理決議に基づく米国、英国等の各国による武力行使を支持したものであると答弁しておりまして、これがイラク戦争についての評価ということではなからうかと思っております。

いずれにしても、私は国際社会に憲法9条の制限のもとで一定の貢献を行うことは大切だと思っております。他方で、諸外国の無法な戦争に日本が巻き込まれることは決してあってはならないことだと考えております。他国から、憲法9条のもとで許されない武力行使を求められた場合には、断固としてノーと言うべきことは当然だと考えているところであります。

次に、元最高裁長官らの違憲との指摘をどう受けとめたのか、お尋ねがございました。

一言で集団的自衛権と言ってもその内容には幅があり、国連憲章に規定された国家の国際法上の権利として認められている、いわゆるフルスペックの集団的自衛権については、憲法9条のもとでは当然その行使は認められておりません。他方、科学技術の発達などによる安全保障環境の変化を踏まえれば、自衛目的に厳に限定した集団的自衛権は認められるべきだと考えており、憲法9条のもとで認められている武力行使の旧3要件から連続的かつ合理的に展開される範囲内におさまる、すなわち実質的に我が国に対する急迫不正な侵害と認められる場合に

限った、限定的な集団的自衛権は合憲ではないかと申し上げてきたところであります。

政府は、当然に合憲となるよう法律を組み立てたものと考えますが、どうしても条文は一定抽象的とならざるを得ないという側面があります。だからこそ、個別事例に即した議論を積み重ねることにより、将来の恣意性を排除するよう努めていく必要があると申し上げてきたところであります。安全保障関連法は成立をいたしましたけれども、この議論は終わりではなく、今後も引き続き否定的な方も含め、さまざまな有識者の意見も踏まえていただきながら、個別事例に即した徹底した議論を国会の場で積み重ねていただき、恣意性を排除するよう努めていただきたいと思いますものだと考えているところであります。

次に、伊方原発に関し、民間研究所のシミュレーション結果についてお尋ねがございました。

今回の民間会社のシミュレーションは、福島第一原発と同規模の事故が伊方発電所で発生した場合を想定したもので、そのシミュレーションの手法は、モニタリングポストの空間放射線量をもとに福島第一原発からの放射性物質の放出量を逆算し、伊方発電所周辺の地形や気象条件に当てはめ、放射性物質の拡散を空間放射線量により試算したものと聞いております。

一方、既存の放射性物質の拡散シミュレーションとしては、原子力規制庁が平成24年に公表していますが、これは避難が必要となる範囲を明らかにするために、人体への影響を示す実効線量として結果を示しています。

県では、伊方発電所で万が一事故が発生した場合に備えて、昨年9月に原子力災害対策行動計画を策定し、空間放射線量によって屋内退避や一時移転、避難といった防護措置を行うこととしていますが、今回のシミュレーションは空間放射線量を結果として示していますので、こ

の手法は一定参考になるのではないかと考えています。このシミュレーションは、放射性物質の放出量が仮定の数値ではありますがものの、結果を見てみますと、県内で最も空間放射線量が高くなる場所でも、1週間程度内に一時移転が必要となる基準、20マイクロシーベルトを超えておりませんでした。線量が低いとはいえ、影響が広範囲に及ぶ可能性があることも示されているところであります。

県としては、伊方発電所から半径50キロメートルに一部の地域が入る梶原町及び四万十市とともに、現在避難計画に関する検討を進めているところであります。順次、影響が想定される市町村の避難計画にも取り組んでいくとともに、市町村を越えての一時移転や避難も想定し、広域の避難計画も検討していきたいと考えているところでございます。

次に、事業者はリスクが残っても再稼働はやむを得ないとの四国の住民との合意をどう担保したのか、合意があるとの根拠はどこにあるのかのお尋ねがありました。

住民の合意という観点で言えば、立地自治体である愛媛県と伊方町は四国電力と協定を締結しており、事実上立地自治体の同意なしには再稼働ができないことになっております。現在、立地自治体やその周辺自治体では、再稼働への同意の是非について議論されている最中であり、その動向を注視してまいりたいと思っております。

本県は、協定に基づいて同意する立場ではありませんが、県民の皆様が日ごろ心配されている疑問を四国電力に投げかけ、回答を得る勉強会を公開の場で繰り返し行うことにより、安全対策の実効性を担保していこうとしているところでございます。

次に、火力発電は設備利用率を見れば全く余裕がないとは思えない、電力供給に不安がある

のであれば、原発再稼働か節電かと問うべきではないかとお尋ねがありました。

議員御指摘のように、過去5年間で言えば、平成22年夏のピーク時の電力需要は597万キロワットで、ことしの夏の511万キロワットと比較すると86万キロワット減少しています。しかしながら、ピーク時の電力需要は夏や冬の天候、特に気温に大きく左右される傾向が強く、今後ピーク時の電力需要が確実に減少していくとは言いがたいこと、また近年発電に寄与している太陽光発電は天候に左右されるため、安定的な電源ではないことから、火力発電などの安定的な電源が必要となっております。

四国電力では伊方原発停止以降、10基の火力発電所を運転していますが、このうち8基は運転開始後40年前後を経過しており、老朽化が進んでいます。これらの火力発電所を電力需要が大きくなる夏や冬には定期点検を繰り延べしながら、電力需要に対応しているとお聞きをいたしております。このため、故障などによる運転停止、ひいては停電の発生リスクが高まっており、電力の供給体制に余裕がある状況ではないことを四国電力との勉強会において確認いたしております。

また、節電につきましても、福島第一原発事故以降、行政、産業界、そして一般家庭においても取り組みが進んでおりますが、将来的に原発への依存度を引き下げていくためにも、さらなる節電に取り組むことが必要だと考えております。ただし、真夏や真冬などの電力需要がピークになる時間帯に、老朽化した火力発電所にトラブルがあるケースを想定すると、節電だけでは限界があると思われますので、やはり必要な供給源を確保することは重要であると考えております。

こうしたことから、再稼働の必要性ということにつきましても、勉強会を通じて徹底して確

認をさせていただいておるところでありまして、今後県民の皆様方の御意見も伺いながら、新たに必要が生じますれば、さらに四国電力に確認をしていくという形でもって、この点についてさらに検討を深めさせていただかなければならないと、そのように考えておるところであります。

次に、基準地震動の設定が明らかに過小になっており、安全性に最大の考慮をしたとは言えず、県民の納得は得られていないのではないかとのお尋ねがありました。

基準地震動は、震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動、この2つを考慮し、それぞれに検討用地震を選定した上で策定しておると伺っております。震源を特定して策定する地震動の検討用地震としては、敷地周辺の地形や地質、文献調査などにより影響の大きい地震として、マグニチュードを最大8.7まで想定した中央構造線断層帯による地震、マグニチュード6.9の1649年安芸・伊予の地震、マグニチュード9.0の南海トラフ巨大地震の3つを選定し、基準地震動を策定していると承知をいたしております。また、最も大きな影響を与えるものは中央構造線断層帯による地震であり、紀伊半島から九州にかけての考えられる最大の長さである480キロメートルが一度に動く場合も考慮されているところであります。

震源を特定せず策定する地震動の検討用地震については、原子力規制委員会により示されている全国各地で過去に起こったさまざまな地震規模の16の地震の中から、地質や活断層の活動度、地下深部の構造などの地域特性を検討した結果、活断層の状況などから伊方発電所の敷地において最も考慮すべき地震として、モーメントマグニチュード5.7の北海道留萌支庁南部地震及び6.6の鳥取県西部地震の2つを選定し、基準地震動を策定しています。

このように、基準地震動の策定においては、

モーメントマグニチュードが6.5以上の地震についても考慮されており、原子力規制委員会での厳格な審査により、最新の知見によって確認されたものであり、起こり得る最大の揺れが想定されているものと認識をいたしているところでございます。

次に、事業者は避難計画の実効性を具体的に調査し、外部委員も入れた厳密な評価をしたのかとお尋ねがありました。

災害対策基本法に基づき、原子力施設で重大事故が発生した場合の避難計画は、原子力施設からおおむね30キロメートル以内の区域にある都道府県及び市町村の責務として策定することとなっています。このため伊方原子力発電所のある愛媛県では、事業者ではなく、県や該当市町村が原子力災害時における避難計画を策定するとともに、毎年避難計画に基づく訓練を実施することなどにより、避難計画の実効性を高めているとお聞きをしております。

なお、本県は伊方発電所からの距離が一番近いところで約50キロメートルとなっております。災害対策基本法に基づく避難計画の策定は求められておりませんが、先ほどお答えしましたとおり、万が一の場合を想定し原子力災害対策行動計画を策定するとともに、既に梶原町、四万十市とともに避難計画の検討を行っているところであります。

次に、人口の将来展望に掲げる県の目標を実現するためには思い切った施策が必要であり、子育てに伴う経済的負担の軽減に向けた決意についてのお尋ねがありました。

少子化の問題は近年その深刻さを増し、その大きな要因となっている出生率の低下は、若い世代の初婚行動の変化に起因しているとの分析がなされているところでもあり、少子化対策の取り組みにおきましては未婚化、晩婚化への対策が大変重要だと考えております。

先ごろ行いました県民意識調査でも、未婚者の約8割は結婚したいとの意向をお持ちだとの結果が出ておりますし、晩婚化が進む中でも、第1子を希望する年齢の現実と理想との間には1.65歳の乖離が生じているという結果もございます。このため、人口の将来展望に掲げる目標の実現に向け、県民の皆様の希望をかなえることを最優先に、より多くの独身者の皆様の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をいかにより早くかなえていくのかといった観点から、少子化対策の抜本強化に取り組んでまいります。

ただ、この中でも先々の子育て負担の軽減が若者たちの結婚等への後押しとなるものと考えられます。さらに、理想とする子供の人数と予定する子供の人数との間にギャップが生じている大きな理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的な負担の問題が、回答として約66%と大きなウエートを占めているといった県民意識調査の結果もございます。

こうした中、7月の全国知事会では、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、段階的な幼児教育・保育の無償化の実現や、子供の医療費軽減に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止、さらには奨学給付金の拡充などによる教育費の負担軽減策などについての提言を取りまとめ、政策提言活動を行ったところであります。

県としましても、子育てに伴う経済的負担の軽減に向けまして、引き続き国に対し強く働きかけてまいりますとともに、国の施策とも連動した経済的負担の軽減策などの検討を深めてまいります。

次に、仕事と家庭の両立について、若い職員の具体的な実態を把握し、改善に向けた方針、目標を明確にすることが大事ではないかとお尋ねがございました。

県は、課題に真正面から向き合い、県民の皆

様のために成果を求めて挑戦し続けながらも、高知県職員子育てサポートプランの着実な実施を通じて、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ育てられる職場環境づくりに努めておるところでありまして、若い職員が増加してきている状況も踏まえ、仕事と家庭の両立に対する支援に取り組んでおります。具体的には、まず職場の環境づくりに関し、私自身も宣言をさせていただきましたイクボスについて、管理職を対象としたイクボス養成塾を開催し管理職の意識を高めるとともに、子供が生まれる職員、生まれた職員に対しては管理職が定期的に面談を行い、子育て中の働き方についての希望や必要とする支援などの聞き取りを行っております。

さらには、行政管理課におきまして、若手職員の増加を踏まえた新たな取り組みとして、県内3ブロックで男性職員の育児への参加や多様な働き方などをテーマに意見交換会を開催し、若い職員の声を直接聞き取ることとしております。仕事と家庭の両立に対する不安や悩み、支援に関する要望などについて職員の生の声を聞くことで、取り組み内容の改善にもつなげることができるものと考えております。

こうした取り組みを通じて、希望する職員全員が育児休業を取得できるといった子育てサポートプランの目標達成に向け、職員が県民の皆様から求められている役割を十分に果たしながら仕事と家庭を両立し、その能力を発揮できる職場環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、日本創成会議が提唱した高齢者の地方移住の促進に対する評価についてお尋ねがありました。

本年6月に日本創成会議から出されました提言では、東京圏の高齢者が希望に沿って地方へ移住できるような環境整備が必要だとしています。よって、特定の地域への移住を強制するも

のではありませんし、希望しない地方に高齢者の受け入れを要請するといった内容のものでもないことを認識をしています。

経済や地域の活性化に取り組む本県にとって、都市部で長年にわたって豊富な経験を積まれたアクティブシニアの方々は大きな力になると期待をされます。また、2020年をピークに65歳以上の高齢者数が減少に転じる本県では、医療や介護などのサービス基盤を有効に活用できる可能性もあるのではないかと考えているところがあります。したがって、私としては今回の提言につきましては、確かに今後慎重に精査をしていくべき点はありますものの、6月議会でお答えしましたとおり、うまく生かしていけば今後の地域の活性化や人口減少問題の改善などへとつながり得るものと考えているところがあります。

次に、医療介護総合確保推進法の実施による医療費の削減を行わないよう国に強く求めるべきではないかとお尋ねがありました。

医療介護総合確保推進法は、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムを構築し、国民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって継続的に実現していくことを目的として制定されたものであります。今後の高齢化の進展等に伴う医療費の伸びを適正な範囲に抑えていくことは、医療制度を持続可能なものにする上で必要なことであると考えており、県が策定する地域医療構想において、将来の医療需要の推計結果や療養病床の実態調査の結果などを関係者と共有した上で、医療・介護の適切な役割分担に基づく病床の機能分化を進めることで、2025年に向けて医療提供体制の効率化を図る必要があると認識しております。

療養病床が全国一多い本県におきましては、ある程度の病床数の減少は避けられませんが、

他方で単に全国水準に病床を削減するのではなく、患者さんや利用者のQOLの向上にふさわしい受け皿を確保し、現に入院されている患者さんの追い出しにつながらないようにすることを前提として、住みなれた地域で療養ができるようにしていくことが何より大切であると考えていますので、必要な政策提言を国に対して行っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、県民の皆様が安心して医療が受けられるよう、医療制度を持続可能なものにしていくこととあわせて、県民の社会福祉の向上につながるよう取り組んでいくことが大切であると考えているところであります。

最後に、高齢者の貧困問題についての受けとめと、日本一の健康長寿県構想を高齢者の貧困問題の視点で充実させることなどについてのお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

本県では、介護保険の65歳以上被保険者のうち、低所得の方が占める割合が全国と比べて高くなっておりますが、こうした高齢で低所得な方は全国的にも増加してきており、高齢者の貧困に絡む痛ましい事件が後を絶ちません。今後とも高齢化の進行とともに、低所得やひとり暮らしといった配慮を必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれており、高齢者の貧困や孤立化といった問題は、社会全体で対応する必要のある深刻な問題だと受けとめております。

こうした中、国においては近年の社会経済上の構造変化に対応し、高齢者を含めた生活困窮者への支援の抜本強化を図るため、生活困窮者自立支援法を制定し本年4月から施行をいたしております。

本県におきましては、支援の入り口となります自立相談支援事業について、多くの市町村で地域福祉活動のかなめとなります社会福祉協議

会において事業を実施しておりますが、県では今年度から社会福祉協議会の活動や体制のさらなる充実強化に向け、積極的な支援に取り組んでいるところであります。また、あわせて民生委員の皆様などによる地域での見守り活動の充実に向けた取り組みのほか、あったかふれあいセンターの運営を通じた地域における支え合いの仕組みづくり、さらにはひとり住まいや低所得などの配慮を必要とする高齢者向け住まいの整備などへの支援にも積極的に取り組んでおります。

今後とも、こうした日本一の健康長寿県構想の取り組みを進める中で、さらに施策を発展させ、貧困問題を抱える高齢者の皆様などを含めた県民の誰もが、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる高知型福祉の実現を目指してまいります。

あわせて、先ほども申し上げましたように、低所得や独居などといった配慮を必要とする高齢者への支援策は全国的な課題ともなっておりますことから、全国知事会等とも連携の上、国の責任のもとでの実効性のある施策が講じられるよう、政策提言活動などを行うことも必要だと考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 地域医療構想についての質問にお答えをします。

まず、数値目標ありきではないとの厚生労働省通知をどう受けとめたのかのお尋ねがありました。

6月18日付地域医療計画課長通知では、議員の御指摘に加えまして、県知事に稼働している病床を削減させるような権限は存在しないことにも言及した上で、単純に我が県は何床削減しなければならないと誤った理解とならないようとの要請がなされています。このため地域医療

構想の策定に当たりましては、本通知の趣旨を踏まえ、地域医療構想策定ワーキンググループにおいて、将来の医療需要の推計結果や療養病床実態調査の結果などを関係者と共有し、将来のあるべき医療提供体制及びそれを実現していく上での地域で対応可能な対策を検討していきたいと考えています。

次に、病床機能報告の結果をどのように受けとめているのかのお尋ねがありました。

病院及び有床診療所は、医療法の規定に基づき毎年7月1日時点及び6年後における病床の機能区分、構造設備、人員配置及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告することになっています。昨年度の病床機能報告を実施した時点では、将来の医療需要の推計など地域医療構想の検討を開始する前の段階であり、各医療機関において判断する情報が少ない中で、現状の病床及び6年後の見込みを報告されたものと理解しています。そのため、この報告内容をもって将来の医療需要を反映したものであると判断することは難しいと考えています。

なお、今後は地域医療構想において推計していく将来の必要病床数を医療関係者などが共有し、それに適合した医療提供体制を構築するために必要な役割分担や取り組みについての議論を踏まえて、医療機関が自主的な選択や取り組みを行っていくことが基本になるものと考えています。

最後に、療養病床の実態調査の内容などについてお尋ねがありました。

療養病床実態調査は、関係者の理解のもと、医療と介護の適切な役割分担により、県民個人のQOLに適した療養環境の確保の検討に資するために、療養病床に入院されている患者さんの心身の状態、提供されている医療・介護の内容、本人の所得や家族介護力の状況及び療養にふさわしい施設・サービスについて調査する

こととしており、一般病床の入院患者や介護保険施設の利用者を対象とすることは考えていません。スケジュールとしては、本議会後できるだけ早く調査に着手し、年内に調査を実施、年度末までに集計結果の分析を取りまとめる予定です。

なお、調査の実施業務は民間事業者に委託したいと考えていますが、調査結果の分析については、地域医療構想策定ワーキンググループの委員などの協力も得ながら、県において行う予定です。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 子ども・子育て支援新制度について、まず待機児童は解消できたのか、その現状と県としてどのように取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

子ども・子育て支援新制度が始まった本年4月1日における児童の受け入れ施設は289カ所で、前年4月1日と比較して33カ所ふえており、また定員も2万6,823人と4,885人増加しております。実際に受け入れた人数も、ゼロ歳児については前年4月1日と比較して107人、1歳児については376人とそれぞれ増加しております。このように、定員や受け入れ児童数は増加しているものの、まだ高知市と香美市においては待機児童が発生している状況でございます。

待機児童を解消するために、市町村では昨年度策定した子ども・子育て支援事業計画に基づいて、計画的に保育所、幼稚園、認定こども園などの教育・保育施設の整備を進めているところですが、子ども・子育て支援新制度の施行により、保育所等への入所要件が緩和されたことなどから、2市においては受け入れ体制の拡充を上回って申し込みがふえている状況でございます。

教育・保育施設の定員増のためには比較的規模の大きな施設整備が必要で、どうしても一定

の時間がかかります。このため、施設の受け入れ体制を補完し、急速な入所希望児童の増加に対応するには、ゼロ歳から2歳児の少人数の保育に柔軟に対応できる小規模保育や、家庭的保育などを行う地域型保育事業が効果的と考えており、特に待機児童の多い市部を中心に、地域型保育事業の実施について検討していただいているところです。

県といたしましては、市町村の計画が円滑に実施できるよう、引き続き教育・保育施設の施設整備への財政支援を行うとともに、市町村への個別訪問等により地域型保育事業の実施に向けた助言等を行い、待機児童の早期解消のための支援を行ってまいります。

次に、保育時間の認定区分はやめるべきだと考えるかどうかのお尋ねがございました。

これまでの制度においては、フルタイムやパートタイムといった就労形態や保育所等の利用時間にかかわらず、同じ所得階層では保育料は一律となっております。しかし、本年度からスタートした子ども・子育て支援新制度は、市町村が保護者の就労実態に基づき、保育の必要性和必要時間を認定する仕組みとなっております。8時間の保育短時間、11時間の保育標準時間に分けて認定区分が設定されております。原則としてパートタイム等の短時間就労の場合は保育短時間の認定を、フルタイムの就労の場合は保育標準時間の認定をしており、保育料も異なっております。

新制度への移行後、県では4月中旬と6月上旬に市町村や事業者に対して新制度における課題等についてのアンケートを実施いたしました。その結果、市町村や事業者からは支給認定区分や保育時間の認定について、事務手の煩雑さや業務量が増加したという意見が出されました。また、保護者からは施設の利用申し込みの提出書類が多くなり、手続が複雑になったという御

意見をいただいております。

このような課題があることから、県では国の子ども・子育て会議や本年7月に本県で実施しました国の担当官による新制度の研修会で、事務手の煩雑さや業務量が増加した現状をお伝えし、改善を検討していただくよう意見を述べてまいりました。今後も引き続き、市町村や事業者、保護者からの意見や要望を踏まえ、手続や事務処理の簡素化などについて運用の改善を国に働きかけてまいります。

最後に、保育士不足と臨時的雇用の実態、また保育士確保に係る対応策についてお尋ねがございました。

保育士の人材確保について、本年7月から8月にかけて市町村に対しヒアリングを行ったところ、23市町村で保育士が不足しているとの回答があり、保育士不足の現状を改めて認識したところでございます。その要因といたしましては、保育士の手厚い配置が必要なゼロ歳から1歳の入所児童数が増加していること、また障害児や家庭への支援が必要な子供がふえていることから、その対応として加配保育士が必要となっていることなどが考えられます。また、保育士の雇用の実態は、本年4月1日現在で常勤職員のうち臨時的雇用が45.3%を占めているほか、パートタイム職員も多く雇用されており、全職員に占める正規職員の割合が低い状況となっております。

保育・教育施設においては、経営的な観点などから全国的に臨時的雇用やパートタイム雇用が多い状況ですが、保育や教育の質の向上や安定的に保育士を確保するためにも、正規職員をふやしていくことが必要であると考えております。特に、公立施設では今後10年間で、正規職員の保育士のうち約4割に当たる大量の定年退職者が見込まれることから、県と市町村で危機感を共有し、正規職員の計画的な雇用を進めて

いただくことが必要と考えております。

県では、保育士不足を解消するための方策として、これまでも保育士の資格を持っているものの就労していない、いわゆる潜在保育士の活用や、高校生に対して保育士の仕事の魅力ややりがいなどを紹介し、保育士を目指していただくよう取り組みを行ってまいりました。さらに、本年度からは県内での就職につなげるため、県内で一定期間従事した場合、償還金が免除となる修学資金貸付制度も創設いたしました。今後ともこういった事業の内容を充実し、保育士の確保に努めるとともに、正規職員の増加に向けて市町村や事業者等と連携して取り組んでまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、県内の要介護認定者の状況や現行介護サービスの現状と評価、さらには新総合事業への移行状況についてのお尋ねがありました。

平成27年5月末現在の県内の要介護認定者の状況は、要支援1が6,132名、要支援2が5,512名、要介護1が9,580名、要介護2が7,249名、要介護3が5,964名、要介護4が6,175名、要介護5が5,926名となっております。なお、全国の65歳以上の第1号被保険者に対する認定率18.0%に対しまして本県は19.2%と、75歳以上の後期高齢者が多いことなどもあり高くはなっております。

次に、現行の介護サービスの現状といたしましては、高知市を中心に居宅系のサービス提供事業者が増加を見せておりますが、一方で中山間地域などにおいては、新たな事業者の参入がなかなか進まないといった状況があります。また、介護支援専門員によるケアプランの作成において、サービスの提供だけを目的とした計画のため、自立に向けた支援にまでは至っていないといった事例などもお聞きをすところであ

り、改善に向けた事業者への指導に努めてまいります。

最後に、県内市町村の新総合事業への移行状況につきましては、平成27年4月から既に土佐市と土佐清水市が移行を開始しておりますが、現在のところ、そのほかに10市町村前後が本年度内の移行を予定していると伺っております。県としましても、県内の市町村の新総合事業への移行が円滑に進みますよう、引き続き市町村とも連携を図りながら支援に努めてまいります。

次に、現行の介護予防給付に係る介護報酬についてのお尋ねがありました。

今後ともひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者などが増加することなどを踏まえ、個々の市町村において、それぞれの地域の実情に応じたサービスの確保が可能となる新しい新総合事業への移行は、県としましても支援していく必要があるものと考えております。

今後、新総合事業へと移行した市町村において、国が示す現行の訪問・通所介護に相当するサービスや、緩和した基準によるサービスを実施する際には、そのサービスの内容に応じた適正な報酬が設定されるべきものと考えております。このため、各福祉保健所の管内ごとに他の市町村の動向が把握できる情報共有の場を定期的に設けますとともに、新総合事業への移行に向けた県内の状況や他県の先進事例などを情報提供する担当者会などを開催しているところで

す。なお、先ほど申し上げましたように、今後県下の市町村の多くが新総合事業への移行に向けた本格的な検討を始めてまいりますので、適正な単価設定がなされるよう状況の把握に努めてまいります。あわせて、必要があれば今回の改定による影響なども踏まえ、次回の介護報酬改定に向けた政策提言活動なども検討していく必要があるものと考えております。

次に、市町村に対して被保険者に係る要介護認定の申請権を尊重するとともに、国が示す現行相当サービスの利用を抑制することなく、要支援者の心身や生活の実情に沿った自立支援に取り組むよう助言すべきではないかとのお尋ねがありました。

国の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインのQ&Aによりますと、市町村は相談者に相談の目的や希望するサービスを聞き取るとともに、要介護認定の申請などについても説明することとなっております。基本チェックリストについては、こうした説明を経た上で記入していただく手続が示されており、相談に来られた方の納得をいただいた上で進められるものと理解をいたしております。

また、新総合事業を利用する際に行われる介護予防ケアマネジメントにつきましては、利用者の心身の状況などを適切に把握した上でケアプランを作成し、サービスを提供することとなっておりますし、モニタリングを通じてチェックを行うこともされており、地域包括支援センターにおいては本人の状況を十分に把握した上で、自立支援に向けた取り組みがなされるものと考えております。

こうしたことから、県としましても、地域包括支援センターの担う役割が今後ますます重要となってまいりますので、センターの職員への研修などを通じましてそのスキルアップを図りますとともに、市町村による適正なサービスの確保が図られますよう取り組んでまいります。

次に、新総合事業の事業費上限設定を撤廃し、必要な費用の保障を国に求めること、さらには市町村の当該年度の事業量確保のための国や県からの財政支援の必要性についてのお尋ねがありました。

新総合事業の上限管理につきましては、予防給付から新総合事業へと移行したサービスに必

要な費用が賄えるよう、従前の費用実績を勘案の上、上限を設定することとされております。基本的には事業開始の前年度における介護予防給付費のうち介護予防訪問介護など3つのサービスの実績と、地域支援事業のうち介護予防事業の実績との合計額により上限額を算定いたしますが、介護予防給付費全体の実績による上限額の算定を選択することも可能となっております。

また、実際の費用の見込み額が、先ほど御説明をいたしました上限額を上回る場合には、移行期間中は事業開始の前年度の実績額に110%を乗じた額の範囲内とすることも可能となっております。さらには、これらの方法によってもなお市町村の実情により上限額を上回る場合には、事業の実施期間中もしくは実施後においても個別の特殊事情を認める仕組みが設けられており、必要な費用は保障されるものと考えております。

いずれにいたしましても、平成29年度までの新総合事業への移行に向けまして、市町村の事業実績の把握に努めてまいりますとともに、必要があれば国に対する提言活動なども検討してまいりたいと考えております。

次に、県内における介護事業者の倒産、休止、廃止の状況についてのお尋ねがありました。

今回の介護報酬の改定以降、4月から6月までの3カ月間における県内の介護事業者の状況ですが、県と高知市に届け出があり把握できているのは、休止が11件、廃止が59件となっております。なお、株式会社東京商工リサーチに問い合わせをしたところ、負債額1,000万円以上の倒産件数につきましては0件とお聞きをいたしております。

なお、休止11件の内訳といたしましては、居宅介護支援事業者に係るものが4件で、その他の事業者に係るものが7件となっております。また、廃止59件の内訳としましては、訪問看護

事業者が10件、通所介護事業者が9件、通所リハビリテーション事業者が9件で、その他の事業者に係るものが31件となっております。

次に、今回の介護報酬改定による事業者や利用者への影響と実態調査の必要性について、また介護報酬の引き下げ撤回と国の責任による介護労働者の賃金改善を求めるべきと考えるかどうかのお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

今回の介護報酬改定による事業者への影響につきましては、本年4月から3カ月間の廃止届け出件数と新規指定件数について、昨年の同時期と比較する調査を国において実施いたしております。調査結果によりますと、廃止届け出件数は全国で3,016件の減少に対し本県では4件の減少と例年並みとなっておりますが、新規指定件数については全国の3,594件の減少に対し本県でも62件の減少となるなど、新たな事業者の参入が控えられているといったことも考えられます。

こうした状況などから、現在のところ県内の介護サービス利用者の皆様には大きな影響が出てはいないものとは考えておりますが、今後第6期介護保険事業支援計画の進捗管理を行う中で、引き続き今回の介護報酬改定の影響などについての検証を行ってまいりますとともに、事業者の方々の御意見などをお伺いしながら、必要があれば国に対する政策提言活動などを全国知事会などとも連携の上、検討してまいりたいと考えております。

最後に、介護職員の確保に向けて実効性のある取り組みをどのように進めていくのかのお尋ねがありました。

本県の7月末の介護関係の有効求人倍率は1.37と上昇傾向にありますし、厚生労働省の推計では2025年度に約900人の介護人材の不足が見込まれるなど、介護人材の確保対策は喫緊の課題

となっております。このため今後の対策を進める際には、新たな人材の参入促進と職場定着率の向上に向けた就業者の他産業への流出防止といった両面からの取り組みを強化する必要があるものと考えております。

まず、新たな人材の参入促進に向けましては、福祉人材センターにおけるマッチング機能を抜本強化いたしますとともに、福祉人材センターと福祉研修センターが連携し、新規就労や復職希望者向けの研修体制の充実に取り組んでいるところです。また、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室などとも連携し、新規就業につながる就職相談会やセミナーを開催いたしますとともに、未就業の介護福祉士、いわゆる潜在介護福祉士への求人情報の提供などにも取り組んでおります。加えて、小・中・高校生を対象に福祉・介護分野に関心を持っていただくためのキャリア教育なども推進しているところです。

次に、他産業への人材の流出防止に向けましては、福祉研修センターにおいて職員のモチベーションを高め、職場への定着促進につながる職員のスキルアップ研修などに取り組みますとともに、職場環境の改善に向けまして、福祉機器の導入などに積極的に取り組む事業者を支援してまいります。

こうした取り組みなどを通じまして、新たな人材の参入促進と他産業への人材の流出防止を図ることにより、安定した介護サービスの確保を目指してまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 若者の定住と人口問題の観点から、住宅や就業、結婚などを含めた総合的な若者の実態調査を実施してはどうかのお尋ねがありました。

この8月にお示しをいたしました人口の将来展望を実現するためにも、県外への転出が多い20代、30代の若い世代の方々に県内にいかに定

着をしていただくかが大きな課題だと考えております。若者の県内への定着に向けましては、まずは働く場の確保が重要になってまいりますことから、それへの対応策を探るべく、これまでも国勢調査などを通じて若者の就業の現状や希望の把握に努めてまいりました。また、結婚や子育てに関しましても、県民意識調査などを通じて若い世代の方々に現状や希望をお聞きするなど、これまでも若者の置かれた環境に関して必要な情報の把握に努め、各種の政策に活用してきたところでございます。

今後、人口の将来展望の実現に向けまして、さらに若者の定着に向けた施策をバージョンアップする必要がありますことから、御指摘のありました住宅の状況なども含めまして、新たにどのような情報の把握が必要かについて研究をしてまいりたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 住宅政策につきまして、まず県営住宅の入居資格の年齢制限等が外されましたが、その実績、周知及び市町村営住宅の見直し状況についてお尋ねがございました。

県営住宅については、公営住宅法の改正で同居親族要件が廃止されたことに伴い、平成24年度からは単身者は60歳以上とする要件を廃止しております。県民の皆様への周知については、平成24年度の第1回の県営住宅の入居者募集案内時に、単身者の募集枠を広げたことについて新聞、テレビ、ラジオで広報しております。平成24年度以降、60歳未満の単身応募者数は284人であり、単身応募者全体のおおむね3割を占めていることから、一定の広報効果があったものと考えております。また、市町村営住宅については、県と同様に単身入居者の年齢制限を設けていない市町村は14となっております。

次に、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業に係る県の取り組み状況と、ハウジングプア

にある若者も対象となるよう国に改善を働きかけるべきではないかとお尋ねがございました。

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業は、国から民間事業者へ直接補助する事業であることから、県は宅建団体等に事業の内容について周知を図っております。7月から事業の募集が始まったところでございまして、県内の民間事業者から現時点で1件の応募があったと聞いております。

本事業では単身若者世帯は入居対象となっていないため、今後ニーズを見きわめながら、必要に応じ制度の拡充に係る国への要望等を検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉サイドとも協力して、所有者や住民などと空き家の活用、再生について検討すべきではないかとお尋ねがございました。

空き家を再生し低廉な家賃で提供することで、低所得者や移住希望者などへ居住支援ができると考えております。このため県では、昨年度から市町村が空き家を借り上げるなどして良質な公的賃貸住宅として活用する場合に、耐震改修や水回りのリフォームなどに要する費用の一部を補助する空き家活用促進事業を推進しており、これまでに26件の空き家が再生され低廉な家賃で供給されております。

この事業は借り上げ公営住宅ではございませんが、低廉な家賃で供給することが可能なことから、低所得者などへの居住支援にも活用できるものとなっております。今後も福祉部局と連携した居住支援も含めて、当該事業の活用を市町村に積極的に促し、県内全域で空き家の再生を促進してまいりたいと考えております。

次に、若者を対象とした家賃補助制度導入についてお尋ねがございました。

特定の方を対象とした民間賃貸住宅に対する家賃補助は、家賃の高どまりを招き、結果として政策効果が薄まるとともに、家賃補助の対象

となる方以外の入居を阻害するおそれがございます。加えて、民間の賃貸住宅が都市部に集中する本県において、若者を対象とした家賃補助制度を県が導入した場合、郡部からの若者の流出を助長することにもつながりかねません。このため、県の事業として若者を対象とした家賃補助を行うことは困難と考えております。

次に、2020年度までに耐震化率を95%程度とする目標の現在の到達状況とその要因についてお尋ねがございました。

本県における住宅の耐震化率については、平成25年住宅・土地統計調査をもとに約75%と推計しており、その後、年1%のペースで向上しているものと考えています。住宅の耐震化を阻害する要因としては、耐震化の必要性に対する県民の皆様の理解が深まっていないこと、耐震化に多額の費用がかかる場合があることなどが考えられ、現在のペースを加速化させるためには、普及啓発の徹底や住宅所有者の経済的負担の軽減など、さらなる努力が必要と考えております。

次に、代理受領制度の全ての市町村での実施に向けた支援と、県民や事業所などへの周知徹底についてお尋ねがございました。

住宅所有者が耐震改修工事費の全額を準備しなくて済むよう、市町村から事業者へ直接補助金を支払う代理受領制度については、現在8市町村で実施されております。未実施の市町村に対しては個別に実施の依頼を行っており、年度内にはさらに7市町村で実施していただけることになっております。今後、制度の効果を検証した上で、未実施の市町村への情報提供を行い、全市町村での実施に向けて取り組んでまいります。

また、県民の皆様や事業所に対しては、出前講座や事業者向け講習会などで制度の仕組みについて紹介をしております。広報紙への掲載や、

戸別訪問の際に住宅所有者の方に説明することを市町村に要請するなど、引き続き周知を図ってまいります。

次に、段階的改修の対応と、低コスト工法の普及促進による事業効果と県民への周知、普及についてお尋ねがございました。

段階的耐震改修については、住宅所有者の初期費用の負担を抑えるため、多額の費用がかかる基礎の補強工事を分離して後から施工することでも、一定の基準まで耐震性が向上すれば、倒壊のリスクの軽減につながるものと考えております。事業主体となる市町村の意向を確認しながら、年度内に補助制度の枠組みを決めてまいりたいと考えております。

低コスト工法につきましては昨年度マニュアルを作成し、これを活用して講習を実施しております。6月に実施した耐震診断士を対象としたアンケート調査によりますと、低コスト工法を認知している診断士は昨年の39%から60%に、また低コスト工法を耐震改修設計に採用しているという診断士が8%から14%に上昇しており、低コスト工法の定着が進んでいると考えられます。また、県民の皆様に低コスト工法の周知を図るため、県では低コスト工法による耐震補強計画のポイントや、補助制度を活用して自己負担が10万円程度となった施工事例などに関連する資料を市町村に提供し、戸別訪問の際に活用していただいております。

今後もこれらの取り組みにより、住宅所有者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、耐震改修を促進するために、県、市町村、自主防災会、自治会、民生委員、ボランティア、工務店などとの一層の協働が必要ではないかとお尋ねがございました。

耐震改修を促進するためには、議員からお話がありましたとおり、住宅所有者の経済的負担の軽減に加え、市町村、自主防災会など幅広い

分野の方との協働も必要と考えております。このため、市町村や事業者、自主防災会などとの連携をさらに強化するとともに、NPO法人や民生委員など幅広い分野の方々と協働した取り組みを進め、耐震改修の促進に努めてまいります。

最後に、県及び市町村の公営住宅の耐震化の状況と計画の策定状況、市町村営住宅の耐震化に対する県の財政的支援についてお尋ねがございました。

耐震化も含めた公営住宅の長寿命化計画については、県と全ての市町村で策定をしております。平成27年8月時点での耐震化率は、県は100%、市町村は平均で87%となっております。また、県の財政的支援に関しましては、公営住宅は家賃収入で運営しており、原則として家賃収入を得ている市町村が国の補助も活用しながら、責任を持って行うべきものと考えております。

○36番（米田稔君） 少し質問項目が多かったですが、丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

再質問を行わせていただきます。

1つは数字的なことですが、教育長に、待機児童数の実数は2つの市でそれぞれ何人になっているのかというのと、それから雇用の問題で臨時45.3%、正規何%、パートタイムは何%とかということがわかればお願いします。

それから、地域福祉部長にお伺いをします。

新総合事業は明らかに、これまでのサービスの水準を保つものではなくて、コスト削減が大きな目的になっています。ある市のシルバー人材センターが新しいサービスを受けていますが、そのセンターの文書に明確に書かれています。従来、介護事業所のヘルパーによって行われていたサービスをセンターが担うことで、サービスのコストを低減できるということで、介護事業所、プロがやりよったところをセンターが受

けるということが起こってきているわけです。

ぜひ必要な介護サービスを後退させない、そういう思いで市町村と一体になって、私は取り組んでいただきたいというように思いますので、改めてそれに向けての決意を地域福祉部長にお伺いします。

原発の問題について知事に何点かお伺いします。

1つは原発の再稼働問題で、民間研究所のシミュレーションの回答をいただきまして、非常に深刻なことが予想されるわけですが、同時に県民の健康や農林水産業へのそういうことが想定された場合、どんなふうにとめておられるのか、その点をお聞きしたいというふうに思います。

そして、2点目は少子化対策問題で、知事自身も言われましたように、結婚するにしても子育てにしても、やはり安定した雇用と収入、そして経済的負担の軽減がやっぱり鍵になっています。しかし、県の少子化対策を見ると、この経済的負担が鍵となると、国と連動してと言うて大分トーンが落ちるんですよ、率直なところ。私は、子育て支援、少子化対策なくして、やっぱり地方創生、地方再生はあり得ないと思うんですね。そういう点では国に抜本的な対策を求めることも大事ですが、同時に県として、知事の本気度が問われているんじゃないかというように思います。

中学校までの医療費の無料化、あるいは給付制奨学金の創設など、若者や県民全体に向けて、やはり子育てするなら高知県という、県民の心に響く力強いメッセージを送る決断を私はすべきではないかなというように強く思うところですが、それぞれ御答弁をお願いします。

○教育長（田村壮児君） 待機児童の数でございますが、高知市で43名、香美市で4名の合計47名ということになっております。

それから、保育士の臨時・正規職員、それからパートでございますが、先ほど申し上げましたのは常勤職員の中での臨時職員の割合は45.3%ということでございますが、パート職員も含めた全体で申しますと、正規職員が44%、臨時職員が36.4%、パートの職員が19.7%ということになっております。

○地域福祉部長（井奥和男君） 介護保険を運営するのはあくまでも市町村ということになりますので、議員のお話にもありますように、市町村ともども円滑な運営に向けて県としても協力してやってまいりたいと考えております。

ただ、今回の新総合事業への移行につきましては、片一方で、地域地域で創意工夫を生かしたサービスの提供によって新たな雇用の創出へもつながっていくというふうな側面もありますんで、その辺また市町村と鋭意協力しながら、そういう視点も大事にしてやってまいりたいというふうに考えております。

○知事（尾崎正直君） まず1点目のシミュレーションの問題でありますけれども、やはり健康、それから農林水産業に大きな影響があるからこそ、絶対に事故を起こさせてはいけないと。ですから、安全対策を徹底して求めていくということを繰り返してきているところでありまして、やはりまずはそういう方向での取り組みをすることが第一。ただ他方で、危機管理というのはもう最悪の最悪の事態も想定して対策を立てておくということも必要であるということでありまして、先ほど申し上げましたように、こういうシミュレーションなども参考としながら避難計画も立てていくと、そういう両者を両立させていくような考え方なのかなと、そのように思っております。

そして、2点目でありますけれども、少子化対策について、安定した雇用、そして経済的負担の軽減ということは非常に大事なことだと

思っております。ただ、やはり安定した雇用とか経済的負担の軽減ということについては、まず第1に、産業振興計画、中山間対策を初め、さらに日本一の健康長寿県構想もいろんな形で雇用を生む方向の取り組みもあると思っておりますが、こういう取り組みを総合的に進めていく中で、全体の底上げを図るように取り組むということでもあります。

第2に、子育てに係るそれぞれの局面での経済的負担を軽減するなどといった取り組みについては、非常にインパクトをもたらすようなものとなってきますと、やっぱり国全体の財政出動がなければ、なかなかかなわないということが多いということかと思っております。そういう意味におきまして、やはりこれは結果をもたらすためにも国を動かすということでありまして、知事会のプロジェクトチームなんかでも連携してこちらを求めていくと、こういう2つの方向でいかせていただきたいと、そのように考えておるところです。

○36番（米田稔君） それぞれありがとうございます。

確かに少子化対策では、知事も全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーですので、国に対してやっぱり迫ると、地方の声や県民の皆さんの願いに応えて、全国知事会が国へ迫っていくというリーダー的な役割を大いに発揮してもらいたい。同時に、その力を、後押しを大きくするためにも、我が高知県でどうするんだということもあわせてやらないと。全国的にやっぱり子供医療費もそうですよね、全国の自治体が国のやらない中で、進んで子育て支援、子供の健康を考えて進めたわけですから、ぜひそういうことも引き続き検討していただきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

最後に、安保関連法、戦争法についてですが、

平成27年10月1日

国会審議を通じて、憲法学者や憲法の番人と言われる方々の発言などによって、安保関連法は、知事の言う合憲であること・自国防衛であることを全く担保するものではないこと、憲法に明確に違反していることを鮮明にしていると思います。また、仮に安全保障の環境の変化があるとしても、規範となって骨肉となった憲法解釈を覆すことは到底許されるものではありません。

今、若者が、お母さんたちが、年配戦争体験者が、学者が、各界の著名人が自主的に勇気を持って立ち上がり、闘いが続き広がっています。ここに希望があると私たちは確信をしています。改めて、憲法の平和主義、立憲主義を取り戻し、貫く政治の実現を目指して頑張る決意を表明させていただいて、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時18分散会

平成27年10月2日（金曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 9番 川井喜久博君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 野々村毅君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 中澤一真君
 理事(中山間対策・運輸担当) 金谷正文君
 商工労働部長 原田悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 岡林美津夫君
 公営企業局長 門田純一君
 教育委員長 小島一久君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 山崎實樹助君
 職務代理者
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 田中克典君
 監査委員長 吉村和久君
 選挙管理委員長 恒石好信君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第3号)

平成27年10月2日午前10時開議

第1

- 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第3号 平成27年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第4号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 県有財産(建物等)の取得に関する議案
- 第10号 消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の締結に関する議案

- 第11号 保健衛生総合庁舎改築衛生設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第12号 療育福祉センター・中央児童相談所改築南棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第13号 青少年センター本館及び宿泊棟改築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 県道の路線の廃止に関する議案
- 第16号 平成26年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第17号 平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成26年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成26年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

- 報第11号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成26年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成26年度高知県電気事業会計決算
- 報第21号 平成26年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第22号 平成26年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問
(3人)

午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。
公安委員長織田英正君から、所用のため本日

の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第17号「平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成26年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

22番黒岩正好君。

(22番黒岩正好君登壇)

○22番（黒岩正好君） おはようございます。私は公明党を代表して、当面する県政の諸課題について知事並びに関係部長に質問をいたします。

初めに、産業振興計画と県内の経済動向についてお伺いをいたします。

第2期産業振興計画の実行3年半の取り組みの総括とさらなる挑戦の内容が、9月に示されました。これまでの成果、見えてきた課題、方向性や重点項目のさらなる挑戦など、これらの産業振興計画を着実に進め、県勢浮揚を図っていかねばなりません。

先日、安倍総理は国の経済対策を初めとする新たな3本の矢を示しました。こうした国の経済対策の後押しとともに、何といたっても景気の底上げが欠かせません。

財務省高知財務事務所が発表いたしました7月判断によりますと、「県内経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直している」との

県内の経済概況を発表しております。さらに、法人企業景気予測調査の7月から9月期調査結果でも、おおむね県内企業の景況判断を上向きと示しています。

県の施策を進める上で景気のフォローは欠かせませんが、本県の今の経済動向をどう認識しているのか、知事に伺いたいと思います。

先日開催をされました第2回産業振興計画フォローアップ委員会での実行3年半の総括として、経済全体としてもよい方向に向かっているとの認識を示された上で、各施策のさらなるバージョンアップの必要性を強調されました。

そこで、改めて産業振興の取り組みへの思いと、今後のさらなる挑戦に向けたバージョンアップの方向性について知事に伺いたいと思います。

また、地域ごとのアクションプランで設定をしました数値目標の評価と課題につきまして産業振興推進部長にお伺いをいたします。

次に、地方創生の取り組みについてお伺いをいたします。

公明党は、人が生きる地方創生を掲げ、多様な人材に光を当てる地方創生の取り組みの大切さを訴えてまいりました。

日本は最速で人口減少、少子高齢化に突入し、歴史的な転換期を迎えています。少子化に歯どめがかからなければ、人口減少が加速し、地域の活力は損なわれ、社会保障制度の土台が揺らぎかねない状況となります。

知事は、本年2月定例会の趣旨説明で、本県は全国より15年先行して平成2年から人口が自然減の状態に陥り、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出と特に中山間地域の衰退を招き、さらに経済が縮むことで県民の皆様の暮らしが一層厳しくなるという負の連鎖を強調されました。そして、それを断ち切るために、経済の活性化を初めとする5つの基本政策と横断的にかかわる2つの政策の積極的な取り組みを示

されました。さらに、県庁組織が全国区の視点で創造性の発揮、成果を意識する仕事、実効性を高めるための官民協働、市町村との連携や協調の重要性、県民とともに飛躍に向けた挑戦を強調されました。

この基本となる本県の総合戦略は、この3月、全国の都道府県の中でも最も早く策定するなど、知事の積極的な県勢浮揚への熱い思いや取り組む姿勢のあらわれと理解をいたしております。さらに、今議会冒頭の提案説明の中でも、並々ならぬ県勢浮揚への信条を吐露されました。

知事は、国木田独歩の「日の出」という短編小説を御存じでしょうか。要約しますと、人生に絶望した若者が自殺をしようと思って大みそかの夜に海岸に出た。けれども死に切れず、そのうちに太陽が上ってきた。すると傍らにいた老人が、この日の出を見よ、つらいときは日の出を見れば元気になるというわけであります。この後日談として、その立ち直った若者が後に小学校を寄進するわけです。その後、寄進した小学校をめぐる感動的な話が続きます。それはその小学校の標語が、日の出を見よとつけられているわけであります。この話を通じ、私は政治や政治家は県民の皆さんに生きる希望を与える日の出のような活力を持たなければならないと思うわけであります。

今、県民の皆さんからは、県勢の浮揚や元気な高知県にしてほしいと、さまざまな声をお聞きいたします。知事も県民のさまざまな声をお聞きされていると思います。現状は厳しくとも、私たちは県民に夢と希望を与えていく存在であらなければなりません。また、その責任があると思います。その意味で、私は知事を初め執行部、そして議会が一緒になって県民の幸福のために力を合わせていかなければならないときだと思っております。

そこで、6月議会で3期目への決意をされ、

改めて今議会でも次の4年間への決意を披瀝されました。我が党を初め県内の主な政党や各種団体は、課題解決が前進した、あるいは産業振興で実績が上がりつつある、中央とのパイプを生かし、県勢浮揚に向けた施策が進んだなど、尾崎県政の方向性や実績を高く評価しています。

新聞の知事の動静を見ましても、尾崎知事は休日もいとわず、粉骨砕身働いているのがよくわかります。幾ら若いからといっても、いい仕事をするためには十分な休養も必要ですが、これまでの8年間は、県勢浮揚をなし遂げるために種をまき、水や肥料をやり続けた毎日であったと拝察をいたします。

尾崎県政3期目というのは、知事がまかれた種が成長し、大輪の花を咲かせるのではないかと多くの県民が期待を寄せているところだと思いますが、こうした県民の期待をどのように受けとめ、どのように政策を展開しようとしているのか、知事に伺いたいと思います。

次に、現在市町村はそれぞれの総合戦略の策定に当たっています。県はその作成に当たって、さまざまな形でサポートをしておりますが、進捗状況や課題はどうか、産業振興推進部長に伺います。

また、2016年度の当初予算で創設をされる新型交付金の交付対象は、地方創生に関する今後5年間の政策と数値目標を掲げた地方版総合戦略に盛り込まれた事業のうち、日本版DMO、官民協働型観光推進体制の設置など、先駆的な事業を行う費用の半分に交付金が見えることとなっています。新型交付金は地方創生を安定的に推進する財源となり、全国町村長会や全国町村議会議長会など地方6団体は、新型交付金を使った事業の自治体負担の軽減措置を求めています。

一般的に、地方創生を急がなければならない自治体ほど財政事情は厳しくなっています。県

内の自治体が新型交付金を活用できるよう、小規模な自治体の支援をさらに国に働きかけることが重要と思いますが、知事の所見を伺います。

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、2060年の人口の将来展望の見通しを約55万7,000人と示しました。そして、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を目指す姿として8月に改定をされました。基本目標の1から4については、現状をよく分析し、取り組むべき課題を整理した上で、数値目標、基本的な方向、具体的な施策と重要業績評価指標——KPIを用い取り組む内容となっています。

そこで、何点かお伺いをいたします。

まず、地産外商を中心として外貨を稼ぎ、県内の雇用を高めていくためには、その中核とならなければならないのが産業振興センターの役割であると思っております。これまでも、本県の経済の浮揚を図る上で、産業振興センターの機能を高める必要性の質問をしてまいりました。

昨年度の事業報告書を見ると、経験豊富な専門のコーディネーター等を活用し、全国展開できる事業化プランの策定から販路拡大等のトータルなサポートを行い、県内企業のものづくり産業の体質強化を図ってきております。また、ものづくり総合技術展の開催や、県外で開催される見本市で高知県ブースを設置し県内企業の下支えをするなど、目に見える形での推進を図っており、着実な成果があらわれてきていると認識をしておりますが、これまでの取り組みに対して知事の所見を伺います。

昭和61年度から始まった地場産業大賞の受賞も、本年度で30回目を迎えることとなっています。この間、平成22年度からは産業振興計画賞や次世代賞など新しい視点の分野に広がり、これまで317製品が顕彰されています。そこで、これらの優秀な技術や製品等により、地域経済の

活性化や雇用の拡大に大きく貢献をしていただいていると考えますが、受賞による効果についてどのような分析、評価をしているのか、また本年度の、節目となる30回に際し取り組み状況はどうか、あわせて商工労働部長に伺います。

私は平成18年2月予算委員会で、県内製造業の集積向上の必要性を訴えました。当時の商工労働部長は、「県内の製造業の受発注の実態調査を実施しているので、調査がまとまれば、高知県工業会などと連携をとりながら、一連の製造工程をできるだけ県内で完結させるため、県内の事業者間でうまく仕事が循環する仕組みづくりや技術力の向上など、生産管理機能の充実に必要な取り組みを進め、県内製造業の集積の向上を図っていききたい」との答弁がありました。

翌年の平成19年2月予算委員会で実態調査の結果について、当時の商工労働部長は、「受注の内容を分析してみると、県内企業における県外と県内の受注割合で見ると、県外から受注をしている割合が91.7%、県内から受注をしている部分は8.3%ということで、県外からの受注割合が高いという結果としてあらわれております。それから、逆に県内企業の発注の状況は、自社で対応できない内容を外注する割合は、県外に発注が64%、県内に発注が36%となっており、県内で処理できない部分が多く見られた。県外にどうしても発注しなければならない理由として、県内に企業がない、コストの問題、さらには納期や技術、品質とかの課題が浮き彫りになっております。これらの課題の解決に取り組んでいく」との答弁でありました。

また、昨年2月定例会で西内健議員は、「本県経済を活性化させるためには、産業振興計画の中で産業集積を図る取り組みを進めることが有効である」と産業振興推進部長に質問をしております。それに対して、「商工業分野では、ビジネスプランづくりから商品開発、販売促進まで、

ものづくりを一貫してサポートするものづくり地産地消・外商センターの設置や、産業集積を進める上で必要となる工業団地の整備を進め、パワーアップし、本県の産業集積を図っていききたい」との答弁があります。

そこで、県内のものづくりの産業集積に関するこれまでの取り組みと今後の展開について商工労働部長に伺います。

次に、ものづくり系の外商活動が進展してきています。特に台湾は、本年5月に経済団体が本県を訪れるなど海外展開に向けた環境が整いつつあり、先月には副知事を団長として県内企業10社が商談会のために台湾を訪問し、盛況であったと伺っております。

海外への外商活動の現状につきまして、副知事に伺います。

次に、子ども・子育て支援新制度が4月からスタートし、地域における保育や幼児教育など質と量を拡充する取り組みが進められています。また、政府は3月に新たな少子化社会対策大綱を決定し、子育て支援施策の一層の充実、子供の多い世帯への配慮などが重点課題に盛り込まれています。

本県は、これまでも少子化対策の推進を図る上から、少子化の要因となっている未婚化、晩婚化の進行や子供の数の減少等の改善を図るために、多子世帯の保育料の無料化、あるいは軽減等、国の責任で子育て家庭の経済的負担の軽減を求め、提案、要望を行ってきております。

7月に行われた政府・与党の幼児教育の無償化に関する連絡会議の中では、子供が3人以上いる多子世帯や低所得者世帯への負担軽減策を段階的に強化していく方針を確認し、2016年度予算編成に向けた検討が進められるとの報道がなされております。

また、先日発表されました少子化に関する県民意識調査でも、子育てや教育にお金がかかり

過ぎるとの回答の割合が高くなっており、負担軽減を求める県民の意識の高さが伺えます。

そこで、国の取り組みの現状や見通しはどうか、知事に伺います。

次に、出会い・結婚について、結婚を望む独身者の希望に合う相手を検索するマッチングシステムの明年度稼働に向け取り組む概要が示され、愛媛県法人会連合会の取り組みを参考にするとお聞きをいたしました。この6月に公明党会派で、愛媛県から運営を委託されました愛媛県法人会連合会のえひめ結婚支援センターを視察し、取り組みをお聞きしてまいりました。平成20年11月に開設をされたセンターでは、企業、団体やボランティアの協力のもと、結婚を希望する独身男女に結婚イベントやお見合い事業を通じて、多くの出会いの場を提供しております。最近の活動成果をお聞きいたしますと、メルマガ登録数は9,664人、カップル数は6,367組、また結婚支援センターへの自主申告だけで312組の結婚報告を受けるなど、7年間で着実に成果を上げ、婚活先進県として他県からも注目をされております。

そこで、明年1月に相談窓口を設置するに当たり、取り組み状況はどうか、また運営上の課題等はどうか、地域福祉部長に伺います。

次に、保育の新たな担い手として新設をされました子育て支援員は、保育士の補助的な役割を担い、保育士不足解消や育児経験豊富な主婦らの活躍の場として期待をされています。具体的には、自治体が国の指針に基づき研修を実施し、受講者を全国共通の子育て支援員に認定する制度となっています。認定後は小規模保育、放課後児童クラブで働くことが示されています。

そこで、地域の実情やニーズに応じたこれらの担い手となる人材を育成するに当たって、市町村が取り組む上での課題や県の役割はどうか、教育長に伺います。

次に、若者の雇用対策についてお伺いをいたします。

国の雇用対策法のもとで、これまで施策の対象として高齢者や女性、障害者はありませんでしたが、若者の雇用対策を推進する具体的な法的根拠がありませんでした。今回、青少年雇用促進法が成立したことで、初めて国や地方、そして企業の責務や連携が法的に位置づけられ、社会全体で若者雇用対策に取り組むことができ、ニート対策やブラック企業対策が整備をされます。

そこで、この青少年雇用促進法の意義につきまして知事の所見を伺います。

次に、本県での若者の雇用促進・定着への取り組みについて伺います。まず、雇用環境の改善については、政府、労働者、経済界の各代表で雇用環境の改善などを話し合うための場として、国では政労使会議を2013年に設置されて以来、着実に企業の賃上げを促してきています。連合が7月にまとめた春闘の最終結果によると、定期昇給を含む賃上げ率は2.2%、2年連続で前年同期を上回っています。ところが、景気回復の効果は家計や地方にまで行き渡っているとは言えない状況であります。確かに賃上げの内訳を見ると、組織規模によって賃上げの幅に開きがあります。小規模企業が多い本県の実態では、東京などの都市圏と比べて景気回復の実感が乏しい感が否めません。

私は、若者の所得拡大や処遇改善をきめ細かく進める上で、地方版政労使会議のような話し合う場も必要ではないかと考えます。地域の実情を誰よりも知る地方の政労使が力を合わせて取り組み、若者の労働条件がよくなれば、都市部への人口流出に歯どめがかかり、結婚や出産などを希望する人の選択の幅も広がるので、今後の検討課題として要請をしたいと思います。

さて、これまでも本県では、若者が高知に残り、またUターンする取り組みをされてきてお

りますが、今、さらにしっかりと行うことが必要だと思えます。そこで、その認識と取り組みの現状や今後の対応につきまして商工労働部長に伺います。

次に、福祉・介護施策の充実について伺いをいたします。

社会保障と税の一体改革では、介護保険の持続可能性を高めるため、低所得者の負担を軽減する一方で、所得がある人には一定の負担をお願いすることになり、この8月から介護保険が見直しをされました。2割負担の対象は、在宅サービス利用者の15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計をされています。ただし、月々の利用者負担には所得ごとに上限があるため、対象者全員の負担が2倍になるということではないと言われています。一方、低所得の施設入所者やショートステイ利用者の食費・部屋代の所得や利用施設に応じた補足給付の見直しも行われています。

そこで、今回の見直しにより、利用者や各種事業所への影響はどうか、地域福祉部長に伺います。

次に、介護ロボットの普及啓発について伺います。介護現場における介護ロボットの導入を加速化するため、国では経済産業省や厚生労働省が連携をして、機器の開発を支援しております。具体的には、経済産業省では、機器の安全性に対する基準の整備や介護現場のニーズを踏まえた機器の研究開発を促進しています。

公益財団法人社会福祉振興・試験センターの2012年度の社会福祉士・介護福祉士就業状況調査によりますと、腰痛で離職をしたと回答した人が、14.3%に上っています。

こうした介護・看護職員の腰への負担を軽減し、利用者に質の高いケアを提供するため、神奈川県では6月、神奈川らしくらく介護宣言を発表、同宣言の中に介護・看護現場で期待される

ロボット・機器の導入を進めることを明記しております。ロボット等を活用した職場処遇改善コンサルティング支援事業として、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用しています。サイバーダイン社製のロボットスーツ介護支援用を100台導入し、県内の特別養護老人ホーム、有料老人ホームのうち希望する30カ所に3台ずつ配置しています。こうした規模でロボットスーツを導入するのは全国初と言われております。介護職員の肉体的な疲労の軽減は喫緊の課題となっています。こうした背景から、厚生労働省では、福祉用具・介護ロボット実用化支援事業を展開しています。

そこで、腰痛に悩む介護職員の負担軽減を図る介護ロボットを活用した取り組みのニーズがあれば、県内介護事業者と連携し普及啓発を図ってはどうかと考えますが、地域福祉部長の所見を伺います。

次に、介護職場の充実について伺います。平成26年度介護労働実態調査の結果を見ますと、離職率の状況は依然高どまりしています。そのため、介護サービスに従事する従業員の不足が鮮明となっています。不足している理由は、良質な人材の確保が難しい、今の介護報酬では人材の確保・定着のために十分な賃金を払えないなどの問題点を指摘しています。

これまでも介護人材の育成強化の質問をしましたが、本県の現状と課題について地域福祉部長に伺います。

また、介護現場で働く約8割が女性のため、育児休業後の職場復帰も重要な課題です。現在、福祉人材センターで復職支援のための研修等を実施していると思いますが、小規模事業所が多い本県の実態からしますと、職場復帰をしたくてもできない状況も考えられますが、現状はどうか、地域福祉部長に伺います。

次に、18歳選挙権について伺います。

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が6月19日に公布され、施行日は1年後の来年6月19日となり、参院選から投票が可能となりました。日本で参政権が拡大されたのは70年ぶりであり、まさに歴史的な法改正となりました。

18歳選挙権の実現で新たに有権者となる18歳、19歳の未成年者は全国で全有権者の2%に当たる約240万人とされています。国立国会図書館が2014年2月に調査した結果によりますと、18歳までに選挙権を付与しているのは176カ国・地域となっており92%に上り、日本の選挙権もようやく世界水準に達したと言えます。18歳選挙権は、公明党が45年以上前から国会質問で取り上げ、一貫して実現に取り組んできた課題でありました。選挙権の年齢引き下げの背景には、少子高齢化の背景の中で若者の政治に対する関心を高め、地域や社会に対する若者の声を政策決定に生かすことの期待もされています。

放送大学副学長であり社会学者の宮本みち子氏は、「18歳選挙権実現を機に、子供の学ぶ意欲や生きる力を引き出す「シチズンシップ」教育を」と題し、次のように言われています。

「少子高齢化の進展によって社会における中高年者の人口比率が高まってきました。一般に彼らの投票率は高いとされています。すると、高齢者のための民主主義と呼ばれる政治が行われるようになります。将来の地域や社会の担い手として社会の諸制度を支えていくべき子供や若者のための予算配分や政策的配慮がなされず、高齢者が優遇される政治状況が生まれてしまうのです。その一方で、情報化と商業市場に深くからめ捕られて社会に無関心なアウトサイダー化していく若者が増加するようになりました。しかも、人口比率の低い若年層世代の生活基盤は急速に弱まり、同時に彼らの政治的関心や社会を支えようという意欲も低下していきます。

それはそのまま社会の衰退につながりかねない危険性を秘めているのです。こうした事実いち早く気づいた欧州各国では、社会全体として彼らの自立を保障し、社会へ参加する主体として位置づけ、率先して選挙権年齢引き下げを行ってきました。今ではほとんどの国で18歳選挙権が実現しています。人口減少社会を迎えた日本も、こうした世界の潮流に乗りおくりてはならないと思います」と語っております。

また、オックスフォード大学のロジャー・グッドマン教授は、「日本社会は今後、超高齢化・人口減少という未曾有の困難と向き合わなければなりません。だからこそ、超高齢社会を支える日本の若者たちは、もっと尊重されるべきです。18歳選挙権は最初のステップですが、来夏の参院選では、その発言権を最大に生かしてほしい」とエールを送っています。

そこで、18歳選挙権の意義について知事の所見を伺います。

来夏の参院選からの実現となれば、来年18歳、19歳を迎える現在の高校2年、3年生などの未成年者が投票を初体験することになります。また同時に、選挙運動や政治活動も認められるようになります。このため法案の附則には、買収など重大な選挙犯罪にかかわった場合は、少年法の特例措置として成人と同様に処罰されると明記をされています。

そこで、18歳選挙権で新たに選挙権を有する対象者数、啓発、周知等、今後の取り組みについて選挙管理委員長に伺います。

また、高校生の一部も有権者となるため、本年12月までには文部科学省が選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配布すると聞いていますが、1年間のカリキュラムはどのように考えているのか、教育長に伺います。

また、教育基本法第14条で政治教育が規定を

されています。第1項が政治的教養、第2項には政治的中立が記されています。そこで、初めて選挙を経験する若者の政治参加への意識を高めるための生徒への対応や、授業での政治的中立を学校や教員にどう徹底するのか、教育長に伺います。

次に、指定管理者制度について伺います。

「民にできることは民」とする当時の小泉内閣の骨太方針路線の一環として、また自治体の財政難と経営効率化の観点から、地方自治法の一部改正により、平成18年より導入された指定管理者制度も運用を開始してはや10年を経過しました。現在、36施設が指定管理者により管理運営をされています。しかし、平成26年度の包括外部監査結果報告書には、「指定管理者への応募が全体として減少傾向にあるが、県内事業者要件が応募の大きな足かせとなっている可能性」の指摘もしています。また、平成26年度の決算審査意見書にも、「指定管理の応募者は減少しており、直近の公募では大多数の施設でそれまでの指定管理者1者のみとなっている」と同様の指摘がなされています。

そこで、これらの指摘に対しての代表監査委員の所見を伺います。

また、指摘に対する認識と今後の対応策について総務部長に伺います。

次に、道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上について伺います。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習受講を義務づける改正道路交通法が本年6月より施行されました。今回の改正法では、酒酔い運転など14項目の悪質運転危険行為等で摘発された自転車運転者に講習が義務づけられました。罰則強化の背景には、交通事故全体に占める割合が2割程度で推移していることや、自転車事故の死傷者の6割以上が信号無視などの法令に違反していることがあります。

また、自転車事故で数千万円の損害賠償を課せられた判例などを踏まえ、警察庁は自転車保険の加入も勧めています。

一方、本県の自転車利用者による交通事故の発生件数は減少しているものの、死亡者は増加をしております。

私は平成24年9月議会で、高校生の自転車運転の安全利用の必要性について質問をいたしました。その後、警察本部において、自転車交通安全教育のテキストを作成し、毎月高等学校で自転車運転の安全教育が現在行われております。

そこで、自転車運転に係る改正道路交通法を踏まえ、本県の自転車がかかわる事故や県民への周知の状況について警察本部長に伺います。

また、9月24日には、全国規模の通学路での交通違反の一斉取り締まりが行われています。警察庁によると、約3,000路線で1万879件の違反を摘発し、無免許運転などで3人が逮捕され、昨年10月の一斉摘発と比べ1,908件の増加となっております。

そこで、本県の状況はどうか、先日終了いたしました秋の交通安全週間の結果も含め、警察本部長に伺います。

次に、路面下の空洞調査について伺います。

昨年9月議会一般質問及び本年2月予算委員会で、本県のインフラの長寿命化を進める上で、表面的には損傷のない箇所においても老朽化の危険は高まっており、一たび道路や港湾施設に陥没事故が発生すれば、人命にかかわる事態となり、救援活動や経済活動に大きな影響があるので、県管理の道路や港湾の岸壁における路面下の空洞調査の必要性の質問をいたしました。前土木部長は、路面下の空洞調査、3年間で120キロの実施を明言されました。

大阪市が空洞調査の事業者を対象とした技術レベルの調査を行ったところ、空洞の発見率が90%を超える企業から40%以下の企業まであり、

技術レベルの大きなばらつきが生じた結果となっています。一般的に、空洞調査に係る入札制度では金額面しか考慮されず、発見能力のない企業が低入札していると指摘をされています。技術力が高ければ、精度のよい探知により、正確な危険箇所を発見することができますが、従来型の価格競争入札方式では技術力があるかどうかの判断がつきません。現在、技術評価型の入札制度を採用する自治体がふえていると聞きます。

本県も早期に技術評価型の入札方法に変更すべきと考えますが、土木部長の所見を伺います。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについて伺います。

我が国の高齢者の死亡率の第3位は肺炎とされています。こうした背景から、平成25年度は全国に先駆け本県独自で肺炎予防のための助成を実施してまいりました。このことにより、健康への意識を高め、医療費の削減効果も一定見られるなど、全国から注目をされてまいりました。昨年10月からは、国の定期接種へ移行し、5歳刻みでの接種に変更をされました。

そこで、昨年度の県全体の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種事業の接種率はどうか、健康政策部長に伺います。

また、実施主体は市町村ですが、県として制度の啓発や接種率の向上をどう図る考えか、その際接種率のよい市町村の事例を他の市町村にフィードバックするなどの工夫を図る必要があると考えます。あわせて健康政策部長に伺いまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県内の今の経済動向に対する認識につきましてお尋ねがございました。

お話のありました財務省四国財務局高知財務

事務所が発表しました7月から9月の県内企業の法人企業景気予測調査の結果は、企業の景況がプラス6.5となり、昨年1月から3月以来6四半期ぶりに上昇が下降を上回りました。また、日本銀行高知支店が毎月発表する経済概況においても、本年6月以降は特に企業の生産活動、労働需給や雇用者所得が回復の基調にあることから、本県の景気は緩やかに回復しつつあるとされています。

昨日公表された日銀短観では、今回まで8四半期連続でプラスとなるなど引き続き高水準を維持していますが、前回からは2ポイントの低下となりましたことから、今後の動向を見きわめていく必要があると考えています。

さらに、各種の経済指標から、より具体的に本県経済を見てみますと、雇用や所得につきましては、有効求人倍率は4月に0.9倍を超え、5月に0.96倍となり、さらに本日公表となった最新の8月では、過去最高の0.98倍となっています。また、雇用者の給与の動向を示す現金給与総額指数は、平成26年にほぼ年間を通じて前年を上回る結果となり、本年も昨年をさらに上回る水準で推移しています。

他方、消費の動向を見ますと、大型小売店販売額は、4月と5月は対前年でプラスに転じましたが、その後はほぼ横ばいとなり、やや力強さに欠けている状態で推移をしています。

このように、雇用環境や給与環境は明るい兆しが見えてきていますが、まだ個人の消費が本格的に拡大する好循環には至っていないと考えているところであります。

また、生産面では、9月29日に公表されました平成26年工業統計速報におきまして、製造品出荷額等は食料品、木材・木製品、パルプ・紙、生産用機械など多くの産業において業績が好調だったことによりまして、大きく伸びた平成25年をさらに上回る5,248億円となりました。事業

所数で全体の9割を占める従業者4人から49人の比較的小規模の事業所においても業績が伸びてきており、ものづくりの底辺の広がりを感じているところであります。

本県経済は、過去において全国の景気の回復と連動できないといった構造的な課題もありましたが、これまでの地産外商戦略を柱とする産業振興計画の取り組みによる成果も一部にあり、さらにはアベノミクスによる全国的な景気回復の効果等もあって、全体としては、よりよい方向に向かっているのではないかと考えております。

しかしながら、県内の景気の動向を地域地域で見ますと、依然として地域間の格差は大きく、特に中山間地域は厳しい状況にあります。また、企業の休廃業の件数も近年200件を超えるなど、人口減少に伴う経済の縮みが課題となっているわけであり、これらに真正面から立ち向かっていくためにも、産業振興計画に引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、産業振興の取り組みへの思いと今後のさらなる挑戦に向けたバージョンアップの方向性についてお尋ねがございました。

平成21年度に産業振興計画がスタートして以降、地産外商や観光振興などの取り組みが大きく進んだことにより、この間の5年間に本県の人口構造に伴い生産年齢人口が1割近くも減少している中であっても、長年減少傾向にあった各分野の産出額等が増加傾向に転じており、反転の兆しが見えてきたと受けとめております。有効求人倍率を見ましても、本年8月には過去最高の0.98倍になるなど、経済全体としてもよい方向に向かっていると感じております。

問題は、この上昇傾向を一過性のものに終わらせず、いかにして力強い拡大再生産のループに乗せていくかであり、本県の経済のさらなる

活性化に向け、まさにこれからが正念場になってくると考えております。

そのために、今後第1に力を入れるべきことは、各分野での担い手を確保することであり、後継者の不足等により、企業の休廃業や解散は毎年200件程度も発生しており、その対応のために事業承継・人材確保センターをこの4月に開設したところ、半年間で105件の相談が寄せられたということなどを踏まえても、企業の事業承継や中核人材についてのニーズは相当に高いものと考えております。また、減少傾向にある第1次産業の担い手の確保も急がれるところであります。こうした課題に対応するため、各分野での担い手の育成・確保に、より一層努めるとともに、各分野での対策と移住政策との連動をさらに強めていくことで、都市部からの人材確保のルートもさらに切り開いてまいりたいと考えているところでございます。

第2に力を入れていくべきことは、中山間地域も含めて地域地域で若者の雇用を力強く生み出していくためにも、地域に根差した第1次産業などに関連する産業群を育成していく、いわゆるクラスターを形成することであり、地域地域で地域に根差した産業クラスターをつくっていくことができれば、産業振興計画の目標である、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現に大きく近づくことができると考えております。

現に大型製材工場や次世代施設園芸団地の整備を契機に、一部には関連する産業が集積されるようになってまいりましたし、また地域アクションプランの取り組みの中でも、1次産業を核としながら地域で6次産業化に取り組む動きも出てまいりました。今後、第1次産業や製造業、観光などさまざまな分野、あるいは分野横断的な産業クラスターを中山間地域も含めさまざまな地域で、大中小それぞれあろうかと思

ますが、展開してまいりたいと考えているところでもあります。

この担い手の確保や地域に根差した産業クラスターの形成という仕事は、膨大なエネルギーを要する大きな仕事であります。決して容易なことではありませんが、第3期の計画では、ぜひ官民連携のもと、この大きな仕事に挑戦してまいりたいと考えております。思えば、第1期計画の策定時、地産外商に取り組みうとお話をしたときに、なかなかうまくいかないのではないかとの声も多数いただいたところですが、多くの皆様方が力を合わせて取り組まれたおかげで、今や多くの事業者の皆様が地産外商に取り組んでいただいている状況となってまいりました。

今はまさに、やればできるとの思いを強くしているところであり、そのような思いでこの新たな2つの困難な課題に全力で挑戦してまいりたいとの思いでございます。

次に、3期目に対する県民の期待をどのように受けとめ、どのように政策を展開しようとしているのかとのお尋ねがございました。

私は平成19年、知事に就任させていただいて以来、本県が抱える2つの根本的な課題、すなわち1つには、人口減少のもたらす負のスパイラルの進行スピードをおくらせて、一人一人の暮らしを守り、そしていかにこの負のスパイラルをプラスに転じていくのか、2つには、高知という県土に暮らす限り逃れることのできない南海トラフ地震を初めとする数々の自然災害からいかに県民の皆様を守っていくのか、この2つの課題に正面から向き合ってまいりました。

この8年間、全身全霊を傾け県民の皆様との対話を重ねながら取り組みを進める中で、地産外商や高知型福祉のネットワークの構築、さらには南海トラフ地震への対応としての命を守る

対策など、一部ではありますが、はっきりと手応えを感じられるものも出てまいりました。

しかしながら、県勢浮揚をなし遂げるためにはまだまだやるべきことは残っております。先ほども申し上げましたが、芽生え始めた一つの地産外商の取り組みをいかに拡大再生産につなげていくのか、まだ大仕事が残っております。また、あったかふれあいセンターを初めとした地域の福祉の拠点において、いかに、より手厚いケアを行っていくことによって地域地域で住み続けられる高知県をつくっていくことができるのか、さらには応急期の対策などをさらに進め、いかに南海トラフ地震から県民の皆様を守ることかなど、まだまだ多くの課題に力を尽くしていかなければならないと、そういう思いであります。

これまで県民の皆様との対話を重ねる中で、多くの県民の皆様から、この厳しい状況を何とかしなければならん、進み始めた取り組みをさらに拡大していかなければならない、さまざまな叱咤激励のお言葉、切実なお声を頂戴しているところであります。このような県民の皆様のお声に応え、県民の宿願である県勢浮揚をなし遂げるため、県民の皆様のお許しをいただけるのであれば、次の4年間も知事として、ぜひとも私の力を尽くさせていただきたいとの思いであります。

そして、これまでの取り組みの土台に立って、各種の施策をさらに展開、発展させ、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県、県民が健やかで心豊かに支え合いながら生き生きと暮らすことができる高知県を実現してまいりたいと強く念じているところでございます。

次に、平成28年度に創設される新型交付金について、小規模な自治体が活用できるよう支援を国に働きかけることが重要ではないかとお

尋ねがございました。

新型交付金について、政府において平成28年度当初予算化に向けて1,080億円という金額を明記の上、概算要求をしていただいたことについては、今後も交付金が一定続いていくとの安心感のもとに地方が取り組めるという意味において非常に意義深く、高く評価しているところでもあります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、新型交付金事業の執行に当たっては、2分の1の地方負担が生じる仕組みとされておりまして、本県のように恒常的な財源不足の状態が続いている小規模な自治体が多い地方において地方創生の取り組みを一層進めていくためには、地方負担に対して適切な財源措置が講じられる必要があります。

そのため、平成27年度地方財政計画に盛り込まれましたまち・ひと・しごと創生事業費1兆円とは別に、新型交付金事業に係る2分の1の地方負担については地方財政措置を確実に講じていただきますよう、全国知事会及び地方6団体を通じて要望しているところでございます。

このほか、新型交付金については、本県の提案を受けて、従来の隘路にも対応できる、縦割りの個別補助金ではない包括的なものとなるよう政府において検討されているものと承知をいたしております。

引き続き、県内市町村の地方創生の取り組みに弾みがつくような交付金となるよう提言を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、産業振興センターのこれまでの取り組みについてお尋ねがございました。

産業振興計画を推進し、本県経済の活性化を図っていくためには、官民が一体となつてものづくりの地産地消、地産外商に取り組むことが大変重要となります。

産業振興センターは、まさにこの官民一体の取り組みの最前線の役割を担っており、産業振興計画の推進に合わせて、平成23年度にもものづくりの地産地消に関する総合相談窓口としてのものづくり地産地消センターを、また平成24年度には外商活動を強化するため外商支援部を設置し、さらに昨年度はこの2つを統合し、体制を大幅に強化したものづくり地産地消・外商センターを設置するなど、体制を強化する中で県内企業への支援を充実してまいりました。

こうした取り組みにより、例えばものづくりの地産地消の面では、製品改良や食品関係の加工に対応できる県内事業者の紹介などのマッチング件数は累計で292件となっておりますし、また農業用機械などで新たな製品も生まれつつあります。さらに、ものづくりの地産外商の面では、昨年度、同行訪問等のサポートを延べ1,518回行った結果、外商支援による成約額は平成24年度の約11倍の27億1,000万円となるなど、ものづくりの地産地消、地産外商、それぞれの面で一定成果が上がりつつあるものと考えております。

しかしながら、本県の製造業をもう一段力強く成長させるためには、ものづくりの地産外商をさらに強化するとともに、その成果を各事業者の設備投資などにつなげ、加えて関連産業の集積を促すなど、ものづくりの地産外商の成果を拡大再生産につなげていくことが、今後さらに重要であると考えております。

このためには、台湾などへの海外展開支援もさらに強化していくことに加え、生産効率化へのサポートの強化や事業承継・人材確保センターと一体となった人材の育成・確保などが必要であり、今後産業振興センターの担う役割はますます大きくなっていくと考えております。

今後も、産業振興計画の推進に合わせて機能の強化を図り、企業の成長を総合的にサポート

していくことで、地産外商から拡大再生産の流れを力強いものとしていくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

子育て家庭の経済的負担の軽減について、国の取り組みの現状や見通しについてお尋ねがございました。

県におきましては、今後人口の将来展望が掲げる目標の実現に向け、より多くの方の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をより早くかなえていくとともに、県民の皆様が理想とする子供の人数の実現を目指していくといった観点から、少子化対策の抜本強化に取り組むことといたしております。

中でも、理想とする子供の人数の実現といった点では、議員からのお話にもございましたように、理想と予定する子供の人数の間にギャップが生じている理由として、県民意識調査の結果から、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからといった経済的な理由が約66%と大きなウェートを占めていることがわかってきております。

こうした中、県におきましては、7月の幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議において、幼児教育の無償化については、環境整備と財源確保を図りつつ段階的に推進する方針が示され、予算編成過程で検討の上、来年度予算案に反映させることが確認されたところです。あわせて8月には、少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会において、多子世帯への経済的負担の軽減に向け、第3子以降の幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大などに財源を確保しつつ取り組むべきであるとの提言もなされております。なお、こうした一連の経費につきましても、平成28年度予算編成に向けた概算要求の際に、事項要求として盛り込まれております。

また安倍総理におかれましては、先ごろ経済成長の推進力となる新たな3本の矢の第2の矢として、希望出生率1.8の実現を目指す子育て支援策を掲げ、多子世帯への重点的な支援に取り組み、子育てに優しい社会をつくり上げていくことを表明されたところです。

県としましても、こうした一連の国の動向も注視しながら、子育てに伴う経済的負担の軽減に向けまして、全国知事会などとも連携し、国に強く働きかけてまいりますとともに、国の施策とも連動した経済的負担の軽減策などの検討を深めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、青少年雇用促進法の意義についてのお尋ねがありました。

青少年の雇用の促進等に関する法律、いわゆる青少年雇用促進法は、少子化に伴い労働力人口が減少する中で、次代を担うべき青少年が安定した雇用の中で経験を積みながら働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができるよう、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備することを目的として、先月11日に成立したものであります。

この法律では、一定の労働関係法令違反があった事業主に対しハローワークが新卒者向け求人への申し込みを受理しないことが可能となることや、就職活動中の学生等から求めがあった場合に平均勤続年数や採用者数及び離職者数などの職場情報を提供することを企業に義務づけること、また青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業に対して新たな認定制度を設けることなど、若者の適切な職業選択を支援する内容となっており、我が国の将来にとって極めて重要な法律であると、そのように考えているところであります。

またこのことは、まさに本県が進める産業振興計画において目指すべき姿として掲げてきた、

地域地域で若者が誇りと志を持って働くことのできる高知県と理念を同じくするものでもあり、私としても本県にとっても大変意義深い法律であると認識しているところでございます。

今後、法の具体的な取り組み内容は政省令等で明らかになってまいりますので、その動向を注視しますとともに、この法律が実効性あるものとなるよう、国とも連携した取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、18歳選挙権の意義についてお尋ねがございました。

選挙権年齢を満18歳以上に引き下げるよう公職選挙法が改正されましたことは、これからの社会の担い手となる若者の皆さんが政治や地域社会に関心の目を向ける契機となるという観点から、非常に意義深いと受けとめています。

県では、人口減少がもたらす負のスパイラルを解決するために、産業振興計画で、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことのできる高知縣を掲げるなど、各般の分野において地域地域で若者が住み続けられる高知縣を目指して取り組んでおります。また、8月末に策定しました人口の将来展望におきましても、結婚や出産、県内就職といった若者の希望をかなえることが重要であると位置づけております。

このように、若者の皆さんを対象にしたさまざまな施策を展開しているところであり、だからこそ若い皆さんのお声が県政に反映されるような、このような選挙権年齢の引き下げは有意義だと考えているところであります。

あわせて、我々として18歳選挙権を機に県政についての関心を高めていただくことが重要であると考えております。県としましても、新たに有権者となる18歳、19歳の若者を初め多くの県民の皆さんに県の基本政策や重要な取り組みなどをわかりやすくお伝えし、県民参加の県政

運営につながるよう積極的な政策広報を行っていくことで、県民の皆様にも県政への関心を持ってもらえるような取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 地域アクションプランで設定した数値目標の評価と課題についてお尋ねがございました。

産業振興計画の地域アクションプランにつきましては、新たな取り組みの追加などにより、その数は平成27年度の当初段階で過去最高の253件にまでふえております。これらのプランで設定している376の数値目標のうち約4割が目標を達成できる見込みであり、これに第2期計画の取り組み開始時と比べて数値が改善もしくは維持できたものを加えますと、全体の4分の3を超えております。その一方で、数値を改善もしくは維持できない見込みのものが4分の1程度でございます。

地域アクションプラン全体としては、2期計画の期間中だけでも延べ451人の新たな雇用が生まれ、また総合補助金を活用した事業の売り上げの増加額が累計で50.6億円となるなど、着実な成果が上がっているものと考えております。こうした結果は、申し上げるまでもなく、事業者の皆様のお力添え御努力があったからこそその成果であると思っております。

今後は、これまでの成果を土台にそれぞれのプランの拡大再生産につなげ、地域を支える産業としていくことが課題になってくると考えておりますので、引き続き産業振興推進地域本部を中心に、市町村と連携して事業者の皆様とのさらなる挑戦を全力で後押ししてまいります。

一方で、今回数値を改善もしくは維持できない見込みのものとしては、例えば農業分野で高齢化による担い手の減少などにより販売額が減

少しているケースや、観光分野において旅行商品づくりは進んでいるものの観光客の入り込みや宿泊客の増加につながっていないケースなど、課題を抱えているもの、あるいは取り組みがおくれているものなどがございます。これらについては、その要因をしっかりと分析し、スピード感を持って必要な手だてを講じてまいります。

加えまして、地域アクションプランの新たな実践者となる担い手をふやしていくこともこれからの課題であると考えております。このため、地域が主体となって実施する担い手育成の取り組みを積極的に支援してまいりますとともに、新たな担い手の挑戦についてもきめ細かくサポートをしていきたいと考えております。

次に、市町村の総合戦略の策定に当たって、県のサポートの進捗状況や課題についてのお尋ねがありました。

市町村の総合戦略については今年度内の策定を国から求められておりますので、県としましても、地域産業振興監が総合戦略の進捗管理を行います推進組織に参画させていただくなど、産業振興推進地域本部を中心に県内市町村の策定作業を積極的にサポートしているところです。

県内34市町村の策定状況を見ますと、先月までに4市町村が既に策定を終えており、今月中には20市町村が、残りの10市町村も年度内には策定を終える見込みとなっており、策定作業はおおむね順調に進んでいるものと認識しております。市町村の策定作業は年度末に向けまして継続してまいりますので、引き続き産業振興推進地域本部を中心に、明確な数値目標を設定した成果につながる戦略が策定されますよう、一貫したきめ細かいサポートに努めてまいります。

また、今後完成した総合戦略が順次実行段階へと移行してまいりますことから、PDCAサイクルを通じた戦略の実行をいかにサポートし

ていくかが県としての大きな課題であると考えております。このため、戦略の実行に関しましても、産業振興推進地域本部が積極的にかかわり、産業振興計画の実行を通じて培ったPDCAサイクルの回し方などについてアドバイスをしてまいります。あわせて、本庁の関係部局におきましても個別の県の支援策の活用を提案するなど、できるだけきめ細かに戦略の実行をサポートしてまいりたいと考えております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、高知県地場産業大賞の受賞による効果の分析、評価と節目となる第30回の取り組み状況についてお尋ねがありました。

高知県地場産業大賞の受賞後の状況につきましては、産業振興センターにおいてアンケート調査を実施し、これまでに受賞された162件の製品や活動に関して企業、団体から回答をいただいているところです。

それによりますと、製品の約6割において受賞後の売り上げが増加傾向であり、企業の約4割において従業員数が増加傾向であるとの回答をいただいております。また、約6割の企業から、受賞したことで技術力をPRすることができた、販路拡大に寄与したなどよい効果があったとの回答をいただいております。また、地場産業の振興への貢献を評価された団体や、次世代賞を受賞された学校からも、活動の輪が広がった、生徒たちの意欲向上につながったなど、前向きな評価をいただいているところです。この結果を見ますと、地場産業大賞の受賞が受賞企業の売り上げの増加や地域団体の活動の活性化に一定寄与し、また産業振興を担う次世代の育成にもつながっているものと考えております。

次に、節目となる第30回の開催に向けましては、節目にふさわしい内容となりますよう、特別賞の創設や記念誌の発行などの検討を行って

おりますし、これまで以上に多くの企業の皆様に応募いただきますよう、報道機関を初め金融機関、市町村などの協力もいただきながら広報活動を行っているところです。この第30回の開催が記念すべきものとなりますよう、産業振興センターと一体となりまして取り組んでまいりたいと思っております。

次に、県内のものづくりの産業集積についてお尋ねがありました。

加工工程を県外に出しているものを県内で加工し必要な機械装置を県内で製造する、あわせて新たな産業を育てながら外商活動を強化していく、こうした取り組みにより産業集積を図るよう、これまで施策を進めてきたところです。

この結果、例えばものづくり地産地消・外商センターの外商支援による成約金額は、平成24年度には2億5,000万円であったものが昨年度は27億1,000万円となっております。また、第2期産業振興計画で取り組みを始めました防災関連産業の振興では、初年度6,000万円程度であった関連認定製品の売り上げが15億4,000万円となるなど、ものづくりの地産地消、地産外商の成果は着実に上がってきており、一定産業集積は進みつつあると考えております。

しかしながら、本県経済の活性化を図るためには、さらに産業集積を進めなければならないと考えており、そのためには、地産外商で得られた成果をしっかりと拡大再生産につなげていくこと、新たなシーズに基づいた産業おこしを行っていくこと、また第1次産業分野などの本県の強みを生かした、例えば農業への企業参入とあわせた加工工場など、関連産業と一体的な誘致に取り組んでいくことなどが必要であると考えております。

このため、ものづくり地産地消・外商センターの機能強化や設備投資に対する支援策の一層の充実などを行い、拡大再生産の流れを力強いも

のとしていきますことや、ファインバブルなどの技術を核とした新たな産業群を育成してまいりますこと、また各部局と連携した戦略的な誘致活動などにも取り組んでまいりたいと思っております。

次に、若者が高知に残り、またUターンする取り組みの必要性への認識と取り組みの現状、今後の対応についてお尋ねがありました。

この8月にお示しした人口の将来展望を実現するためにも、また拡大再生産に向けて本県産業を支える人材を確保する上でも、若者が高知に残っていただく取り組みや県外からUターンしていただく取り組みをしっかりと行うことは大変重要だと考えております。

まず、高校生に対しては、これまで職業体験や企業見学などを通じて県内の企業で働くことの魅力を知ってもらう取り組みを実施してきました。また、雇用の場である県内企業の情報をできるだけ提供するため、県と教育委員会、高知労働局が連携し、高校生への求人票の早期提出と採用枠の拡大を商工団体等に要請することや、県庁各課の企業訪問の際にも同様の依頼を行うなど、県を挙げた取り組みを進めてきたところです。

こうした取り組みの結果、本年8月末時点での求人票の提出状況は、昨年同時期を28.9ポイント上回る1,375件となっており、また高校生の県内就職割合は平成22年度の58.1%から平成26年度は62.3%となっておるなど、一定の成果が出ているところです。

また、県外に就職した若者にUターンしていただくため、県内企業の求人情報を提供するU・Iターン人材情報システムの利用を積極的に進めてまいりました。その結果、若年者の就職の実績も増加する傾向にあります。さらに、県外から高知への就職を考えている人を対象としたU・Iターン就職相談会は、ことし7回開催す

ることにしており、開催に当たりましては、帰省用の無料バスを運行するなどの工夫も行い、県内企業の魅力ある情報や就職情報を県出身者の若者に伝えているところです。

県外大学へ進学した学生につきましては、新たな取り組みとして、本県出身者の多い県外大学と就職支援協定を締結することで、当該学生に直接県内の企業情報などを提供することや、また大学が主催する保護者会に積極的に参加し県内企業の情報などを届ける取り組みにも力を入れております。

しかしながら、こうした取り組みでアプローチできている若者は全体からすればまだ限られており、今後は県外の若者に直接情報を届ける仕組みの検討も行うこととしていますほか、さらに事業承継・人材確保センターとも連携し、保護者等も含め、本県と県内企業の魅力や就職関連情報を提供していくなど、一人でも多くの若者の県内就職につなげてまいりたいと考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 海外への外商活動の現状についてお尋ねがございました。

ものづくり系の外商につきましては、近年成約金額が大きく伸びるなどの成果があらわれてきております。この成果をさらに大きくし、拡大再生産につなげていくためには、海外での外商を強化する必要があり、本年度からその取り組みを本格的にスタートしたところです。

海外展開に当たりましては、積極的に企業を訪問し、企業の支援ニーズをお伺いした上で、個々の企業の製品や取引を希望する国に応じた支援内容の検討を、まず行ってまいりました。その結果、現在海外展開に関心の高い約40企業の個別支援方針を決定し、海外見本市への出展サポートなどを行っているところです。

議員からお話のありました台湾につきまして

は、台湾の経済団体である三三会の高知訪問などにより、ネットワークが広がりつつありますことや、日本と同じように自然災害が多い地域でありますことから、9月に防災関連企業を中心に県内企業10社の皆様と商談会などを行うために訪問をしてまいりました。

今回の訪問では、治水対策を行います行政機関や国の工事を受注します大手の建設技術コンサルタントを訪問するとともに、セミナー、商談会を開催し、本県の防災・減災の取り組みや製品、技術の紹介を行ったところです。訪問先では、高知県の先駆的な防災・減災の取り組みに対して高い評価をいただく中、本県企業の製品、技術に対しても非常に高い関心を持っていただき、御質問を多数いただきました。また、セミナーには防災関連の業務に従事されている方々を中心に100人を超える方に、商談会には延べ46社の台湾企業の方に御参加をいただき、今後の事業展開などについて活発な意見交換が行われました。

今回の訪問は、機械系、技術系を中心とした初めての海外でのセミナー、商談会の試みでしたが、確かな手応えを感じることができました。今後は、この機会を生かして高知県から継続的に台湾へ足を運ぶほか、関係が深まった台湾関係者を高知にお招きするなどして、台湾企業とのマッチングの拡充や具体的な成果につながりますようしっかりとフォローを行ってまいります。

本県には、国内のみならず海外にも通じる製品、技術がまだまだございます。今後とも、企業ニーズを把握しながら、ジェットロなどと連携をし、高知発の製品、技術の海外展開のさらなる拡大強化を図ってまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、新しい出会い・結婚・子育て応援窓口の設置に当たって

の取り組み状況と運営上の課題などについてのお尋ねがありました。

県では、独身者の多様なニーズに迅速に応えるため、自分に合った相手をより効率的に探せる仕組みとして、趣味や年齢などといった一定の条件のもとで相手を検索し、条件が一致した男女を引き合わせるマッチングシステムの導入に向け準備を進めているところです。

システムの導入に向けましては、ことしの11月ごろを目途にシステムの構築を完了させ、委託先職員などへの操作説明や試運転を行った後、ホームページの開設にあわせて入会申し込みのための窓口への来所予約を来年の1月以降から行えるようにする予定です。また、窓口の開設場所につきましては、委託先であります一般社団法人高知県法人会連合会と同じビルの1階を予定しております。

他方で、窓口開設に当たりまして、4月から実施するシステムでのお相手の検索が有効に機能するためには、1月から3月までの仮登録期間に300人程度の独身者の会員登録が必要となります。このため、イベントユーザーとしての登録をいただいている約3,000人の皆様への情報提供に加え、独身者のいらっしゃる企業、団体の皆様などへの新しい窓口の積極的な周知、広報に努めてまいります。

あわせまして、条件の一致した男女のお引き合わせに際しましては、立ち会いや交際支援にかかわっていただくボランティアの方々が欠かせないことから、現在独身者を支援していただくボランティアの養成講座を実施しているところです。今後は、養成したボランティアが独身者に対しきめ細かな支援を行うことができますよう、県主催の出会いイベントなどの機会を活用し、支援方法などについての実践面での経験を積んでいただくことといたしております。

こうした取り組みなどを通じまして、多くの

独身者に会員登録をしていただきますとともに、独身者へのきめ細かな支援の提供に向けた準備を進め、より早く、より多くの独身者の皆様の結婚の希望をかなえてまいりたいと考えております。

次に、本年8月から実施された介護保険制度の負担のあり方の見直しに伴う介護サービス利用者や事業所への影響についてのお尋ねがありました。

まず、65歳以上の方のうち、合計所得金額が160万円以上の方、単身で年金収入のみの場合は年収280万円以上の方は、サービス費の負担がこれまでの1割から2割負担となっております。また、介護保険3施設やショートステイを利用する方の食費、部屋代はこれまで低所得者については補足給付による負担軽減が行われていましたが、在宅で暮らす方などとの公平性を高めるため、一定額以上の預貯金等の資産を持っている方についての見直しが行われております。

こうした負担の見直しによる影響ですが、この8月から9月までの間に県内10市町村で実施をいたしました保険者指導においてヒアリングを行いましたところ、自己負担が2割となった方が、10市町村の第1号被保険者のうち、要介護及び要支援認定者1万51人のうち447人、4.4%となっております。また、補足給付が不支給となった方は、不支給決定がなされた方が100人、申請がなされていない方が59人となっており、不支給決定者の割合はこれまで支給対象となっていた2,266人に対して4.4%となっております。

制度改正の周知が図られていたこともあり、サービス利用者や事業者からのお困りの御相談などで、現場で混乱が生じているといったことは現在のところ特にお聞きをしてはおりませんが、引き続き市町村などからの情報収集に努めてまいります。

次に、介護ロボットを活用した取り組みを県

内の介護事業者などと連携して普及啓発を図ってみてはどうかとお尋ねがありました。

介護の職場で働く職員へのアンケート調査結果では、仕事にやりがいを感じている方が多数いらっしゃる一方で、今の仕事をやめたいと思っている方も多くなっています。仕事をやめたい理由といたしましては、給与面での条件の悪さが挙げられていますが、仕事が忙し過ぎる、さらには体力面で続かないといったことを挙げる方も数多くいらっしゃいます。こうしたこともあり、介護の職場では他業種に比べまして離職率が高くなっているとよく言われております。

こうした中、現在市場化されつつあります新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整備する方策として大きな期待が寄せられているところです。

しかしながら、現時点では介護ロボットの導入費用が高額なこともあり、費用対効果が見えにくいといったことなどから、全国的にもまだまだ本格的な普及段階には至っておらず、本県でも独自の導入支援策を設けるまでには至っていない状況です。

なお、現在はこうした状況ではありますが、介護人材の確保に向けた働きやすい職場環境づくりのためには、福祉機器や介護ロボットの導入は今後ニーズが高まることが十分に予想されますことから、国の動向などにも十分留意しながら、県内の介護事業者や関係団体などとの情報交換を行うなど、介護ロボットの普及に向けた検討なども進めてまいりたいと考えております。

次に、介護人材の確保に関する本県の現状と課題についてのお尋ねがありました。

本県の介護職場では、離職率のほうは全国を下回る状況が続いてはおりますが、有効求人倍

率については平成20年度の1.83から平成25年度には1.04へと改善傾向を示しておりましたものの、この7月には1.37となるなど、再び上昇傾向を見せております。また、厚生労働省の推計では、2025年度に本県で約900人の介護人材の不足が見込まれるなど、その確保対策が喫緊の課題となっております。

他方で、将来推計人口によりますと、本県の65歳以上の高齢者人口は2020年をピークに減少に転じはしますものの、75歳以上の後期高齢者は2030年がピークとなっておりますことから、今後は要介護者の重度化への対応を図る必要があります。サービスの質の向上といったことにも留意しておくことが重要です。

こうした中、県ではこれまでも介護人材の確保に向けまして、質と量の両面から対策に取り組んでまいりました。まず、量的確保の面では、福祉人材センターのマッチング機能の抜本強化などによる新規参入の促進や、福祉機器の導入支援などを通じた職場環境の改善による人材の他業種への流出防止策などに取り組んでいるところです。次に、介護サービスの質的向上といった面では、福祉研修センターにおいて介護職員のスキルアップに向けた体系的な研修を充実いたしますとともに、介護福祉士等修学資金貸付制度などを活用した介護福祉士の養成を図るほか、潜在介護福祉士への求人情報の提供などにも取り組んでいるところです。

今後とも、こうした介護サービスの量的確保と質的向上といった両面からの介護人材の確保に向けまして取り組みのさらなる強化を図ってまいります。

最後に、小規模な介護事業所が多い本県における育児休業後の職場復帰の現状についてのお尋ねがありました。

介護職場などへの復職の実態を示す統計数値などはございませんが、状況を関係者などにお

聞きいたしたところ、事業主が短時間勤務制度のことを知らなかったり、小規模事業所などでは職員が少ないことから制度の利用を言い出しにくいといった実態や、職場復帰に際して子供を一時預かっていただける場所があれば助かるという声をお聞きしているといったお話をいただきました。

一方で、こうした中においても、県内の小規模多機能居宅介護事業所などにおいて、短時間勤務制度や遅番の免除などに取り組みますとともに、子育て中の職場復帰者の緊急の休暇などに十分なサポートができるような職員体制をあらかじめ確保しているといった事業所の事例などもございました。

こうしたことから、まずは事業者の皆様には職場復帰を希望する女性への国の支援制度などについての理解を深めていただくことが重要であり、事業者には制度の周知を図りますとともに、現在福祉研修センターにおいて実施しております介護事業所の管理者向け研修の受講を積極的に呼びかけてまいります。

あわせて、これまでの福祉人材センターと女性しごと応援室が連携した復職相談者へのきめ細やかな支援に取り組むのはもちろんのこと、福祉研修センターで実施している復職希望者向け研修の充実を図りますなど、小規模事業所などを含め、女性が復帰しやすい介護職場の環境づくりに向け、介護事業者や関係機関などとも連携した取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、地域の実情やニーズに応じた保育の新たな担い手となる人材を育成するに当たって、市町村が取り組む上での課題や県の役割についてのお尋ねがございました。

子育て支援員制度は、地域において保育や子育て支援に関心を持ち、小規模保育、家庭的保

育、一時預かりなど子育て支援事業に従事することを希望する方に対し、必要な知識や技術などを習得するための研修を実施し、地域における新たな保育の担い手となる人材を育成する制度です。

子育て支援員を育成するための研修については、国の定めた研修課程を全て修了することが要件となっており、研修の実施主体は原則として都道府県または市町村となっています。この研修については、内容が専門的であり、研修時間も長いことから、講師の確保や研修時間の調整等が難しく、本県の市町村では実施することが困難であるため、県が主体となって実施することといたしました。

今年度は、子育て支援の基礎を学ぶ基本研修を高知市と四万十市の2カ所で、小規模保育事業や一時預かり事業等の従事につながる地域保育コースの専門研修を高知市で実施しております。基本研修には約200名、専門研修には約150名が受講し、現在も認可保育所での実習研修を受講者の居住地の市町村と連携して行っており、今年度末には約120名の方々が子育て支援員の認定を受けるものと見込んでおります。

今後もこの研修を継続し、専門的な知識を持った子育て支援員をふやしていくとともに、来年度からは新たに子育て支援に関する事業に従事している方々を対象としたフォローアップ研修などを実施することにより、子供の発達に応じた支援などについての知識や技術のさらなるレベルアップを図り、子育て支援員の質的向上にも取り組んでまいります。

次に、選挙権年齢が満18歳以上となることに関連し、まず生徒を指導するに当たってのカリキュラムをどのように考えているのかのお尋ねがありました。

今回の法改正に伴い、高校生の中に新たに選挙権を有する生徒が出てくることから、政治的

教養を育む教育をさらに充実することが必要であると考えます。このため、小中学校の社会科で学習した内容を土台として、高校においては現実の具体的な政治的事象も取り扱い、一層具体的かつ実践的な指導を行うとともに、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした取り組み、また選挙違反の防止も含めた選挙のルール知識を身につけさせることも必要です。

こうした取り組みは、公民科を中心としつつ、総合的な学習の時間や特別活動なども活用する必要があるため、公民科の教員だけでなく、クラス担任や他の教員とも協力して実施しなければなりません。そのため、校長を中心に学校全体の取り組みとして計画を立て、実施していくことが大切であることから、各校で年度内に教育活動全体を通じた系統的な指導計画を作成し、来年度から実践できるよう助言・指導してまいりたいと考えております。

また、来年の参議院議員選挙に間に合うよう、現在の在校生に対しては、今年度中に国が作成した副教材を活用しながら、授業や特別活動などにおいて、今回の公職選挙法の改正の内容の理解や選挙違反の防止も含めた選挙のルール知識を身につけさせる指導を選挙管理委員会にも協力を求めながら行ってまいります。

次に、選挙権年齢が満18歳以上となることにより、初めて選挙を経験する若者の政治参加への意識を高めるための生徒への対応や、授業での政治的中立について学校や教員にどう徹底するのかのお尋ねがありました。

今回の法改正により選挙権年齢の引き下げが行われることに伴い、今後は高校にも選挙権を有する生徒が在籍することになります。このことを受けまして、選挙権を有する生徒が選挙運動を行えるようになったことなどに伴い、文部科学省におきましても昭和44年の通達を見直し、今後は高校生の政治的活動を一定の条件下で容

認する方向にあるものと認識しております。

その一方で、学校内において生徒に政治活動を認める場合や政治的教養を育む教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項で求められている政治的中立性を確保する配慮が必要となります。

生徒の政治的活動についての指導のあり方は、まだ文部科学省からの新しい通知が示されておられませんので断定的なことは申し上げられませんが、少なくとも学校内での生徒の政治的活動は、学校の政治的中立性の確保の観点のみならず、他の生徒への日常の学習活動への支障が生じないようにすることなどを考慮すると、基本的には制限することが必要であると思えます。また、仮に休日や放課後など学校内での生徒の政治活動を認めることがあったとしても、学校の政治的中立性が損なわれることのないよう適切に指導する必要があるものと考えます。

また、生徒の政治的教養を育む教育を行うに当たっては、先日国から示されました指導資料において、授業などで現実の具体的な政治的事象を積極的に取り上げることが求められる一方、政治的中立性の確保の観点から、生徒に一つの結論を出すよりも結論に至るまでの議論の過程が重要であることを理解させること、生徒の考えや議論が深まるようさまざまな見解を示すことを避け、中立かつ公正な立場で指導することなどに留意して、学校として校長を中心に組織的に取り組む必要があるとされております。

こうした点につきましては、今後新たに出される通知の内容や国が作成した指導資料の内容も踏まえ、管理職及び教員への研修を行ってまいりたいと考えております。具体的には、12月に文部科学省から講師を招き、管理職及び教科担当を対象とした研修会におきまして、公職選挙法改正の背景、改正のポイント、公職選挙法

上特に気をつけるべき事項、生徒の政治的活動上の留意点、学校の政治的中立性の確保の留意点、政治的教養を育むため教育や政治参加に関する教育を各校において組織的・系統的に行うためのポイント、こういったことなどについて周知徹底を図ってまいります。

(選挙管理委員長恒石好信君登壇)

○選挙管理委員長(恒石好信君) 選挙権年齢の18歳への引き下げについて、対象者数や今後の取り組みについてお尋ねがございました。

選挙において投票するという事は、政治や地域社会に目を向け、みずからの問題として考え、1票を通じて社会参加することです。高校生や大学生を含む将来を担う若者たちにそうした権利が与えられましたことは、新たな有権者層がふえることにとどまらず、ほかの世代に比べ投票率が低い若者層全体への刺激となっており、投票行動への相乗効果も期待できるのではないかと考えております。

この選挙権年齢の引き下げによって、県内ではおよそ1万4,000人の新たな有権者が見込まれるところであります。こうした新たに有権者となる高校生や大学生を初めとした若い皆さんに、政治や社会に正しく関心を持ち参加するという意識を向上させる主権者教育などの取り組みが、これまで以上に重要になると考えております。

このことに関しましては、どうしても学校現場での教育が重要になるところですが、選挙管理委員会としましては、学校現場と連携し、出前授業などの裾野を広げ、また若者と議員の意見交換会、大学生を中心とした若者同士の意見交換の場の設定などに、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

また、高校の生徒の中にも、選挙権を有し選挙運動ができる生徒が生じることとなりますが、特に若者に身近なツールであるインターネット環境を利用した選挙運動を初めとする選挙運動

には、議員のお話にもございましたように、守るべきルールや違反した場合の罰則もございませぬので、公職選挙法の規定につきましても、あらゆる機会を捉えしっかりと啓発していく必要があると考えています。

来年夏の参議院選挙までわずかな期間でありますので、教育委員会や私学を所管する文化生活部と連携協調しながら、これまで述べてまいりました啓発活動にスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

(代表監査委員田中克典君登壇)

○代表監査委員(田中克典君) 平成26年度の包括外部監査人の報告や監査委員が決算審査で意見を付しました指定管理者制度についてお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

平成26年度決算の審査に当たりましては、指定管理者の選定方法や施設の管理運営が適切に行われているかなどについて、施設を所管しております各課の取り組み状況を確認させていただきました。

昨年度の包括外部監査人も、指定管理者への応募が全体として減少傾向にあると指摘をしておりますが、決算審査の中で確認をいたしますと、公募しました27施設のうち23施設で応募者が1者のみとなっております。さらに、その23施設のうち指定管理の委託が2回目以上となる22施設につきましては、その全てにおいてそれまでの指定管理者のみの応募となっております。施設を利用される県民の皆様へサービスをさらに向上させるためにも、より競争性を確保する必要があるのではないかと感じました。

また、施設の管理運営について確認いたしますと、総務部長名で出されております基本方針に基づき、年度途中でモニタリングを行い、年度終了後に業務評価を行っているという説明がございましたが、いずれも指定管理者と県を中心に行われており、施設の利用者、あるいは施設

の近隣住民の方の生の声を県が直接聞く機会が少ないように感じました。

そこで、決算審査意見としましては、指定管理者の募集に当たっては、より競争性が確保されることに留意するとともに、施設の所管課は随時、実際に現場に出向いて管理状況を確認し、また直接アンケート調査等を行い利用者の意見を聞くなど、より一層の県民サービスの向上に努められたいという意見を付したところでございます。

以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 指定管理者の応募の減少に対する認識と今後の対応策につきましてお尋ねがございました。

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成するために、民間の事業者等が持つ能力やノウハウを活用することによりまして住民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的としております。

施設の中には、管理運営に高い専門性を必要とすることから、公募によらない指定を行う施設もございますが、公募する場合は複数の事業者からさまざまな御提案をいただき、競争性を確保することが重要と考えております。

このため、公募に際してはできるだけ多くの事業者に応募していただきますよう、施設の業務概要を毎年度ホームページで公開するとともに、現地説明会の開催や募集期間の確保に努めております。また、指定管理者が計画的、安定的に事業を実施できるよう、指定期間を3年から5年とする施設を順次ふやすよう取り組んでおります。

しかしながら、議員からお話がありましたとおり、応募者が全体として減少しておりますことから、応募の増加につなげていくため、より多くの事業者に応募への関心を持っていただけ

るよう、さらなる取り組みが必要であると考えております。

例えば、包括外部監査人から御意見をいただきました指定管理者への応募要件に関連して、県内事業者と県外事業者によるグループでの応募の場合の県外事業者の要件につきましては、現行では応募の時点で県内に事業所、事務所等を置く者に限定しているところですが、これを指定管理を開始する時点までに県内に事業所等を置く者とするなど、県内事業者優先という基本的な考え方を維持した上で、応募者の増加を図るための見直しを検討してまいりたいと考えております。

あわせて、決算審査意見書において御指摘をいただいております施設利用者の声を聞く仕組みにつきましても、検討してまいりたいと考えております。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) 自転車運転に係る改正道路交通法を踏まえ、本県の自転車がかわる交通事故の状況や県民への周知の状況についてお尋ねがありました。

本年6月1日に施行された改正道路交通法による自転車運転者講習は、交通事故につながる危険性の高い一定の交通違反を繰り返した自転車運転者について、違反者の特性に応じた専門の講習を行うことで自転車の交通ルール遵守の意識づけを図るということを目的とし、制度化されたものであります。

本県における自転車がかわる交通事故の発生状況につきましては、法改正後8月までの3カ月間と過去5年間の同じ3カ月間の平均を比較しましたところ、過去5年の平均が153件に対しまして法改正後は101件と、34%の減少を見ております。これは年齢層別で見ても、子供、高校生、高齢者、その他、こういったいずれの年齢層においても減少いたしております。

次に、県民への周知状況につきましては、自転車運転者講習の制度が開始されるに当たり、法の施行前から県警ホームページへの掲載、テレビ、ラジオの活用、交通安全講習や各種会議の場の活用、中学校、高校に毎月配付している交通安全教材などにより制度の周知を図ると同時に、街頭における自転車運転者に対する指導取り締まり活動においても、制度の内容周知と自転車の交通ルールを理解していただく活動を図ったところです。その活動が自転車事故の減少に一定の成果を上げたものと評価しております。

その一方、いまだ自転車運転者に交通ルールが徹底されているとは言いがたく、違反の指導警告は増加しており、特に中高生が約4割を占めている状況にあります。

このような状況を踏まえ、今後もこれらの取り組みを継続するとともに、例えば中学校、高校に配付している交通安全教材についても、学校現場で活用されやすいように内容をより一層わかりやすくタイムリーで生徒の注意を引くものに充実を図るなど、自転車運転者講習の周知が一層図られるよう取り組みを継続していく必要があるものと考えております。

次に、秋の全国交通安全運動の実施結果も含めた全国通学路一斉取り締まりの状況についてお尋ねがありました。

9月21日から30日までの間、秋の全国交通安全運動が実施されましたが、同期間中の24日には、児童を交通事故から守るため、全国一斉の通学路における交通指導取り締まりを実施し、県内では学校周辺における通行禁止違反など96件の違反を検挙しております。これは昨年の違反件数107件を11件下回っております。

本年は、これまで小さなお子さんが犠牲となる悲惨な交通事故が2件発生しており、児童の安全を確保するため、交通実態や交通事故状況

を分析し、通学路を重点に事故抑止に効果的な指導取り締まりを実施してまいりたいと考えております。

また、秋の全国交通安全運動につきましては、県民の皆様や各関係団体・機関の御協力をいただきながら、子供と高齢者の交通事故防止を運動の基本に、交通安全意識と交通ルール遵守意識の高揚を目的とした各種交通安全キャンペーンや交通指導取り締まりを実施したところであり、期間中の交通事故は、件数では55件が発生し、これは昨年同期間と比較すると減少したところですが、残念ながら高齢者の方お一人がお亡くなりになっておられます。

また、交通指導取り締まり状況につきましては、一般交通違反が4,751件、シートベルト等の点数違反が2,202件と、ともに前年同期間を上回る結果で、各種イベント等の啓発活動とあわせ期間中の交通事故減少に寄与したものと評価しております。

これから重大事故の発生が懸念される年末に向け、これまでの期間中高まった交通安全意識を持続させるとともに、効果的な交通指導取り締まりと街頭活動を強化し、交通事故から県民の皆様を守る活動を展開することとしております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 路面下の空洞調査の入札方式につきまして、本県も早期に技術評価型の入札方法に変更すべきではないかとお尋ねがございました。

路面下の空洞調査につきましては、本年度からの3カ年で約120キロメートルの区間におきまして実施する旨、本年2月の予算委員会でお答えしたところでございます。現在、調査業務の発注準備を進めているところです。

調査業務の一般的な入札方式につきましては、価格競争方式と、このほかに技術と価格の両方

を総合的に評価する総合評価落札方式がございます。また、高度な技術提案を求める業務には、プロポーザル方式を採用する場合もございます。

路面下の空洞調査では、企業により、空洞の発見率にばらつきが見られるという報告もあることから、技術力を一定評価する入札方式について国や先進自治体の事例を参考に検討を進め、今年中をめどに業務発注を行うこととしております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 高齢者肺炎球菌ワクチンについての御質問にお答えします。

まず、昨年度の県全体の接種率についてのお尋ねがありました。

高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成26年10月より予防接種法に基づく定期接種となり、経過措置もありますが、基本として65歳に達する年度に1回接種を行うことになっています。平成26年度の実績は、現在国において集計の途中ですが、定期接種の実績報告から独自に集計した結果では65歳の接種率は49.7%となっており、同年代に行われるインフルエンザの定期接種の接種率50.3%とほぼ同等の接種率となっています。

次に、実施主体は市町村だが、県としての制度の啓発や接種率の向上をどう図るかなどについてお尋ねがありました。

高知県の予防接種法に基づく定期接種の実施体制については、住民の利便性を高めるため、全市町村で統一した内容で医療機関と契約し、住所地に関係なく県内のかかりつけ医療機関で接種できる体制を全国に先駆けて平成13年度より導入しています。その中で、医療機関への制度の周知及び住民への一般的な制度周知は県が、住民への個別の連絡などは市町村が行う役割分担をしています。

高齢者肺炎球菌ワクチンの啓発については、

県事業として市町村への助成を行っていた平成25年度及び平成26年度には、県において新聞広告や医療機関でのポスター及びチラシによる啓発を実施するとともに、同時期にワクチン業者に啓発を行っていただくなど、効果的な啓発に努めてきました。

市町村においては、県の助成事業実施時より対象者への個別通知を行うとともに、定期接種開始に当たっては、経過措置がありわかりにくい制度となっているため、住民が理解しやすいよう資料を作成したり、未接種者には再勧奨を行うなど、個人個人に細やかな対応をしています。

高齢者肺炎球菌ワクチンについては、予防接種法に基づく定期接種となりましたので、子供の予防接種など他の定期接種と同じく、県下全市町村での統一した実施体制の中で定期的に市町村の担当者会などにより、情報共有を図っていきたいと考えています。

○22番(黒岩正好君) それぞれ丁寧な御答弁を大変ありがとうございました。

それでは、2問に移りたいと思います。まず、商工労働部長に伺いたいと思いますが、若者のUターン、特に大学生等が県外に出てなかなか高知に帰ってこれない状況というのは、2月議会でもさまざま御答弁があったとおり、2割程度という現実がございます。それに対して、さまざま県として対策を打ってきているわけですが、なかなか上昇の流れには大変難しいという現実がございます。

そういった取り組みをする中で、なかなか高知にUターンして仕事を探して高知に住むという状況にいかない要因はどういうものがまず考えられるのか、そして、その課題をどう整理して今後の施策に活かしていくのかということをまず伺いたいと思います。

それと、同じく商工労働部長ですが、産業集

積を進めていく上で、企業誘致、これは大変重要だと思えます。その企業誘致とともに団地造成、これが今高知市の一宮、あるいは南国市の日章等で進められていると思えますが、これは今どんな状況になっているのか、進捗状況をまずお聞きしたいと思います。

それから、これまでの団地造成は、大体高知市東部のほうが主体的に行われてきています。なかなか西部の土佐市だとか、いの町だとか、高知市の西のほうは土地がなかなか十分な状況でないというふうなこともあろうかと思えますが、こういった西部のほうの団地造成の方向性、計画はないのかどうか、そのあたりもあわせてお伺いをしたいと思います。

それから、18歳選挙権でございますが、教育長、文化生活部長にちょっとお伺いをしたいと思います。18歳選挙権は70年ぶりの制度改正ということで、若い人たちの声を反映できる大変重要な年齢引き下げということでございますが、やはり教育の中立性が保てるかどうか、これが非常に課題として今後出てくるかと思えます。特に、今回の平和安全保障法制のようなさまざまな意見が交錯するような場合、大変現場の教員の言動、これが生徒に与える影響というのが極めて大きいと思えます。そういうことで、いかに教員に徹底をしていけるかどうかというのが課題だと思えます。確かに文科省からさまざまな示されるわけではありますが、例えば新聞の事例ですね。こういうことを使って補足的に新聞教材で説明するというケースも、ままあるかと思えます。ところが、今回のようになかなか新聞報道でもさまざまな意見が分かれているという現状があるわけですので、こういうところをあわせてどういうふうにしていくということも課題だと思えます。

現に新聞報道によりますと、今回の安保法制の議論の中で、例えば新潟市の小学校の教諭が

自分自身の所属する市教委で配る予定の安全法制関連法案に反対するビラを誤って児童に配付して、そういったことで父兄から学校に連絡があつて問題が発覚をしたとか。あるいは、大阪府堺市では、小学校の廊下に政治ビラで、安倍政治を許さないと、こういった掲示をしたりとか。また、福岡県の福岡教育大学の准教授が安保法制反対の練習を授業で学生にさせていたとか、こういうことが新聞報道に載っているわけですね。

文科省がさまざまとこれから取り組む内容が出てくるわけですけれども、現実には学校現場におけるそういったさまざまな動きが出てきた場合、それぞれ対応を図られると思いますが、今後県教委あるいは文化生活部としてどういう取り組みをされていくのか、第2問としてお伺いをしたいと思います。

○商工労働部長（原田悟君） まず、若い方のUターンがなかなか進んでいないという御質問をいただいております。今議員がお話しされましたように、アンケート調査でもまだ、県外へ出られた学生さんの2割未満の方しか帰ってこられていないといった状況もあるところでございます。大きく要因ということでいいますと、やはり県内の企業、本当にいい企業がいっぱいあるんですけれども、そういう企業の状況なり、どういうことをやっておられるかといったようなことが、十分まだ知らしめることができていないということもありますし、もう一つやはり大きな要因としましては、受け皿の企業といえますか、魅力ある企業づくりというのが、これからまだまだ進めていく過程であるといったようなこともあろうかと思えます。

知っていただくということにつきましては、先ほど私も答弁をしたところもでございますが、やはりきちっと若い方に情報を知らせる、もっと言いますと、高校生より前の段階、小中といっ

たような段階からきちっと県内の企業の状況なんかをお知らせするといったようなことも大変重要なことではないかというふうに思っているところです。それから、先ほど申しました県外のUターンを促すために、できるだけ情報を周知する、つなぐといったもののパイプといたしますか、そのラインをもっともっと太くするという取り組みを広げていきたいというふうに思っているところです。

受け皿につきましては、産業振興計画、これを徹底して進めていくということが基本にございますが、より現実的なものとしまして、若者の雇用で非常に重要な事務系職場の誘致といったものについても、ぜひその集積を図っていくということも力を入れていきたいというふうに思っているところでもございます。

それと2つ目で、現在の県内の工業団地の進捗状況ということのお話がありました。お話にもありましたように、今現在高知市と南国市で、共同開発で2カ所の団地の整備を進めているところです。高知市は一宮のところ約5ヘクタールの分譲面積を予定しております、もう既に本年度中の工事の着手をするようにしており、平成29年度の完成に向けて今、鋭意作業を進めているところでございます。

それから、南国市の団地につきましては、日章工業団地という、これは仮称でございますが、大体11ヘクタールの分譲面積を予定しておりますが、これも現在、早期の完成を目指して用地調査、地元の協議を鋭意進めさせていただいているところでございます。

それと次に、団地に関しまして西部のほうが少ないのではないかというお話がありました。現在、工業団地につきましては、市町村と共同で開発を進めさせていただいております。ぜひこれからも、現時点では具体の計画というのはございませんけれども、鋭意また市町村のニー

ズ等もこれから十分聞いていきたいと思っております。企業の誘致という面でいきますと、やはりこれから1次産業といったような部分とどうつながっていくのか、1次産業の新しい展開の中でそれを活用した加工工場の誘致でありますとか、そういったような観点でも進めていきたいと思っております。それから、先ほど申しました事務系職場ということでありまして、それは過去には東部の立地があった事例もございますし、いろんな情報を提供しまして、県内各地でそういう立地がなるように今後、また取り組んでいきたいというふうに思っております。

○教育長（田村壮児君） 18歳以上の選挙権を付与されたということで、より若者に若い段階から政治に参画してもらうためのしっかりした見識を養ってもらうということが重要だろうというふうに思います。その際に、高校生はまだこれからしっかりした見識を養っていこうという段階でございますので、その段階で大きな影響力を与える教員については、しっかりとした政治的な中立性ということが強く求められるということだろうと思います。そのことについては、先ほども申しましたけれども、今回文部科学省から示された指導書、あるいは副教材、そういったものも参考にしながら研修会を行って、しっかりとそういったことの認識をつけていきたいというふうに思っております。

それから、安保法制などの具体的な政治事象に関する問題でございますけれども、その際に新聞などを教材に使って議論を行うというようなことは、それは当然あると思います。むしろそういったことも推奨されているわけでございますけれども、その際にはできるだけ多角的、多面的な視点での議論が行われるようにということがございますので、仮に新聞が示される場合でも、いろんな、できるだけ違う意見を持った新聞を使って授業を行うということが必要に

なるというふうに思っております。

それから、仮に不適切な対応を教員が行ったような場合ということでございますけれども、基本的には学校長において適切な指導が行われるべきというふうに思っておりますが、その内容によって、深刻な内容であるというような場合については、教育委員会においてもそれなりの対応が必要であろうというふうに考えております。

○文化生活部長（岡崎順子君） 学校教育におきましては、国立、公立、私立、いずれの学校でということをお問はずに、教育基本法等に定められます学校の政治的中立性の確保ということは、これは必要なことでございます。このため私立学校でありましても、公職選挙法など関係法令を遵守して生徒に対する指導を行っていくということが求められるということでございます。

このため、第1問で教育長が申し上げましたように、問もなく文部科学省のほうから政治的活動や政治的な中立性に関する留意点を盛り込んだ通知が出るというふうにお聞きをしておりますので、私立学校に対しましてもこの内容の周知徹底を要請してまいりますし、私立学校といたしましては学校で主体的に対応していただくということになります。

また、公立大学に関しましても、学生の政治参加意識の向上に向けました啓発活動等の実施が求められておるところでございますが、その場合におきましても、教育基本法に定める政治的中立の確保に留意をしつつ、各大学の実態に即して取り組んでいただくことになると考えております。

○22番（黒岩正好君） ぜひとも政治的中立が教育現場で行われるように、どうかよろしく願いしたいと思います。

いよいよ知事選挙も10月29日が告示ということでございます。1カ月を切ったわけでありま

すが、今のところ立候補を表明したのは知事一人ということでございます。恐らく2期目と同じように3期目も無投票、再選ということになるのかという予測をしております。

私は今回の提案説明、また今回のそれぞれの答弁等を聞いておまして、本当に知事はこの高知県勢の浮揚に対しての並々ならぬ思いを持って取り組んでいるということが、現実にも今この高知県内の多くの皆さん方からリーダーシップを持ってやってくれということの証左ではないかなと、こう思うわけでありまして。そしてまた、2期目のときの決意から比べまして、今回3期目、知事自身の思いがまさにバージョンアップしていると、すごいその決意がびんびんと伝わると、そういう感じをしております。質問の中でも言いましたが、やはり県民のために知事を中心に執行部そして議会が力を合わせて県勢浮揚、また高知の県民から本当に高知がよくなったと言ってもらえるような、そういう県政をつくっていくために一生懸命汗をかいていかなきゃいけないなど、こういうこともあわせてお互いに決意をし合って、一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩



午後1時20分再開

○副議長（西森雅和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

5番土居央君。

（5番土居央君登壇）

○5番（土居央君） 自由民主党、高知市選挙区選出の土居央でございます。

ことし4月執行の統一地方選挙におきまして県民の皆様より御信任を賜り、地方にとってこの厳しい時代に県民を代表させていただき議席をいただきましたこと責任と使命を胸に、地方の繁栄なくして国の繁栄はないんだという信念でこの4年間全力で県勢浮揚に貢献をしていきたいと決意しております。執行部初め県職員の皆様、同僚議員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

さて、初質問でありますので、尾崎知事にあるこれと質問をさせていただきたい気持ちもありますが、知事の政治姿勢など基本的な事柄につきましては、これまで折々に知事のお考えに触れる機会を得て、その思いに共感させていただいてまいりましたので、またこれまでも代表質問もありましたので、総括的な質問は避けまして、個別の県政課題について質問をさせていただきたいと思っております。

まずは地産外商戦略、農産物・食料品の需要フロンティアの拡大について順次質問をいたします。

初めに、高知県園芸青果物の高鮮度輸送の課題です。

平成25年に策定されました国の農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農産物・食料品の需要フロンティアの拡大はその柱の一つに掲げられております。本県では産業振興計画により、農業産出額や食料品製造業出荷額など目標値を設定し、農業・食料品分野での地産地消・地産外商戦略を進めております。特に高知県の園芸青果物は年間630億円の外貨を稼ぐ外商の主力であり、地産としてはIPM技術などの生産技術の高度化や加工支援などの高付加価値化、また外商としては新たな販路拡大として都市部への販売や海外への輸出促進などにも成

果を上げていると承知しております。

今後さらにこれらの取り組みを継続的な成長につなげ、拡大再生産を実現する上に忘れてはならない重要な要素が、販売地までいかに鮮度を保って輸送できるかという点でございます。鮮度を保つことのできる期間が長ければ長いほど競争力は増し、販路拡大に確実につながります。逆に言えば、食料品は鮮度を保てる範囲でしか出荷できないのでありまして、地消にしても外商にしても、その戦略はマーケティングと生産体制だけではなく、その間のミッシングリンクをしっかりとつなぐ、輸送も含めて一体であり、トータルで考えていかなければ意味がありません。その点で、現在高知県には流通における鮮度保持について、本県青果物の競争力を支える一つの特許があります。それがパーシャル包装特許ですが、ニラやネギなどの青果物を包装する際に包装材への特殊加工により青果物の呼吸を制御する技術で、安価で高い鮮度保持効果を実現できる技術として、特に日本一を誇る高知県産ニラの95%を含め本県青果物70億円分の出荷に使用されております。

本県は平成13年にこの技術の特許を取得しており、園芸王国としてこの技術により保護されている利益は大きいものがあります。

しかしながら、この特許の有効期限が平成30年に迫っております。あと3年足らずで高知県の強みでありましたこの技術が、以降は全国で広く活用されることになり、その優位性は失われます。本県としてもその対策が求められていると思っております。

例えば本県では既にこの特許技術、パーシャル包装をキーテクノロジーとして鮮度維持能力の向上や対応品目の拡大を図るスーパー・パーシャルシールの技術開発を行ってきたと聞いておりますが、パーシャル包装の特許期間の満了を迎え、スーパー・パーシャルシール技術の活

用促進に向けた取り組みも進めていかなければならないと思います。

また、県外では高鮮度輸送に広く活用されております真空予冷庫も県内でも数例あるようですが、今後青果物の国内流通における競争力を確保するため、その導入支援なども進めるべきではないかと思っております。

こうした点も含めて、今後県は地産外商戦略として、県産園芸青果物の高鮮度輸送にどう対処していく考えか、尾崎知事にお聞きをいたします。

次に、農産物、食料品の輸出拡大を後押しする低コスト輸送手段の確保についてお聞きいたします。

本県の食料品の需要フロンティアの拡大を目指すために、新たな販路を確保する輸出の拡大は重要です。本県でも近年の外商努力が実り、2009年に約5,000万円しかなかった食料品輸出額は、昨年、2014年には3億3,800万円と大幅な伸びを示しました。その主たる要因は、ユズ果汁などユズ加工品で、5年間で6.7倍、また酒類が2倍になっております。今後、輸出の拡大を図る上に、低コストで効率的な輸送手段をいかに確保していくかという視点は地産外商戦略に問われるところと思っております。

基本的に、船便は航空便に比べて10分の1のコストで輸出可能であるとの実証結果もありますので、さまざまな鮮度保持技術の進歩は、コストの安い船便輸送の新たな可能性を生み出すものと期待をしております。

一方で今、株式会社ANACargoなどにより、航空貨物ネットワークを生かした新しい食料品輸出の物流スキームを提案されているとお聞きをしております、こちらの検討にも大きく期待をしておりますが、航空便にしろ船便にしろ、最大の課題はコストであろうと考えます。

そこで、本県の食料品の輸出拡大を後押しす

る低コストの輸送手段の確保や研究について県はどのように取り組んでおられるか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、地元産酒造好適米と土佐酒のブランド化についてお聞きをいたします。

平成25年12月、日本食がユネスコの無形文化遺産へ登録をされました。そのかなめとして注目されている食品が日本酒であります。特に酒造用一般米を使用した普通酒ではなく、酒造好適米を使用した吟醸酒以上の冷酒に世界の人気が集まっているようでございます。本県も土佐酒の輸出促進を目指した取り組みを既に進めております。世界的な和食ブームの追い風にも乗り、県内の日本酒の輸出額はこの5年間で倍増し、2014年1億円に達したとお聞きをしております。最近では、新聞報道等にもございましたように、県と県内蔵元との協働により、特に欧州にて積極的な売り込みを展開されているとお聞きをしております。

私に限らず、高知の人は高知が酒どころであるとの意識が少なからずあり、いい酒がつけれる地域だと漠然とした自信を感じておられるものと思います。しかし今、全国の都道府県が同様の活動をし、地酒のブランド化を進めており、高知県としても今後の輸出促進や観光資源として活用するには、土佐酒としてのさらなるブランド化が必要だと感じております。いい酒をつくる要素は、米、酵母、水、杜氏だと言われます。実は意外にも高知県の弱点は米でありまして、酒造が盛んな割には酒米の供給を長らく県外からの移入に依存をしております。現在も原料として県産米の占める割合はわずか23.4%であり、特に輸出対象となる吟醸酒以上の日本酒に使用される酒造好適米の地元産比率も約19%と低迷し、多くの蔵元が県外産の酒造好適米を活用しているのが実態です。

今後、土佐酒のブランド化を図るためには、

酒造好適米が鍵を握ると思いますが、全国的に兵庫県の山田錦が有名で、各蔵が鑑評会へ出品する酒は山田錦でつくったものが多いのも事実であります。県内の多くの蔵元も使用しております。しかし今日、それぞれの都道府県の気候や土壌などの自然条件に適応したさまざまな特質を持つ好適米が次々と開発をされてきており、地元米を使っていこうという方向性も強まってきました。したがって、山田錦でなくても、例えば新潟県の五百万石、長野県の美山錦、広島県の八反錦、岡山県の雄町などのように国際市場を含めて高い評価をおさめる好適米も増加をしてきており、ほとんどの都道府県で独自の酒造好適米を開発しております。

高知県では、現在品種登録された吟の夢、風鳴子という2種の酒造好適米がありますが、生産量も少なく、ブランドというレベルには達していないように思います。

今後、地産地消や輸出拡大、またTPPを見据えた食用米の転作推進などが求められる中、地元の酒造好適米の開発と品質向上、生産拡大、そしてそれによるブランド力を持った地酒の生産は、それぞれの都道府県にとって食産業、観光振興、ひいては地域活性化に貢献できる事業だと感じております。また、2011年から使用米の産地表示が義務づけられていることから、これからは、地元米の使用は地元酒としてのブランド形成の重要な要素になってくるのではないかと考えます。

そこで、私は本県独自の酒造好適米、吟の夢の品質向上と生産拡大、また新しい酒造好適米の開発促進などを、産業振興計画の中に位置づけ、行政と蔵元と農家との協働でブランド化を進め、全国はもちろん、グローバルに勝負できる土佐酒を生み出す戦略を打ち出すべきではないかと考えますが、尾崎知事の見解をお聞きいたします。

次に、医療・介護・福祉政策について順次質問いたします。

厚生労働省の発表による2014年度の概算では、国民医療費は初めて40兆円を超えることが確実となっております。また、2013年度の1人当たり医療費の都道府県別分析によると、高知県が最高で64万2,000円、千葉県が最低で41万5,000円と約1.5倍の差があります。こうしたことを背景に、厚労省は地域差の解消を掲げ、療養病床の削減を柱に、医療と介護の一体改革を進めております。

10年後、2025年の高知の医療像を描く県の地域医療構想は、国の示した必要病床数をもとに、県内病床数の削減を図るものですが、県内4つの二次医療圏の全てにおいて、医療法で定められた基準病床数を既存病床数が上回っております。特に高知市を中心とした中央医療圏においては、5,000を超える大幅な過剰が指摘をされており、厳しい見直しが迫られることになりそうです。しかしながら、高知市ではひとり暮らし高齢者率が、男性14.1%、女性28.4%、特に80歳から84歳までの女性では、ひとり暮らし高齢者率が35%を超えているなど、以前に比べ差が小さくなってきているものの、全国平均をおよそ1.5倍上回っており、今後もふえ続けると予想されております。これは支援が必要になったときに、在宅では対応が困難なケースが多いという実態でもあり、構想策定にはこうした地域の実情を踏まえた配慮が求められるべきだと思います。

県では、来年度前半までに構想を策定する目標を立て、今後データの収集・分析作業を進めていくこととしており、先々に地域医療構想策定ワーキンググループが初会合を開いたところではありますが、こうした地域性を構想にどう反映させていく考えか、また地域の実情を踏まえた上で療養病床を抱え、これまで地域医療を

担ってきた医療機関とのコンセンサスをどう形成していく考えか、県の基本姿勢について尾崎知事にお伺いをいたします。

一方で、東京一極集中からの脱却策として、高齢者の地方への移住促進が提案されております。日本創成会議の提言によりますと、高知市を中心とする中央医療圏は、医療・介護面で余力があるとして期待をされているそうです。現に国では高齢者の地方移住促進策は政府の地方創生基本方針案にも盛り込まれており、本県も高知版C C R Cの推進など、元気でアクティブな高齢者の移住について積極姿勢を打ち出しております。

高齢者の受け入れの前提としては、医療や介護が必要になったときの受け皿が存在するかどうかですが、受け皿には施設と人材の双方が必要です。

そこでまず施設に関して、こうした高齢者移住の促進という視点に立ちますと、私は本県の人口当たり病床数日本一という地域医療構想では過剰とされる弱みが、高齢者移住を推進する地方創生総合戦略では逆に受け入れする医療資源に余力があるという強みになるのではないかと考えています。

経済効果を考えましても、3年前の県の試算によりますと、60歳の健康な夫婦50組100人が大都市圏から高知市に移住した場合、社会保障費の負担がふえたとしても、税収増や医療・介護を含む消費活動によって新たな雇用が生まれ、全体ではプラスの効果があり、経済波及効果は65億円に上るとされております。東京圏で今後10年間にふえる75歳以上の高齢者が175万人に上ることを考えましても、都市圏からの高齢者移住に向けて病床の多さを逆に売りにしていくことで、高知版C C R Cなど高齢者移住の促進につなげていく戦略もあるのではないかと考えます。

また、余剰と言われる地方の病床を都市圏で対応し切れない高齢移住者に振り向けるという前提に立てば、国の方針とも矛盾なく、高齢者の地方移住に貢献できるのではないのでしょうか。

そこで、本県の医療資源の余力についての御認識、そして療養病床の削減などを求める地域医療構想と高齢者地方移住との整合性をどう考え、対処していくのか、健康政策部長の見解をお聞きいたします。

次に、介護人材の確保についてお聞きをいたします。

この課題については、介護と看護の競合の問題が指摘されることがあります。看護師不足の問題もこれまで議会でも取り上げられ、その育成策も進められていますが、データを申し上げますと、現在高知県10万人当たりの就業看護師・准看護師数は、病床数と同様に全国1位、また看護師養成校の定員数は全国6位となっており、今年度も養成校が16校で定員845人に対し入学者数は857人と定員をオーバーしており、後に述べますが、介護福祉士養成校とははっきりと明暗が分かれている状況です。ことしも2校開校しており、今後安芸郡医師会も新たな開校を目指しているとお聞きをしております。一方で、介護福祉士養成校は県内に2校しかなく、定員は120人、しかも入学者は79名と、定員に対し66%という大幅な定員割れを起こしております。

こういう状況に至り、介護福祉士養成校関係者からは、医療・福祉分野へ進もうとする若者の限られたパイを看護と介護が奪い合っているような状況だという指摘を聞きます。確かなことはわかりませんが、このところの看護学校の増加による入学者増と、それに反比例するような介護福祉士養成校の入学者の激減、また私自身が介護に行くくらいなら看護に行くなどの声を聞くこともあり、何かしらの相関関係があるのではないかとの思いにも至ります。

そこで、県はこうした状況をどう認識しているのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

看護と介護、将来の人材不足がともに想定をされている中で、お互いを今後どう充足させていくのか、大変大きな課題だと思います。

そこで、県は介護分野を志す学生たちの進路先の確保対策についても、学生数とそれぞれの施設数、定員数などを総合的に捉え、介護と看護といった職業間での人材の偏在が生じないように計画的に取り組む必要があるのではないかと考えますが、地域福祉部長に見解をお聞きいたします。

次に、介護人材の確保策として、養成校への支援体制についてお聞きをいたします。

厚労省は、9月18日、来春卒業予定で就職を希望する高校生の求人倍率が7月末現在で1.54倍と発表しました。高知県でも1.03倍となり、子供たちは仕事を選択できる状況にあります。さらに、介護分野に絞れば昨年12月時点で1.36であり、募集をしても人が来ない状況だとお聞きします。

介護職につくためには、特に資格は要りません。看護職と違い誰でもあしたから介護現場で仕事をするのは制度上可能であり、一見人材確保の裾野は広いように見えますが、その分他業種との競合も多く、マッチングも難しく、離職率も高いという現状があります。県もさまざまな介護人材の育成策を講じてはおりますが、先ほど述べたとおり、人材は既に不足状態にあり、10年後は900人もの不足が推測をされております。

こうした状況の中、将来の介護の担い手を確実に確保していくためには、私は介護専門職である介護福祉士の養成を柱に位置づけ、支援を集中するべきだと考えております。

特に介護福祉士養成校の卒業生は、県内介護事業所にとり最も確実に期待できる人材供給源

となっています。しかし現在、県内に2校しかなく、しかも入学者は激減し、大幅な定員割れ状況にあります。こうした傾向に歯どめをかけ、介護分野への志ある人たちをしっかりとつなぎとめ、養成校へ誘導する政策が求められていると思います。

養成校への入学者が激減している原因として、私は介護職に対するイメージ的な誤解があるのではないかと感じています。

そこで、福祉・介護現場の就労環境の改善とイメージアップ、そして小・中・高校生を対象にした福祉・介護分野のキャリア教育の充実強化を具体的にどう進めていくのか、また取り組みの成果をどうはかるのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

また、離職者向けの公共職業訓練においても、介護福祉士の養成コースが設定され、この2校の養成校で訓練が行われておりますが、こちらも定員割れの状況となっています。このことはさきに述べた介護職のイメージの誤解に加え、養成校の生徒募集と違い、募集期間が長くて1カ月程度と短いことも影響しているものと思います。

私はわずか10年後に介護職員が900人も不足するという大きな問題を考えますと、この職業訓練の募集も国の制度とはいえ、PRも含めてもう少し工夫できる余地があるのではないかと思います。

そこで、商工労働部長に介護人材の確保に対する認識と公共職業訓練の募集に対する対応について見解をお聞きいたします。

この問題の最後に、地域医療介護総合確保基金についてお聞きをいたします。

医師や看護師など医療従事者の人材確保策について、国は地域医療介護総合確保基金を設置しております。高知県ではその活用のため、高知県計画を策定し、その中で在宅医療の充実の

ための環境整備、医師や看護師の確保・育成、看護師養成校への経済的支援、また看護師の就労環境の改善、そして高知県の看護職員の現状を捉え、地域の実情に応じた看護職員確保と定着を目指した検討委員会の立ち上げなど、その充実を図る環境が整備されつつあります。しかし、介護には、いまだそうした支援のフィールドが弱いのではないかと感じております。

本県でも、医療と介護の一体的な改革が必要ですが、地域医療介護総合確保基金を今後介護分野にどう活用していく考えか、地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、入札制度改革、公共施設の建物等清掃委託業務についてお聞きをいたします。

建築物はその維持管理の方法により、建築時に近い状態で維持できるものでございます。築年数がたてばたつほど、適正な維持管理がなされてきた建築物とそうでない建築物とでは雲泥の差が生じてきます。今後公共施設の長寿命化やストックマネジメントの必要性を考えましても、公共施設の衛生的環境を維持管理するための委託業務の発注は、よりそうした点への配慮が必要だと思います。

建物清掃業務については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、略称ビル管法と言います、この法律のもと、事業者が適切に業務遂行できるように資質の向上を図っていくことが求められ、資格者の存在と研修の義務づけなど、一定の技術的要件及び機械器具や設備を求める物的要件を必要とする都道府県知事の登録制度が設けられております。

これは企業努力によって確かな技術力や知識、経験を証明する資格のようなものでございますが、このように登録の取得等を通じて企業能力を向上させていこうという企業努力について、県としても適正に評価をするべきだと思います。

しかしながら、これまで県の公共入札におい

ては、この知事登録制度が生かされていない業者選定方法がとられているために、ビル管法で求められている品質確保のための仕組みが十分とは言えない状況でありました。こうした状況は、法の趣旨から考えても好ましいものとは言えないと思います。

本県では、こうした趣旨を御理解いただき、今年度から県庁本庁舎と西庁舎の清掃業務委託については、知事登録を指名の要件としておりますが、今後はさらに公共施設の衛生的環境の一層の確保を図るため、本庁舎以外の庁舎へと適用を拡大するべきだと考えますが、総務部長の見解をお聞きいたします。

また、成果品の品質確保には、適正な価格で発注することが重要です。県では平成19年、行政監査による指摘を踏まえ、これまで各庁舎ばらばらであった清掃業務委託の発注仕様や積算方法を改善するために統一的な積算基準を示し、各庁舎管理担当所属長宛てに通達をしております。このことは公共発注の品質の向上、雇用条件の向上、地元企業育成など社会的な価値の実現につながるものと評価をいたします。

一方、平成25年度から平成27年度の落札率を見ますと、最低が53.9%という発注もあり、60%台の発注も散見されます。一般的に60%台は低入札と言われますが、清掃業は適正な請負価格下でも人件費が80%を超えるという典型的な労働集約型産業であり、企業努力による経費削減の余地が少なく、受注価格の低下が品質の低下に直結する傾向があります。

こうした公共入札の方向性と建物清掃業の実態を踏まえ、今後さらに建物等清掃委託発注における品質向上や地元企業の健全育成などを実現していくために、低価格入札を生まない入札制度改革を進めるつもりはないか、会計管理者の見解をお聞きいたします。

最後に、地籍調査事業についてお聞きをいた

します。

地籍調査は自治事務として市町村等が実施主体となっておりますが、必要経費は国が2分の1、残りを県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとなっております。さらに、県や市町村が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には県や市町村は5%の負担で地籍調査事業を実施しております。

地籍調査は、関係者が境界を明示できることを前提として進められていますが、用地図をもとに現状とずれがないかどうかデータを機械に落とし込み、全体の確認をした上で、重ね合わせをして確認する復元という作業が必要となるケースがあります。復元は過去のデータを現状に落とし込むという作業なので、データが古いほど手間のかかる傾向にあるそうです。

しかし、この復元作業はもともと地籍調査事業の工程に含まれておらず、地籍調査費の中にも復元費用が含まれておりません。このことから、土地家屋調査士や測量コンサルなど地籍調査事業の受託者にとって大きな負担となっております。

東京都では、国から承認を得て地籍調査事業の中で、この復元作業を行っているとお聞きをしましたが、これは大都市に例外的に認められたものであるとのことでございます。しかし、本県も南海トラフ地震を控え、今後その対策としても地籍調査のスピードアップをしていかなければならない中で、実施主体である市町村の負担軽減につながるこうした手法を本県も実施できるよう、国に働きかけていくべきだと思いますが、土木部長の見解をお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地産外商戦略として園芸青果物の高鮮度輸送への対応についてのお尋ねがございました。

大消費地から遠く、輸送に時間を要する本県が地産外商戦略の柱となる園芸品を出荷するに当たりましては、鮮度保持ができる輸送システムが大変重要であると考えております。そのため、高知県園芸連ではJAの集出荷場から市場まで低温で鮮度保持を行うコールドチェーンによる流通体系を整備しているところであります。

議員御指摘のとおり、県が持つパーシャルシール包装の特許は、平成30年をもって終了いたしますので、本県の優位性を保つため、平成23年にパーシャルシール包装の商標を取得しております。このことによりまして、他県はパーシャルシール包装と表記して販売できないため、本県だけがパーシャルシール包装の知名度を生かした有利な販売が見込まれるところであります。また、この包装技術は他県にない高知県園芸連の一元集出荷によるコールドチェーン体制のもとで、より高い鮮度保持効果を発揮するものでありますので、広域のコールドチェーン体制が整っていない他県で単にパーシャルシール包装を取り入れたとしても、本県の優位性が直ちに失われることはないと考えております。

しかしながら、今後想定される他県の追従も踏まえ、本県の優位性を保つための新たな鮮度保持技術の開発は重要な課題でありますので、農業技術センターにおきまして、パーシャルシール包装の適用が難しいセリや葉ニンニク等につきましては、スーパー・パーシャルシール包装技術を応用した低コストで鮮度保持が可能な包装技術の開発に取り組んでいるところでございます。さらに、鮮度保持に加えて腐敗対策にもつながる新たな光照射による技術開発にも、他県に先駆けて民間企業と共同で取り組んでいるところでございます。

一方、集出荷場において短時間に野菜の温度を下げるができる真空予冷庫等の施設の機能強化は、重要な課題でありますので、国や県の事業の活用により支援してまいりたいと考えています。

県といたしましては、新しい鮮度保持技術の活用や、施設の機能強化を農業団体に提案しながら、本県の園芸青果物が他県に比べて優位となる高鮮度輸送の強化に取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

次に、地元産の酒造好適米とグローバルに勝負できる土佐酒を生み出す戦略についてのお尋ねがございました。

酒造好適米については、高知県酒造組合からの土佐の酒は土佐の米でという要望を受けて、県では吟の夢、風鳴子といった品種を育成するとともに、生産拡大に取り組んでまいりました。本県の主要品種である吟の夢は、酒造適性がすぐれ、酒造メーカーからの評価は高いものの、品質面では1等米の比率が低く、粒が小さいなどの課題がございます。また、栽培面では丈が長くなるため倒れやすく、収穫前にもみが外れ落ちるなど、主食用の品種に比べて栽培が難しいことなどもあり、酒造組合の使用量に占める県産米のシェアは19%にとどまっているところであります。

このため、県では酒造メーカーやJA、生産者等で組織する高知県酒米研究会で栽培方法などの情報交換を行いますとともに、肥料の量や植えつけ時期を変えた実証圃を県内各地に設けるなど、品質の向上に取り組んでいるところであります。その結果、吟の夢に対する生産者の関心は高まり、栽培面積はここ2カ年で約20ヘクタール増加し、平成27年産は44.5ヘクタールとなっております。また、農業技術センターでは、栽培しやすく、品質、酒造好適性がすぐれる新たな品種の育成にも取り組んでおりまして、

工業技術センターで清酒としての味や香りなどを分析、評価する段階まで来ているところであります。

先日、ロンドンで開催いたしました土佐酒の賞味会でも、工業技術センターによって開発された酵母の種類豊富さや高知県産の酒造好適米について高い関心が寄せられました。こういったことから、高知県産の酒造好適米は国内流通はもとより、海外へ打って出る場合にもターゲットであるシェフやソムリエ、日本酒バイヤーなどに土佐酒の魅力を訴求する大きな武器の一つになるものと考えております。

県としましても、今後酒造好適米の生産拡大から土佐の米を使った土佐酒のブランド化、さらには輸出拡大までの取り組みを一貫して新たに産業振興計画に位置づけ、酒造メーカーや生産者との連携を密にして、生産振興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、本県の地域性を地域医療構想にどのように反映させていくのか、また医療機関とのコンセンサスをどう形成していくのかのお尋ねがございました。

本県の人口当たりの療養病床数は全国一多い状況でありますけれども、全国に先行して高齢化が進展していること、高齢者単身世帯の割合が高いことなどに伴い家庭の介護力が弱いこと、医療へのアクセスが困難な中山間地域を多く抱えていることなどを背景として、長期療養の入院ニーズが高い傾向にあります。

このため、地域医療構想の策定段階において、療養病床の入院患者の状態、所得、家族の状況、提供されている医療や看護等の内容を詳細に調査する予定といたしておりまして、今後はこの調査結果や国における療養病床のあり方等に関する検討の内容を見据え、適切な医療と介護の分担による患者や利用者のQOL、すなわち生活の質の向上にふさわしい受け皿整備の方向性

を地域医療構想に反映させていきたいと考えているところであります。

また、地域医療構想の策定を行うため、高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会のもとにワーキンググループを設置し、8月に検討を開始したところであります。ワーキンググループには、療養病床を抱え、地域医療を担う医療機関の団体の代表にも参画いただいております。医療現場の意見も十分お聞きしながら、その人にふさわしいサービスが提供できる受け皿を確保する、行き場のない入院患者を出さないことを前提といたしまして、医療機関が自主的な選択や取り組みを行っていくことを基本に、地域医療構想の実現に向けた合意形成を図ってまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、県民の皆様が安心して医療が受けられるよう、医療制度を持続可能なものにしていくという観点のみならず、高知の地域特性を踏まえて県民の社会福祉の向上につながるよう取り組んでいくことが大切であると考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 食料品の輸出拡大を後押しする低コストの輸送手段の確保や研究の取り組みについてのお尋ねがございました。

食料品の輸出につきましては、平成21年度にはおよそ5,000万円であった食料品の輸出額を平成27年に3億円にすることを目標に掲げ、全国一の生産量を誇るユズを中心にヨーロッパやアジアへの売り込みを進めてまいりました。その結果、平成26年の実績は3億3,800万円となり、1年前倒して目標を達成することができたところでございます。これまでの食料品の輸出に向けた取り組みは、ユズや日本酒などの品目ごとにその強みや特性から、アプローチすべきター

ゲットを見定めた上で、著名なシェフやジャーナリスト、バイヤーなどを招聘する賞味会を足がかりに、取引先を絞り込み、成約に結びつけるという手法を進めてまいりました。

こうした商流の確保と並行して輸送手段につきましても、リードタイムなどの相手方のニーズや商品特性、物量などを総合的に勘案し、多様な手段の中から最適なものを選択できるようサポートをしてきたところでございます。一例として、フランス向けの冷凍ユズ果汁におきまして、商社が手配をした東京港からコンテナで輸出するルートを、ポートセールス活動を通じて高知新港からのルートに切りかえ、コストの削減につなげたという事例もございます。

輸送手段に関しましては、次々と新たな技術やシステムが開発されておりますので、議員からお話のありました事業者を初め多様な物流事業者の皆様からの提案も十分にお聞かせをいただきながら、本県の輸出品目に最も適した輸送手段の確保に向けて引き続き情報収集と研究を重ねてまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 日本創成会議の提言を踏まえた本県の医療資源の余力をどのように認識しているか、また地域医療構想と高齢者地方移住との整合性をどのように考え対処していくのかのお尋ねがありました。

日本創成会議の提言において、本県は医療の余力があると評価されていることについては、全国に10年ほど先行して高齢化が進んでいる本県では、65歳以上の高齢者の推計人口が2020年をピークに減少に転じること、さらには日本一の健康長寿県構想の推進などによる健康寿命の延びや今後の在宅医療と介護などのサービス基盤の整備などにより、ある程度の余力が先々には生じてくる可能性もあるものと考えています。

地域医療構想における2025年の医療需要の推

計方法は、都道府県間の整合性を図る観点から国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を用いることになっており、移住などによる人口移動を見込んでいません。しかしながら、今後の県外からの移住の進展によっては、必要病床数に影響が出てくるのが想定されますので、その際には移住政策と医療政策の整合的な対応を可能とするような制度調整を国へ提言していく必要があるものと考えています。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、看護師養成校の入学増と介護福祉士養成校の入学減といった状況への認識についてのお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、近年の看護学校の入学人数は、平成25年度の778名から平成27年度は養成校が新たに2校開校したこともあり、857名と79名の増となる一方、県内2校の介護福祉士養成校の入学人数は、平成25年度の120名から平成27年度は79名と約3分の2へと減少いたしております。

他方で、20歳以上65歳未満の人口当たりで比較をいたしますと、平成26年12月末で就業されている看護師と准看護師の合計は全国1位となる一方、平成27年3月末で登録されている介護福祉士数は、全国4位といった状況にあり、看護師、介護福祉士のいずれも全国的には上位に位置づけられます。

議員のお話にもあります看護師と介護福祉士の相関関係について申し上げますことには難しい面がございますが、例えば給与面で比較をいたしますと、高知県の平均実賃金で看護職は約26万円、介護職は約20万円となっており、資格取得に要する保護者の皆様の経済的な負担のことなどを考えますと、看護師養成校が選択されるといったことも十分に考えられます。この点、全従事者に占める20歳代の女性の従事者を見て

みますと、看護師は13.8%、介護福祉士は9.7%と看護職場が高くなっております。

いずれにいたしましても、介護サービスの質と量を確保する上で、介護福祉士養成校の重要性は今後高まっていくものと考えられますので、入学者の確保を含めたその積極的な利活用などに向けて取り組みを強化する必要があるものと認識をいたしております。

次に、介護と看護の間で人材の偏在が生じないよう計画的な取り組みが必要ではないかとお尋ねがありました。

日本一の健康長寿県構想の取り組みを進める中で、地域地域において在宅生活の希望をかなえ、安心して住み続けられる県づくりを目指していくためには、議員からのお話にもありますように、医療サービスと介護サービスの安定確保に向けて、地域間、職種間で偏在が生じないような計画的な人材の確保対策を進めていくといったことも重要なポイントになるものと考えております。

こうした中、介護の分野では75歳以上の後期高齢者の割合が高まっていくこともあり、サービスの量の確保に加えて、サービスの質の向上や高度化といったことなども求められ、介護福祉士養成校などで専門的な技能を身につけた人材の必要性がこれまで以上に高まっていくものと考えます。

このため、県としましても、介護福祉士養成校の入学増への介護福祉士等修学資金の貸し付けによる人材育成に努めてまいりますとともに、職業訓練を通じて資格の取得につながる求職者支援制度の有効活用などを積極的に支援してまいります。あわせて、高校生に対する介護職員初任者研修の拡充や潜在介護福祉士の再就職支援、さらには就業者のキャリアアップ支援などを通じまして、地域地域で必要となる介護サービスの安定確保にしっかりと取り組んでまいり

ます。

次に、福祉・介護職場の就労環境の改善やイメージアップ、さらには小・中・高校生を対象としたキャリア教育の充実強化などに向けた取り組みと、その際における取り組み成果の把握などについてのお尋ねがありました。

まず、福祉・介護職場の就労環境の改善に向けましては、昨年度から新たな県単補助金を創設し、働きやすい職場環境づくりに向けまして、事業者による福祉機器の導入を支援いたしております。昨年度は特別養護老人ホームなどの17法人18事業所で活用され、移動用リフト18台や高さ調整機能つき電動ベッド64台などが導入されたところです。具体的な成果といたしましては、補助事業の導入職場における腰痛職員が導入前の281名から216人へと減少するなど、働きやすい職場環境づくりへとつながっているものと考えております。あわせて今年度からは、導入された福祉機器の効果的な活用を図るための研修会を開催するなど、ハード・ソフトの両面からの支援に取り組んでいるところです。

次に、小・中・高校生を対象にしたキャリア教育の充実につきましては、福祉・介護分野に関心を持っていただくための講演会の開催や施設の高齢者との交流・体験事業などに取り組んでおり、昨年度は小・中・高6校で376名の参加をいただき、本年度は新たに8校を加え、14校で実施することといたしております。昨年度、キャリア教育を実施した学校からは、学校行事として継続したい、地域社会との交流を促進する取り組みは教育活動の一環としても意義があるといった意見などをいただいております。また、今年度既にキャリア教育を実施した学校でのアンケート結果では、実施の前後で福祉・介護職場のイメージについて、よいと回答した生徒が47人から97人に、仕事をしなくなったとの回答は15人から44人へとふえますなど、好結果

を得ているものと考えております。

最後に、福祉・介護職場のイメージアップに向けましては、若者を対象にした啓発用パンフレットや教員を対象とした進路指導のガイドブックなどを作成し、県内全ての中高校生や教員の皆様などに配布をいたしております。さらには、毎年啓発のためのテレビ番組を作成いたしますとともに、11月11日の介護の日には、福祉・介護の仕事についての理解を深めていただくためのこうち介護の日イベントを開催しているところです。こうした啓発事業の取り組みの成果につきましては把握することが難しい面がありますが、いずれにいたしましても、介護事業者の皆様などの協力も得ながら多方面からの人材確保対策を総合的に進めることにより、福祉人材センターやハローワークなどを通じた福祉・介護職場への就業者数の実績などにより、その成果を検証していく必要があるものと考えております。

最後に、地域医療介護総合確保基金を今後介護分野にどう活用していくのかのお尋ねがありました。

本県では、これまでも平成21年度から26年度までの間、国の経済対策などによる基金事業を積極的に活用し、福祉・介護職場における新たな人材の参入促進に向けたマッチング機能の強化や職場定着率の向上に向けた職場環境の改善と研修体制の充実、さらには職場のイメージアップを図るための普及啓発事業などに積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、平成27年度からは新たな地域医療介護総合確保基金へと予算措置が移行することとなり、新たな基金事業では、地域包括ケアシステム構築のために必要となる地域人材の養成なども対象事業に含まれることとなりました。

このため、これまでの対策に加え、認知症の方や御家族などを地域で支える人材養成などに

取り組むなど、今後地域で必要とされる新たなニーズなどへの対応も図っているところです。また、当該基金は介護基盤の整備などにも活用できますことから、市町村が計画的な基盤整備を進める際には、現在取り組みを進めておりますあつたかふれあいセンターなどを活用した介護予防サービスの提供に必要となる施設整備や人材養成などにも積極的に活用してまいりたいと考えております。

今後とも地域の実情に沿った介護サービスの安定確保に向け、市町村や関係団体などとも連携を図りながら、人材確保対策については、質と量の両面から当該基金を積極的に活用してまいりたいと考えております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 介護人材の確保に対する認識と公共職業訓練の募集に対する対応についてお尋ねがありました。

高齢化が進む本県においては、お話にありましたように、県内の介護サービスにおける求人倍率は高く、人材の確保が厳しい状況にあり、質の高いサービスを提供するための介護人材の育成・確保は大変重要であると認識をしております。

お話のあった介護福祉士養成科を含む職業訓練は、国の離職者等再就職訓練事業に基づく訓練制度であり、県におきましても予算の確保に努め、積極的に実施しているところです。訓練事業の実施に当たりましては、毎年1月下旬に国の内示を確認した上で、2月中旬に訓練生の募集を開始し、3月に入試選考を行い、4月に県と養成校で契約を締結し、入校していただくという流れになっております。

職業訓練は、受講料が無料となっており、訓練の受講を希望される方にとっては大変有利な制度であり、一人でも多くの方に訓練を受講していただき、介護福祉士になっていただくこと

が重要だと考えております。

お話のありました訓練事業の募集開始時期につきましては、国の事業承認の関係もありますが、事前の募集準備を進めるなど、可能な限り早期の募集開始に努めますとともに、周知広報につきましても、マスコミなどを通じた効果的な広報や、さらには養成校や福祉関係部局とも連携し、募集時期以外でのPRにも努めてまいりたいと考えております。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 建物等清掃委託業務において、知事登録を指名の要件とすることについてお尋ねがございました。

庁舎など県の施設の清掃につきましては、必要に応じて清掃事業者に業務を委託しているところです。委託に際し入札により契約の相手方を決定する場合は、一定の要件を満たした事業者として入札参加資格者登録名簿に登録されている事業者の中から入札参加者を選定してございます。

議員御指摘の建築物における衛生的環境の確保に関する法律、いわゆるビル管法に基づく知事登録制度は、事業者の法令上の義務とはならず、登録を行っていない事業者の業務が必ずしも低品質であるとは言えないこと、また県の施設には規模の大小や性格の違いがあり、入札の機会均等、業務委託の効率性・経済性を高める観点も必要であることから、ビル管法に基づく知事登録を先ほど申し上げました名簿登録の要件とはいたしておりません。

一方で、ビル管法による知事登録のためには、事業を行うための設備基準や従事者の資格基準を満たす必要がありますことから、登録事業者であることは提供する業務の一定の質を担保していると考えられます。そのため、本年度の入札参加者の指名に際しては、入札参加資格者登録名簿に登録されている事業者であることに加

え、業務に対する履行能力なども考慮し、県の施設の中でも規模の大きな本庁舎と西庁舎の清掃業務委託に係る指名競争入札におきまして、試行的にビル管法に基づく知事登録を指名の要件といたしました。

今後につきましては、他の規模の大きな庁舎におきましても、ビル管法に基づく知事登録を指名の要件とすることについて、知事登録事業者の地域的な偏在や入札における競争原理が確保できるかなどの課題を整理した上で、検討してまいります。

(会計管理者岡林美津夫君登壇)

○会計管理者(岡林美津夫君) 建物等清掃委託業務において低価格発注を生まない入札制度改革についてのお尋ねがありました。

庁舎の清掃業務等につきましては、契約内容の適正な履行の確保やダンピング受注の防止を図るため、事務処理要領により最低制限価格を設ける場合の手続を定め、その価格は国の定めに従いまして、予定価格の10分の6を原則としながらも、10分の8までの幅を持たせているところであります。

現在、発注部署からは価格の低下が品質の低下につながっているといったようなことは伺っておりませんが、最低制限価格の設定ができることや、現行の設定範囲でも、なお履行の確保が困難と判断される場合には、事前に協議していただくよう、改めて周知の徹底を図る必要があるものというふうに考えております。

また、清掃業務を初めとします労働集約型の委託業務につきましては、規模や求められる質など内容も多岐にわたっておりますので、他県等における最低制限価格の設定状況などの調査も行いまして、より適切な入札制度となりますよう研究してまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 地籍調査事業の実施

主体であります市町村の負担軽減につながる方法を、本県でも実施できるように国に働きかけるべきではないかとお尋ねがございました。

本県の地籍調査事業につきましては、平成26年度末で進捗率はおよそ52%であり、進捗率が30%に満たない市町村も半数近くあるなど、事業の進捗が十分ではない状況にございます。

また、将来発生が想定されます南海トラフ地震による災害からの早期復興という観点からも、地籍調査事業のさらなるスピードアップが必要だと考えております。

お話にありましたように、東京都などの大都市で、かつ広範囲の公図に見合う測量図などが存在している場合には、効率的に調査を実施する観点から、国への事前協議により、例外として既存の測量図などを復元する作業が国庫補助金の対象として認められるケースもありますが、本県の場合、このような条件に該当する地域はございません。

しかしながら、議員より御提案のありました内容は、本県におきましても地域によっては、市町村負担の軽減につながる有効な手法になり得るものと考えられます。今後、制度についての情報収集に努めるとともに、県と市町村で構成しております高知県国土調査推進協議会におきまして、そのニーズや有効性を把握し、国への働きかけを検討してまいりたいと考えております。

○5番(土居央君) それぞれ御答弁ありがとうございました。いただきました内容をぜひとも前向きに進めていただきたいと思います。

何点か言わせていただきます。

介護人材につきましては、これは繰り返しになりますが、介護・看護、大きなパイの中でそれがお互い不足が想定されていると、お互いをどう充足させていくか、この10年、非常に大事だと思います。特に介護のほうの不足が目立って

おります。10年間で900人という不足が想定をされておりますけれども、これを埋めていくというのは本当に大変なことだと思いますが、本当に厳しい視点で取り組んでいかないと、これ大変になると思います。900人足りないといいますが、人材募集、これ全国で足りない状況が起こっておりまして、平成29年でも既に12万5,000人もの介護職員が不足すると、これが10年後さらに拡大するというので、最も怖いのは、他県との競合、他県に介護人材が奪われていくと、こういった状況が一番心配をされる場所です。何とか県内で福祉に貢献していただけるような、そういう仕組みづくりといったことの強化をしていっていただきたいということを一つ意見として言わせていただきます。

また、入札制度ですけれども、微妙な御答弁だと思うんですけど、前向きな御答弁かなとも思います。知事登録の件につきましては、規模に応じてということだったと思うんですけども、同じ委託業務で補償コンサル等の委託業務がありますけれども、これは契約予定額ですかね、その金額によって大臣登録を必要とするかしないかの基準を県は設けておりますが、そういったやり方、あるのではないかと思いますので、ぜひともこの点も前向きに進めていただけたらと思います。

あと最低制限価格のところですけども、御指摘させていただきました落札率53.9%の施設、これは調べましたら最低制限価格制度を適用していない、そういうことでございました。行政監査に指摘をされまして、積算基準は統一をされてはおりますが、最低制限価格制度はあるのとないのと、同じ県の施設でありながら庁舎ごとでばらばらというのでは、私は県の組織として契約行政のあり方として少し疑問を感じるところであります。

それぞれ独自の特性があると言いましても、

御答弁にありましたとおり、最低制限価格の設定範囲が60%から80%という範囲があるわけで、その中で調整を既に行っているのではありますので、制度そのものを適用しないということには、少し説得力が欠けるのではないかと私は思っております。

ちなみに、私は60%自体もちょっと低いんじゃないかと思っておりますけれども、その点ちょっと指摘をしたいし、ダンピングという状況が行政にとっても受託者にとっても、そこで働く人々にとっても適切ではないというようなことなので、最低制限価格制度といったものができたのだと認識をしております。できる規定ということであれば、ぜひとも積極的な姿勢でそこに向き合っていただきたいというふうに思います。そのことをもう一つ指摘を、これは指摘をさせていただきます。

あと低コスト輸送手段の確保と研究につきまして、これは質問をさせていただきます。

今国が日本の農林水産物や食料品を世界に売り出していこうと、オールジャパンでの輸出促進体制の整備を図っていこうとしております。ことし改正されました食料・農業・農村基本計画、このポイントの一つにも掲げられておまして、具体的には業者との連携ということだけでなく、これから各県ばらばらではなく、地域がまとまって取り組む輸出活動にも支援をしていくと、そういう方向性も示されております。

例えば群馬県、栃木県、茨城県が今共同で東南アジアへの船便による農産物輸出の実証実験を始めておりますが、その狙いは3県で合同して高機能のコンテナを共有することによるコストの削減、そしてコンテナの容量を使い切るためのロットの確保ということにあります。また、福岡県やJA福岡などが出資した企業を窓口として15道県の農協と行政が連携して、年間を通じて旬の果物を世界に輸出していくという試み

もされております。これが輸送手段が何にせよ、多くの自治体や団体が参加することで、スケールメリットによるコスト削減ということを生むものだと思います。こうした狙いは本県の農産物輸出の課題解決にも参考にできるのではないかと思います。

四国では2010年に4県合同で食品を中心とした四国産品の海外展開を促進することを目的に、四国4県・東アジア輸出振興協議会というものが設置をされておりますが、こうした連携をより進化させ、合同輸出の仕組みを探っていくような実験があってもいいのではないかと、そのように思います。そうした広域連携による合同輸出に向けた取り組みというものに対して、本県はどう向き合っていくのか、この点につきまして産業振興部長にもう一度お聞きをしたいと思います。

○産業振興推進部長（中澤一眞君） お話のありました四国の東アジア輸出振興協議会、これは先ほど御質問の中にもございましたように、まさに海外への輸出ということになりますと、各県が単独でばらばらにアピールをしていく、そういう外商の機会をつくっていくというよりは、やはり四国なら四国、あるいは中国なら中国というような形で、少しでも大きな固まりでやっていくほうが品ぞろえの点でも豊富になりますし、向こう側に与えるインパクトも大きくなる。そういうことで外商の機会も得やすくなると、そういったような考え方で広域の取り組みを進めてきているものでございます。

またあわせて、ロットが集まるということでも物流のコスト削減ということもあわせて期待ができるというふうに思っております。そのような考え方で、4県共同でやっているということでもございまして、ただ現在、現状で申しますと、物流に関しますと、これはやはり海外へ多数のシッパーが同じ売り先に向けて輸出をいたしま

すので、一つの商社を介して輸出をするという形態をとっております。そのために、輸送手段についても商社側で手配をするというのが現状でございます。ただ、お話のようにこれから、先ほど1問目でもお答えをいたしましたけれども、さまざま輸送のシステムであるとか、技術であるとかというものが次々開発をされてきておりますので、そういった4県でまとまっていく場合に最適な物流、そのシステムがどうあるべきかというようなことを、先ほどの協議会の場でも研究をするように、私どもも投げかけをしてみたい、そのように思っております。

○5番（土居央君） ありがとうございます。ぜひ前向きに前進させていただきたいと思っております。

私は今回、地産外商戦略というのを一つテーマに質問させていただいたんですけども、私の持つ地産外商戦略の成功イメージというのは、本県ならではの小さいけれども世界に通じる、そういう地場産業、グローバルニッチ産業が幾つか育成をされている姿をイメージしております。そのためにもローカリゼーションとグローバル化、この双方の要素を兼ね備えた経済活動を支援していくべきだと考えています。県が力を入れておりますユズもそうでございますが、今回取り上げました土佐酒のブランド化と輸出拡大は、その一つのモデルになり得るんじゃないかと、そのように期待をしております。

ただ、知事の御答弁にもありましたが、現状高知の米は1等級米の比率が全国で最下位にいるなど、米どころとは言いがたい状況です。しかし、その高知でもいい酒がつくれております。これはなぜか、なぜいい酒が高知でできるのかといいますと、これは高知県の酵母のレベルが高いからでございます。さっき部長の答弁にもありました、この酵母は工業技術センターでつくられておまして、一方、酒造好適米は農業技術センター、つまり酒は工業と農業のコラボ

でつくられております。それに加えて水、高知県の自然ですね、あとすぐれた杜氏、職人が加わるわけでありまして、自然と農業と工業と職人と、これらの技術の結晶によってこの土地の日本酒というものが誕生していく。それを世界に打って出そうというわけですから、土佐人として大きなロマンを感じずにはいられないわけでありまして。こうした積極的な外商活動が実を結びますことを心から願ひまして、私の今回の全質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩



午後2時50分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番前田強君。

(27番前田強君登壇)

○27番（前田強君） 皆さんこんにちは。ただいま三石文隆議長から発言のお許しをいただきました県民の会、前田強でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。早速でございますが、初質問に入らせていただきます。

まずは、高知県における観光戦略で、県外からお金を稼ぐ、そういう観点からも、国際的なスポーツツーリズムについてお伺いをいたします。

皆様の御記憶にも新しいこととは存じますが、先月の9月19日、イギリスで開催されましたラグビーのワールドカップにおきまして、ラグビー日本代表が大金星を上げました。

対戦相手の南アフリカ代表はラグビーワールドカップにおいて2度の優勝を飾り、そして過去4回しか敗れたことがないという強豪国でございました。対して日本代表は、過去7度行われた全てのワールドカップに出場してきたものの勝利は1991年の大会でジンバブエから奪った1勝のみという、世界のラグビー界では弱小国に甘んじてきたわけでございます。体格差もある相手との攻防の中、守り切れないから攻めるしかない、引き分けではなく勝利を、そういう強い思いがこの大金星につながったわけでございます。尾崎正直知事におかれましても、高知県の現状を鑑みたときに共感し得るものがあるのではないのでしょうか。

さて、このラグビーにつきまして、この高知県議会において過去に議論をされたことがあったのか調べましたところ、平成24年9月議会におきまして、当時高知県議会議員でありました同じ民主党の大石宗さんが質問をされておりました。

要約いたしますと、「2019年にはラグビーワールドカップ日本大会が開催をされることになりました。このラグビーのワールドカップですが、実はサッカーのワールドカップ、そしてオリンピックに続く3番目の規模であり、市場価値は大変大きく、メガスポーツイベントと言えます。今回の大会は初の日本開催ということもありまして、今後ますます国内のラグビー熱も盛り上がってくると確信をしております。スポーツツーリズムをうたう本県こそ、サッカーワールドカップのときのあの中津江村のように、キャンプ等の受け入れを積極的に行い、地域活性化に生かしていくべきだと考えます。そうした中、本県でもこの事前合宿等の誘致に取り組んでいくため、専門チームを立ち上げ、市町村との連携や県民への広報を積極的に行っていくべき」とのことございました。

ちなみに、あす10月3日土曜日はラグビー日本代表とサモア代表とが激突をいたします。私は心から応援をしたいと思っておりますが、ここでまず2019年のラグビーワールドカップ日本大会における事前合宿等の誘致につきまして現在までの取り組みと課題、そして今後の取り組みにつきまして、観光振興部長の伊藤博明さんにお尋ねいたします。

また、海外から高知県への誘致実績としまして、2007年に開催されました世界陸上大阪大会におきまして、ポーランド共和国から陸上の選手とスタッフを合わせて75名、スロバキア共和国から18名、オーストラリア連邦から12名、チェコ共和国から2名、4カ国で総勢100名を超える陸上競技の事前合宿等の誘致に高知県は成功をしております。その翌年でございます2008年北京オリンピック・パラリンピックの際には、チェコの2名を除く前年同様の3カ国約100名のレポート誘致に成功をいたしました。関係者の皆様の努力には心から敬意を表します。

しかし、その後のさまざまな国際的なスポーツ大会におきまして、高知県は事前合宿等の誘致の実績、それを重ねることに成功をしております。

そこで、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックに向けての事前合宿等の誘致につきまして現在までの取り組みとその課題、また今後の取り組みにつきまして、教育長の田村壮児さんにお伺いをいたします。

そして御存じのように、事前合宿のメリットはたくさんございます。県民のスポーツ振興を初めスポーツを通じた国際交流を起点としましてスポーツ以外での国際交流へとつながる可能性もあり、各分野での本物に触れる機会は、子供たちにとりまして大きな大きな光と希望であり刺激になるはずでございます。また、そのことによって日本代表を目指し努力を重ねる高

知県の若者がふえると同時に、2014年、あのサッカーワールドカップブラジル大会のときのように、高知県安芸市出身の名木利幸審判も、選手ではございませんでしたが、この高知県出身者が世界の舞台で活躍する姿は大変誇らしいものがあつたと思います。

さて、2018年サッカーワールドカップロシア大会、そして2019年にはラグビーワールドカップ日本大会、2020年には東京オリンピック・パラリンピックと、スポーツの国際大会が続くわけでございますが、それらに向けまして高知県出身者の日本代表選手やオリンピック選手、さらには審判やコーチなどの育成や強化、その増員につきまして現在までの取り組みと課題、今後の取り組みにつきまして、教育長の田村壮児さんにお伺いをいたします。

2点目でございますが、マイナンバー制度と高知県庁の情報セキュリティ対策等についてでございます。

個人番号の通知が10月5日からスタートいたします。高知県におきましても、国からの具体的な指導や連携等があると思っておりますが、その準備、特に情報セキュリティ対策は県民の不安を払拭するに十分な取り組みが必要と考えますが、そうした状況の中でマイナンバー制度に関する県庁内情報システムのセキュリティ対策の現状と今後の対応につきまして、文化生活部長の岡崎順子さんにお伺いをいたします。

また、実際には情報収集を担当する業務も含めまして多くの割合が市町村の業務範囲になると思っておりますが、市町村における情報セキュリティ対策の実態には濃淡があるのではないのでしょうか。皆様の記憶にも新しい日本年金機構の個人情報流出事案もございました。県庁だけでなく市町村につきましても、情報の管理やサイバー攻撃などに対しましても県民の不安を払拭するに足りる、まさしく対策が求められてい

るわけでございます。しかも喫緊の課題ではないでしょうか。

こうした状況の中でのマイナンバー制度に関する市町村のセキュリティー対策の現状と課題、また今後の対応につきまして、総務部長の梶元伸さんにお伺いをいたします。

3点目でございます。高知県のインターネットを活用いたしました情報発信についてでございます。

高知県から県内外への情報発信といたしまして、ホームページやツイッター、そしてフェイスブック等も活用しながら、関係団体のホームページとの相互リンクも含め、さまざまな取り組みを実施し日々継続的に発信、更新をされております。

そこで、高知県の公式ホームページの直近のアクセスを解析した報告書を見てみますと、2015年8月1日から8月31日までの1カ月間の国別アクセス数のデータがございました。それによりますと、日本国内からのアクセスの割合は99.49%でございます。つまり、海外からのアクセスはほとんどないと言ってもよい状況でございます。高知県としましては、インバウンド観光の促進、つまり外国人観光客の滞在型観光をさらに強く進めていくとのごとでございますけれども、この数字は非常にやりがいのあるものだと思います。

そこで、そのための取り組みと課題、そして今後の戦略につきまして、総務部長の梶元伸さんにお伺いをいたします。

4点目でございます。高知県の漁業調整規則についてでございます。

高知県は、釣りを含む自然体験型レジャー観光客、釣り人や素潜り等を行うレジャー客、いわゆる遊漁者にとっても、魅力あふれる場所でございます。県内外問わず、まさしく国外からも観光客を呼び込めるだけの魚の種類や、それ

も豊富でサイズも大きいことから、たくさんの方が高知に来ていただいております。

そんな中、高知県におきましては、まき餌を使った釣りは規制をされております。さらには、素潜りによる魚突きにおきましては、手もり、つまり、やすの使用は禁止されております。簡単に申しますと、釣りざおを使用しない場合、手づかみなら魚をとってもよいという規則になっております。ほかの都道府県と比較いたしましても、厳しい規制が現在も続いている現状でございますけれども、平成14年12月12日付で水産庁長官から各都道府県知事宛てに規制緩和に向けての参考通知が示されております。

そのことから、現在の高知県の漁業調整規則につきまして、漁業関係者の方々との協議や調整等も必要とは思いますが、高知県の自然体験型レジャー観光客の増加に向けまして規制緩和を私はすべきと考えておりますが、そのことについて水産振興部長の松尾晋次さんにお伺いをいたします。

5点目でございます。高知県の電力エネルギー自給率についてでございます。

平成23年に策定をされました高知県の新エネルギービジョンですが、目標値を上回る現状のデータがございます。その努力と成果につきましては評価をするべきであると思います。しかし、高知県内で発電をされた電力量と1年間の消費電力量を比較いたしますと、約76%が県内で発電をされている電力と推計をされ、またその内訳を見てみますと、新エネルギーと言われるソーラー発電やバイオマス発電、風力発電等の割合は電力需要に対してわずか約7.8%、そして県内で発電をしても足りなかった電力、つまり県内の電力需要に対しての不足分でございますけれども、残りの約24%は県外で発電をしているという現状でございます。

そこで調べてみますと、現在各地域でソーラー

発電を中心に普及と拡大が進んでまいりましたが、送電設備の容量がボトルネックとなっており発電した電力の送電量が天井に達してしまっている地域も多く、その送電設備を新しくするためには多額の設備投資が必要であるという課題がございます。来年には改定を迎える新エネルギービジョンですが、私は、尾崎正直知事が進めておられます地産外商戦略にぜひともこの高知県産電力エネルギーを加えていただきたいという考えを持っております。しかしながら現在、残念ではございますけれども、その段階まで達していないのが現実でございます。

では、まず電力エネルギーの地産地消率を100%にするためには、まさしく自家生産、自家消費という考え方も重要になってくるはずでございます。

このことによりまして、先ほど申し上げました送電設備の容量制限の問題におきましても、新たな大型の設備投資も不要であり、自給率、つまり地産地消率も改善されると思いますが、電力エネルギーの自給率の目標値、これを100%にした場合の課題と取り組みの可能性につきまして、林業振興・環境部長の大野靖紀さんにお伺いをいたします。

6点目でございますが、高知県における人口減少問題についてでございます。

今回策定をされました高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2060年、今から45年後、私、前田強は77歳という未来の高知県の人口を55万7,000人という設定をされました。それを達成するための総合戦略であるわけでございますが、まず直近5年間の高知県民人口の推移を見ますと、2010年が約76.4万人、2015年が73.1万人、平均いたしますと1年間で約6,600人もの人口減少が起きているわけでございます。その中でも20代から30代という若い世代の県外流出が多く、さらに女性の割合が男性よりも多いと

いう現状がございます。

また、今回の総合戦略の計画では、2019年、今から4年後には社会移動における人口増減の均衡を目指すとのこととございますけれども、高知県にとりましても、この人口減少問題は大きな大きな問題でございますし、またこの総合戦略は大きな挑戦であるからこそ総力を尽くす必要がございます。

その中でも、県と労働局の調査によりますと、県外の4年制以上の大学への進学者はおよそ2,000人でございます。そのうち卒業後に高知県内へ就職する割合は2割には満たない、そういう状況でございますけれども、そのことから推計いたしますと、多くの方が県外に就職をしているということになります。一方で、別の調査によりますと、県内への就職希望者は51%となっております、この希望者全員の県内就職の実現と、あわせてその希望者の割合をふやす必要があるわけでございます。

既に県外で就職をした方々に対しての積極的なアプローチが私は必要と考えており、また県内在住時、つまり県外へ転出をする前段階で、学生を含む若者がその県外へ転出した後も高知県としっかりとその情報の交換、そしてまた高知県から若者に対しての情報発信等を行うことができるような取り組みが、私は必要だと考えております。

県内の学生に目を向けてみますと、県内への就職希望者の割合は約51%であり、現状もほぼ同様の数字であることから、そのことにつきましても希望者の割合自体をふやしていく努力がさらに求められているわけでございます。

人口の社会移動における増減では、県内企業への就職率を高める施策について、県外大学との連携、県内高校やその保護者との連携などが盛り込まれています。

そこで、先ほど申し上げましたように、県外

に転出する前段階での対策として、割合として多い県内の高校生に対する取り組みをどのようにしていくのか、商工労働部長の原田悟さんにお伺いをいたします。

そして高知版C C R Cにつきまして、都市部の元気なお年寄り、いわゆるアクティブシニアの方々に高知へ移住していただくとのことでございますけれども、例えば東京都におきましては東京都版C C R Cの策定が行われ、さらによし悪しは別としても民間ファンドの活用などを含めた具体策が都知事から提案をされ、その詳細につきましても東京都議会で議論をされているわけでございます。東京都では、空きビルに保育園や介護施設、そして病院にスーパーマーケットなどを併設し、その利便性は大きな魅力とも言われているわけでございます。

アクティブシニア、元気なお年寄りのまさしく争奪戦が、都市部対地方、地方対地方という構図、これが鮮明になってきたのではないのでしょうか。

高知版C C R Cはまだまだ課題も多く、計画段階の現時点ではなかなか言及は難しいかもしれませんが、今後総合戦略にも盛り込まれる予定だと伺っております。この総合戦略におきまして高知版C C R Cはどのような効果をもたらすとお考えでしょうか、産業振興推進部長の中澤一眞さんにお伺いをいたします。

7点目でございます。高知県内の通学路の安全対策についてお尋ねいたします。

平成24年、京都府亀岡市におきまして交通死亡事故が発生をいたしました。集団登校中の小学生の列に無免許かつ居眠り状態の少年が運転する軽自動車があつ込み、引率中の保護者を含む10名の被害——3名の死亡、7名の重軽傷、そして妊婦さんだった保護者のおなかの中の赤ちゃんも死亡してしまっただけでございます。

この大変痛ましい悲惨な事故を受けまして、

全国的にも通学路における緊急的な安全確保対策が必要であるとのことで、その箇所をピックアップし、対策を実施してまいりました。

高知県におきましても、県内639カ所の必要箇所に対して、平成27年3月末時点で517カ所が実施済みとの報告もございます。しかし、これらの取り組みは小学校の通学路に限定したものでございまして、公立私立を問わず中学校や高校などは含まれておりません。地域や保護者からの意見、そしてさらにはドライバーからの意見など、より多くの意見を吸い上げる必要性があり、またその対策実施もあわせて早急に行うべきと考えております。そして、歩道や自転車道の安全性を高めるために、その道路の拡張等に伴う新たな用地取得など多くの課題があるのも理解できますが、例えばそれらの新たな用地取得を伴わない対策の一つにグリーンベルトの整備が挙げられると思います。

グリーンベルトとは、皆様御存じかと思えますけれども、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色しまして、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ車両の速度を抑制させるとともに、通行帯を明確にすることで歩行者等との接触事故を防ぐことを目的としたものでございます。では、その効果は高知県内においてどのくらいのものだったのかと申しますと、グリーンベルト対策前と対策後の幼児、園児、小中学生の事故件数を比較した場合、およそ3分の1まで減少をしております。

もちろん、グリーンベルトの対策以上の安全性を高めることができる、そういう対策を実施でき得る箇所につきましては、その対策を推進していくべきでございますけれども、そうではない箇所につきましては、せめてグリーンベルトの対策をしっかりと実施をしていただきまして、高知県内の学校全ての通学路において、繰り返しになりますが、公立、私立を問わず、そ

の安全性を高めていただきたいと思います。

これらのことに関して道路管理者である国、県、市町村などの連携は必須と考えますが、グリーンベルトによる通学路の安全対策に関しまして現状と課題、今後の取り組みにつきまして、土木部長の福田敬大さんにお尋ねをいたします。

8点目でございます。投票率の低下問題についてでございます。

高知県下で統一的に実施されました選挙結果の投票率は、2007年の高知県議会議員選挙では54.98%、2011年は52.65%、2015年が49.84%でございました。県議選を実施した直近3回は平均して約2%ずつ投票率が低下しております。参議院議員選挙の直近3回を見ましても投票率は減少傾向であり、高知県知事選挙の投票率は、前回2011年が無投票、2007年の尾崎正直知事の初当選の際は45.92%、さらにさかのぼりますと2004年の橋本大二郎前知事の最後の高知県知事選挙では64.56%でございました。

このように選挙を実施すれば実施するほど投票率の低下傾向が進む問題は、まさしく政治や行政、それと有権者との距離感が遠ざかっていることが原因ではないでしょうか。我が高知県議会県民の会は、身近な政治の実現を目指しております。そのためにも、日々の顔の見える活動も含め、より一層の努力が必要とされているわけでございます。

ことしの11月に実施予定の高知県知事選挙並びに高知市長選挙におきましては、イオン高知での期日前投票が初めて可能になるとのことでございますけれども、今後その他の高知県内のスーパーマーケットでも投票が可能になるような計画はあるのか、またその課題はどのようなものがあるのか、選挙管理委員長の恒石好信さんにお伺いをいたします。

そうした中、選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が6月

17日に参議院本会議で成立いたしました。午前中にもございましたけれども、来年夏の参議院議員選挙から適用される見通しとなったわけでございます。全国で約240万人とされる未成年有権者が誕生するわけでございますけれども、有権者増加数は高知県が推計で1万4,000人とのことでございます。ちなみに徳島県では約1万3,000人とも言われております。

私は高知県内の公立高校37校、私立高校9校、合わせて46校で、段階的であったとしても、期日前投票を実施できるようにするべきだと考えております。過去の選挙を振り返ってみますと、期日前投票に関しまして、県内の高校においてその期日前投票所の設置をされたという記録はないわけでございます。

今後、県内46校ある高校におきまして期日前投票所を新たに設置するという計画はあるのか、またその場合費用はどのくらい増加をするのか、選挙管理委員長の恒石好信さんにお伺いをいたします。

以上で第1質問を終わりますので、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップの事前合宿などの誘致について、これまでの取り組みと課題、今後の取り組みについてお尋ねがありました。

まず、これまでの取り組みにつきましては、平成24年9月に高知県ラグビーフットボール協会と高知県観光コンベンション協会、庁内の関係課によりますワーキンググループを設置し、10月には日本ラグビーフットボール協会に対しまして、県と高知県議会スポーツ振興議員連盟、高知県ラグビーフットボール協会の連名でキャンプ誘致についての要望書を提出いたしました。

平成25年にはワールドカップ2019の組織委員

会を2度訪問するとともに、平成26年1月には、大会終了後の継続的な交流も念頭に、これまでの国際交流等で本県と縁がありワールドカップへの出場が見込まれる数カ国の日本大使館に対して誘致活動を行ってまいりました。

あわせて、本県をキャンプ地として選んでいただくためには、一定レベルの合宿受け入れ実績を有することや、県内でラグビーに触れる機会をふやしラグビーファンを拡大するなど、県民の受け入れ機運を高めることも必要でありますことから、国内のトップリーグの合宿誘致に取り組み、一昨年と昨年は1チーム、ことしは2チームを誘致し、12月にはトップリーグの公式戦の開催も決定したところです。

こうした取り組みを進める中、ことし3月には、組織委員会からワールドカップ2019の試合会場の決定に続き、チームキャンプ地に想定される要件や来年の春以降に募集要項が発表されるといった選定の流れのほか、近年のキャンプ地選定の傾向などが示されました。キャンプ地選定の傾向といたしましては、試合開催都市の周辺に移動しながらキャンプを行うチームが多く、本県は試合会場からは若干遠いということがありますが、一方で想定される施設面での要件は十分に満たしておりますし、本県で合宿を行ったトップリーグのチームからは、練習に集中できる施設環境やおいしい食事、地元の受け入れ体制について高い評価をいただいているところです。

この後、イングランド大会が終了しますと日本大会に向けて各国のチームへの接触が可能となりますので、これまでの国内のトップリーグチームの合宿実績や受け入れ体制への高い評価などを強みとしまして、関係団体とも連携し、アプローチを行ってまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、東京オリンピック・パラリンピックにおける事前合宿などの誘致に関して、現在までの取り組みと課題、今後の取り組みについてお尋ねがございました。

事前合宿の招致によって2020年東京オリンピック・パラリンピックに出場するトップアスリートや指導者の練習状況を間近で見聞きすることは、子供たちのスポーツに取り組む意欲の高まりや最新の指導方法を学ぶことができるなどスポーツ振興に資すると同時に、多くの県民の皆様のスポーツに対する関心の高まりが期待されます。また、それにとどまらず、スポーツツーリズムの活性化や受け入れ国とのつながりをその後のさまざまな交流につなげていくことも重要であると考えております。

事前合宿の招致に向けた取り組みといたしましては、本年7月に事前合宿招致のための準備委員会を立ち上げまして、招致に関する県内外の情報収集、練習環境やサポート体制の充実に向けた基盤づくり、大会組織委員会や全国知事会との連携による情報発信や県独自の交渉ルートの検討などを行っているところです。

本県は都市部に比べて静かで過ごしやすい環境にあり、選手が練習に集中しやすいことやリラックスできること、ぬくもりある県民性によるおもてなしなどがアピールできるポイントだと考えております。こうしたことに加えまして、過去の招致で評価を得ました施設利用や移動面などに関するサポートの柔軟な対応を、本県の強みとして積極的に情報発信をしてまいりたいと思います。

一方、課題といたしましては、過去に世界陸上やオリンピックの事前合宿を受け入れた実績はあるものの、継続した受け入れが行われていないことから交渉のネットワークができていないことや、国際規格を満たした施設が少ないといったことが挙げられます。

今後は、大会後も交流の広がり期待できる国や過去に受け入れ実績のある国などを中心にターゲットを絞り、受け入れ実現に向けて戦略的に取り組んでまいります。

そのため来年度、知事をトップとした招致委員会を立ち上げ、スポーツ関係者だけでなくあらゆるネットワークを通じて招致活動を行うとともに、練習環境や食事、宿泊に関するサポート体制の充実などに向けて、市町村や競技団体、民間企業・団体などと連携し、官民協働で受け入れの準備を進めてまいります。

次に、スポーツの国際大会に向けた本県出身の日本代表選手やオリンピック選手、さらには審判やコーチなどの育成や強化、増員に関して、現在までの取り組みと課題、今後の取り組みについてお尋ねがございました。

県では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機として、本県のスポーツ振興を抜本的に強化するスポーツ推進プロジェクト実施計画を本年3月に取りまとめ、スポーツの裾野の拡充からトップ選手のさらなる育成までを一体的に捉えた取り組みを進めております。

選手の育成強化に関しましては、効果的に選手を発掘、育成する体制が十分でないといった課題があることから、県外から優秀な指導者を受け入れジュニアから系統立てた一貫指導を行うこと、国際大会出場や国内トップレベルの成績が期待される選手を特別強化選手として重点的に強化すること、トップレベルの選手に対してスポーツ医・科学のデータや理論を活用したトレーニング指導や栄養サポートを行うことなどに取り組んでいます。

また、審判やコーチの育成につきましては、全国トップレベルの実績がある指導者やスポーツを支える人材が少ないといった課題があることから、特に若い指導者を対象にコーチングに

関する最新の理論やスポーツ医・科学の活用など幅広い内容の研修会を実施し、将来各競技を担う人材の育成を目指して取り組んでおります。

今後はこうした取り組みに加え、審判や大会の運営を支えるサポートスタッフをふやしていくことにつきましても、関係団体と連携しながら進めることとしております。

これらの取り組みが、より効果的に進められるよう、日本のトップ選手の強化に携わっている有識者を含む委員で構成します競技力向上プロジェクトチームにおきまして、評価、検証を行うことで着実に成果を積み重ね、競技者のみならず、スポーツ活動を支える人材の育成にもしっかりと取り組んでまいります。

こうしたことにより、2020年東京オリンピック・パラリンピックを初めとする世界の舞台に本県から日本代表選手を一人でも多く輩出していきたいと考えております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) マイナンバー制度に関する県庁内の情報システムのセキュリティ対策の現状と今後の対応についてお尋ねがございました。

マイナンバーを利用して国や市町村等と情報の照会や提供を行うこととなる県庁内の情報システムは、税や福祉に係る既存の13のシステムであり、国や市町村等とこれらの情報を連携するため新たに必要となる統合宛名システムも含め、現在システムの改修や構築の作業を行っているところでございます。

これらのシステムのセキュリティ対策としては、仮に一つのシステムで情報が流出したとしても他のシステムに影響が及ばないようにシステムごとの情報管理を徹底するほか、通信の監視強化やアクセスの制限等を行います。また、システム間で情報の照会や提供を行う際には、マイナンバーそのものではなく統合宛名システ

ムで暗号化した符号により通信する仕組みとなります。

さらに、標的型メールなどによる外部攻撃を受けないよう、システム自体をインターネットから切り離すこととしています。

現在、国において個人情報の管理を一層徹底するため、マイナンバーを直接扱わないシステムを含めたインターネットからの分離方法など技術的な対策方針が検討されているところであり、こうした国の動向も注視しながら、県庁内の情報セキュリティ対策を進めてまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、マイナンバー制度に関する市町村のセキュリティ対策についてお尋ねがございました。

マイナンバー制度では、制度面、システム面からしっかりとしたセキュリティ対策が講じられております。

まず制度面では、行政手続をマイナンバーのみで進めるのではなく、個人番号カードや運転免許証などの顔写真つきの身分証明書により厳格な本人確認を義務づけることとされております。

またシステム面では、万一マイナンバーを含む情報が漏れた場合にも芋づる式に個人情報が漏れないよう、個人情報を一元的に管理せず分散管理することや、情報連携の際にはマイナンバーを直接用いず暗号化した連携符号を利用することなどの安全管理措置が講じられております。

これらの安全管理措置に加えて、日本年金機構による情報流出問題を受けまして、先ほど文化生活部長からお答えがございましたが、個人情報を取り扱う基幹系システムとインターネットに接続する情報系システムとの分離を行うこととされておまして、年内には国から具体的な対策についての方針が示される予定であります。

今後、この方針に基づいた対策を各団体において講じていくことにより、より安全度の高いセキュリティ対策が講じられることになると考えております。

なお、他のシステムに先立ってマイナンバーを取り扱う既存の住民基本台帳システムにつきましては、今月5日までにインターネットとの分離を行う必要があります。このため、必要に応じて個別ヒアリングを実施し、団体ごとの課題の把握や具体的な対応策についての検討、またベンダーとの協議など、市町村の実情に応じた専門的な支援や助言を行ってまいりました。その結果、県内全市町村において期日までに分離が完了することとなっております。

今後も引き続き、国や市町村とも連携しながら、市町村の実情に応じた支援を行ってまいります。

次に、インバウンド観光促進のための県のインターネットを活用した情報発信について、取り組みと課題、今後の戦略についてお尋ねがございました。

高知県の公式ホームページにつきましては、県民等に対し県政情報などを迅速かつ総合的にお知らせするツールとして平成8年に開設し、おおむね四、五年ごとにリニューアルを行っており、現在のホームページは平成26年5月にリニューアル公開したものでございます。

このホームページでは、日本語のページのほか、英語、中国語、韓国語の3言語により高知県の歴史、観光、産業などを紹介する外国人利用者向けのページを公開しております。

インバウンド観光の促進を図っていくために、ホームページなどのインターネットを活用した情報発信は非常に重要な手段であります。県のホームページにつきましては議員御指摘のとおり、現在国別の利用状況につきましては、日本国内からのアクセス数が99%を超えており国

外からのアクセス数は1%に満たない状況にあります。

こうした状況の中で、海外における高知県の認知度を高め高知県への誘客につなげていくために、県からの補助金を活用し、ことし9月に高知県観光コンベンション協会が外国人の方々に向けた観光情報等を発信するVISIT KOCHI JAPANという新たなウェブサイトを開設いたしました。

今後、県のホームページの運用においても関係団体等との連携を強化し、国内だけでなく海外への情報発信の充実に向けても取り組んでいきたいと考えております。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 高知県漁業調整規則の規制の緩和についてお尋ねがございました。

本県海域の漁業秩序を守り、水産資源の持続的な利用を目的として制定しています高知県漁業調整規則では、昭和26年の制定当時から、漁業権者の承諾がある場合を除き、遊漁者のまき餌釣りや魚介類を突き刺す漁具であるやすの使用が禁止されています。

こうした中で、まき餌釣りの禁止など実態と乖離している規制については漁業調整上支障のない範囲において見直しがなされるよう、平成14年12月に水産庁から都道府県漁業調整規則例の一部改正の通知がありました。

本県では、この通知を受け、まき餌釣りの規制緩和について関係者の御意見を伺っておりますが、漁業調整上の問題の発生が懸念されるため慎重に協議をしていくべきとの御意見が出されましたことから、規則の改正には至っておりません。

一方、全国的な動向を見ますと、遊漁者によるまき餌釣りの禁止が平成15年の18都府県から本年2月には6都県に減少するなど、規制緩和

が進んでまいりました。また、近年本県においても遊漁者と漁業者との間で大きなトラブルは発生していないと承知をしております。加えて本県は、お話にもありましたように、大物が狙える魅力のある釣り場を有し、大勢の遊漁者が訪れ、いそ釣りのイベントも開催されるなど、遊漁のにぎわいが本県経済に寄与するところも大きいと考えています。

こうしたことから、県としましては、他県における規制緩和の具体的な内容とその後の実態を詳細に把握するとともに、漁業活動や海洋環境への影響などを勘案しつつ、高知海区漁業調整委員会の御意見を伺いながら、漁業調整規則の見直しを検討してまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 電力エネルギー自給率の目標値を100%にした場合の課題と取り組みの可能性についてお尋ねがございました。

本県では、全国でも優位にある森林資源や日照条件といった地域資源を生かしてエネルギーの地産地消を進めようと、木質バイオマス発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいりましたが、その中で幾つか大きな課題が出てまいりました。

まず、電力需要の少ない中山間地域を多く抱える本県におきましては、送電網が脆弱でありますことから、新たに送電網を増強するために多額の費用が必要となり、事実上、再生可能エネルギーの導入が困難となっている状況でございます。また、現在急速に普及しております太陽光発電では、発電時間が日中に限られ天候にも左右されますことから、安定的に電力を供給できず、需給バランスにも影響を与えかねないといった課題がございます。

こうした課題を解決するため、地域の送電網の強化や電力の安定化のための蓄電池設置への

財政的支援などについて国に提言を行ってまいりました。

一方、県としましては、再生可能エネルギーのさらなる導入、エネルギーの地産地消に向けて本年6月の議会におきまして承認いただきました補正予算で、IT技術を活用し、地域で電力ネットワークを構築し、電力の需要と供給のバランスをとることで再生可能エネルギーの有効利用や安定供給が図れるスマートグリッドなどのシステム構築の可能性の調査を行うことといたしました。

本年度は可能性調査を行い、来年度、候補地調査と実施計画を策定し、再来年度以降、実証試験につなげていきたいと考えています。

こうした取り組みを通じてもなお、100%のエネルギー地産地消の達成は容易なことではありませんが、現在高知県新エネルギービジョンの改定作業を行っており、その中でさらなる再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを検討することとしていますので、さきに申しました事業とあわせて可能性を追求してまいりたいと考えています。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 県外転出した方々に対し積極的な情報発信などを行うに当たって、県外に転出する前段階で県内の高校生に対してどう取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

平成27年3月卒業の県内高校生のうち、4年制大学進学者の約80%、また就職した方の約40%が県外に転出しており、短期大学や専修学校を含めると約3,000の方が県外へ転出しております。本県の2060年の人口の将来展望の実現を目指すためには、県外へ転出した皆さんが一人でも多く帰ってきていただくことが必要だと考えております。

これまで、卒業前の高校生に対しましては、

県内の企業情報を提供する民間サイトなどを紹介し、卒業後にそれらにアクセスしていただくことで必要な企業情報や就職支援情報を伝えることにしていますが、利用者も限られており、多くの方に必要な情報を確実に提供していくといった点では極めて不十分な状況となっております。

議員のお話にもありますように、転出後もしっかりと情報発信を行うことは大変重要でありますので、教育委員会とも連携し、転出後における県内企業や就職支援の情報等の提供について、高校卒業前に十分説明し、理解を得た上で御本人や御家族に必要な情報を、より確実に伝えていける仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) まち・ひと・しごと創生総合戦略において、高知版CCRCはどのような効果をもたらすと考えているのかのお尋ねがございました。

本県が検討を進めております高知版CCRCは、都市部の健康で活動的なアクティブシニアをターゲットとした取り組みであり、こうした方々を受け入れることで転入の増加や消費等による経済波及効果も見込まれるところでございます。また、2020年をピークに65歳以上の高齢者数が減少に転じる本県では、その時点における医療や介護などのサービス基盤を有効に活用できる可能性もありますし、そのことで若者の雇用機会の確保にもつながり得るものと考えております。

これらのことに加え、大きな期待を寄せておりますのが、本県が進める人財誘致を後押しする効果でございます。既に本県に移住されましたアクティブシニアの方々の中には、都市部で培ってこられた経験やスキルを生かして地域産業の活性化や企業のアドバイザーなどとして本

県の産業振興に貢献をいただいている方がいらっしゃいます。高知版CCRCが都市部のアクティブシニア層にとって魅力的な受け皿になることで、例えば拡大再生産を目指す企業のマネジメントや地域資源を活用した商品開発といった地域アクションプランの担い手、チャレンジショップでの起業などといった事業者や地域が求める人材を呼び込むことが期待をされます。

このように、CCRCを通じて移住されるアクティブシニア人材と総合戦略に位置づけた産業成長戦略や地域アクションプランの取り組みなどが結びつくことによりまして、本県の経済や地域の活性化に寄与する効果も期待できるものと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) グリーンベルトによる通学路の安全対策の現状と課題、それと今後の取り組みについてお尋ねがございました。

平成24年度に公立小学校及び公立特別支援学校の小学部の通学路を対象として教育委員会、道路管理者、県警の3者で緊急合同点検を実施いたしました。

その結果、県内で639カ所の危険箇所が抽出され、そのうち23カ所については、各道路管理者による路側帯のカラー舗装化、通称グリーンベルトを安全対策として整備する方針が確認され、平成26年度末までに21カ所の整備が完了しております。このグリーンベルトの整備は、歩道整備のように歩行者と車を物理的に分離する抜本的な対策とはならないものの、ドライバーに視覚的に注意喚起を促し、事故防止に一定の効果がある簡易で即効性のある対策と考えております。

さらに、平成25年度からは各市町村単位で教育委員会、道路管理者、県警等の関係者による通学路の安全対策のための組織が設立され、公

立、私立を問わず継続して通学路の交通安全確保に向けた取り組みを進めているところでございます。

今後、その中でグリーンベルトによる対策が必要であると判断された箇所については、道路管理者として積極的に整備を進め、通学路の交通安全確保に取り組んでまいります。

(選挙管理委員長恒石好信君登壇)

○選挙管理委員長(恒石好信君) 県内スーパーマーケットへの期日前投票所設置の計画とその課題についてお尋ねがございました。

選挙の種類にかかわらず、期日前投票所の設置は市町村選挙管理委員会により行われるものでありまして、さきの県議会議員選挙では県内で69カ所が設置されたところでございます。

また、期日前投票所が設置されている施設につきましては、その大部分が市町村役場や支所、出張所または公民館などの公共的な施設に設置されている状況となっております。

期日前投票所の設置に当たりましては、有権者の利便及び地域の実情等を考慮し、必要に応じて増設することが可能となっており、国の通知によれば、特にショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設における期日前投票所については一定の利用者数が見込まれることから、課題等を十分に検討の上、積極的な設置に努めることとされております。

今回、市町村に対しまして期日前投票所の増設に当たっての課題及び商業施設等への設置の検討状況につきまして調査をいたしました。その結果、主な課題としましては、投票の秘密を守るための十分なスペースが確保できる施設がない、設置が平日となることもあって配置する人員の確保が困難であること、二重投票を防止するためのシステム構築が必要であることなどの報告がされておりまして、解決すべき課題も多いと受けとめています。

こうしたことから、現状では高知市選挙管理委員会においてイオンモール高知への設置が予定されている以外では、スーパーマーケットなどの商業施設への期日前投票所設置が検討されている事例はございませんでした。

次に、県内の高校への期日前投票所設置の計画と増加する費用についてお尋ねがございました。

各選挙において若い世代の投票率低下が著しい状況である中、若者の投票率の向上につなげるため、本年4月に執行されました統一地方選挙では、県内で初めて高知大学朝倉キャンパス構内に期日前投票所が設置されたところであります。

県内の高等学校に期日前投票所を設置することにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、市町村選挙管理委員会においては、期日前投票所における投票管理者、投票立会人や事務従事者といった人員の確保や二重投票の防止策をどのように講じるかといったことも課題となっておりまいます。

また、他の市町村から通学している生徒については自身が通学する高等学校内で期日前投票ができないといったこともございますし、期日前投票所では、その市町村の有権者であれば投票することができるということになりますから、校内の施設の利用といった点について学校側との十分な協議が必要であるというふうに考えられるところであります。

さらに、平成26年執行の衆議院議員総選挙の実績で見ますと、県内平均で期日前投票所1カ所当たり1日およそ5万8,000円の経費を必要としておりますが、これに加えて、二重投票防止のための経費が必要となることから、議員御指摘のとおり、期日前投票所を新たに設置することによる経費の負担も生じてまいります。

このように多くの解決すべき課題があることから、現状では県内の高等学校に期日前投票所を増設することについて、市町村選挙管理委員会において検討されている事例はないと聞いております。

いずれにいたしましても、投票しやすい環境を整え、より多くの有権者の投票機会を創出することは、選挙管理委員会にとって大きな命題でもございます。今後とも全国の先行事例なども参考にしながら、市町村選挙管理委員会とともに知恵を出し合って取り組んでまいります。

○27番（前田強君） 執行部の皆様の御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。いただいた御答弁に関しまして幾つか御質問をさせていただきたいと思っております。

それではまず、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける事前合宿等の誘致につきましてでございます。さまざまな取り組みや、またプロジェクトチーム等も立ち上げられ、既に誘致に向けて動かれているとのことでございますけれども、2007年世界陸上大阪大会のときにも、この誘致に成功した体制は、まさに御答弁にもございましたように、高知県知事をトップとした招致委員会でございます。来年には、その招致委員会を編成して誘致に向けて動かれるということでございますけれども、前回の招致委員会以上の力を発揮すべく、高知県の総力結集という意味でも、またこの誘致コーディネーターということを考えてみますと、これを広く募集する意味で一般公募を検討していただきたいと考えております。高知県庁の持っているまさしく人脈やノウハウ、たくさんあるとは存じますが、一般公募によって新たな発掘や成果が期待でき、そこには前回以上の大きな可能性があると思っております。

そこで、このことに関しまして、尾崎正直知事の思いの強さをぜひともお伺いさせていただ

きたいと思います。

そして、海外への情報発信についてでございます。御答弁の中にもございましたように、VISIT KOCHI JAPANという海外向けのホームページがございます。まだスタートしたばかりではございますけれども、高知県の公式ホームページや、またよさこいネットとの相互リンク、その現状、また英語や中国語などの多言語での対応が既にされてはおりますけれども、その利用者がそのリンク先にジャンプをする、要するにクリックをした場合、その選択をした言語のままそのページが表示されるのか、また利用者の利便性について、その内容についても利用者目線での評価や改善点、さらには県民からもその掲載内容について知ることができるように日本語にも対応するべきだと私は考えております。というのも、例えば英語の言語を選択いたしまして高知県の歴史についてのページに進んでみますと、英語での高知県の歴史の記述、記載された文章はわずか8行でございます。

そのうち、高知であれば二十四万石という表現がございますけれども、この石高の石の説明が2行含まれておりますので、実質6行が英語による高知県の歴史についての記述でございます。このように外部委託も含めまして補助金を活用している以上、それは税金でございます。その使い方、使われ方だけでなく使われた後の内容やそのフォローアップ、改善なども必要と考えるわけでございます。

また、先ほど申し上げましたように、海外からの事前合宿等の誘致に関しましても、過去に実績のあるポーランドの言語はポーランド語であり、また高知県の現在進めております多言語化対応、英語、韓国語、タイ語、中国語2つの5言語にはポーランド語は含まれておりません。また、ラグビーに関しましても、高知県が事前合宿等の誘致として、そのターゲットとして考

えている国は既にあるとは思いますが、その国の言語で情報発信をすることが既に一番最初のおもてなしだと私は考えているわけでございます。海外から高知に来ていただくためにも、高知の海外向け情報発信のあり方として、各関係部局が連携をして戦略的に取り組む必要があると思います。

まだスタートしたばかりという現状ではございますけれども、唯一の海外向け情報発信のツールとも言えるからこそ、課題や改善点、そしてその一つ一つを解決していくことで、磨き上げをすることができるわけでございます。そこで、観光振興部長の伊藤博明さんにそのお考えをお伺いいたします。

また、人口減少問題についてでございます。若い男女の希望をかなえ、その出生率を高めるためにもさまざまな施策が盛り込まれているわけでございます。大企業の少ないこの高知県におきましては、女性の労働者は育休や産休などの取得のしやすさや職場の理解、職場復帰などの課題はあるにせよ、一定の施策が既にございます。これは質問ではございませんけれども、女性の役員の方はどうでしょうか。

高知県は女性の力が大変強いというのは言うまでもございませんけれども、そのことを裏づけるデータの一つに、高知県の女性役員の割合が佐賀県と並んで全国1位というものがございます。県内における大企業で女性役員として登用され、活躍されている方もいらっしゃると思いますけれども、中小零細企業が圧倒的に多いのもこの高知県の現実であり、御主人が社長、奥様が専務取締役という形や、または、はちきんの高知の女性みずからが創業されまして、御本人が社長というケースもたくさんございます。高知県としましても、女性の役員に対しても一定の施策を検討する余地があるのではないかと、そのように私は考えております。

さらに、離婚率が全国でも最も高いと言われております高知県で、離婚率の低下対策はもちろんでございますけれども、さまざまな理由で離婚をした場合でも、再婚という選択、また30代後半や40代での妊娠・出産につきましても、まさしくまち・ひと・しごと創生総合戦略での55万7,000人に一定の貢献ができると思います。その高知県ならではの事情を踏まえました先進的な取り組みが必要ではないでしょうか。初婚年齢や第1子出産年齢など、20代、30代に重点を置きがちではございますけれども、そのこととあわせて、同時進行で進めていただきたいことを申し上げておきます。

そして、投票率の低下問題でございます。投票所、今回イオン高知での追加のお話がありました。確かに市町村の選挙管理委員会等のお話もあるとは思いますが、どうかこの18歳選挙年齢が引き下げでございますので、高校等の新たな増設等も強く検討をしていただくことを申し上げたいと思います。

そして、少し前後いたしましたけれども、先ほど申し上げましたマイナンバーのセキュリティーのお話でございます。情報セキュリティー対策についてのお答えをいただいたわけではございますけれども、マイナンバー制度に関しまして、高知県庁における情報セキュリティーの責任者は岩城孝章副知事とのことでございますので、ぜひとも責任を持って万全の対策をとっていただきたいのですけれども、岩城孝章副知事にとりましては、責任者としてのお考えについてお伺いをいたします。

以上で第2質問を終わらせていただきますので、答弁者の方よろしくお願いを申し上げます。

○知事（尾崎正直君） 東京オリンピック・パラリンピックにおきます事前合宿の招致委員会の早期の編成と誘致コーディネーターの一般公募の検討についてお尋ねがございました。

この東京オリンピック・パラリンピックをどう高知県のために生かしていくかということについて、高知県庁として総合的な戦略のもとに取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

1つは、私どもが進めておりますさまざまな政策を加速していく機会としてぜひ生かしていきたい、そのために国に対する政策提言も行っていこうということで取り組みを進めてきたわけでありまして、私どもとして、この東京オリンピック・パラリンピックの機会、例えば高知県のよさこいを全国に、世界に発信する機会として生かしたい。さらに言わせていただければ、木材建築をこの機会を生かしてステップアップさせることによって本県の林業振興につなげていきたい。こういうことに資するようということで、私ももう既に遠藤大臣、舛添知事、さらにはJOCの竹田会長、さらには武藤事務総長、皆さん、さんざんいろんなところに政策提言にもお伺いもしてきたところでございます。

またさらに言えば、スポーツの振興ですね。御指摘のように、この東京オリンピック・パラリンピックの機会を生かしていきたいということでありまして、高知県としてこのオリンピック・パラリンピックの機会を生かしたスポーツ振興プロジェクトというのを立ち上げさせていただきまして、具体のアクションプランに従って一つ一つ取り組みを進めていっているわけでありまして。

このオリンピック・パラリンピックを生かすという意味において、御指摘の事前合宿の件について、これも重要な一つの取り組みであろうかと、そのように思います。先ほど申し上げましたように、既に7月に準備委員会を立ち上げまして、招致のためのさまざまな具体的な取り組みについてスタートをさせていただいているところでございますけれども、リオのオリンピッ

クが終わりますと、具体的な招致活動が本格化していくということになるかと思えます。準備委員会からこのリオをにらんだ体制に切りかえていかなければなりません。そのために来年度早々に先ほどお話をいただきました招致委員会を、私がトップ、私かどうかわかりませんが、高知県知事をトップとして立ち上げていこうじゃないかということ、今お話をさせていただいておるといことであります。

先ほど誘致コーディネーターの一般公募の検討についてというお話もいただいたところでございましたけれども、こちら確かに誘致コーディネーターに限らず、こういう取り組みについて言えば、さまざまな人脈を持っておられる皆さんとの連携というのが非常に大事ということかと思えます。あまねく広く人材を求めて、我々としてのベストなチームをつくっていく、そういう姿勢で臨まさせていただきたいと思えますので、御指摘の点も参考にさせていただければと、そのように考えております。

○観光振興部長（伊藤博明君） スタートしたばかりの海外向け情報発信の現状から、課題や改善点を一つ一つ解決し、磨き上げをしていくべきではという御質問をいただきました。

海外向け情報サイトとしまして、県の観光コンベンション協会が構築中のVISIT KOCHI JAPANにつきましては、先月7日からまず春と夏のコンテンツについて公開を開始しております。今後、秋冬の観光情報、それに加えてまして旅館、ホテル、飲食店などの情報を順次追加してまいりますので、お話のありましたように利用者の御意見や本県を訪れる外国人観光客の国別の動向など、こういったものも注視しつつ、サイトの改善を図っていきたいというふうに考えております。

あわせまして、スポーツ合宿などの誘致にもつながるよう、庁内の関係部局とも連携しながら

ら提供する情報を充実させてまいりたいというふうに考えております。

○副知事（岩城孝章君） マイナンバーに関しての個々の詳細なセキュリティー対策につきましては、先ほど文化生活部長、それと総務部長のほうから答弁をさせていただきました。そうした対策をしっかりと取り組んでいく、加えて重要なのは、それを庁内で情報共有をしていくと、それは情報セキュリティー委員会の場を通じてしっかりとやっていきますし、さらに大事なのは、職員個々がセキュリティー意識、これを高めていくことが重要だというふうに考えております。庁内のこの件に関しての責任者として、しっかりと対応をしてまいります。

○27番（前田強君） 前向きな御答弁等をたくさんいただきまして、まことにありがとうございます。

第3質問に移らせていただきたいと思います。

2020年の先ほどお話をいただきました東京オリンピック・パラリンピックにおきまして、尾崎正直知事からも御答弁をいただいたわけですが、ぜひとも2回の合宿実績のあるポーランド代表などの陸上選手等を誘致していただきたいわけですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおきまして、7人制ラグビーもまた競技種目でございます。そのことを踏まえまして、陸上とラグビーという競技種目の合宿候補地、これが高知県内におきましては春野運動公園が挙がってくると思えますけれども、双方の同時期の受け入れというものが難しくなってくるのではないかと懸念されております。

そこで、どちらか一方しか受け入れないということではなく、これを契機にせめて春野運動公園のように海外の代表チームが合宿をするために適した施設、これを県内にもう一カ所整備する必要があると思うわけですが、

平成27年10月2日

も、その点につきまして尾崎正直知事にお考えをお伺いしたいと思うわけでございます。

最後になりましたけれども、私、前田強、このたび初質問をさせていただきました。本当に御答弁をいただいた皆様、厳しい課題ばかりではございますけれども、どうか高知県民の目線と同じくして、生活実感の向上に向けて施策を推進されますことを最後をお願いを申し上げ、私、前田強の一般質問を終わらせていただきますので、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○知事（尾崎正直君） オリンピック・パラリンピックが終了した後もどう使っていくのかということも視野に入れていかなければなりません。ですから、春野運動公園並のものをもう一個と言われてもなかなかそういうことは、少し高知県にとって身の丈に余るということになりかねないということかなと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたように、オリンピック・パラリンピックをにらんで、スポーツ推進プロジェクトというのを立ち上げて取り組みを進めていっています。この中で施設をうまい形で整備していこうじゃないかと、いろんな皆さんのスポーツの振興につながっていく、さらには合宿誘致という形にもつながっていくように、いろんな形で一石二鳥、三鳥につながっていくような施設整備を進めようということで、順次取り組みを進めようと考えているところであります。そういう整備を進めていく中におきまして、例えば合宿誘致に大幅に資することとなるなどという視点も加味していきながら整備をさせていただければなど、そのように考えておるところであります。

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日及び明後4日は休日でありますので、10月5日に会議を開くことといたします。

10月5日の議事日程は、議案に対する質疑並

びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時12分散会

平成27年10月5日（月曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 上田 貢太郎 君
- 2番 今城 誠司 君
- 3番 久保 博道 君
- 4番 田中 徹 君
- 5番 土居 央 君
- 6番 浜田 豪太 君
- 7番 横山 文人 君
- 8番 加藤 漠 君
- 9番 川井 喜久博 君
- 10番 坂本 孝幸 君
- 11番 西内 健 君
- 12番 弘田 兼一 君
- 13番 明神 健夫 君
- 14番 依光 晃一郎 君
- 15番 梶原 大介 君
- 16番 桑名 龍吾 君
- 17番 武石 利彦 君
- 18番 三石 文隆 君
- 19番 浜田 英宏 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 雅和 君
- 22番 黒岩 正好 君
- 23番 池脇 純一 君
- 24番 石井 孝 君
- 25番 大野 辰哉 君
- 26番 橋本 敏男 君
- 27番 前田 強 君
- 28番 高橋 徹 君
- 29番 上田 周五 君
- 30番 坂本 茂雄 君
- 31番 中内 桂郎 君
- 32番 下村 勝幸 君
- 33番 野町 雅樹 君
- 34番 中根 佐知 君
- 35番 吉良 富彦 君

36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎 正直 君
- 副知事 岩城 孝章 君
- 総務部長 梶 元伸 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興推進部長 中澤 一真 君
- 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 伊藤 博明 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土木部長 福田 敬大 君
- 会計管理者 岡林 美津夫 君
- 公営企業局長 門田 純一 君
- 教育委員長 小島 一久 君
- 教育長 田村 壮児 君
- 人事委員長 秋元 厚志 君
- 人事委員会会長 福島 寛隆 君
- 人事務局長 島田 京子 君
- 公安委員 上野 正史 君
- 職務代理者 田中 克典 君
- 警察本部長 吉村 和久 君
- 代表監査委員
- 監査委員 監査局長

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第4号)

平成27年10月5日午前10時開議

第1

- 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第3号 平成27年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第4号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 県有財産(建物等)の取得に関する議案
- 第10号 消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 保健衛生総合庁舎改築衛生設備工事

請負契約の締結に関する議案

- 第12号 療育福祉センター・中央児童相談所改築南棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第13号 青少年センター本館及び宿泊棟改築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 県道の路線の廃止に関する議案
- 第16号 平成26年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第17号 平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成26年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成26年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成26年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第12号 平成26年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計歳入歳出決算

報第13号 平成26年度高知県農業改良資金助成

事業特別会計歳入歳出決算

報第14号 平成26年度高知県県営林事業特別会

計歳入歳出決算

報第15号 平成26年度高知県林業・木材産業改

善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金

助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 平成26年度高知県流域下水道事業特

別会計歳入歳出決算

報第18号 平成26年度高知県港湾整備事業特別

会計歳入歳出決算

報第19号 平成26年度高知県高等学校等奨学金

特別会計歳入歳出決算

報第20号 平成26年度高知県電気事業会計決算

報第21号 平成26年度高知県工業用水道事業会

計決算

報第22号 平成26年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問

(3人)

第3 決算特別委員会設置の件

第4

議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代行者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第17号「平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成26年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

7番横山文人君。

(7番横山文人君登壇)

○7番（横山文人君） 自由民主党の横山文人でございます。議長よりお許しをいただきましたので、これより初めての一般質問を行わせていただきます。

私は仁淀川ブルーを中心に抱く清流の町吾川郡から選出いただきましたが、自由民権発祥の地であり、多くの偉人を輩出し、我が国の近代史に多大な足跡を残してきた伝統あるこの高知県の議会であります。先人の志が刻まれた神聖なるこの場に立つことに、まずもって深甚なる敬意を表しますとともに、自身のモットーであります至誠と実行を持って臨むことを改めてお誓い申し上げます。

そして、心機一転、県勢浮揚の一助となるべく、お与えいただいた任期を精励してまいら

存であります。議員の諸先輩方並びに知事、執行部、報道関係の皆様には引き続き御指導、御鞭撻賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

さて、質問に入る前に、新人でございます私の県議会に対する決意、意気込みと、ふるさと高知県に対する思いを述べさせていただきたいと存じます。

私は現在37歳、立候補を予定した昨年は36歳での決意でありました。今、高知県議会においては若返りが進み、同世代の議員も多数おられますが、何と申しましても、73万人の県民生活を預かる県議会でございます。若さというものは武器でもあり、他方、当初住民の皆様の中には不安要素であったとも思われます。

しかしながら、県民の皆様との対話や集会、挨拶回りを重ねるうちに、またその端緒についたばかりながらも、大変充実した議員活動と自民党会派の活動を経て、私は以下の決意を持って県政やその課題に取り組んでまいりたいと決意をいたしました。

それは常に3つの時間軸を持って議論をすること、そして2点目として、私のような地元企業の青年経営者であった者が県議会の場において発言と討議を重ねることができる、まことの意味で開かれた県議会であることに誇りと志を持って臨むことであります。

我々若い世代の政治離れや、また地域との密着度が希薄となり、加えて中山間地域では負のスパイラルの直撃によってますます疲弊が進む現下、私は今向かい合う先輩、同僚議員の皆様と同じく、この足で市街地や中山間を練り歩いてきました。そして、その全てを中山間地域で占める仁淀川町では高齢化率が50%以上という現状、また一定の市街地機能を有しているの町においても、年間約400人以上の人口が減少しているという厳しい課題など、さまざまな問題を提起されました。その中で特に山間部に行け

ば、これからは若い者が頑張ってもらいたい、山の暮らしを何とかしてほしいという高齢者の皆様からの激励とも懇願とも言える多くのお声を拝聴しました。

そこで、我々若い世代はいま一度、このすばらしい県土と地域をつくり上げ、守り抜いてきてくれた先人に対する恩返しをしてまいらなければならない。つまり、我々世代から見た先人への報恩の県政という時間軸が1点目であります。

一つのエピソードを申せば、私の選挙カーが初日、仁淀川町池川地区に差ししかかったとき、急な坂道を家族の方に手を引かれて出てきてくれた1人のおばあさんの姿がありました。そのおばあさんはことしで95歳を迎えるという御高齢で、体も思うように動かない中、私に手づくりのお守りを渡すべく出迎えてくれたのであります。戦後70年を迎えることし、当時そのおばあさんは20代前半という女性として最も楽しい時代に戦禍をくぐり、その後は国のため、郷土のため、そして家族のためにと生き抜いてこられました。私はそれまでに約1年間の活動を経ながら、そのとき初めて政治とは何か、その取り組むべき意義を気づかされたのであります。すなわち、手渡されたそのお守りは、我々若い世代に対する希望と願いであり、そしてバトンであったと思うのです。このような先人からいただいた希望と願い、郷土のバトンをしっかりと抱き締め、また前を向いていくことが我々の責務であると強く感じるところであります。

そして、先ほど述べた先人の方々が戦時中や戦後から今日まで、このすばらしい国土と郷土をつくり上げ、守り抜いてきてくれたおかげをもって、またその発現を全面的に享受してきたのが我々若い世代であり、すなわち働き盛り、子育て世代のいわゆる現役世代であります。

何と申しましても、この我々世代、換言すれ

ば動ける世代、行動ができる世代がいま一度立ち上がり、この転換期、地方創生と叫ばれながらも地方が消滅するかもしれないという議論がオープンになされている端境期である今、この難局に立ち向かっていかなければなりません。換言すれば、我々若い世代が決起する県政であり、挑戦をしていく時間軸であります。

そして、私が掲げる3つの時間軸の最後は、次の世代への継承ができる郷土の持続可能性を獲得してまいるということであります。

私も小学生の子供を持つ親であり、2040年以降、また2060年の人口ビジョン等が議論されている中、何とか我々の次の世代に夢と希望があふれるふるさと高知県を、次は私たちがつないでいかなければなりません。つまり、次の世代が夢と希望を、また誇りを持てる県政であり、そのバトンタッチへの土台づくりであります。この先人と我々世代、そして子供たちを初めとする将来世代の、3つの時間軸の視座を持って県政を議論してまいりたい。その決意を持って励んでまいりたいと思っております。

そして、内在的なことでいえば、我々若い議員とベテランの先輩議員が同じくこの議場内外で切磋琢磨できる、討論の機会を受けることができる、そして全国に誇る知事とその洗練されたスタッフとともに県勢浮揚に向けて一丸となれる、そのことによって私が申し上げた3つの時間軸の議論と活動を展開できる。開かれた、そして改革をいとわない先駆的なこの高知県議会の一員として精励できることに誇りと志を持って臨んでまいりたい、挑戦していききたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

本県5つの基本政策の主軸である産業振興計画や県版総合戦略において目指す姿として知事が掲げておられる誇りと志という言葉に若い世

代の一人として大変共感と勇気をいただいています。P D C Aサイクルの重点管理や項目ごとの重要業績評価指標、いわゆるK P Iの設定など、数値的目標も必要ですが、人々の観念的要素、すなわち知事が訴える誇りと志を県民、またこれから県民になっていただく方々にも共有することが何よりも重要と考えます。

そこで、産業振興計画や県版総合戦略において知事の掲げる誇りと志にはどのような思いがあるのか、またその思いを県民と共有していくことの意義をどのように考えるか、あわせて知事にお聞きいたします。

また、昨年の9月に知事が講義された筑波大学でのスピーチを私は高知工科大学にて中継で拝聴していましたが、その節、行政経営と企業経営の相違、そして地域経営と企業経営の相違を明確に述べておられました。私も6年間、地元の高知工科大学大学院にてマネジメントの研究を行い、そして地域企業の経営者として取り組んできた者として、その説明に大変示唆をいただいた次第であります。

知事御自身が8年間の労苦を経てつかんだ行政マネジメントは、企業で言えば経営理念であり、県庁のみならず、市町村に対しても共有することが大変示唆的なメッセージとなり、県勢浮揚につながるものと考えます。

そこで、マネジメントの両輪であります戦略と組織の視点も踏まえ、知事の掲げる行政マネジメントとはどのようなものか、その要諦を知事にお聞きします。

次に、中山間対策についてお聞きします。

中山間地域を多く内包する本県にとり、その基礎的自治体である市町村版総合戦略は重要であります。全市町村が今年度中に策定すると聞いております。この戦略策定に関して、県と市町村との連携協調が重要となってきますが、県としてどのようにかかわってきたのか、産業

振興推進部長にお聞きします。

また、市町村版総合戦略は、課題解決先進県として全国でいち早く策定した県版総合戦略との戦略的な適合はどのように図られているのか、また戦略の大事な視点として、県版総合戦略と市町村版総合戦略との相乗効果を持って、特に中山間地域にも抜かりなく波及ができるのか、御所見を産業振興推進部長にお聞きします。

そして、今後戦略が遂行されるに当たって人的・財政的・情動的資源、すなわち経営資源の不足する市町村に国や県のサポートが必要になると考えますが、その内容について産業振興推進部長にお聞きします。

次に、中山間地域の維持・創生という取り組みから、本県が積極的に展開する集落活動センターは、今や国の総合戦略の施策として採用されるなど脚光を浴びていますが、今後の持続可能性を獲得するためにはセンター自身の自立化戦略の構築が欠かせません。全センターに共通するような戦略を付与すべきと考えますが、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

そして、本県の示す小さな拠点、すなわち集落活動センターやあったかふれあいセンターの最終的なイメージとして、中心基幹地域との共存が提示されており、コンパクトな中心部と小さな拠点との連携により人々の暮らしを守ることが明示されております。

換言すれば、負のスパイラルをまともに受けている中山間地域では集落活動センターと中心基幹地域との連携を加速していくことが重要ですが、その連携推進をどのように進めていくのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

また、県が2012年にまとめた集落調査報告書によると、中山間地域の人口は2010年時点で31万人余り、50年前と比較して42%減となり、人口の減少、高齢化の進行によるさまざまな活動

の後継者不足、生活への不安、鳥獣による被害など、中山間地域の集落の課題が浮き彫りになっております。一方で、地域への誇りや愛着、集落同士で助け合いながら住み続けたいという住民の皆様方の思いが確認をされています。

実際、自分の生まれた地域を守るため、例えば定年を迎えた地元出身の方々が高知市を初めとする県央部から生まれ育った中山間地域に帰ってくるような事例も、少しではありますが見られます。中山間地域における暮らしと文化、風習を維持・再生するためには重要なことでもあります。

そこで、中山間地域の維持・再生を図るため、まずは県央部から中山間地域に移っている人口動態を調査してはどうか、また調査結果をもとに、中山間地域で安心して暮らすことのできる取り組みをさらに促進してはどうか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

また、中山間の住民においては、鳥獣被害の対策を叫ぶ声がしばしば聞かれます。国や県の補助メニューも充実したものとなってはいますが、受益戸数が確保できない、現在の補助率では我慢せざるを得ない住民に対しても、今後手厚い措置を講ずるお考えはないか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。加えまして、近年の鳥獣被害では、従来の鹿やイノシシに加え、ハクビシンやアナグマによるものなど、その被害の多様性は広がっております。各種被害へのきめ細かな対応と必要性について中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

次に、医療・介護・福祉についてお尋ねします。

まず、療養病床の削減について、ことし6月に政府の社会保障制度改革本部の専門調査会から、2025年の医療需要に対する都道府県の必要病床数の推計値が発表されました。報告書では、病床における4つの機能に合わせてA、B、C

のパターンを算出し、その趣旨は入院患者向け病床の適正化により、地域のばらつきを是正し、年間40兆円に上る国民医療費の抑制を図ろうとするものであります。

この報告書をもとに、団塊の世代が75歳以上となる2025年の地域医療構想が策定されることとなりますが、全国で最も療養病床が多く、その背景には過疎化や少子高齢化が進み、また県民所得が低いために共働きを余儀なくされている住民が多い本県では家族介護や施設入所が難しく、いわゆる社会的入院と呼ばれる療養病床がその受け皿となっている事情もあるのではないかと思います。改めて、そのような本県の療養病床の背景と現状について健康政策部長にお聞きします。

また、今回の報告書で発表された本県の必要病床数がそのまま適用されるわけではなく、国も必要数以上を機械的、強制的に削減しようとするものではないと述べています。しかし、将来あるべき医療体制の指標である以上、さまざまな取り組みにより実現を目指すことが求められるのではないかと考えますが、療養病床の削減による本県医療体制への影響はどうか、健康政策部長にお聞きします。

次に、中山間地域の医療や介護は、換言すれば、へき地医療・介護並びに生活支援という側面もあり、そのため家と家の移動距離でのロスが多く、その運営は大変厳しいものとなっております。例えば仁淀川町役場のある大崎地区の事業所から旧池川町の舟形地区の利用者宅まで訪問し、サービスを提供する場合、数十分のサービスに往復約1時間20分の移動時間を要し、1回の訪問で2時間以上の時間を費やす場合もあります。また、身体介護よりもポイントの少ない生活援助が多くなってきているという実態もあり、中山間地域における訪問介護事業の経営は大変厳しく、ホームヘルパーの一層の雇用の

改善、人材確保等を講ずる余地がないとお聞きします。

本県としても、その着眼点より支援は行っており、自治体もありがたく感じておられますが、他方、現在から将来まで中山間地域における介護福祉の人材確保や均一なサービスを確保していくためには、現在の介護報酬のポイントを均一なものではなく、例えば都市部、地方都市部、中山間部と現状に即したものに算定する必要があるのではないかと思います。

中山間部を多く抱える本県の事情に鑑み、次回平成30年の改定に向けて国へ強く働きかけていただけないか、地域福祉部長にお聞きします。

また、医師、看護師、介護士の地域偏在や不足はもとより、公的医療施設において薬剤師も不足している現状にあるとお聞きします。多様な治療や投薬が行われる昨今、院内での服薬指導は一層重要となり、薬剤師の適切な配置は欠かせません。県内の大学に薬学部がないという事情もある中で、薬剤師の確保についてどのように取り組んでいるのか、健康政策部長にお聞きします。

次に、子育て支援についてお伺いします。

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関して、先日、本県の人口ビジョンが発表されましたが、2060年に人口55万7,000人を目指す本県のビジョンは、政府系シンクタンクである国立社会保障・人口問題研究所の数字39万人から大きく上方した数字となっております。

この将来世代への最大の取り組みとも言える本県の人口目標を達成するためには、5つの基本政策や横断的にかかわる政策を一層加速化していく必要があります。特に他県との比較で言えば、出生率における高い設定が注目され、換言すれば地方創生の柱である若い世代の結婚と子育ての環境を整備する、そのことに成否がかかっていると断言しても過言ではありません。

国による結婚や出産の促進は個人のライフスタイルへの介入になるとの懸念もありますが、8月に発表された内閣府の少子化対策に向けた具体策を話し合う有識者検討会の提言では、子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進とともに、結婚支援や妊娠・出産教育など晩婚化や晩産化の進行の抑制を、国として優先的に取り組むべき対策であると位置づけており、その具体的内容も地方自治体への支援や民間企業への助成金拡充など、若い世代への追い風となる内容であります。

これらの施策は、尾崎知事が地方の声を代表し、全国知事会における次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして積極的に国や関係機関に政策提言を行ってこられた成果と考えますが、この国の提言を受けて本県ではどのように生かしていくのか、地域福祉部長にお聞きします。

以上のことから、地方創生と子育て支援は密接不可分であり、また先ほど述べました国の提言では、地域の実情に即した地方自治体の取り組みを後押しするとともに、先進事例を横展開していくこととされております。

そして、地方創生や晩婚化、晩産化に対する検討以前からの先進的な事例として、本県においてはいの町が取り組んでいる地域子育て支援センターぐりぐらひろばがございます。当センターでは、妊娠期や産前産後のストレスを和らげ、赤ちゃんの心の基地づくりについて基礎的な理解を深めるとともに、よりよい親子関係の構築を願い、早期の支援を行うことを目的に、約14年前から保健師、保育士、助産師、小児科医師、精神対話士などが常駐または定期的なスタッフとして、子育て支援への連携体制を構築し、地域での出産と育児に関するさまざまな悩みや相談、手助けをワンストップかつフルスペックでカバーしています。

このたびの、いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも中心的な施策として、その拡充を目指しているとお聞きしています。このいの町の事例をモデルとして県内に普及させ、かつさらに充足させていくことが重要と考えますが、御所見を地域福祉部長にお聞きします。

次に、産業振興についてお聞きします。

産業振興計画は県勢浮揚の主軸となる政策であり、一定の成果とともに、今後ますますの進展が地域地域で切望されています。そのような中、高知県における伝統産業である土佐和紙と仁淀川流域の特産品である製茶産業の振興は、流域の活性化にとり大変重要であると考えます。

したがって、さらなる地産地消・外商並びに販路拡大のためには、土佐茶はもとより、仁淀川のお茶として、またその加工品としての全国的なポジションと競争優位性の獲得、つまりブランド化が必須であります。いの町の代名詞である土佐和紙も同様であり、商品や原材料におけるブランドマネジメントは、今や企業の中核的な経営資源の一つであります。

経営戦略論の泰斗である一橋大学大学院の沼上教授によれば、マーケティングミックスにおける補助的サービスのブランドを、「人間に例えて言えば、本質サービスはハートで、ブランドは顔、名前であり、顧客はこの顔と名前を見て内面を察し、製品を購入する。だから、できるだけ本質サービスをきちんと表現できるようなブランドを設定する必要がある」と述べた上、近年ではブランドが継続的な利潤をもたらす資産だと捉え、ブランド資産、ブランドエクイティーと呼んで特に重要視する考えを述べております。

そこで、本県産品の特徴である少量多品種に加え、他県との競争優位性を獲得するためには、プロモーション活動と同時に取り組んでいかなければならないと考えますが、ブランドマネジメントに関する御所見と取り組み状況を産業振

興推進部長にお聞きします。

ところで、各産品や原材料のブランド化と同時に、シンボルである仁淀川の一層のステージアップを目指し、さらなる全国的知名度を獲得することが、さきに述べたブランドマネジメントに最も近道であると考えます。

仁淀ブルーの愛称のもと、県内では普及している知名度も、県外へ行けば同じ県内の代表的清流である四万十川に遠く及ばないものとなっています。仁淀川の知名度向上と流域産業の振興は切っても切り離せるものではなく、具体的かつ洗練された取り組みが期待されます。はた博、東部博と続き、次は奥四万十博と県内で地域博覧会の展開が続く現在、県においても地域博覧会に関する経験値や技術の蓄積はますます増大してきたと考えます。

そこで、地域博覧会の開催の意義とこれまでの成果について観光振興部長にお聞きします。

また、地元や関係機関で機運が盛り上がってくるのが原則ではありますが、先ほど述べた知名度向上や、また流域の資産として仁淀ブルー博の開催が地域に新たな風を起すことにもつながると考えます。仁淀ブルー博の地域にもたらす影響とその実現可能性を観光振興部長にお聞きします。

また、全国的にも高品質な仁淀川流域の製茶産業においては、品質に対して価格の下落が顕著であることに加え、つくり手の高齢化により山の先行きを嘆く声が聞かれます。林業についても同様のことが言えます。中山間地域の農林業における担い手の確保、後継者の問題は産業振興という側面とともに、山を守ることにつながります。すなわち、今の人たちがいなくなれば山は荒地になるという実情が山間部には迫っております。

その実情は重々御承知だとは存じますが、山を守ることにつながる中山間地域の農林業の担

い手不足、後継者の問題について御所見を農業振興部長と林業振興・環境部長にお聞きします。

また、中山間を多く抱える本県において、宝の山である林野の活用促進は悲願であります。その大きな嚆矢となるであろうCLTの普及に今大きな注目が集まっています。そして、来年度、仁淀川町池川地区にて、原材料のラミナ工場が稼働予定であります。今後の事業展開と県の支援体制をどのように考えているのか、また仁淀川流域初め周辺に及ぼす経済効果について林業振興・環境部長にお聞きします。

それに関連しまして、東京オリンピック・パラリンピックにおける積極的なCLTの活用を、尾崎知事を初め国や各界が叫んでおられます。政府においては、2020年東京五輪の競技場や選手村の内外装などで、CLTを含む国産木材の活用を関係機関に働きかけ、内外で注目の高い五輪関連施設で国産木材をアピールしたいとコメントしております。

尾崎知事が述べておられるマイルストーン、道しるべへとつなげるべく、今後とも官民挙げてその実用化、活用促進に向け邁進していただきたいと願うものであります。

そこで、先日の新国立競技場の見直しを受けて、CLTの促進に一層追い風が吹くのではないかと考えますが、五輪関連施設におけるCLT活用の動向について林業振興・環境部長にお聞きします。

最後に、土木行政についてお尋ねします。

本年、2年10カ月ぶりに新たな土木部長をお迎えし、本県建設業界としても、各社依然厳しい現状の中、その手腕を発揮されることと心から期待しているものと思われれます。

そこで、新土木部長に本県で圧倒的多数を占める地域建設業者の存在意義について御所見をお聞きします。

地域にはそのインフラの整備という主目的を

果たす主体であると同時に、地域の雇用の受け皿、また特に中山間地域では厳しい環境下にある集落等の安心・安全やその維持・保全に努めている主体として、地域の建設業者の姿、立ち位置があります。本県においても、地元とともに古くから共生を図ってきた地域建設業者が多数を占めておりますし、特に県央部以外においてその傾向は顕著であります。

経済が縮小し、あるいは地域で重立った産業の確立がなされていないところでは、建設業と農業のいわゆる半建半農で生計を立てていく人たちや、生コンクリートを初めとする各種土木資材の納入業者、重機や車両の整備に携わる事業者、そして日々の飲食など、地域建設業者に関するステークホルダーやサプライヤー、供給業者は大変幅広いものであり、その健全な維持・存続は、地域はもとより本県にとっても大変重要なものであると考えます。

そこで、高知県におけるインフラ整備という広大な業務に取り組む中で、地域地域には先ほど述べた側面を色濃く有している建設事業者が根づいているという実情を深く捉えていただくとともに、その必要性と存在意義について土木部長にお聞きします。

また、前土木部長が県内各地区へ出向き、県建設業協会地域支部と行っておられました意見交換会は、現場の生の声や実情を聞ける、土木部にとっても有意義かつ示唆的な場であると考えますが、新たなトップをお迎えし、今後とも継続していく方針か、またその声を生かすべきは生かしていくおつもりか、土木部長にお聞きします。

さて、昨年6月には公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正公共工事品確法が公布、施行されました。改正の背景には、行き過ぎた価格競争や現場の担い手不足、若手入職者の減少、発注者のマン

パワー不足、地域維持管理体制への懸念、受発注者の負担増大などがあり、改正の目的はインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が主眼であります。

改正の大きなポイントとしては、発注者の責務が追加、明示されたことでありまして、その大きな要点を述べますと、担い手育成のために受注者の適正な利潤が確保できるような予定価格の適切な設定や、計画的な発注と適切な工期の設定及び設計変更等が挙げられます。加えて、地域社会資本の維持管理に資する方式を初め、多様な入札契約方式の導入が提示されています。また同時に、受注者側も適正な賃金体系や雇用の改善を図り、技術者や技能者の育成・確保を図ることとなっております。

これらはすなわち、官民一体となった土木行政における制度と環境の改善にほかなりません。現在、土木行政では端境期対策が喫緊の課題とされていますが、それと並んでこのような具体的な指針が発注者共通のものとして円滑に運用されるか否か、そしてその実施主体であります関係官庁への周知徹底がなされるかが極めて重要になってくると考えます。

本県では、ことし2月に土木部主催のもと、県内各自治体担当者が集い、改正と運用に関する説明会が行われていますが、今後その実務的な運用について、本庁土木部はもとより、実際に事業を遂行する出先機関並びにその職員、また各市町村に周知徹底が図られるよう、どのように取り組んでいくのか、またその後の運用状況を県としてどのように把握し、管理していくのか、土木部長にお聞きします。

あわせて、県としても従来から地域加点等にて配慮はしておりますが、改正公共工事品確法のポイントの一つでもあります地元にも明るい中小事業者の安定受注に一層資するべく、地域建設業者のさらなる参入機会の拡大を御検討いた

だけないか、土木部長にお聞きします。

また、近年建設現場におけるIT化、電子化には目覚ましいものがあります。一方で、若手技術職員の技術力不足も懸念されています。

さきに述べた受注者側の技術者並びに技能者の育成・確保も今後の土木行政にとり極めて重要であります。同様に発注者側の職員における技術力、現場監督力の確保も求められています。

マニュアルに規定された手法、すなわち形式知のみならず、同じ現場は二度とないという土木建設工事の特性から、現場の自然状況やあらゆる施工条件に即した勘どころ、いわゆる暗黙知を若手職員に技術や知識として継承していただき、官民ともに高品質かつスムーズな工作物の確保を続けていかなければなりません。

一例を挙げれば、ある現場で障害となった水道管移設に関して、現場の担当職員に連絡したところ、再度コンサルタント業者に連絡して方法が決定され、現場が手待ちとなったというお話もお聞きしました。

近年、業務内容が多様化する中、複数の現場や事務を抱え、現場管理業務への専念が困難となり、足を運ぶ回数が減少することは無理からぬことですが、他方でさきに申し上げた現場管理のIT化、電子化に頼り過ぎては、代々受け継がれてきた県土木部が保有する技術や現場知識の伝承が途切れる、もしくは力弱いものとなることを危惧するものであります。

そのようなことから、県土木部の将来のためにも、また地域建設業者の健全なる育成のためにも、若手職員に対して幹部職員や先輩職員たちが積極的にフォローし、計画過程や段階確認、現場各工程での打ち合わせに同行していくなど、若手技術職員の育成、技術伝承の仕組みづくりを考えてみてはどうか、土木部長にお聞きします。

また、昨夏の台風により大きな被害を受けたいの町枝川浸水災害における再度災害防止事業について、大変迅速な処置をいただいておりますが、国、県、町と三者一体となった取り組みにおいて、技術やマンパワーの足りない町を補完する意味でも、国との中間に位置する県の果たす役割は大きいと考えます。

再び同じような災害を出さないためにも、三者間のスムーズな連携により円滑な事業遂行がなされることが肝要となってきますが、連携推進と町に対する支援体制について意気込みを土木部長にお聞きします。

私が小中学生時代には、地元の枝川地区の住民はたびたび大雨豪雨災害により被害を受けてきましたが、近年では関係機関の手厚い処置により、安定した排水、災害予防が確保されてきました。そして、さきに述べた昨年8月3日の台風12号災害は、未曾有の大災害と言われた昭和50年の台風5号災害より雨量は1.7倍にも達しましたが、浸水家屋が91%軽減されました。

これは先ほど述べました国、県、町が一体となって取り組んできた成果であります。しかし、宇治川流域では床上浸水142戸、床下浸水114戸と甚大な被害が発生し、昨今の異常気象の増加やことしも台風が乱発し、また先日、日本中に衝撃を与えた関東・東北豪雨も受け、多くの住民はいまだ不安を抱えたまま日々の生活を送る状況であります。

冒頭に申しました昨夏の豪雨災害における国、県、町の動きは素早く、昨年全国における床上浸水対策特別緊急事業新規採択の4直轄河川のうち宇治川が採択され、補助河川6河川のうちの町天神ヶ谷川が選ばれており、これは県土木部初め関係各位の努力のたまものと感謝する次第であります。

特に県の動きは素早く、昨年12月には関係者を対象とした事業説明を開催し、事業計画に対

する協力依頼等を行い、積極的に意思疎通を図り、意欲的に取り組みを進めているとお聞きしています。

このように宇治川・天神ヶ谷川の浸水被害防止に向けて国、県、町はそれぞれ事業を進めています。改めて現在の状況、今後の進め方、完了時期を土木部長にお聞きします。

また、従来からの課題として天神ヶ谷川が国道33号を横断する部分において、上下流に比べ現状は極小のため、浸水被害が起きたのではないかとの声も上がっています。この箇所は水圧函路を計画しており、事あるごとに早期の改修要望の声が上がっています。今後の見込みを土木部長にお聞きします。

また、国道33号の朝夕を初めとする慢性的な渋滞対策として、高知西バイパスの整備が来年3月の開通に向けて急ピッチで進んできています。これは、いの町民はもとより、沿線の市町村が心待ちにしております。この本線工事に伴い、各インターチェンジへの取り合わせの工事も日ごとに進んでいるように映ります。

そのような中で、鎌田インターチェンジへのアクセス道路の一つとなる県道土佐伊野線の整備状況と課題、またその対応策について土木部長にお聞きします。

あわせて高知西バイパスについて、いまだ開通見込み時期が公表されていない鎌田インターチェンジから高知県立農業大学校入り口付近までの供用開始時期はいつごろ公表されるのか、また現状と課題や今後の見込みを土木部長にお聞きしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、産業振興計画や総合戦略において掲げる誇りと志に込めた思いとその思いを県民の皆

様と共有していくことの意義についてお尋ねがございました。

私は知事就任以来、対話と実行を基本姿勢とし、官民協働、県政と市町村政との連携協調に重きを置いてまいりました。その中で、対話と実行座談会や対話と実行行脚などの機会を通じまして、数多くの県民の皆様との直接対話や触れ合いの場を持たせていただいたところでございます。そうした中で、みずからの住んでいる地域に誇りを持ち、厳しい地域の現状を何とか好転させたいという志を持った多くの皆様にお会いしてきたところでもあります。

私は地方創生、地域の活性化はないものねだりをするのではなく、みずからの強みを生かしてこそなし遂げられるものであると、そのように考えております。みずからの住む地域に誇りを持つということは、みずからの地域のすばらしさや価値を認識するということではないかと考えておまして、言いかえれば田舎だから何もないということではなく、田舎だからこそのものがあり、そのよさがあるのだと認識しておられるということではないかと考えています。

そして、志を持つということは、みずからの利益のみにとられるのではなく、みずから認識した地域の価値を生かして、その地域全体を活性化させるために努力を重ねようとする気持ちを持つことだと考えているところであります。

地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県、これは高知県の地域地域にその土地の持つ強みについて誇りを持った若者があふれ、その若者たちの志によって地域地域のよさが生かされ、結果として県勢全体が浮揚する、そういう高知県にしていきたいものだとの思いを込めて定めた目標であります。

この、若者が誇りと志を持って働ける高知県という将来像を実現するためには、何よりも県民の皆様とこの目標を共有させていただくよう

努めることが大事だと考えているところがございます。このためこれまでも対話と実行行脚などを通じて、こうした目標やその背景にある私の思いを伝えさせていただいたところであります。

今後とも引き続き、対話と実行、官民協働、市町村政との連携協調という基本姿勢のもと、さらに誇りと志の輪が広がり、この誇りと志を原動力に新たな挑戦が次々と生み出されてまいりますよう、私自身、大いに汗をかいて取り組みを進めてまいりたいと考える次第でございます。

次に、私が行いました筑波大学大学院におけます講演をもとに、行政マネジメントの要諦とはどのようなものと考えているかということについてお尋ねがございました。

私も行政マネジメントの要諦を語れるほど事がわかっているわけではありませんけれども、私自身が霞が関時代、そしてまたこの知事としての8年間の経験を経て、現在四苦八苦しながらも心がけている点についてお話をさせていただきたいと、そのように思います。

行政をマネジメントするに当たりましては、まずは民間企業と同様に、戦略の基本セットとして現状を把握し、その中で特に課題となる箇所を抽出し、それに対して対策の基本方向を示した上で、PDC Aサイクルをしっかりと回しながら、具体策を実行していくという一連の取り組みをしっかりと行っていくことが大切だと考えております。しかしながら、行政運営と民間経営には異なる面も多く、特に5つの点に留意する必要があるものと考えているところであります。

第1に、理念を明確に示すことが大切だと考えております。行政組織は規模が大きく、県庁の知事部局だけでも3,300人の職員がおります。また、多くの県民の皆様に関係するさまざまな

仕事を官民協働で行わせていただいているからこそ、県が何をしようとしているのかといった大きな方向感を明確にし、職員はもちろん、取り組みのベクトルを同じくしていただけるよう多くの方々に共有していただくことが重要であります。

第2に、目標を設定するに当たっては、アウトプット目標ではなく、アウトカム目標を設けることが大切だと考えております。行政は、単純化して言えば、いわゆる売り上げを上げなくても倒産することはない中で、時に結果に対する緊張感を欠く嫌いがあります。このため、アウトプット目標ではなく、アウトカム目標をあえて意図的に設ける必要があるものと考えているところであります。例えば観光におきましても、300万人観光にとどまらず、400万人観光、次は435万人観光を目指すという形でアウトカム目標を明確に設定しているところであります。

第3に、目標の達成に向け、ストーリーと5W1Hを明確にした全体戦略を考え、あわせて各所属及び職員一人一人の役割を明確にすることが大切だと考えております。職務を与えられれば、それを徹底して完遂しようとする人が多いというのが公務員の美徳の一つだと私は思っております。その側面を遺憾なく発揮してもらうためにも、それぞれの職務を5W1Hとともに明確にすることが非常に重要だと考えています。他方、あわせてセクショナリズムに陥って、結果として効果が出ないということにならないためにも、業務のつながりを踏まえたストーリー全体を明確にすることもまた極めて大切だと考えております。

第4に、対策の実効性を追求することが大事だと考えております。あくまでも最終的なアウトカム目標が達成され、効果が出たかということをお大いに重視してPDC Aサイクルを回していく必要があります。私の経験では、とりわけ

行財政改革を標榜する組織の中におきましては、その政策のよしあしの判断基準が政策の実効性が出るかどうか、あるかどうかではなく、かかる予算の少なさ、予算が少ないかどうかという点に特化してしまう場合があるのではないかと。さらには、予算が少ないことを理由にして課題に取り組むことをそもそも避けるといった傾向もあるのではないかと、こういう点を特に留意する必要がありますものと考えております。

第5に、公務であるがゆえの制約にとらわれ過ぎることを避けることも大切だと考えております。例えば中立性と建前を盾として、本当に必要な官民協働の取り組みをいとうといったことがあれば、実効ある取り組みとしていくことはできません。透明性や機会の平等を確保し、中立性を維持しながらも、官民協働で取り組んでいく姿勢が必要であると考えておるところであります。

こうした点に留意してつくってまいりました戦略及び計画につきましては、先ほども申し上げましたPDCAサイクルを徹底して回し、成果を追い求めていくことが大事だと考えますが、このPDCAサイクルを回すに当たっても、極めて重要な点があると考えております。

大きな行政組織では、本来は川上、川中、川下と連続する施策をそれぞれ別々の所属で行っている場合が多いため、川上は川上だけ、川中は川中だけ、川下は川下だけでそれぞればらばらのままで仕事を終えてしまうという場合が往々にしてあるものと受けとめております。このため、特に行政組織のPDCAサイクルを回すに当たっては、川上、川中、川下とパスがしっかり回っていくよう徹底すること、全体としてのストーリーが、システムができ上がるように留意する必要がありますものと考えておるところであります。

この8年間、こうした進め方で5つの基本政

策と2つの横断的な政策に取り組んでまいりました。一定手がかりを得ているものもございませぬけれども、極めて厳しいこともまだまだたくさんございませぬ。今後とも全力を挙げて取り組みを進めてまいりたいと、そのように考える次第でございませぬ。

私からは以上でございませぬ。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 中山間対策について、まず市町村の総合戦略の策定に当たって県としてどのようにかかわってきたのかとお尋ねがありました。

県では、全国に先駆けてことし3月、総合戦略を策定したところですが、市町村との連携協調という基本姿勢のもと、策定後直ちに県の考え方を市町村にお示しし、市町村の策定作業がスムーズに進むよう、その後も全力でサポートに努めているところとございませぬ。

具体的には、ワンストップの支援窓口として位置づけました県内7ブロックの産業振興推進地域本部では、総合戦略の策定手順やその内容に関するアドバイスを行うとともに、29の市町村において総合戦略の検討組織に地域産業振興監が参画をするなど、きめ細かなサポートに努めているところとございませぬ。

また、当部におきましても、本年4月から全市町村を訪問し、首長や担当課長とも総合戦略等について意見交換を実施するとともに、市町村からの御要望などを踏まえまして、ブロック単位や市町村単位での勉強会や説明会等も随時開催をしております。こうした説明会等はこれまでに98回に上っております。

さらに、人口の将来展望を見通す際の推計方法やKPIの設定方法といった市町村からの具体的な御質問に対しましても、できるだけ丁寧にスピード感を持ってアドバイスを行うとともに、同様の疑問や悩みを持つ市町村も多いこと

から、適宜情報共有にも努めているところでございます。

今後も年度末まで市町村の策定作業は継続をいたしますことから、県としましては、地域本部を中心に引き続ききめ細かなサポートを行ってまいります。

次に、県と市町村の総合戦略との戦略的な適合をどのように図っているか、またその相乗効果が特に中山間地域にも抜かりなく波及ができるのかとのお尋ねがありました。

人口減少による負の連鎖を克服し、本県における地方創生をなし遂げるためには、その処方箋とも言える県と市町村の総合戦略が両輪となってベクトルを合わせ、相乗効果を発揮していくことが重要でございます。

そのため、県としましては、市町村に対しまして、先ほど申し上げましたようなさまざまな機会を通じて、県の総合戦略や産業振興計画との整合にも十分に留意して戦略の策定を進めていただけるよう、協議を重ねてきたところでございます。

その結果、戦略の基本目標に関しましては、全ての市町村が県の基本目標と整合を図る形で設定をした、あるいは設定する予定だというふうにお聞きをしております。また、基本目標1の雇用の創出に関しましては、多くの市町村で県の産業振興計画における地産を強化するとともに外商を一層強化し、その成果を拡大再生産につなげるという考え方や、地域アクションプランの取り組みを積極的に取り入れていただくなどしており、県の戦略と市町村の戦略との連携は相当程度図られているものと考えております。

また、中山間対策につきましても、県の担当部局が市町村を直接訪問し、県と連携した取り組みを行うことで相乗効果が期待できることを丁寧に御説明してまいりました。その結果、現

時点で確認しているだけでも22の市町村が地域の支え合いや活性化の拠点となります集落活動センターの整備などを戦略に明確に位置づけ、県と連携して取り組みを進めていく予定だとお聞きをしております。

県としましては、県と市町村の総合戦略が相乗効果を十分に発揮できますよう、戦略の策定段階はもちろんのこと、その実行段階におきましても、市町村と積極的に連携協調してまいりたいと、そのように考えております。

次に、今後、市町村版総合戦略の遂行に当たって、経営資源の不足する市町村に対する国や県のサポートの内容についてお尋ねがありました。

今後、市町村の総合戦略は順次、実行段階へと移行してまいりますことから、県としましては、国とも連携を図りながら、市町村の戦略の実行に対してもきめ細かなサポートに努めてまいります。

具体的には、まず人的支援としまして、戦略の策定段階と同様、産業振興推進地域本部が引き続き実行にも積極的にかかわり、PDCAサイクルの回し方などについてアドバイスを行ってまいりたいと考えております。また、国も地方創生に関する相談窓口として、地方創生コンシェルジュを配置し、国家公務員や民間人材等を派遣する地方創生人材支援制度を設けております。こうした国の制度につきましても、市町村の意向を踏まえて円滑な活用ができるよう支援をしてまいりたいと考えております。

次に、財政的支援としましては、当部だけではなく、他の関係部局も戦略の実行に積極的にかかわり、各市町村の総合戦略の内容に応じた県の支援策の提案などを行ってまいります。また、国におきましても、来年度の当初予算化に向けて、新型交付金が概算要求されておりますが、経営資源が不足しがちな市町村であっても、より活用しやすい制度となりますよう、引き続

き国に対して政策提言を行ってまいりたいと考えております。

さらに、情動的支援としましては、国や県、他県の地方創生に関する動向など、戦略の実行に当たり参考になる情報について、引き続きタイムリーな情報提供に努めてまいります。また、国は産業構造などに関するビッグデータの活用を可能にする地域経済分析システム、いわゆるRESASを提供しております。このRESASは戦略の策定のみならず、その実行や検証にも活用可能なツールでありますことから、引き続き全国の参考となるよい事例等を積極的に情報共有することなどによりまして、さらなる活用を働きかけてまいります。

次に、県産品のブランドマネジメントに関する所見と取り組み状況についてお尋ねがございました。

地域資源を活用した産品の販売競争がますます厳しくなる中で、本県産品の外商をさらに拡大していくためには、カツオやユズのように、高知といえばこれと言われるまでに本県産品の認知度を高め、その優位性を確立していくことが重要であると考えております。

お話のございましたブランドマネジメントは、本県の取り組みに即して申し上げれば、産品の強みや特徴を背景に、誰をターゲットに、どのような売り方やプロモーションを展開するか、そしてどういう成果を目指すのかという戦略を組み立てて実行し、PDCAを繰り返すことで産品の認知度を高め、優位性を確立していく一連のプロセスに当たるものであるというふうに理解をいたしております。

県ではユズの海外展開におきまして、世界で最も食の情報発信力の高いパリで、トップシェフやバイヤー、マスコミなどを対象に賞味会を開き、ユズの爽やかな独特の香りや味といった他のかんきつにはない特徴を前面に打ち出した

プロモーションを展開し、パリにおける高知ユズの優位性を確立した上で、欧州全土や豪州、シンガポールなどへの販路拡大につなげてまいりました。

また、国内では平成25年度から高知家プロモーションにより、高知家の認知度の向上を図りながら、それを背景にして観光振興や移住促進、地産外商の各分野のセールス戦略を展開しております。このうち、外商の分野では、これまでも幾つかの品目を選んで、品目ごとに先ほど申し上げた考え方で戦略を実行してまいりました。その結果、多くの品目で売り上げの増加につながるなど一定の成果も上がってきております。今年度も高知家ALL STARSとして登録をいただいている多くの県民の皆様にも参画をいただき、土佐茶や土佐和紙など9つの品目について重点的に販売促進に取り組んでいるところでございます。

今後も高知家プロモーションと重点品目の販売促進の取り組みをしっかりと連動させて実施をすることで、高知といえばこれと連想させるような本県産品の優位性を確立する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 中山間対策に関して集落活動センターの自立に向けた戦略についてお尋ねがありました。

現在、開所している18カ所の集落活動センターでは、地域の強みや特徴を生かした収益事業や公の施設の指定管理を受けるといった形で活動の財源を得ておりますが、いずれのセンターもいまだ自立に足りる十分な収益を得るには至っておりません。

センターの取り組みを持続可能なものとするためにも、共通する対策として、財政的な基盤を安定させるための収益事業などの強化が必要

と考えております。既に立ち上がっております集落活動センターの中には、苗木の生産や観光交流事業など、将来的により大きく発展する可能性を持った取り組みも生まれてきておりますことから、こうした収益事業が生業として根づくように支援を強化してまいりたいと考えております。また、新たにセンターの立ち上げに向けて検討を進めている地域でも、収益事業として農林水産物の生産や販売、スポーツ合宿や福祉の支え合いなどといった取り組みが検討されております。

先行事例も含め、こうしたセンターの活動を支える経済的な取り組みの強化を支援し、集落活動センターのロールモデルとしてお示しすることで、さらなるセンターの普及を図ってまいりたいと考えております。さらには、各センターにおける経済活動がセンターの安定した活動財源の確保といったことにとどまらず、それがきっかけとなって地域の活性化につながる産業と言えるものに成長していきますようにサポートしてまいりたいと考えております。

次に、集落活動センターと中心基幹地域との連携推進についてのお尋ねがありました。

集落活動センターは役場や病院などがある中心地域に人やさまざまな機能を集約するといった視点ではなく、より厳しい条件にある周辺地域において、支え合いや収入を生み出す仕組みをつくることで、地域で暮らし続けていけるようにするための取り組みでございます。

市町村の中心地域が持つさまざまな機能は、こうした周辺地域の集落が存続し、維持・活性化の取り組みがなされることで維持されるものと考えます。中山間集落を維持・再生し、その価値や魅力を将来につないでいくためにも、中心地域とセンターの取り組みを通して維持・再生を図る周辺地域とが互いに連携し、機能を補完し合う必要があると考えております。

現在のところ、それぞれのセンターにおいては活動の基盤づくりをしながら、機能の拡充、強化を図っているところですが、先行している事例の中には、買い物支援の取り組みや地域の農産物、加工品などの販売が中心地域や他市町村との間で始まるなど、他の地域との連携が進んできている事例も見られるようになっております。

今後はセンターの取り組みと中心地域との連携による地域全体の活性化の道筋を市町村と共有し、協働することで連携の取り組みを加速してまいりたいと考えております。

次に、県央部から中山間地域に移っている人口動態を調査し、中山間地域で安心して暮らすことのできる取り組みを促進してはどうかとお尋ねがありました。

中山間地の市町村の人口動態は、自然増減、社会増減ともに大幅なマイナスであり、また平場と比べてその減少数が非常に大きいという状況が長年続いておりますが、近年はお話にございましたように、定年退職された方々が県中央部から中山間地域に移ってくるような事例に加え、県内外からU・Iターンや若者世代が祖父母の住む地域へ移り住む動きも見られるようになっております。

現時点では、全県的な把握はできておりませんが、例えば仁淀川町では、平成26年には総数では転出者が転入者を41人上回る状況の中で、30歳代と60歳以上の世代では高知市からそれぞれ9名の方が転入されており、このうち30歳代では社会増減もプラスになっております。

人口の減少、高齢化が進む中山間地域においては、暮らしや伝統文化の維持、地域産業の担い手となる人材を求めていますし、最近では実際に地域に入り活躍されるケースも見受けられるようになっております。

こうした動きをさらに大きな流れとしていく

ためにも、お話にありましたように、県中央部から中山間地域に移り住んでいる実態を把握し、今後の中山間対策に生かしてまいりたいと考えております。

最後に、鳥獣被害対策に関し、手厚い措置と各種被害へのきめ細やかな対応の必要性についてお尋ねがありました。

鳥獣による農林業被害を防ぐには、捕獲によって有害鳥獣の数を減らすことが最も効果的ですが、農作物への被害を軽減させるということでは、集落や農地を防護柵で囲う対策も効果的です。この3年間を見ましても、国の交付金を活用して県内255カ所に366キロメートルの防護柵が設置されておりますし、国の補助要件をクリアできないケースなどにつきましては、要件を緩和した県単独事業を活用し、328カ所で約111キロメートルの防護柵が設置されております。この県単独事業では、受益戸数が1戸でも対象とし、補助率を3分の2に設定しますとともに、地域の要望に応え得るに十分な予算を確保してきました。

この事業は、地域にも浸透し、ニーズも多くありますことから、今後も続けていくことで地域の要望に応えていきたいというふうを考えております。

また、鹿被害ほど大きくはございませんが、お話にありましたようにハクビシンやアナグマなどの被害の声も寄せられており、被害が多い市町村では捕獲報償金が設けられているところもございます。

県といたしましても、鳥獣被害対策専門員が地域からの相談に応じる形でわなによる捕獲の技術指導を行うなど、きめ細やかな対応に努めております。

今後もこうした取り組みを基本としながら、引き続き市町村や関係機関と連携し、鳥獣被害に対応してまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、本県の療養病床の背景と現状について、また療養病床の削減による本県医療体制への影響についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えします。

本県の病床数は1万4,659床、そのうち療養病床が6,740床で、人口10万人当たりではいずれも全国第1位となっています。また、二次保健医療圏別に見ても、最も少ない安芸圏域でも全国平均の約1.4倍、最も多い中央医療圏では約4倍と、全県下的に療養病床が多い状況にあります。議員から御指摘がありましたように、本県は全国に先行した高齢化の進展と高齢単身世帯の増加、核家族化の進行により家庭の介護力が低下してきたこと、医療へのアクセスが困難な中山間地域を多く抱えていることなどを背景とした入院ニーズの増加に対応して病院病床が増加し、長期療養の受け皿になってきたものと考えられます。

地域医療構想は、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に向けて患者がその状態にふさわしい効率的かつ質の高い医療を受けることができるよう、将来における医療提供体制のあるべき姿を示すものです。このため、2020年をピークに高齢者人口の減少が始まることも踏まえ、将来の医療需要の推計結果や療養病床実態調査の結果などを関係者と共有し、医療・介護の適切な役割分担に基づく病床の機能分化を図る必要があります。

療養病床が全国一多い本県におきましては、ある程度の病床数の減少は避けられませんが、ただ単に病床を減らすのではなく、患者さんや利用者のQOLの向上にふさわしい受け皿を確保し、現に入院されている患者さんの追い出しにつながらないようにすることで、住みなれた地域で療養ができるようにしていくことが何よ

り大切であると考えています。

次に、県内の大学に薬学部がないという事情もある中で、薬剤師の確保にどのように取り組んでいるのかとお尋ねがありました。

薬剤師の業務は、薬の調剤中心から患者の薬物療法を医療従事者と連携しチーム医療で支える形へと業務が多様化しており、薬剤師のニーズの高まりとともに、全国的に薬剤師の求人が増加しています。今年も約9,000名の薬剤師が誕生しているものの、県内の公的病院を初めとした医療機関や薬局の薬剤師が不足する状況が続いています。

県民の医療を守るために、薬剤師の確保は重要であり、特に若手薬剤師の確保に向けて県と高知県薬剤師会、高知県病院薬剤師会が協働で県内出身者が多く在籍している大学薬学部を対象に、大学訪問や就職説明会へ参加することなどにより、一人でも多くの薬剤師が高知県で働きたいと思っていただけるよう情報提供に努めてきました。

また、これまでは医療機関や薬局が個別に採用情報をホームページ上に掲載していましたが、高知県薬剤師会のホームページ内に新たに求人情報サイトを立ち上げ、県内の情報を一元的に掲載し、さまざまな就職先を紹介することで、就職希望者への情報発信を積極的に行うことにしています。

さらに、長期的な薬剤師確保対策を図るため、一部の町では薬学部学生に対する奨学金制度を設けるなど、独自の取り組みをされているとお聞きしていますし、県では県内への就職、定着を目的とした大学生などへの奨学金返還支援制度を検討しているところです。

今後は子育てなどで未就業の薬剤師の就業支援策を検討していくなど、関係機関と連携した薬剤師確保に取り組んでいきたいと考えています。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長（井奥和男君） まず、平成30年度の次期介護報酬改定に向けての国への政策提言についてのお尋ねがありました。

県では、平成23年度から採算性などの面で新たな介護事業所の参入が難しい中山間地域において遠距離の利用者に在宅介護サービスを提供する事業所への県単独の財政支援に取り組んでおり、現在17の市町村で補助金を活用したサービスの提供が行われ、サービスの確保や提供地域の拡大などにつながっているところです。

他方、介護報酬につきましては、その基本報酬部分は介護サービスの種類に応じて全国一律に定められてはおりますものの、事業の効率性などの面での地域間格差を是正するため、中山間地域の実情などが一定考慮された各種の加算措置がとられております。

しかしながら、今後の過疎化の進行とともに、サービスを必要とする高齢者のなお一層の孤立化が進むことが見込まれ、中山間地域などでのサービスの提供は今後ますます採算性の面で条件が厳しくなることが予想されております。

こうした中、国では次期介護報酬の改定に向けての議論がスタートいたしておりますが、その中では診療報酬との同時改定を見据えたサービスの確保とあわせて、中山間地域などにおける各種の加算措置のあり方についても検討がなされるものと承知をいたしております。

このため、次期介護報酬の改定に向けましては、議員のお話にもありますように、中山間地域などにおける介護事業所の実態と本県などが取り組む地方独自の支援策などを踏まえた必要な見直しについて、全国知事会などとも連携の上、政策提言活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、内閣府の有識者検討会が取りまとめた少子化社会対策大綱の具体化に向けた取り組み

に関する提言を受け、本県では提言をどのように生かしていくのかのお尋ねがありました。

本提言は3月に策定された少子化社会対策大綱において、重点課題と位置づけられました結婚・子育て支援に関する取り組みを速やかに具体化することを目的に取りまとめられたものとお聞きをいたしております。

提言の中では、まず我が国の少子化への大きな流れを変えていくため、国として優先的に取り組むべき対策として、結婚の希望を実現するための環境整備、子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進といった3本の柱を中心に、具体的な取り組みが取りまとめられております。あわせて、その際には地域の实情に即した地方自治体の取り組みを後押しする地域少子化対策強化交付金を措置するとともに、少子化対策を社会全体で推進していく機運を高めていくことが重要だとされております。

本県におきましても、少子化対策のさらなる抜本強化に向けまして、社会全体で少子化対策に取り組む機運を醸成し、県民運動として盛り上げていくため、高知県少子化対策推進県民会議の推進体制を強化することとしたところです。強化に際しましては、結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進といった3つの部会を新設し、国の提言にある具体的な取り組みなども踏まえ、官民協働で具体策の検討と実践に取り組み、PDCAサイクルを通じた進捗管理を行うことといたしております。

あわせて、国の提言では、本県知事が全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして取りまとめの上提言活動を行った、少子化対策を全国規模で推進していくための地域少子化対策強化交付金の措置の必要性についても盛り込まれましたので、その積極的な活用なども含め、待ったなしの少子化対策の抜本強化に取り組んでまいります。

最後に、子育て支援に係る連携体制の構築に向け、いの町の事例をモデルに県内で普及充実を図ってはどうかのお尋ねがありました。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の仕組みづくりにつきましては、本年4月からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度において、利用者支援事業としての国の補助メニューが新設されますなど、全国展開に向けた取り組みが始まったところです。他方、本県におきましては、この4月から高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーに、新たに保健師、助産師を配置し、市町村における子育て支援の拠点などへのバックアップ体制の整備をいたしております。

御紹介をいただきました、いの町の地域子育て支援拠点における取り組みは、医師や助産師などの専門職による相談支援や町の保健師などと連携した継続的な支援体制などを通じまして、相談者からの妊娠期から子育て期までの不安やお悩みにきめ細かく対応するなど、相談者への寄り添う支援を実践している先進的な事例だとの認識をいたしております。

県内におきましては、高知市を初め須崎市、香美市などにおいて子育ての支援拠点などを活用した妊婦への支援の取り組みなどの動きが徐々に始まってきてはおりますが、人員体制の脆弱さや助産師などの専門職の確保などが課題となり、切れ目のない支援の仕組みづくりといった点では、まだまだこれからといった状況にあります。

このため、高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーに配置しております保健師、助産師による子育て出張相談なども活用しながら、地域子育て支援拠点における妊娠期からの支援体制の構築に向けた市町村の取り組みなどを積極的にバックアップしてまいりたいと考えております。あわせて、今年度から開始した子育て支

援員の研修会などにおきまして、いの町における取り組みなどを取り上げることにより、受講者に具体的なイメージを持っていただきますなど、地域の実情に応じた切れ目のない支援の仕組みづくりの普及、定着を図ってまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 地域博覧会の開催の意義とこれまでの成果、また仁淀ブルー博の地域にもたらす影響とその実現の可能性についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

国内観光客はもとより、増加しつつある海外からの観光客の幅広いニーズに対応していくためには、これまで以上に官民が広域単位で連携し、広域で観光客を受け入れ、周遊させる仕組みをつくっていくことが必要となります。このため、県といたしましては、広域観光組織が進める情報発信や旅行商品の発掘、磨き上げ、そしてプロモーション活動などを人的、財政的に支援をしているところでございます。

博覧会は、地域で官民が一体となって旅行商品や周遊プランの造成を行うほか、二次交通の整備やプロモーションなどを進めることを通じて、地域へのノウハウの蓄積と観光を支える人材の育成が図られることによりまして、博覧会の終了後においても、地域が主体的、持続的に観光地づくりが行える体制を構築していくことがその開催の意義だと考えております。

平成25年に開催されました「楽しまん！はた博」では、54件の体験プログラムが造成され、広域全体でのプロモーションなどにより、幡多エリアへの入り込み客数が前年比16%増の約147万人となり、約40億円の経済効果がありました。さらに、博覧会終了後も、新たな体験プログラムの造成やセールス活動の継続により、博覧会前に比べて入り込み客数が増加するといった成果につながっております。

このような成果が御提案のあった仁淀ブルー博にも期待されますが、こうした成果をより確実なものとしていくためには、企画段階から旅行業の専門家も加えるなど、実施主体となる広域組織の体制づくりが欠かせないと考えております。こうした中、仁淀川流域の広域観光組織である仁淀川地域観光協議会では、現在情報発信の一層の強化や旅行商品の造成、国内外からの集客力アップに向けた新たな体制づくりについて具体的な検討が進められているところです。

今後、この体制づくりにあわせて、県も一体となって仁淀川流域の観光戦略を検討してまいりますので、その中で博覧会の開催につきましても、地元自治体や関係団体の皆様と十分議論してまいりたいというふうに考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 中山間地域での農業の担い手不足と後継者問題への対応についてのお尋ねがございました。

2010年農林業センサスによりますと、中山間地域では農業従事者のうち65歳以上の高齢者の割合が平均で45%を超えるとともに、後継者のいない販売農家の割合も45%を超えるなど、担い手の高齢化、後継者不足が顕在化しております。特に山間地域では、この傾向が顕著で、農業従事者の高齢化率が60%以上の地域もあるなど、さらに厳しい状況となっております。これは中山間地域では農地や気象などの営農条件が不利なことから、農業だけで十分な所得を得られないことが主な原因で、所得をいかに確保するかが大きな課題だと考えております。

このため、県では従来の専業農家に加えて兼業農家を目指す方も地域農業を守る多様な担い手として位置づけ、ことしから取り組んでおります提案型の担い手確保対策と絡めて積極的に確保していくこととしております。例えば仁淀川町ではお茶とシキミなどの所得と地元の建設

業の事務や介護職員などでの所得を組み合わせた兼業の就農モデルを示した上で人材を確保する取り組みを実践しており、県外での募集活動や技術習得のための研修につきましても、県が支援することとしております。

また、中山間地域を守っていくためには、このような個人のみだけでは限界がありますので、集落営農の推進や中山間複合経営拠点の取り組みなど、地域農業を支える仕組みの強化もあわせて推進してまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) まず、中山間地域の林業の担い手についてお尋ねがありました。

県土の84%を森林が占めている本県において、林業の担い手の確保は充実した森林資源を生かした中山間地域の活性化や山を守り育てていく上で大変重要であります。そのため、林業の担い手確保対策を産業振興計画にしっかりと位置づけ、国の緑の雇用制度などの就業支援制度の活用や林業労働力確保支援センターと連携し、雇用情報の収集、提供や林業就業相談会、林業体験講習会、林業職場のPR活動などを行ってまいりました。

その結果、減少していた林業就業者は、平成18年度を底に増加に転じ、平成24年度末には1,662人になりましたが、平成25年度は公共事業の拡大による他産業への人材流出などにより1,605人と減少し、その後もほぼ横ばいの傾向となっています。

林業就業者を確保し、定着率を向上させるためには、林業事業体の福利厚生の充実などにより、林業の職場環境を改善して魅力ある職場となることが重要でございます。

しかしながら、林業事業体の多くは経営基盤が脆弱で、十分な就業環境を整えられていない現状であることから、こうした林業事業体の経

営改善を図っていくために、安全防具の支給や林業退職金共済への掛金に対する支援、高性能林業機械の導入支援や生産性の向上に向けた効率的な作業システムの提案、技術力の向上を図るための研修の支援などを行ってまいりました。また、これまでの就業研修だけでは関係者のニーズに沿った学びの場が十分に確保されていないといった課題にも対応するため、即戦力となる担い手から将来の本県の林業界を担う人材までの幅広い人材を育成する林業学校も創設したところです。

このような事業体の体質強化や林業学校での人材育成に加え、自伐型の林業を進める方々の集まりである小規模林業推進協議会といった林業に参入しやすい受け入れ体制も整えながら、引き続き県内の高校生への積極的なPRと、移住政策との連携によるU・Iターンを希望する方々への働きかけなど、担い手の確保に積極的に取り組むことで、山を守り活用できるように努めてまいります。

次に、仁淀川町のラミナ工場について、今後の事業展開と県の支援体制、周辺に及ぼす経済効果についてお尋ねがございました。

仁淀川町池川地区において整備していますラミナ工場は、すのこなどの家庭用品や韓国向けの建築用材、CLT用ラミナなどの板材製品を中心に製材し、生産計画では平成28年度に9,000立方、平成29年度に1万2,000立方、平成30年度以降は2万1,000立方と順次増産していく計画となっています。そのうち、CLTの原材料となるラミナは、CLTパネル工場との協定に基づいて初年度となる平成28年度は1,000立方、平成29年度は3,000立方、平成30年度以降は1万立方を生産する計画となっています。

県としましては、すのこなどの家庭用品や年々受注がふえています韓国向けの建築用材について、これまでも企業と連携して販路拡大のため

の商談会や県外消費地への営業活動などの支援を行ってまいりました。

今後は、現在ジェトロに委託し調査を行っています海外の木材需要や流通・販売の動向などを参考にしながら、引き続き海外を含めた販路拡大のための支援を行ってまいります。

次に、新たに整備する工場の直接の経済効果といたしましては、18名を新規に雇用することが挙げられますが、間接効果として必要となる原木増産に係る林業従事者が75名必要となるほか、運送業など他産業への波及が考えられ、地域への経済波及効果は大きいものがございます。

さらに、これまで県外へ合板の材料などとして原木のまま移出されていたB材がCLT用ラミナとして県内で活用されることから、県際間の収支改善効果もある上、CLTパネル工場を誘致する上で必要な条件の整備になるものと考えています。

次に、五輪関連施設におけるCLT活用の動向についてお尋ねがございました。

CLTは木材需要を飛躍的に拡大させる起爆剤として期待されており、県では全国に先駆けてCLT建築推進協議会を設立し、早期実用化への取り組みとともに、オリンピック関連施設にCLTが採用されることでCLTの普及に弾みがつくと考え、国を初め東京都などの関連機関に繰り返し政策提言を行ってまいりました。

その結果、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連施設へのCLTの活用については、新国立競技場の整備における事業者の公募において、「木材利用の促進を図り、製材、CLT等の集成材、合板等の木材を可能な限り利用する計画とする」と明記されました。また、その他の新設される施設のうち、有明アリーナなど3つの建物においては、基本設計の仕様書に内装材や屋根などに使用される材料全般に、木材利用を検討することが明記されています。

しかしながら、現時点ではCLTなど木材の活用が決まった施設はありませんので、今後も本年8月に設立し、知事が共同代表を務めていますCLTで地方創生を実現する首長連合や一般社団法人日本CLT協会と連携しながら、CLTや木材が確実に活用されるよう、引き続き積極的に関連機関に働きかけてまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、地域建設業者の必要性と存在意義についてお尋ねがございました。

本県の建設業は社会資本の整備と維持管理の担い手であるとともに、頻発する豪雨災害や南海トラフ地震を初めとする大規模災害時における地域防災力のかなめとして、また地域の雇用や経済を支える基幹産業として重要な役割を担っていただいていると認識しております。この夏の豪雨災害において、地域の建設業者の皆様が迅速かつ献身的に対応していただいている姿に触れ、改めてその存在の重要性を認識したところでございます。

県では、地域に根づいた建設業の皆様が今後も持続的に発展していけるよう、平成26年2月に建設業活性化プランを策定いたしました。

このプランに基づき工事の平準化による端境期対策や担い手確保など建設業の活性化に向けた取り組みを進めており、今後とも地域の実態把握に努めながら、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

次に、県建設業協会地域支部との意見交換会についてお尋ねがございました。

地域の社会資本整備や維持管理、災害対応など、県の土木行政を推進していくためには、その担い手である建設業の置かれている状況をしっかりと把握することが重要であると考えております。このため、土木部では毎年建設業協会を初めとする建設業関係団体との意見交換を

行っております。

本年度も6月に建設業協会との意見交換会を開催したところですが、地域によって状況や課題にも違いがあると考えますので、引き続き建設業協会各支部との意見交換会を実施し、地域の建設業者の御意見をお聞きしながら、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、改正公共工事品確法の実務的な運用について、県土木部や市町村への周知徹底の取り組みとその後の運用状況をどのように把握し、そして管理していくのかとのお尋ねがございました。

改正品確法では、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成確保の促進を基本理念とし、この実現のために予定価格の適正な設定やダンピング受注防止の取り組みなど、発注者の責務が明確化されました。これを受けて発注関係事務の適切かつ効率的な運用に向けては、発注関係事務の運用に関する指針、いわゆる運用指針を定めたところです。

県ではその趣旨を踏まえ、建設労務単価や諸経費の速やかな改定、繰越制度の柔軟な活用による発注の平準化などの取り組みを進めてまいりました。同時に、運用指針に沿ってしっかりとした運用がなされるよう、所属長会や工務課長会などあらゆる機会を通じて、法改正の趣旨や発注者の果たすべき責務について、職員への周知徹底に努めてきたところです。

また、県内の市町村への対応といたしましては、国の出先機関や県、市町村の発注者で組織する四国地方公共工事品質確保推進協議会高知県部会を本年2月に発足させました。7月にはこの部会において、建設業の担い手の育成・確保のために各発注機関で検討を行うべき事項を定め、本年度の取り組み方針について確認を行ったところです。

今後国では運用指針において、各発注者が取り組むべきとされる事項についてその状況を定期的に調査、公表し、相談窓口の設置や入札や検査業務等への必要な支援を実施していくこととしております。

県といたしましても、さきに申しあげました品確協県部会などを通じまして、取り組み状況を把握し、国と連携しながら市町村に必要な支援を行っていきたいと考えております。

次に、地元で明るい中小事業者の安定受注に一層資するべく、地域建設業者の参入機会の拡大を検討できないかとお尋ねがございました。

先ほど申しあげましたとおり、地域を熟知し、地域に根差した活動をされている建設業者の皆様は非常に重要な存在であると考えております。このため、県では発注の規模や入札参加資格要件の設定等により地域の建設業者の参入機会をできるだけ確保するよう努めるとともに、総合評価方式での入札においては、地域内拠点の有無など、地域性に配慮した評価も行ってまいります。例えば、本年度の災害復旧工事では、地域の建設業者の参入機会の拡大に向け、これまでA等級に格付された業者のみを対象としていた工事において、地域のB等級の事業者同士の共同企業体による参加を認めるといった新たな対応も行ったところです。

今後とも、建設業者の皆様の御意見もお聞きしながら、参入機会の確保と安定受注に向けてできる限りの配慮をしてまいりたいと考えております。

次に、若手技術職員に対して幹部・先輩職員が積極的にフォローし、計画過程や現場打ち合わせに同行するなど、若手技術職員の育成と技術伝承の仕組みづくりについてお尋ねがございました。

公共事業を適正に執行し、良質な社会資本を整備するため、発注者の技術職員には、仕様書

や基準書に規定された知識だけではなく、経験に基づく的確な技術的判断力や地域の皆様方との対話能力、建設業者と円滑に協議を行うための技術力が不可欠でございます。こうしたことから、お話にありました若手の職員の育成や先輩職員からの技術伝承は、技術職員のレベルアップを図る上で大変重要と認識をしております。

このため、入庁3年目までの技術職員を対象に中堅職員が講師になって工事の設計積算や現場監督のポイントといった基礎的な研修を毎年行っております。加えて、高知県建設技術公社において近年大きな課題となっている土木施設の維持管理に関する専門的な研修も行っております。また、出先事務所では、日常の業務の中で現場監督や施工計画の打ち合わせに先輩職員が同行し、技術的なアドバイスや指導により技術の伝承を行っているところです。さらには、こうした監督業務の中で課題となったことをテーマに、幹部職員も参加した勉強会を行うなど、いわゆるOJT——オン・ザ・ジョブ・トレーニングの充実にも取り組んでおります。

今後は改正された品確法の趣旨も踏まえながら、これらの取り組みをさらに推進することによって、発注者責任を果たしてまいります。

次に、いの町枝川浸水災害における再度災害防止について、国、県、町の3者の連携推進と町への支援体制に対する意気込みについてお尋ねがございました。

本年7月に土木部長に就任して以降、県内各地の現場を見てまいりました。その際に、昨年台風第12号、第11号による爪跡がまだ多く残されている現状を目の当たりにし、再度災害防止の重要性を強く認識したところでございます。

お話のありました、いの町枝川地区の再度災害の防止対策については、昨年9月に国、県、町で構成する浸水対策調整会議を設置し、浸水被害を防止、軽減するための技術的な検討を行っ

た結果、本年3月に3者が一体となって取り組むべき浸水対策メニューを決定いたしました。

具体的には、県は天神ヶ谷川の氾濫を防止するための河道掘削や堤防の整備等を行うこととしております。いの町では、内水を河川に排水するためのポンプの設置や水路の改修といった都市下水路の整備やソフト施策等を行うこととしております。さらに、国では宇治川の河川水を仁淀川本川へ排水するための宇治川排水機場のポンプ増設を実施することとしております。

事業の円滑な推進を図るためには、3者の連携が不可欠であることから、今後も浸水対策調整会議を定期的で開催し、3者が行う事業の取り組み状況を確認するとともに、事業推進における課題に連携して取り組んでまいります。

また、県として、いの町が担当する公共下水道事業の計画策定について、国との調整や事務手続等を引き続き支援してまいります。

次に、宇治川・天神ヶ谷川の浸水被害防止に向けて国、県、町の3者が実施する事業の現在の状況、今後の進め方、完了時期についてお尋ねがございました。

現在国では国道33号高知西バイパス建設に伴う天神ヶ谷川つけかえ工事に加え、宇治川排水機場のポンプ増設に向けた設計を実施中です。県はこれまでに3回の地元説明会を開催するとともに、天神ヶ谷川の改修に必要な測量や設計を進めております。いの町では、都市下水路施設の整備計画の検討、ソフト施策として土地利用に関するルールづくりなどに取り組んでおります。

宇治川流域の再度災害防止対策は、これらの事業が一体となって効果が発揮されるものであることから、地域の皆様の声を聞きながら事業を行う国、県、町の3者が連携協調し、平成31年度の完了を目指し取り組んでまいります。

次に、天神ヶ谷川が国道33号を横断する箇所

に計画しております水圧函路の今後の見込みについてお尋ねがございました。

天神ヶ谷川が国道33号を横断する部分は、上下流の河川の状況と比べ断面が小さく、流下能力が劣っていることから、水圧函路として改築する計画としております。この水圧函路の整備については、本年3月に国、県、とさでん交通株式会社の3者で基本協定を締結し、国が工事の実施主体となっております。現在、国では水圧函路及び施工時に必要となるいの町が管理する河川の切りかえ、町道及び電車の軌道を迂回するための設計などを実施しております。また、県では関連する下流側の河川改修工事に年度内に着手する予定です。

県としては、この水圧函路の整備を再度災害防止対策を進める上で重要な事業として位置づけており、必要な予算の確保等に努め、できるだけ早く地域の皆様の浸水被害に対する不安が解消されるよう取り組んでまいります。

次に、高知西バイパスの鎌田インターチェンジへのアクセス道路の一つとなる県道土佐伊野線の整備状況と課題、その対応策についてお尋ねがございました。

県道土佐伊野線では、いの町の大内地区で混雑緩和や安全性の向上を図るため、道路の2車線化及び歩道を新設する改良事業を平成16年度から実施しております。これまでに工区延長1,620メートルのうち、370メートルが完成しております。本年度も引き続き改良工事を進めるとともに、用地買収に努めてまいります。

一方、当工区におきましては、用地交渉が難航している箇所があり、事業進捗を図る上で大きな課題となっております。このため、引き続きいの町とも連携し、早期の用地取得に向けて取り組んでまいります。

最後に、鎌田インターチェンジから波川の農業大学校入り口付近までの供用開始時期はいつ

ごろ公表されるのか、また現状と課題、今後の見込みについてお尋ねがございました。

高知西バイパスについては、国道33号の交通混雑の緩和を目的として整備が進められており、平成24年度に天神インターチェンジから鎌田インターチェンジ間が開通し、さらに本年度中には枝川インターチェンジから天神インターチェンジ間が開通する予定です。

残る鎌田インターチェンジから波川間については、平成23年度から、用地買収が完了した箇所から順次工事に着手しておりますが、地域全体が軟弱地盤であり、その対策の検討やJR軌道との交差協議に期間を要することから、供用開始の公表時期は未定と聞いております。

この区間の開通により、高知西バイパスが全線供用となることから、いの町以西の町村と高知市とのアクセス性が向上し、広域交流や地域間連携が図られることとなりますので、早期開通に向けて引き続き国に対し要望してまいります。

○7番（横山文人君） 知事初めそれぞれの皆様におかれましては、まことに丁寧な御説明と御答弁をいただきました。ぜひともこのたびの議論を県政に生かして、また反映くださることをお願い申し上げますとともに、まだまだ未熟な私の質問に対して御意見とお知恵を頂戴しました議会事務局の皆様、議員の諸先輩方、そして地域の方々に心から感謝申し上げます。私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩



午後1時再開

○副議長（西森雅和君） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番弘田兼一君。

(12番弘田兼一君登壇)

○12番(弘田兼一君) 自民党の弘田です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

9月19日、室戸世界ジオパークが再認定をされました。ドルフィンセンターや室戸世界ジオパークセンターの建設など、知事を初め観光振興部など関係者の皆様の手厚い応援、またボランティアガイドなどに携わった地元住民の皆様それぞれの頑張りがあったからこそだと思います。感謝を申し上げます。

私も4月の県議会議員選挙を経て、再びこの県議会の議場に立つことができました。今期も前期同様、県勢発展のため、地域住民の幸せのために全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしく願いをいたします。私にとって今回の選挙はいろいろと考えさせられることが多く、ふだんからさまざまな事態を想定し備えるということの大切さを痛感いたしました。今回の質問は、ふだんから危機に備えるという視点から、幾つか質問をさせていただきます。

9月24日、東部地域でも室戸市佐喜浜で1時間に120ミリの記録的な大雨が降りました。佐喜浜では地区民全員に避難勧告、甲浦では一部住民に避難勧告が出ました。国道55号の東洋町野根一室戸市佐喜浜間は通行どめです。今回は雨量規制による通行どめだけでなく国道の崖崩れで、2日間通行どめとなりました。秋雨前線の影響ということですが、東部地域では低気圧の通過、台風の来襲などでたびたび避難勧告が出るし、国道55号は通行どめになります。私たちにとって、まず頭に浮かぶ最大の危機といえば、

南海トラフ地震ではないかと思えます。地震が発生し、大津波が起きれば国道55号は至るところで寸断してしまいます。現状では、東部地域に暮らす私たちにとって命の道は国道55号1本だけです。

知事は、四国8の字ネットワークの整備促進については命の道として必要不可欠であり、南海トラフ地震対策を進める上で最優先課題として位置づけ、早期の完成を目指すとして提案をされました。東洋町民にとっては非常に心強いことだと思います。しかしながら、室戸市民は四国8の字ネットワークが完成しても国道55号とは別の命の道を持つことができません。

私は室戸市民にも命の道が必要であると訴え続けています。具体的には、西山の大規模農道など既存のインフラを活用し、8の字ネットワーク、奈半利インターにつなげる道路の確保です。県土木部の調査により、ルートは確保できているとお聞きをいたしました。しかし、このルートの改良事業を進めようとしても、現在の制度では市町村単独事業となります。室戸市の年間予算は約110億円ですから、大規模な事業に踏み切れないということが現実です。

このような地域で住民の命の道を確保するためには、国の、命の道整備のための新たなメニューの創設、あるいは大規模農道整備事業のような地域振興のための補助事業の復活などの措置が必要と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

私は平成23年から南海地震対策再検討特別委員会の一員として調査活動を行い、平成24年12月に中間報告書を、平成25年10月には最終報告書を取りまとめました。特別委員会では、南海トラフ地震にいかにかに備えていくか、私なりの提案もさせていただきました。

3・11の東日本大震災は、多くの教訓を我々に与えてくれましたし、人のつくる構造物の限

界を教えてくださいました。私にとって特に衝撃だったのは、海岸堤防は震度5以上の地震には耐えられるかどうか不明であること、ため池も同様に不明であるという県担当者の話でした。

南海トラフ地震では、震度7の揺れが襲ってくると言われています。私たち委員は、まず県下の堤防、ため池の強度調査を行い、一日でも早く補強などの整備を進めるよう提案をいたしました。その後、海岸堤防もため池も強度調査を行い、それぞれ対応されていると思います。

そこで、海岸堤防、ため池の整備方針と工事の進捗状況、今後の進め方について土木部長、農業振興部長にお伺いをいたします。

中山間地域に暮らす私たちにとって最大の危機は人口減少問題だと思います。私たちが直面している多くの課題は、人口減少に起因するものがほとんどだと思います。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年には高知県の人口は53万6,514人となっています。私の暮らす室戸市は5,940人と現在より1万人近く減少してしまいます。高知市などの中央部から離れた地域が特に危機的状況にあると言えます。県はこれまで長期間にわたって過疎対策、中山間地域対策などさまざまな施策を講じてきました。しかし、残念ながらこの人口減少の流れをとめるには至っておりません。知事は人口減少問題について、真正面から取り組むことを提案説明で述べられました。人口減少の問題に取り組んできたのは、市町村も同じであります。県と同様にさまざまなアイデアを出し、多くの施策を打ってきました。どの市町村の首長も人口減少対策については悔しい思いをしていると思います。

知事は2期8年間、産業振興計画や日本一の長寿県構想など明確な目標を立て、県勢の浮揚に向け県民を引っ張ってこられました。過去最高の有効求人倍率などにその成果があらわれて

いると思います。

私は、人口減少の流れをとめれば、高知県の抱える多くの課題は解決すると思います。県民は期待をしております。3期目に向けた知事の決意をお聞かせ願います。

危機的状況にある中山間地域の人口減少の流れをとめる最大の施策は、働く場所をつくることだと私は思います。しかし、そのことが一番難しいことでもあります。高速道路などのインフラが全て整っている大都市の企業に、私の暮らす条件不利地に立地をお願いしてもなかなか来てくれないということが現実であります。

私は地産起業——地域資源で働く場所をつくるという言葉造語し、いろいろな場面で使っております。いろいろな取り組みがあると思いますが、さまざまな危機に備えるという視点によっても、働く場所づくりや守ることにつなげることができると考えています。

インターネットニュースで「口蹄疫が終息5年、目立つ廃業」という記事が出ていました。ことしの8月25日に掲載されたものです。内容は、「宮崎県で牛や豚約30万頭が処分された家畜伝染病・口蹄疫の終息から、27日で5年を迎える。口蹄疫を機に多くの高齢酪農家が廃業し、肉用牛の農家数は口蹄疫発生前の7割にとどまる。特に、母牛に子牛を産ませる繁殖農家の廃業が目立ち、畜産王国の基盤が揺らいでいる」との記事であります。また、関連記事として、宮崎日日新聞2013年5月14日付の記事では「種雄牛センター完成 20頭分散飼育へ」との記事も出ておりました。

高知県には、県の畜産試験場が改良を重ね、今や全国に通用するブランドとなった土佐あかうしがあります。ことし3月末には、株式会社れいほく未来が県の補助事業などを活用し、土佐あかうし畜産基地を完成させました。株式会社れいほく未来は、高知県固有の品種として希

少な土佐あかうしの産地を守るため、繁殖から肥育まで一貫経営を目指すとしており、飼育頭数をふやすために頑張っているとお聞きをいたしました。また、県の畜産試験場は種牛の飼育を一手に引き受けています。現在、土佐あかうしの事業は非常に好調で、畜産農家も喜びの声を上げています。しかし、口蹄疫が発生すれば、発生農場全ての牛を処分しなければなりません。せっかく培ってきた土佐あかうしのブランドが壊れてしまいます。

種牛の飼育場所の複数化や土佐あかうし産地の分散化を図っていく必要があると思いますが、県はどのように危機に備えているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

飼育頭数をふやすためには、牧場の大規模化や畜産農家をふやす必要があります。室戸でも土佐あかうしの畜産農家があります。そこでは、研修生を受け入れているところもあります。私は次代を担う肉用牛農家を育てることに力を入れるべきと考えています。

そこで、土佐あかうしのさらなる振興を図り、それぞれの産地を強くするための人材の確保と育成についてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

私は、そのような取り組みを進めることによって、地域に活力を生み出し、人口減少をとめる一助になると考えております。

土佐はちきん地鶏も県の畜産試験場がつくり出した食肉用の鶏です。平成17年度に完成しました。大川村では、村の存亡をかけてはちきん地鶏の飼育に取り組んでいます。大川村の取り組みに対しても、県は十分な支援をしており、山間過疎地の振興の優良な事例となると感じております。

はちきん地鶏は、土佐清水市、室戸市でも少量ではありますが、飼育がスタートをいたしました。室戸市でののはちきん地鶏飼育の取り組み

は、地域に収益力の向上と活力を生み出すとともに、危機管理、鳥インフルエンザの脅威に備えるためと私は理解をしております。大川村での地域振興のための飼育や室戸市、土佐清水市でスタートした飼育について、土佐のブランドとして育ちつつあるはちきん地鶏を守り育てるためにもいい取り組みであると私は感じております。しかしながら、お隣の徳島県の阿波尾鶏と比べると、知名度や流通量で随分差があるように思います。

はちきん地鶏を土佐のブランド鶏として確立させるためには、飼育数をふやす必要があります。土佐清水市と室戸市の規模拡大による産地化を進めるべきと考えますが、どのような対策を考えておられるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

また、販売についても、高知県のブランド鶏として戦略的に統一して行うべきと考えますが、高知県はどのように取り組みを進めているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

地産起業を進める上で、地域で回るお金の量をふやす、地域に落ちるお金をふやすという課題があります。その意味で、6次産業化には非常に期待をしております。

私の属する商工農林水産委員会の県外調査は、6次産業化の先進事例を中心に調査をいたしました。石川県の株式会社米心石川、富山県の魚津漁業協同組合、長野県の農業生産法人株式会社未来農業計画の3社に訪問し、それぞれの取り組みを調査させていただきました。米心石川は県産米にこだわった取り組み、魚津漁協では地元でとれるウマヅラハギのブランド化や地場の魚の加工の取り組み、未来農業は建設業者の農業への進出でブルーベリーを栽培し、加工と販売まで行うようになったなど、それぞれの地域性や特性をうまく出しながら事業に取り組んでいると感じました。

その中で特に心に残ったことは、未来農業松田社長の次の言葉です。「普通の農家は6次産業化に取り組まないほうがいい。私は農業を知らなかったので、何も考えずに取り組んだ。加工の時点で食品メーカーになってしまうため、衛生管理の徹底、食品表示も消費者に対して責任を持たなければならない。商品売っていくのも大変である」ということです。

以前、同じ言葉を室戸で私の友人の農家から聞きました。私が6次産業化に取り組まないかと話をしたとき、彼は、気持ちはあるが忙し過ぎて無理、加工や販売まで手を出すのはとてもじゃないができないといったことでした。

少し残念な気持ちになりましたが、キラメッセの宇賀社長から、楽市に加工場もできたので地域の6次産業化の取り組みを進めたい、キラメッセには衛生管理のノウハウも販売実績もあるので地域の農家のために進めていきたい、協力をという話をお聞きいたしました。キラメッセは宇賀社長のもと、地域振興の核として中心的な役割を果たすようになってきました。キラメッセの楽市では、地元の農産物の販売だけでなく、加工品の販売、インターネットでの通信販売や有楽町の交通会館にある、むらからまちから館に室戸産の野菜を毎日送る取り組みも進めています。

中山間地域にとって6次産業化は、地域活性化の有効な手段で、農家の所得向上のためにも積極的に進めていくべきと考えます。一農家が製造、販売まで担うのは大変ということであれば、その地域で2次、3次を受け持つ体制を整え、地域全体で6次産業化を進めることが大切と考えますが、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

また、キラメッセなど、地域の中核的な役割を担っている事業者がある地域では、こうした事業者が中心となり、地域全体で6次産業化の

取り組みをさらに拡大させ、地域にもっとお金を落ちるようにすることが重要であると考えますが、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

鳥獣による食害は、過疎地や中山間地域の生活にとって深刻な危機と言えます。最近では、山間の奥地だけでなく、里でも荒れた畑や田んぼが随分目立ってきました。地域のお年寄りに聞くと、何ぼつくってもイノシシや鹿や猿に食べられる、もう諦めたといった言葉が返ってきます。

9月14日に、安芸地域のJAと東部地域の県議会議員で地域の農業振興について協議を行いました。その場で馬路村農協組合長から鹿被害の対策について要望がありました。ユズ畑が鹿の食害で全滅する箇所もあるとのことあります。鹿の被害は林業だけではなくありません。私は、この鳥獣害対策も地産起業につなげることができると考えています。駆除したイノシシや鹿肉を食材として提供できる仕組み、鳥獣の食肉処理施設ができれば、新たな働く場所をつくることができます。

北海道では、エゾシカ保護管理計画を策定して適正な生息数に導き、人との共生を図る取り組みを進めているとのことあります。平成18年にはエゾシカ流通のための衛生処理マニュアルを策定し、一般社団法人エゾシカ協会の組合員全社が処理施設として認証されているそうです。6月26日付の全国農業新聞では、「増えてはいるが…足りない処理施設設置 国・県など設置後押し」の記事もありました。

中山間地域、過疎地域では、鹿、イノシシなど人の生活に害を及ぼす鳥獣との共生を図る必要があります。また、働く場所をつくるという観点からも、管理計画や衛生処理マニュアルの策定、処理施設の設置が必要と考えますが、高知県の現状と今後どのような対策をとられるの

か、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

また、商業ベースに乗せるのには、鳥獣の捕獲頭数が少ないのでペイしないということでありました。

北海道ではエゾシカの大がかりな、わなをつくって群れごと捕獲し、しばらく蓄養して適量を出荷する体制を構築しているとお聞きをいたしました。北海道でのエゾシカのわなは、大敷、定置網の仕組みに似ています。馬路村農協の組合長は、鹿は柵の周りを歩くとっていました。林業関係者からもそのことを聞いたことがあります。定置網は垣網で魚を誘導し、箱網に追い込み、そこで魚を捕獲します。鹿は現状ではふえる一方だとお聞きをしております。

鹿の捕獲も定置網のような仕掛けをつくり、大量に捕獲し、適正に管理していく、そしてジビエ料理に有効に活用していく。この仕組みをつくれば、中山間地域で新たな働く場所を確実につくることができます。モデル的な取り組みを進め、事業として確立する必要があると思いますが、中山間対策・運輸担当理事の所見をお伺いいたします。

私はこの質問を考えているとき、まだ高知県には衛生的な処理施設はないと思っていましたが、考え違いでした。9月21日、東洋町でIターン、Uターンの若者たちと懇談する機会があり、その中で農業法人を立ち上げ働いている若者が、「新たに食品衛生法に沿った野生鳥獣の食肉処理施設をつくり、鹿肉を提供している。サーファー仲間の大阪のジビエ料理店と取引ができた」とっていました。若い力が地域の振興につながっています。この9月21日の会は、高野参議院議員の東洋町での意見交換に同行させていただいたものであります。私は県に関する部分の担当をさせていただきました。1部は松延町長と有志の町議さんたちと、2部では若者た

ちとの意見交換を行い、どちらも活発な意見交換となりました。

1部では、町長、それぞれの町議から、町の課題、県政・国政のあり方で幅広い意見をいただきました。高野参議院議員も私もそれぞれの立場でお答えし、私たちの活動に活かしていくことにいたしました。

2部の若者たちとの意見交換は、よい意味で感心をいたしました。職業は漁業、農業、観光業、議会の職員など全員がばらばらです。生まれたところも違います。地元の人もありますが、大阪、福岡など大都会から来た人もいます。共通して言えることは、移住してきた人も地元の人でも東洋町が大好きということでもあります。

若者の中に子供連れで参加されている女性がいました。彼女は、「東洋町は、子供の医療費だけでなく保育料も無料で暮らしやすいし、ありがたいと思います。しかし、東洋町での暮らしのことをどこに相談していいのかわからない。例えば家を建てたいけれど、不動産業者はいないし、結局前に進めない。」別の女性は、「東洋町の海が大好きで移住したい人がいるが、住むところを探すのが大変。空き家はあるけれど、貸してくれない。」Iターンの男性は、「若者の横のつながりが最近できた。その中で出てきた町政に対する意見や新たな事業のアイデアについて、町への伝え方がわからない」といった意見でした。私はとりあえず同席している町議会議員や町議会の職員に話をしてくださいとしか言えませんでした。これと同様の指摘は以前からもありました。

移住後の問題は市町村が対応しなければならぬと思いますが、移住の促進は県にとっても重要な施策の一つです。県としても何らかの対応をとらなければいけないと考えますが、現在県はどのような対応をとられているのか、今後どのように進めるのか、産業振興推進部長にお

伺いをいたします。

8月31日、安芸郡医師会の主催で行政や医療関係者が集まり、第4回東部看護学校設立準備会が開催されました。設立に向けだんだんと環境が整いつつあると感じました。言うまでもなく、この取り組みは東部地域の深刻な看護師不足に対して関係者が立ち上がったものです。現実の話として、昨年6月の末、室戸市で唯一の救急病院が看護師不足のため救急病院から外れ、夜間の外来も中止となりました。

この会の中で、安岡田野町長は、「病院、診療所が地域からなくなるということは、地域が死ぬということだと思う。町は全力で応援します」という発言をされました。私も同感であります。医療機関の有無が地域の生死を分けます。例えば私の周りでも、病院で診療を受けるために高知市に住居を移す事例が見受けられます。また、Iターン希望者が地域を選ぶ場合、病院があるということが条件となっている事例も多く見受けられます。

少子化による学生数の減少や子供たちの職に対する志向の変化などもあります。私も、学生募集の対象は東部地域だけでなく高知市なども対象と考えるべきと意見を述べさせていただきました。

課題はありますが、東部地域の医療を守るために必要な施設であります。医師会も、自己資金だけでなく医療機関向けの学校債の発行など、力を入れています。関係市町村も奨学金、通学の支援、学生のための住居など、積極的な支援を行うと言っています。県にはこれまで設立に向けさまざまなアドバイスをいただきました。これから実現に向けては、地元関係者の意思の統一や許認可手続を進めるためにさらなる準備が必要となります。

県にはこれまで以上に積極的な支援をお願いしたいと考えておりますが、健康政策部長の御

所見をお伺いいたします。

東部地域においても診療所がなくなっています。室戸市でも昨年9月に室戸岬町津呂の診療所が閉鎖されました。この5年間で3つの診療所が閉鎖されたこととなります。診療所の後を継ぐ医師がいないということでもあります。地域のお年寄りからは、「薬をもらうためにタクシー代が1万円近くかかる。年金生活では大変、何とかしてほしい」、こういった話をよくお聞きいたします。地元の市議会議員から、週1回でいいから診療できないだろうかという要望もあります。

室戸市では、診療所の施設を市がつくり、診療をほかの機関に委託する、例えば受託病院が月曜日は内科、木曜日は眼科の診療を行い、赤字分については市が補填していく、こういった内容の指定管理の手法を模索しています。しかしこの方法も、受け入れてくれる大きな病院がなかなか見つかりません。大きな病院といえども、医師、看護師に余裕がないからです。

今後、医療が業として成り立たない過疎地域では診療所がなくなっていく、これが現実だと思います。

私は、過疎地域の医療を維持するため、室戸市が模索をしている指定管理の手法をとらざるを得ない地域がふえてくると思います。その場合にどこが受託をするかということですが、室戸市の場合でいえば、私は県立あき総合病院にその役割を担っていただきたいという思いがあります。一方、今すぐにあき総合病院がその役割を担えるかといえば、厳しい面があると思います。東部地域の医療を守る上で、あき総合病院の役割は非常に大きなものがあり、指定管理に限らず、将来的にはこれまで述べてきた地域の医療ニーズにも応えることができる病院になっていただきたいと考えております。

そこで、あき病院の現状とこれからの地域と

のかかわりについて、公営企業局長にお伺いをいたします。

私たちの会派は、政務調査活動として地域に直接入って地域の人の声を聞く活動を行っています。

8月6日、宿毛市の株式会社グリーン・エネルギー研究所でバイオマス発電の事業状況についてお話を聞かせてもらいました。約80%ほどの稼働率で燃料の8割は高知県由来の木材ということですが、国有林や森林組合が扱う売電価格の高い森林計画のある山からの未利用材の搬入量は少なく、苦勞していると専務の永野氏は説明をされていました。8割が高知県由来の意味は、宿毛など幡多地域での木は、柱などの建築用材として丸太で相当量愛媛県側に出荷されており、その製材の過程で出た端材やおがくずを燃料として購入しているからとのことでありました。

私は、木質バイオマス発電はエネルギーの地産地消で、発電所が建設された地域に直接お金が落ちるということに意味があると思っています。また、化石燃料を使わないということは、地球温暖化の防止にも役に立ちます。売電価格の高い未利用材は宿毛市から高知市仁井田に運んでいるというお話を聞きました。化石燃料を使ってトラックで遠方に運んでいることに違和感を覚えますが、民民の取引だから口は出せないのかもしれませんが。

できるだけ地域で低質材を集めることが本来の姿と考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

株式会社グリーン・エネルギー研究所専務永野氏の説明では、発電所自体で30人雇用しており、燃料費として6億円木材を購入しているとのことでありました。

私は昨年9月の議会で東部地域でのバイオマス発電の質問をさせていただきました。内容は、

燃料は芸東地域と徳島の南部地域で、人工林だけでなく自然林も活用することで十分な量を確保できること、バイオマス発電の排熱を利用したペレット工場との併設で十分ペイできるし、金融機関の協力も得ることができること、送電線の容量が不足しており、地域から電気を送り出すことができないために、構想はストップしていることなどを述べ、過疎地域の生き残りのため、また地域資源を活用した雇用の場を創出するためには、送電線などのインフラに公金を投入することは可だと思いますが、知事の御所見をというものです。

地域にとって木質バイオマス発電所建設の利点は、直接の雇用はもちろんですが、地域の木材を燃料として毎年購入するという点にあります。送電線の問題をクリアすれば、構想の実現に向け進んでいくことができます。私は東部地域への木質バイオマス発電所の建設を諦めておりません。本年、県において地産地消型再生可能エネルギー調査の中で、地域における電力の需要量調査を実施していると思います。地域の需要量に見合う分の発電ができる施設をつくれば、送電線の容量不足の問題は解決します。

そこで、地域電力の需要量調査について、進捗状況と今後の見込みについて林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

また、東部地域への木質バイオマス発電所の建設についての所見について林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

「みんな笑顔で」という歌を御存じでしょうか。香長小学校の大塚さんが作詞、豆電球さんが作曲した交通安全の歌です。2012年10月23日の高知新聞に掲載されています。私の古い友人、香美市土佐山田町新改の三木高明さんから、地元の子供が一生懸命つくった曲やから広めてくれんろうかとCDを託されました。三木さんは土佐打ち刃物の職人で職人かたぎの人ですが、新

改地区のお世話をされたり、交通安全協会香美支部でボランティア活動などをされている人です。私は、はい、わかりましたと言いましたが、実は聞いたことがありませんでした。早速家に帰って聞いてみました。感想は、軽快でわかりやすく、子供たちの交通安全教育に使えるのかなということと、通学時間帯に小学校近辺でこの曲を流したらいいんじゃないかということがあります。

9月21日から30日までは秋の全国交通安全運動でした。県内の各警察署ではさまざまなイベントやパトカーによる警ら、街頭での取り締まりを行ったことと思います。このような一連の取り組みは、交通安全の意識を醸成する上で大切なことだと思います。

今回の私の質問のテーマは、ふだんから危機に備えるという視点で質問をさせていただいております。「みんな笑顔で」を毎日通学時に流すとか、保育園や小学校の低学年の交通安全の啓発活動に活用するとか、高知県内で普通に聞ける曲にすることによって、小学生の交通事故や通勤時の交通事故が減ると思います。

何より県内の小学生と地元のフォークシンガーがつくった曲です。地元高知を愛する心の醸成にもつながることができると思いますが、警察本部長の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 弘田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、室戸市方面への国道55号の代替路となる命の道を整備することについてお尋ねがありました。

南海トラフ地震発生時の命の道として必要不可欠である四国8の字ネットワークの整備促進につきましては、ミッシングリンクを抱える他県の知事とも連携をして、効果的な提言活動に

取り組んでまいりました。その結果、本県における四国8の字ネットワークの全ての区間において整備に向けた調査や工事が行われることとなり、ミッシングリンクの解消に向けて着実に前進しているものと実感しております。しかしながら、議員御指摘のとおり8の字ネットワークは室戸市を通過していないことから、地域の皆様にとって国道55号が唯一の幹線道路となっております。このため、南海トラフ地震時の津波により国道55号が寸断されれば、地域全体が孤立するおそれがあり、国道のさらなる防災機能の向上と代替機能の確保が大きな課題と認識をいたしているところであります。

そのため、発災後の助かった命をつなぐ対策として、室戸市方面への速やかな通行が確保できるよう、既存の市道や農道も活用した道路啓開計画の暫定版を本年2月にお示しし、現在その完成に向け取り組んでいるところであります。

今後は国道55号の防災機能の向上を国に働きかけていきますとともに、さらなる啓開日数の短縮も視野に入れていながら、発災時における国道の代替機能の確保として、既存の市道や農道の効果的な活用方法を室戸市とともに検討させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

次に、人口減少の流れをとめれば、本県の抱える多くの課題は解決すると思うが、3期目に向けた決意を聞くとのことのお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、本県では全国に先行して人口減少が進んでおり、この人口減少がさまざまな場面で負のインパクトをもたらしてまいりました。人口減少が県経済の縮小を招き、そのことによって多くの若者が県外に流出して人口の社会減が進み、過疎化や高齢化も同時に進行してまいりました。特に出生率の高い中山間地域ほどこうした傾向が顕著となります結果、人口の自然減がさらに加速し、より一層経済が

縮むという負のスパイラルをたどっております。

私は、この人口減少の負のスパイラル一つ一つに立ち向かい、その進行をおくらせて一人一人の暮らしを守り、できればスパイラルをプラスに転じたいとの思いで、その克服を県政運営上の最大の目標に掲げ、経済の活性化など5つの基本政策とそれらに横断的にかかわる2つの政策によって、負のスパイラルの克服に真正面から取り組んでまいったところであります。

また、市町村におかれましても、負のスパイラルの克服に向けて、それぞれの実情に応じた施策を展開する努力を重ねてこられたものと承知しているところであります。

これまでの取り組みによりまして、例えば経済の活性化に関して言えば、今年2日に発表された本年8月の有効求人倍率が過去最高の0.98倍となるなど、また人口の社会減も過去の景気回復局面に比して2分の1程度に縮小するなどしてきているところでありますが、まだまだ人口減少の負のスパイラルは続いておりますし、その克服のため、さらに多くの若者に県内に残っていただく、さらには県外からも来ていただけますよう、より一層の努力が必要な状況だと、これからが正念場だと考えているところであります。

このため、今後の取り組みの目標として、この8月にお示しをしました2060年の本県人口の将来展望では、国の推計によると約39万人まで減少する人口を、県民の皆様の結婚や出産、就職などの希望をかなえることを前提としまして一連の対策を講じることで約55万7,000人に踏みとどまらせ、将来的な人口の若返りと人口増への転換を目指すとの意欲的な目標をお示したところであります。

この人口の将来展望の実現に向けましては、若者の定着や増加に向けた雇用の創出や移住促進に加えて、出生率の向上に向けた少子化対策

などをより強化する必要があります。

特に今後、さらなる雇用の創出を目指して、地産の取り組みをさらに強化するとともに、外商の取り組みも一層強化し、さらに平成27年度から新たな取り組みとして力を入れております力強い拡大再生産のループに乗せていく取り組みなど、新たな取り組みにもチャレンジしていかなくてはなりません。

特に拡大再生産のための取り組み、これは担い手確保の取り組みでありますとか、関連産業を地域に根づかせていく取り組みでありますとか、大変大きなエネルギーを要する取り組みだと考えているところでありまして、これまでの上昇傾向を一過性のものに終わらせないためにも、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私としては、その実現に向けたハードルは高く、実現に向けた道のは困難であると思えますけれども、しかしながら何としても人口の将来展望を実現し、人口減少による負のスパイラルを克服してまいりたいとの決意であります。

私からは以上でございます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 海岸堤防の整備方針と工事の進捗状況、今後の進め方につきましてお尋ねがございました。

平成23年度から県内全ての海岸で過去最大の宝永クラスの地震動に対する堤防の耐震性を評価するとともに、平成25年度には県内全域の海岸で整備の基準となる設計津波の水位を定めました。この結果、地震の揺れによる液状化などの影響を受けることが明らかになり、県が管理する海岸堤防200キロメートルのうち、約73%に当たる145キロメートルで地震・津波対策が必要となっております。

これらの海岸全てで津波対策を行うとすれば、莫大な予算が必要なため、限られた時間と財源

の中では、効率的かつ効果的に整備を進める必要がございます。このため、まずは人口や経済、社会インフラが集積します高知市とその周辺で重点的に整備を行うこととしており、その他の地域におきましては、背後人口や防災拠点数などの指標を用いてエリアごとに評価を行い、地域の御意見も聞きながら、重要度の高いエリアから整備を進めていくこととしております。

県中央部の高知海岸では、国直轄事業で昨年度までに仁ノ工区約1.6キロメートルや新居工区約1.7キロメートルが完成し、現在戸原・長浜工区や南国工区で工事を進めるとともに、県事業ではこれらの海岸に隣接する宇佐漁港海岸のほか、十市前浜海岸や高知港海岸の若松町地区で工事を実施しております。中央部以外の海岸では、昨年度から奈半利港海岸で堤防の新設工事に着手しており、長期浸水が予測されます宿毛市の新田海岸で本年度、堤防の耐震設計を行っております。

今後とも予算の重点配分や強靱な国土形成に向けた財政支援制度の創設などについて国に政策提言を行い、海岸堤防の整備促進に取り組んでまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、ため池の整備方針と工事の進捗状況、今後の進め方についてのお尋ねがございました。

県内には水利組合や市町村などが管理するため池が403カ所あります。このうち万一決壊すると下流の人家や公共施設などに被害が及ぶおそれのある、防災上特に重要なため池121カ所を対象に耐震性の検証を行ったところ、21カ所のため池で耐震性が確保できていないことが明らかとなりました。

県といたしましては、ため池の耐震化は緊急を要する課題でありますため、当面は現在の国の設計基準である震度5強相当の地震に対応す

る整備を基本とする一方で、特に下流への影響が大きいと考えられる、高さが15メートルを超えるため池につきましては、県独自に基準を設け、震度7相当の地震にも耐えられるよう整備を進める方針としております。昨年度までに1カ所工事が完了し、残る20カ所につきましても、平成32年度の完了に向けて順次、工事を進めているところでございます。なお、今後国の設計基準の見直しが行われた段階で再度検証を行い、全てのため池が震度7相当の地震に耐えられるよう整備を進めてまいります。

一方、工事を計画的に進めてまいりますためには、必要な予算の確保が課題となりますので、この7月に国に対して要望活動を行いました。その結果、平成28年度の国の概算要求で対前年度比158%の要求がなされたところでございます。今後とも国の動向も注視しながら、予算の確保に向けて引き続き取り組んでまいります。

またあわせて、ため池による被害から県民の皆様様の命を確実に守るためには、まずは避難するという視点に立って取り組むことが重要でございます。引き続きハザードマップを活用し、日ごろから地域住民の皆様様の防災意識を高めるとともに、水を使わないときには、ため池の水位を低下させておくなどといったソフト対策にも関係者と連携して取り組んでまいります。

次に、口蹄疫の発生に備え、土佐あかうしの種牛について飼育場所の複数化や産地の分散化を図っていく必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

現在、土佐あかうしの雄の種牛は、県内で23頭飼育されておりますが、お話にございましたように、その大部分は畜産試験場で飼育されております。また、凍結精液や受精卵につきましても、同様に畜産試験場で保管されております。万一、畜産試験場で口蹄疫が発生した場合には、そこで飼育されている牛は全て屠殺の対象とな

ります。また、試験場内にある凍結精液や受精卵も、口蹄疫発生前21日以内に開封していた場合には、保管容器内の全てを廃棄処分しなければならないことから、種牛の分散飼育と凍結精液などの保管方法が重要となってまいります。

現在、種牛につきましては、繁殖のために室戸市や土佐清水市などの農家に対して一部貸し出しを行っております。飼育場所の複数化が図られていることから、仮に口蹄疫が発生した場合でも、種牛が全て屠殺されることは避けられるものと考えております。

一方、凍結精液や受精卵につきましては、現在複数の容器に分けて保管をしているところでございますが、今後はさらに万全を期すため、保管容器の細分化や保管場所を分散化するといった対策を講じてまいります。

また、産地の分散化も重要な課題でございます。現在、県は土佐あかうしの増頭に向けた取り組みを進めておりますが、室戸市などで規模拡大を希望している農家がございますので、こうした農家を積極的に支援していくことで、結果として口蹄疫発生時の備えにもつながるものと考えております。

次に、土佐あかうしの産地を強化するための人材の確保・育成についてのお尋ねがございました。

現在、土佐あかうしの飼育農家は、平均年齢が約65歳となっており、70歳以上の農家が4割を超えております。また、全県で約7割、主産地である嶺北地域でも6割の農家が後継者の確保に悩んでいるという実態があり、新たな担い手の確保・育成が緊急の課題となっております。このため県では、土佐あかうしの経営に関心を持ってもらうため、県内の農業高校などで畜産を学んでいる生徒さんを対象に、土佐町などの産地や高知大学と連携して、土佐あかうしの飼育体験や経営に関する研修に取り組んでおりま

す。

しかし、実際に就農を希望する方が新たに施設を整備し参入するためには、施設整備や牛の導入などに相当の初期投資が必要でございますし、また用地の取得や周辺環境への配慮など、さまざまな課題がございますことから、実際の就農には相当に高いハードルがございます。こうした状況を考えますと、例えば高齢で後継者のいない飼育農家から施設と牛、そして技術を継承する形で就農する仕組みづくりが必要ではないかと考えておまして、今後、産地と十分に話し合いをしながら、その実現に向けて取り組んでまいります。あわせまして、何よりも経営の安定化というものを図ることが重要でございますので、規模拡大の支援はもとより、国の経営安定対策なども活用して積極的な支援を行ってまいります。

次に、室戸市と土佐清水市における土佐はちきん地鶏の産地化についてのお尋ねがございました。

現在、土佐はちきん地鶏をブランド鶏として確立するため、主産地である大川村を中心に、年間の出荷羽数を現在の6万羽から平成29年度に15万羽まで増加することを目指して取り組んでいるところでございます。お話のありました室戸市と土佐清水市におきましては、現在それぞれ7,000羽の出荷羽数を、室戸市では1万4,000羽、土佐清水市では1万7,500羽に増加する計画がございまして、その実現に向けて取り組んでおります。

この計画の推進に当たりましては、鶏舎の整備コストをいかに抑え、採算性を確保するかが課題だとお聞きをいたしております。産地から自家施工——みずから施工した鶏舎の整備も支援対象にしてほしいという御要望もいただいておりますので、そうした点への対応の検討も進め、計画の早期実現を支援してまいります。

最後に、土佐はちきん地鶏の販売についてのお尋ねがございました。

土佐はちきん地鶏は、現在県外を中心に比較的堅調に販売されており、品質に対する評価も高いものと承知をしております。しかしながら、こだわりを持って丁寧に飼育されており、価格帯が高いことから、今後販売を拡大していくためには、他産地の地鶏との競合に打ち勝ち、県外にいかにか売っていくかが課題だと考えております。そのため、県では土佐はちきん地鶏を高知家プロモーションの重点品目として位置づけ、認知度の向上に向けた取り組みを始めたところでございます。

土佐はちきん地鶏は、同じ価格帯の他の地鶏と比較してもうまみ成分が多いというデータや、豊かな自然環境の中でこだわりを持って飼育されているといった優位性がありますので、これを徹底してPRすることで、ブランド力の強化を図ってまいります。あわせて、地産外商公社や地産外商に御協力いただけるパートナー企業などとの連携を深め、品質にこだわりを持った量販店や飲食店をターゲットとして県外での販路拡大に取り組んでまいります。また、県内におきましても、飲食店などを中心に積極的に活用していただくことで、高知県の食のPRにもつなげていただけるよう取り組みを強化してまいります。なお、こうした取り組みにつきましては、全ての生産者と流通関係者が参加する高知県土佐はちきん地鶏振興協議会と連携を密にして進めてまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 地域全体で6次産業化を進めることについて、また地域の中核的な役割を担う事業体を中心とした6次産業化の取り組みについてお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

6次産業化の取り組みは、地域にある資源を活用し、農林漁業と食品加工、流通・販売を組み合わせて地域の各産業分野における所得向上や雇用の創出につなげることを狙いとするものです。お話にもありましたように、地域で活動されている生産、加工、流通、販売などの事業者がお互いのノウハウを生かして地域全体で6次産業化に取り組むことは、新たな価値を生み出し、1次、2次、3次の全ての産業分野にわたって地域でお金が回ることにつながります。

このため、県ではこうした取り組みを拠点ビジネスとして地域アクションプランに位置づけて、産業振興推進地域本部を中心にソフトとハードの両面からきめ細かなサポートを行っているところであり、現在準備が進んでいるものも含めると、その数は合計で14件に上ります。

こうした取り組みの中には、津野町のアンテナショップ満天の星のように、津野町ブランドを売り出す目的で設立をされました株式会社満天の星が中心となって、地域の1次産品を加工して特産品を生み出し、外商活動を展開している事例がございました。また、お話のありました道の駅キラメッセ室戸の直販所におきましても、JAが出資をしております協同キラメッセ室戸有限会社が中心となりまして、地域の食材を加工した加工品の製造・販売が始まり、6次産業化を進める条件が整ったことから、今後その取り組みの拡大が期待されるところでございます。

このように拠点ビジネスの取り組みが事業者や市町村の皆様の御尽力により地域地域で展開をされ、平成24年度以降の3年間で122名の雇用が創出されますなど、成果も上がってきております。

地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる仕組みづくりのためには、これまでの取り組みの成果を土台に、生産や加工、販売など各産業の集積を促すことが有効だというふう

に考えておりますので、この拠点ビジネスのように、地域の中核的な事業者が中心となって展開する6次産業化の取り組みがさまざまな地域に広がり、食品産業のクラスター形成にもつながっていくように、引き続きサポートを行ってまいります。

次に、移住後の問題に関する県の対応についてお尋ねがございました。

本県の移住促進の取り組みは、移住に至る段階ごとに施策を組み立て、市町村と連携をして進めております。まず、高知県を知っていただくための情報発信から移住に関心を持って御相談をいただく段階までは、主に県が中心となって対応をし、その後の移住に関する具体的な検討段階から移住後のフォローにつきましては、主に市町村が中心となって対応をしていただいているところでございます。

現在、県内の市町村全てに移住促進を所管する部署があり、そのうち27の市町村には専任の相談員が配置をされております。こうした体制が整うことによりまして、移住する前はもちろん、移住した後も地域の生活にある程度なれるまでの間、生活関連情報の提供や地域の風習などに関する相談への対応など、きめ細かな対応ができるものと考えております。残る7つの市町村に関しましては、職員が他の業務とかけ持ちで担当するなどしておりますが、東洋町を含む幾つかの市町村では移住相談窓口の設置を検討していただいているというふうに伺っております。

県としましては、相談窓口の開設費用を補助する現行の制度も活用しながら、今後とも市町村の体制整備を支援してまいりたいと考えております。

また、移住後のフォロー策としまして、市町村と緊密に連携をしながら移住者の身近な相談役となっていただく地域移住サポーターの制度

を設けております。現在、東洋町を含めます14の市町村で56人の方に御就任をいただいておりますが、県全体としてはまだまだ十分な数ではありませんので、市町村にもこの制度の趣旨を御理解いただき、サポーターの確保に努めてまいります。

市町村は住民に最も身近な行政機関でありますので、まずは市町村でワンストップで相談を受け付ける移住相談窓口の設置を働きかけてまいりますとともに、そうした窓口があるということに移住者の方にも周知をしていただくよう、市町村を初め移住促進に協力をいただいております関係者の皆様をお願いをしております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事（金谷正文君） ジビエ料理についての御質問にお答えいたします。

本県の現状と今後の対策についてのお尋ねがありました。

まず、県内の鹿肉の利用状況でございますが、平成26年度に食肉として処理され流通した頭数は、捕獲頭数約2万1,000頭に対し、およそ300頭余りで、利用率は約1.5%にとどまっております。鹿やイノシシの処理実績のある施設は、県内に20カ所ほどございますが、常時稼働している施設は3カ所にとどまっております。捕獲された鹿のジビエへの利用は低い状況にあります。

現在、県では管理計画を策定いたしまして、積極的に鳥獣捕獲を推進するとともに、捕獲した鹿やイノシシの有効活用を図るために、捕獲から食肉への処理、販売、消費までの工程ごとの守るべき衛生的管理事項をまとめた衛生管理ガイドラインを改定いたしまして、安全な肉の流通、取り扱いが図られますように、その周知徹底に努めております。また、ジビエを扱う飲食店の拡大や家庭でつくれるレシピの開発など、

需要の拡大にも取り組んでおるところでございます。

ジビエの普及は、中山間地域の振興の観点から興味深い取り組みではありますが、他県の先進事例では在庫を抱えて苦慮しているケースもあると聞いており、大々的に進めるには、本県の場合、出口である需要が少ないことがネックとなっております。処理施設など供給元の体制を拡充して、それを持続できる仕組みとするためには、まずはしっかりと需要の拡大を図りながら、それにあわせる形で供給体制を整えていく必要があると考えております。

次に、鹿を大量に捕獲し、適正な管理の上、有効活用する仕組みづくりについてお尋ねがありました。

お話にありましたように、北海道では、大型の囲いわなでエゾシカを大量に捕獲し、一定期間飼育してから精肉として独自の流通ルートを通じて道内を初め全国の量販店やレストランなどに卸すことで経営として成り立っている事例がございます。この取り組みは、北海道ならではの広く平らな土地を利用して1ヘクタール以上もある大きな囲いわなを設置いたしまして、冬場の餌の少ない時期に干し草などで誘い込むことによって鹿を大量に捕獲し、精肉として出荷していくという仕組みでございます。

本県においてもモデル的に取り組んではどうかとの御提案でございますが、本県の場合、北海道と異なり地形的な問題で大型のわなの設置が困難なことに加えて、鹿の群れの規模が圧倒的に小さく効率が悪いこと、冬でも餌が豊富なために餌づけによる誘い込みが難しいことなどが想定をされております。このため、同様のやり方では事業として成立しがたいと思われそうですが、鹿対策は今後とも強化していく必要がありますので、本県に合った形での取り組みの可能性について研究してまいりたいと考えておりま

す。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 東部看護学校の設立に向けた支援についてお尋ねがありました。

本県の人口当たりの看護職員数は全国1位であり、人口当たりの看護師等養成施設の養成定員数も全国6位と多い一方で、中央地域に集中するなど地域偏在があり、郡部、とりわけ東部地域において看護師確保は重要な課題であると認識しています。

安芸郡医師会からは、昨年から学校設立について相談をいただいています。看護師養成所を設置するためには、保健師助産師看護師法に基づき県知事の指定を受ける必要があり、入所の資格、修業年限、教育内容その他の事項に関し厚生労働省令で基準が定められています。

県としては、看護学校設置後の安定的な運営のためには、当面の収支計画やその裏づけとなる学生の確保の見通しが特に重要であること、地域医療構想における将来の医療需要の推移も見据えた上で十分に検討していただきたいことなどを助言してきました。今後とも、計画の熟度に応じた助言を行うなど積極的に支援してまいります。

(公営企業局長門田純一君登壇)

○公営企業局長(門田純一君) あき総合病院の現状とこれからの地域とのかかわりについてお尋ねがございました。

あき総合病院につきましては、安芸保健医療圏の二次救急など地域医療を支える中核病院として、質の高い医療を安定的に提供することなどを目指し、これまで建物や医療機器の整備などを行うとともに医師を初めとする医療スタッフの確保に取り組んでまいりました。昨年4月のフルオープン以降、常勤医師が一定確保できましたことに加えまして、高知大学などから幅広い分野の専門医を派遣していただくことがで

きましたことで、診療の体制が一定整ってまいりました。中でも急性心筋梗塞や脳血管疾患など迅速で高度な医療が必要とされる疾病について、心臓カテーテル装置などの高度医療機器を整備し、専門医師を配置、増員することによりまして診療の体制を充実いたしました。

こうしたことにより、これまで中央圏域の医療機関で治療せざるを得なかった患者さんをあき総合病院で治療できるようになったほか、救急患者の受け入れにつきましても、室戸、中芸、安芸の3消防合計の救急搬送件数のうちあき総合病院が受け入れた割合は、平成24年の35%強から昨年は50%を超えるとともに、他の医療圏への流出も32%から25%までに抑えることができるようになっており、当初目指してきた役割を一定果たせるようになってまいりました。また、地域へ出向く取り組みといたしましては、へき地医療拠点病院の指定を受け、医師のいない地域への巡回医療やへき地診療所への代診応援のほか、限られた分野ではございますが、在宅訪問診療などにも取り組んでまいりました。

一方で、現在の常勤医師は開院時の目標としていた人数に届いていないこともあり、当面は引き続き医師確保に取り組み、さらなる診療体制の充実と医療の質の向上を図っていく必要があると考えています。このため、地域に出向く取り組みなどを大幅に拡充することは、現状では難しい面がございますが、これまで以上に診療体制の充実を図ることで、将来的にはお話にありましたような地域の医療機関に医師を派遣することなどにも取り組み、安芸保健医療圏の医療を支える中核病院として、より地域に貢献できるよう努めてまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) まず、木質バイオマス発電所がある地域で低質材を集めることが本来の姿ではないかとお尋ねがござ

いました。

木質バイオマス発電の燃料は、小径木や曲がり材、枝葉など、ふぞろいでかさばる上に単価が安い低質材を大量に取り扱うことから、輸送コストが少なく済むように、できるだけ発電所に近いエリアから集めることが、御指摘のとおり本来の姿だと考えています。

高知市仁井田の木質バイオマス発電所は、事業の意義、目的として、未利用木材の有効利用による森林の再生、山への利益の還元を掲げており、低質材の中でも未利用木材の専焼にこだわっていますが、間伐材由来の低質材の生産量が十分でない現状では、広範囲から集荷を行わなければならない状況となっています。

このような状況をできるだけ早く解消するため、それぞれの地域で必要な原木が生産できるように、引き続き県が設置している木材増産プロジェクトチームのメンバーである森林組合や素材生産業者など、原木生産の中核となる事業者と連携し、原木増産に向けた取り組みを進めてまいります。加えまして、地域の自伐林家等の小規模林業者にも林業機械のレンタルなどの支援を行うことで、増産に向けた担い手の裾野の拡大にも取り組み、早期に本来の姿に近づけてまいります。

次に、地域における電力の需要量調査の進捗状況と今後の見込みについてお尋ねがございました。

本県では、平成23年3月に策定いたしました高知県新エネルギービジョンに基づき、全国でも優位にある森林資源や日照条件といった地域資源を活用して木質バイオマス発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進めてまいりました。しかし、電力需要の少ない中山間地域を多く抱える本県のような地域は、現状では送電網が脆弱であることに加え、固定価格買取制度の優遇措置により、急速に太陽光発電の

導入等が進みましたこともあり、県の東部や西部の地域において電力会社の送電網への接続が制限される地域が生じている状況となっています。

こうした課題に対応する方法の一つとして、本年6月議会におきまして補正予算を承認いただきました、地域で生み出す再生可能エネルギーを効率的に地域で消費する地産地消の仕組みづくりの検討を行うこととしています。本年度は事業化に向けての可能性調査を行うこととしており、県内の再生可能エネルギーの導入状況やエネルギーの需給状況等につきまして調査に着手したところであります。今後、調査を進める中で有望な箇所の選定も行いますので、市町村と連携しながら電力の需給状況等の把握に努めてまいりたいと考えています。

最後に、東部地域における木質バイオマス発電所の建設についてお尋ねがございました。

木質バイオマスエネルギーの地産地消は、低質材の有効活用による林業の振興や、県外や海外に出ている燃料代の地域循環による経済効果、二酸化炭素の排出抑制など環境貢献といった一石三鳥の取り組みであり、しっかり進めていきたいと考えています。そのため、先ほども申しましたように、まずは必要な原木需要に対応するために、高知県森林組合連合会を初め林業関係者と安定的に供給できる体制づくりを懸命に行っているところでございます。

そうした中、本年度の電力の固定価格買取制度の見直しにより、木質バイオマス発電については、燃料使用量が比較的少なく、原木需給が地域内で完結しやすい2,000キロワット未満の小規模な発電区分が新たに設定されました。一方で、このような小規模な発電システムは、まだ国内では実際に稼働している事例が少ないため、設備導入の際にはヨーロッパなどの先行しているモデルにも詳しい技術者を交えた設備内容の

選定やコストの試算など、事業化に向けた慎重な検討が必要になります。

こうしたことも考慮して、今後県と市町村との連携のもと、実際に発電を担う事業者や原木供給事業者の皆さんと、まずは勉強会などを立ち上げて、燃料となる原木の安定的な確保など、それぞれの立場から個別の課題について十分意見を出し合いながら、電力の需給状況も勘案して具体的な検討を進めていく必要があると考えています。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) 県内の小学生とフォークシンガーがつくった交通安全の歌を交通安全啓発活動に活用することについてのお尋ねがありました。

初めに、御指摘の交通安全の歌「みんな笑顔で」についてですが、この歌は平成22年に交通安全協会香美支部と香美市立香長小学校で検討され、同小学校児童の作詞と高知県出身のシンガーソングライターの作曲で平成24年に完成し、昨年からCD化されているものと承知しております。

警察における活用状況につきましては、本年香美警察署においてゴールデンウィークや春、秋の交通安全運動におけるドライバーサービス、高齢者のゲートボール大会を利用した交通安全教室、自転車マナーアップキャンペーンにおける街頭啓発活動などにおいて活用しているほか、交通安全イベント以外でも物部川こども祭や交通安全母の会総会で活用し、さらにさきの秋の全国交通安全運動では、FMラジオで交通行事のお知らせにあわせて流すなどして活用しております。

県警察では、交通事故を一件でも減少させるために、交通規制の見直しや交通安全施設の整備といったハード面での取り組みのほか、高齢者宅訪問活動や高齢者が集まる場所における直

接の働きかけ、通学路の危険箇所対策や県教育委員会と連携した交通安全教材の学校への配付、スタントマンが交通事故を実践するスケアードストレート教育技法による交通安全教室、その他交通安全協会等のボランティアの皆様などと連携を図り、地域ごとのアイデアを出し合いながら交通安全の啓発に取り組んでいるところでもあります。交通安全の歌も、地域の皆様が交通安全に思いを寄せられてできたものであり、他の地域でもこれまで交通安全に関する替え歌や数え歌の作成、あるいは標語の募集などによる取り組みも行われております。

交通事故抑止は一朝一夕に成果を出すことは困難であり、一連の取り組みを継続的に行っていく必要がありますし、県民一人一人のふだんからの意識づけや心がけが必要です。その意味でも、議員御指摘のような地域でつくられた曲などを交通安全に活用していくことは意義あるものと承知しております。県警察といたしましては、今後とも効果的な交通安全啓発活動を行うに当たって、このような各地域の皆様がつくられたものも活用してまいります。

○12番（弘田兼一君） それぞれ丁寧な御答弁をありがとうございました。私は地域の皆様に、地域の住民の皆様の声の声を県に届け、それを実現させるのが私の仕事というふうな話をいつもさせてもらいます。そういった意味で、私の質問は、地域の人の声を聞いて、それからつくと、私の活動からつくり上げるというふうなことであります。

今回の質問は、どちらかといえば提案型ということになると思います。提案型ということですから、なかなかハードルが高くて前へ進めることができないというのも多々あるかと思えます。しかし、私の質問が一つ一つ前に進んでいくことが高知県の発展につながっていくというふうに考えておりますので、執行部の皆様よ

ろしくお願いをいたしまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。
午後2時22分休憩



午後2時45分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

10番坂本孝幸君。

（10番坂本孝幸君登壇）

○10番（坂本孝幸君） 本議会最後の質問になりました。自由民主党の坂本孝幸です。最後の質問ですので、気に入って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは、大きく分けて、1つ、人口問題と県内課題について、2つ、農業政策について、3つ、大型外国客船による外国人観光について、4つ、保健・医療・福祉政策についてお伺いさせていただきます。

まず、人口問題と県内課題についてであります。

7月1日、総務省が発表した「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による日本人の人口は、前年より27万1,058人減少し、1億2,616万3,576人となっております。6年連続の減少であります。出生数は調査を開始した79年以後で最少の100万3,554人、死者数は127万311人で、死者数から出生数を引いた自然減数は26万6,757人、8年連続の増加となっております。

高知県の人口につきましては、74万3,616人と全国で3番目に少なく、前年同期に比べて7,311人の減、減少率は0.97%で、全国で3番目に高くなっております。減少率のうち、死亡数が出

生数を上回る自然減少率は0.66%で、全国で2番目に高く、転出が転入を上回る社会減少率も0.309%と全国で5番目に高い状況でございます。

国による調査とは別に、本県では国勢調査をもとに住民基本台帳の移動数を反映させた推計人口を発表しておりますが、ことし6月の推計人口は73万2,528人であり、国の調査より約1万人少ない状況となっております。

こうした本県における人口動態の中で、国は一層厳しい本県における人口の将来展望を行っております。すなわち、現在の人口減少トレンドがこのままの状態が続いていった場合、2060年、45年後ですが、高知県総人口は39万人にまで減少するというものであります。さらに、そのまま放置すると2100年、85年後には18万5,000人にまで減少するという、非常にショッキングな内容となっております。

このような本県の過去に例を見ないような人口減少問題に対応するために、高知県ではこの8月、自然減の縮小や社会増へ向けた対策を講じることで、2060年の人口を約55万7,000人とする目標を高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に改めて組み込んだところであります。

2060年の本県総人口55万7,000人の実現のためには、本県では今後、人口の自然増、社会増へ向けての取り組みを強化していくこととなりますが、このための具体策についてお聞きしたいと思います。

まず、人口の自然増減に関することとなります。2014年の出生率は1.45であります。2.07という合計特殊出生率を実現すると人口が減らないと言われてきましたが、今回はこれを段階的に高めていくこととしておまして、2020年に1.64、2030年に1.84、2040年、2.07、また2050年以降には2.27にまで引き上げることとしております。

次に、人口の社会増減に関することについてであります。高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2000年から2010年の間における年平均2,000人の社会増減を改善するために、2019年に社会増減ゼロ、2040年以降社会増プラス1,000人の目標を掲げております。この実現のためには、県民が、特に若者が県内にとどまり働き続けることのできる雇用の確保と所得の向上が一大要件になると考えます。

こうした県内の経済状況の中で、地産外商による安定した雇用の創出・確保や地産外商の強化、地産外商の成果を拡大再生産に結びつける取り組み、あるいは移住促進と人材誘致、産学官民連携センターを活用してのイノベーションの創出といったことなども求められます。すなわち、高知で就職して家庭を築く仕組みが大きく求められると同時に、県民所得の向上ということも大きな本県課題となっております。

そこでお聞きいたします。本県における人口問題及び雇用の確保と県民所得の向上について知事の所見をお聞きいたします。

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略において、出生の仮定とされている現在の合計特殊出生率1.45から2050年以降2.27とする算出根拠はどのようなものかについて産業振興推進部長にお聞きいたします。

出生率の向上に向け、結婚と出産への希望を十分にならえていく必要がありますが、結婚しない要因や合計特殊出生率が低い水準となっている現状を県としてどう捉えているのか、また結婚、出産への希望をかなえていくための具体策についてあわせて地域福祉部長にお聞きいたします。

出生率を高めるためには、総合的な支援策の強化、妊娠・出産のための環境整備、子育て支援の充実、そういったことが求められるわけでございますけれども、特に子育て支援の充実強

化のために、市町村における延長保育、病児保育、一時預かり事業の実施状況と課題について教育長にお聞きいたします。

子育て世帯への経済的支援としての子育て世帯支援事業費補助金の運用実態と課題について地域福祉部長にお聞きいたします。

放課後の子供の居場所づくりと学びの場充実のための放課後子ども総合プラン推進事業の運用実態と課題について教育長にお聞きいたします。

人口の社会増減に関することにつきましては、先ほど述べたとおりでございますけれども、若者が県内で働くことのできる雇用の場を創出することが必要だと考えますが、特に事務系職場に関しての具体策について商工労働部長にお聞きいたします。

次に、県民所得の向上についてであります。中央最低賃金審議会は、2015年度の最低賃金引き上げ額の目安をまとめました。全国平均は現行よりも18円増、本県は16円増とされております。日本では今、政府による2%の物価上昇目標や円安に伴う生活必需品の値上げが続いておりまして、働く側にとっては一定の引き上げが求められるところでございます。新たな高知県の最低賃金は693円で、全国最低水準であります。全国平均と比べると105円、全国一高い東京都とは214円の差がございます。本県での最低賃金がどのレベルまで高まるかについては、厳しい状況もございますけれども、この格差を放置することは働き手の県外流出を招くことにもなりかねないと考えます。

そこでお聞きいたします。県内企業で働く者の所得向上に対して、産業振興計画を進める中でどう対応していくのか、商工労働部長にお聞きいたします。

次に、大きな項目の2つ目、農業政策についてであります。

農地中間管理機構は、T P P等の通商交渉をにらみ、農家の大規模化で農業の生産効率を高め、輸入農産物に対する競争力を向上させる狙いがございます。2013年に設置法が成立し、安倍政権の成長戦略で、米の生産調整、いわゆる減反の廃止や農協改革と並ぶ農業強化策の柱となっております。

そこで、農業振興部長にお聞きいたします。農地中間管理機構を介した本県での貸し付け目標100ヘクタールに対する実績はどのようなものか、また借り受け希望及び貸出希望の現状と課題についてあわせてお聞きいたします。

次世代施設園芸団地は、オランダの先進技術を利用して生産から出荷までを一貫して行う施設で、農業強化策として国が全国10カ所を整備地に選定しております。この選定時に尾崎知事がいち早く国に出向いて、このモデル事業を本県に誘致してまいりました。

今、高知県の園芸農業が大きく変わろうとしておりまして、私もこのビッグプロジェクトを尾崎知事率いる高知県とともに全県下に普及させたい、高知の園芸革命をなし遂げたいという思いにあふれております。

2013年に選定された四万十町の団地では、県有地を造成して四万十みはら菜園、ベストグロウ、四万十とまとが事業を行うことになっておりますが、四万十町に整備中の次世代施設園芸団地を含めた次世代型こうち新施設園芸システムの県内普及にかける知事の思いをお聞きしたいと思っております。

四万十町の次世代施設園芸団地の整備状況について農業振興部長にお聞きいたします。

以下の質問は農業振興部長にお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

四万十町の次世代施設園芸団地における雇用及び年間出荷額の見込みについてお聞きします。次世代型ハウスの県内他地域での普及目標及

びその課題についてお聞きをいたします。

次世代型ハウスに取り組みたい考えを持つ団体の一部では、生産物の販売が十分に行えるのかどうか、そういうことを心配しているという声をお聞きいたします。

次世代型ハウスについて生産物の販売ルートや販売方法に課題があると考えますが、販売先の確保についてどのように分析し、新たな販売ルートづくりにどのように取り組もうとしているのか、また生産物を100%流通させるために何が必要と考え、どのような支援をしていくのかをあわせてお聞きいたします。

過日、県西部の関連施設を視察してお話を聞いてまいりました。そこではトマト栽培を行っておりましたが、取引先のケチャップ会社では、生食用トマトを求めているといます。加工用トマトは10分の1の値段で手に入るのが必要とはされていないということでありました。

そこでお聞きいたしますが、今後本県で次世代型ハウスを進めるに当たって、6次産業化の視点も求められることとなりますが、この点についての県が描く将来像についてお聞きいたします。

県西部の関連施設の現場では、現在愛媛県で育った苗を購入して育てております。この苗代が結構大きな額となっております、視察先の園芸施設だけでも年間に1,000万円から2,000万円の苗代が必要だというふうにお聞きいたします。これから県内各地にこの次世代型ハウスを普及させようとする本県にとっても、大きな課題となるものと考えます。

そこでお聞きいたします。次世代型ハウスで利用する苗について県内で生産すべきと考えますが、この点についてどうお考えか、また将来展望についてもあわせてお聞きいたします。

本県では環境制御技術を導入した、いわゆるオランダ型を参考に、次世代型こうち新施設園

芸システムをスタートさせ、将来の高知県農業の新たな方向性を模索し始めました。オランダと異なる点は、その生産性にあります。

本県でのトマトの面積当たりの収量は全国的には上位であっても、オランダの生産量はこの3倍に当たります。この生産性の違いについてどのようにお考えか、また今後の収量の向上に結びつけていくための検討はどのように行われているのかをお聞きいたします。

農業に関する最後の質問は、中山間地域等直接支払制度に関するものであります。2000年から始まった中山間地域等直接支払制度も5年を1期として、ことしから第4期に入っておりますが、同制度は中山間地域を多く抱える本県にとっても非常に重要な制度と言えます。制度開始から15年たって、地域も大きく変容いたしました。すなわち各集落では高齢化が進み、世代交代も進まない、後継者不足と言うよりも後継者不在、そういった状況に近い形になった地域もございます。そうした中山間地域から将来的に農地維持が難しいことを理由に制度からの離脱者がふえている、そういうこともお聞きします。

国ではこうした集落単独での農地維持が難しいとの判断から、新制度では集落連携・機能維持加算を準備して、広域集落での農地維持を目指そうとしております。

そこでお聞きいたします。中山間地域等直接支払制度へのこれまでの加入状況はどのようなものか、また制度開始から4期目を迎えて本県における課題をどう捉え、今後どのように対応していくのか、あわせてお聞きいたします。

大きな3つ目の質問は、大型外国客船による外国人観光についてであります。

本年8月17日、内閣府発表の4月から6月期の国内総生産速報値は、実質で前期比0.4%減、このペースでいくと年率換算は1.6%減で、3期

ぶりのマイナス成長になることが予想されておりまして、消費、輸出の不振が響いたとされております。デパート、百貨店における売上状況を見てもわかるように、地方での消費が低調で、地方へ行くほど景気回復がおくれていることがよくわかります。訪日外国人の消費も地方にまで波及しているとは思えませんし、中小企業が円安による原材料価格の高騰に悩んでいるところからも、日本の景気回復はまだ地方にまで及んでいないことも推測できます。そうした状況において、本県のような地方における外国人観光客の受け入れは、地方経済活性化の上からも重要なこととなります。

こうした中、ことし4月には1,000人近くの外国人観光客を乗せた大型外国客船が高知新港へ入港しました。また、今月2日にも約1,500人の外国人観光客が来高しております。外国客船の高知新港への寄港は、2001年度から11年間皆無であったものが、2012年度から2014年度の寄港実績は年間1回から4回、2015年度には3回の寄港が決まり、さらに2016年度には最新の状況で21回の寄港が予定されているということで、外国人観光客を乗せた大型外国客船の寄港が急増する見通しであります。高知新港への寄港が増加する要因の一つとして、例えば中国・上海発の外国客船クルーズで言いますと、比較的距離も近い西日本に位置し、太平洋側に位置する高知新港への入港が行いやすいという利点もあるようでございます。

そこでお聞きいたします。本県への寄港が増加する状況を受けて、大型外国客船による外国人観光客の受け入れに対する知事の基本的な考え方をお伺いいたします。

来年度、多くの外国客船が寄港することによってどの程度の数の外国人観光客が見込まれているのか、土木部長にお聞きいたします。

本年6月5日、政府は訪日外国人の旅行消費

額について、年間4兆円とする観光立国行動計画改定版を決定いたしました。この中で、訪日外国人の増加を地域活性化につなげるために、地方にある免税店を東京五輪・パラリンピックが行われる2020年には2万店までふやすことにしております。

現在、訪日外国人は増加しておりまして、免税対象も食料品や化粧品を含む全商品に拡大され、訪日外国人による2014年の消費額は2兆300億円と過去最高となっております。免税店数は全国で1万8,800店に急増しておりますが、3大都市圏に約1万2,200店、地方部に約6,600店と大都市に偏っているのが現状でございます。

また、本年7月2日、島根県松江市と人口3,000人余りの鳥取県日吉津村にあるイオンモールに合わせて約4,600人の中国人観光客がやってきて、非常に多くの消費をしたということがニュースになりました。これは上海を中心に日韓クルーズを行っている米国のロイヤル・カリビアン社がMER Sの影響で韓国・釜山港を避けて境港に入港したものでありまして、船内には約4,600人が乗船しており、これらの乗客がいわゆる爆買いをしたというものでございました。

中国人観光客は買い物をする際、銀聯カードというものを利用しておりますけれども、本県でこのカードが利用できる店舗は、イオン高知を初めとするわずかだと聞いております。

そこでお聞きいたします。多くの外国人観光客を受け入れる場合には、港におけるハード・ソフト面の受け入れ環境の整備や、中心市街地や観光地における免税やカード対応、案内の多言語表記などさまざまな課題があるかと思いますが、こうしたことにどのように対応していくのか、土木部長と観光振興部長にそれぞれお伺いをいたします。

最後の質問は、保健・医療・福祉政策についてであります。

2025年の高知県の医療はどうあるべきかを考える地域医療構想を策定中であります。焦点は、長期入院する病院の療養病床の削減問題であります。

ことし6月、政府は2025年時点での望ましい病床数に関する報告書を発表いたしました。これによると病床削減は41道府県に及んでおりまして、全国では134万7,000床から119万床程度にまで減少させることを目指しております。高知県では1万6,200床から5,000床削減するというものでございまして、削減率は30.9%となっております。ベッド数が過剰になると医療費がかさむ、病床の地域格差を是正することで年間約40兆円に上る医療費の抑制を図れるというのが政府の考え方です。こうした政府の考え方について、高知県のような全国一高齢化が進んだ地域や在宅医療が言われても、深刻な医師不足や看護師不足に悩む地域では、すんなりとその方針を受け入れることは適当ではないと考えております。

このような厳しい現実の中で、今地域医療構想への取り組みが始まっております。病床数に関する政府推計のポイントは、「病床について現在の134万7,000床から、2025年に115万床から119万床程度にまで削減する」というもの、「患者30万人程度の在宅医療対応を強化していく」、「東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、沖縄は増床、高知県を含む41道府県は削減」、「都道府県が策定する地域医療構想に政府の推計結果を反映させる」というものでございます。

そこでお聞きいたします。政府が掲げる病床数削減目標に強制力はないものと考えますが、地方はそれぞれの事情や実態に合わせて削減することが必要であります。政府の言う病床数の地域差解消についてどのように考えているのか、また地域医療構想に本県の特殊事情をどう反映していくのか、あわせて健康政策部長にお聞き

いたします。

本県では、他県に先駆けての高齢県であり、2025年をピークに確かに高齢者数は減少に転じます。しかしながら、高齢者が減少するにもかかわらず、高齢化率は上昇し、43%にまで達することが予測されているのが現状でございます。これが何を意味するのかは、改めて説明するまでもございませんけれども、要するに若い世代が減少することを意味しております。

本県では合計特殊出生率の引き上げ目標も設定するなど課題解決に向けての積極的な取り組みも進めておりますが、2025年時点での本県の必要病床数、入院患者数及び在宅患者数についてどのように予測しているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

今後、在宅医療や在宅介護への帆足が早まってくることが予想されますが、本県では中山間地域での介護や24時間介護なども十分ではありません。先月、国では医学部への入学者の削減を検討しているとの報道もありましたが、本県のような医師や看護師不足の地方にとって、医療人材の不足問題が顕著になるものと予想されます。

県内での医師等確保については、これまでも努力は行われてきましたが、今後医師等の確保をどのように行い、これからの在宅医療や在宅介護、地域包括ケアシステムにどのように対応しようとするのか、健康政策部長と地域福祉部長にそれぞれお伺いいたしまして、私の第1問を終わらせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本孝幸議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県における人口問題及び雇用の確保と県民所得の向上についてお尋ねがございました。

人口減少の負のスパイラルをいかにしてとど

めるかという問題は、この間、県政課題として最大の課題であり続けてまいりました。容易なことではありませんけれども、全力を挙げて取り組んできておりまして、8月の有効求人倍率が過去最高となったほか、人口の社会減についても、過去の景気回復局面に比して2分の1程度に踏みとどまっているなど、一定の成果は見られます。しかし、人口減少の負のスパイラルは続いており、正社員の求人が少ない、希望する職種がない、賃金が低いなど課題はまだまだ山積している状況であります。

本議会でもこの点について幾つかの御質問にお答えをしてまいりましたけれども、議員よりトータルの視点からの御質問を賜りましたので、少し切り口を変えさせていただいて、人口減少と雇用創出について県政全体の視点からお答えをさせていただきたいと、そのように思います。

この人口減少を減速させていくためには、若者の人口を確保すること掛ける出生率の向上を図る、この方程式を意識して取り組みを進めていく必要があると考えているところであります。この方程式の第1項に当たる、若者の人口を確保していくためには、第1に、地産外商などの取り組みを通じて若者の雇用の場を生み出していきますとともに、第2に、若者の県外流出を防ぐとともに、移住促進を図ることにより、トータルで社会増につなげていく取り組みが必要だと考える次第であります。そして、方程式の第2項に当たる出生率を上げていくためには、第3の取り組みとして、本来は出生率の高い中山間地域において若者の定着を促す取り組みを第1、第2の取り組みと相乗効果をもたらす形で実施していきますとともに、その上で第4の取り組みとして、一連の少子化対策の取り組みを進めていくということが必要だと、トータルとしてこう捉えているところであります。

県政の5つの基本政策と2つの横断的な政策

を通じて上記の課題に対応してきたところでございますけれども、第1から第3の課題に共通する課題、いわば全体のメインエンジンとなりますのが若者の雇用を力強く生み出していく取り組みであります。このためには県経済の強みを生かし、かつ県経済のボリュームの大きい分野に全般的に効果を波及させていくことが大切でありまして、第1次産業、第2次産業、第3次産業全般についてそれぞれの起点は明確にしつつも、全体として経済波及効果が広く及んでいくよう対応することが重要であると考えているところであります。

この点を産業別に見ますと、第1に第1次産業については本県が経済的に比較優位にある産業であり、さらには先ほど申し上げましたとおり、出生率の高い中山間地域の振興にダイレクトにつながる産業でもあることから、産業振興計画においても起点として重視をしているところであります。生産性を向上させる新たな技術等の普及を通じてその振興に努めますとともに、いわゆる6次産業化にも取り組んでいるところでございます。

第2に、第2次産業については、歴史的に第1次産業に端を発する高知のものづくりを一貫して支援するとともに、防災関連産業といった新たな強みの創出に取り組んでいるところでございます。

そして、本県のGDPに占める割合の大きい第3次産業、サービス業については県政を通じて3層構造によりその振興を図っているところでございます。

第1層は、ダイレクトにサービス業の振興を目指す取り組みであります。中でも産業振興計画では、観光産業は本県の強みを生かすことができ、かつ中山間でも新たに取組むことが可能な産業でありますとともに、いわゆる宿泊から飲食、小売、輸送と幅広く関連産業が広がる

産業であり、雇用吸収力も大きいことから、300万人観光から400万人観光を目指して全力で取り組んできたところでございます。加えて、近年はコンテンツ産業の振興や事務系職場の誘致などの新たなサービス産業振興策もスタートしているところでございます。

第2層は、第1次産業や第2次産業からの波及によって第3次産業を振興する取り組みであります。産業振興計画や中山間対策を通じて食品加工など6次産業化の取り組みを充実してまいりましたが、これにより物流、卸、デザイン、パッケージ、飲食、レストラン、観光と幅広く第3次産業の関連産業への波及を狙っているところであります。そもそも本県サービス産業は、観光や飲食など、食や豊かな自然など中山間で第1次産業に絡んで生み出されるさまざまな付加価値をその強みの源泉としていることから、第1次産業を重視しその波及効果を狙うという取り組みは本県の第3次産業の強みそのものの底上げにつながる政策と考えられるところであります。

第3層は、保健・医療・福祉分野の取り組みであります。高知県において保健・医療・福祉分野では、高齢化の進展に伴って需要が拡大し、かつ特に中山間地域では、その困難化、複雑化の度合いが増してきているところでございます。日本一の健康長寿県構想や中山間対策では、人材育成、マッチング、各種の環境整備などの取り組みを進めていくことによって、県民の健康と福祉を守りますとともに、需要に応じた供給力をつくり出していくことを通じて地域の雇用を生み出してまいりたいと考えているところでございます。

一連の取り組みを通じて、第1次産業から第3次産業まで、そして中山間も視野に入れて取り組みを進めてきたところでありまして、産業振興計画フォローアップ委員会でもお示ししま

したとおり、平成18年度に比して生産年齢人口が約1割減少したのに対し、昨年などの最新のデータがわかる各種の生産量などの指標を見ましても、横ばいもしくは上昇傾向となっているところであります。人が減っても仕事は一定維持されている状況にあることから、有効求人倍率の向上につながっている、その一因となっているものと考えているところであります。しかしながら、まだまだ取り組みに力強さの欠ける分野がございますし、今取り組みをとめてしまっただけでは一過性のことにとどまってしまう可能性もあるのではないかと、そういう自覚を持っているところでございまして、拡大再生産に向けた取り組みを強化しなければならないと、平成27年度からこの取り組みの緒についてというところでございます。

今後、地産外商の成果、第1次産業から第3次産業に至るこの地産外商の成果を拡大再生産につなげていくことで、高知県の雇用を力強く生み出し、若者の雇用が生み出されることで、先ほどの方程式1番から4番に至る各施策に、より効果をもたらす、全体として人口の増ということにもつなげていくことができると、そのように考えている次第でございます。

次に、次世代型こうち新施設園芸システムの普及についてお尋ねがございました。

本県では、地域で暮らし稼げる農業を目標として掲げ、生産性の向上や流通販売の強化、担い手の確保などに全力で取り組んでまいりました結果、高齢化による農家戸数の減少や産地の縮小が進む中においても、農業産出額を何とか一定維持できているところであります。

こうした中、本県農業をさらに力強いものとし、地域地域で雇用を生み出す魅力ある産業とするためには、生産の縮小、販売力の低下、担い手の不足という負のスパイラルを断ち切り、生産の拡大、販売力の向上、そしてそれを支え

る担い手を確保し、拡大再生産のループに乗せていくことが重要だと考えております。

本県では、平成21年に全国に先駆けて締結したオランダ・ウェストラント市との友好園芸農業協定を足がかりに、そのすぐれた環境制御技術を本県の気候や生産条件に適合させ、次世代型こうち新施設園芸システムとしてつくり上げてまいりました。また、こうした取り組みの推進普及の後押しとなるようモデル事業の創設を国に対して政策提言し、その実現にもつながったところであります。

このシステムの導入により、例えば基幹品目のナスやピーマンで見ますと、既存ハウスでは収量が3割程度増加し、さらに軒の高い次世代型ハウスでは5割程度の増収が可能になるものと考えております。また、このシステムが最大限に生かせるトマトで見ますと、四万十町で整備されているような軒高6メートルのハウスでは、既存ハウスの2から3倍の増収が見込まれております。この先進技術を県内全域に普及させることで、県内農家の皆様の経営を大きく変えていくことができるものと考えております。

このため、まず本県の農業を支えている家族経営体が持続可能で、より力強い経営体となるよう環境制御技術の導入をさらに加速し、収量アップによる所得向上を目指すとともに、産地全体の生産性を底上げしてまいります。あわせて、意欲のある農家の皆様に対して、より生産性の高い次世代型ハウスの整備を推進、支援してまいりますとともに、県内外の企業などとタイアップする形で、より大型の施設園芸団地の整備を進めるなどして、全体として飛躍的な生産拡大につなげていけないか、そのように意図しているところでございます。さらに、こうした園芸施設を核として、食品加工や直販、レストランなどの関連産業と連携を強化し、より多くの雇用を生み出す、地域に根差した園芸農業

を核とした産業クラスター、第1次産業、第2次産業、第3次産業がともに相乗効果を発揮するクラスターの形成に取り組んでいけないか、そのように考えているところでございます。

これらの実現に向けまして、農業団体の皆様としっかり連携していくことが極めて大事だと考えております。しっかりと連携をさせていただきながら、課題を一つ一つ解決いたしまして、本県農業を拡大再生産に向けた、より力強い流れに乗せていきたいと考えているところでございます。

次に、大型観光客船による外国人観光客の受け入れに対する基本的な考え方についてお尋ねがございました。

先週10月2日、本県にとって過去最大級となる9万トン級の大型外国客船セレブリティ・ミレニウムが高知新港に寄港し、約1,500人の外国人観光客の皆様が高知城や桂浜などでの観光や買い物を楽しんでいただいたところでございます。このような外国客船の本県への寄港は、近年、年間1回から4回程度で推移しておりましたけれども、昨年5月に高知新港のメンバーズの供用を開始しましたことや、積極的に誘致活動に取り組む中で、来年度につきましては、既に8回の寄港が確定をし、仮予約を含めると最新の数字で21回の寄港が予定をされているところであります。さらに、日本客船につきましても4回の寄港が予定をされているところであります。

大型外国客船の寄港につきましては、高知新港の利用促進につながることはもとより、一度に多くの外国人観光客が本県を訪れることで、本県の海外での認知度を高め、リピーターの確保につながる第一歩になる可能性もありますことから、本県の国際観光を推進する上で大きなチャンスになるものと考えております。

こうしたことから、外国人観光客や船会社を

初めとした船舶関係者の皆様に、高知の豊かな自然や食など魅力ある観光資源やおもてなしを強く印象づけることによりまして、外国客船の寄港地としての地位を確立し、寄港の増加、定着化につなげてまいりたいと考えております。このため、中心市街地、観光地における受け入れ環境の整備をこの2年間で早急に進めますとともに、高知新港におきましても、バス待機場等の整備や岸壁でのおもてなしの充実に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、昨年度から進めております高知市や高知市商店街振興組合などと連携した取り組みを加速化いたしまして、おもてなし体制をさらに強化してまいりたいと考えております。

また、現在仮予約となっている寄港の確定はもとより、さらなる寄港拡大に向けまして、高知新港の優位性や魅力ある観光地の情報発信を行うなど客船誘致活動にも、より積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 総合戦略において合計特殊出生率を2050年以降2.27とする算出根拠についてお尋ねがございました。

総合戦略における人口の将来展望でお示しをいたしました2050年の出生率2.27につきましては、一連の少子化対策を講じることで、今回実施しました少子化に関する県民意識調査で示された県民の皆様の結婚や出産に関する希望に基づく婚姻率や第1子出産年齢から導き出されます子供の数から算出をしたものでございます。

具体的に申しますと、まず結婚につきましては、未婚者のうち、結婚したいと回答をされました79.8%の方の希望がかない、既婚率が現状の71.7%から90.7%に上昇をすること。また、第1子を持つ年齢につきましては、調査結果で

示された29.3歳という県民の皆様の希望がかない、現状の30.95歳より1.65歳早まること。この2つが達成されることを前提に、その場合の子供の数のシミュレーションを行い、2.27という合計特殊出生率を算出したものでございます。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、結婚しない要因や合計特殊出生率の現状についての認識と結婚、出産の希望をかなえるための具体策についてのお尋ねがありました。

まず、結婚しない要因と合計特殊出生率が低い水準にとどまっている現状のうち、結婚しない要因といたしましては、本年実施した県民意識調査の結果によりまして、結婚していない理由の第1位として、未婚者の約半数近くの方が適当な相手にめぐり合わないことを挙げています。また、合計特殊出生率の現状につきましては、生涯未婚率、第1子出産年齢の上昇に反比例する形で合計特殊出生率が低下してきており、未婚化と晩婚化の進行がその大きな要因だと考えています。

次に、こうした現状を踏まえました結婚や出産の希望をかなえるための具体策といたしましては、総合的な結婚支援策としまして、独身者が希望の条件に合う相手を検索するマッチングシステムの導入などにより、出会いの機会の大幅な拡充強化に取り組むとともに、カップルを成婚へとつなげるためのきめ細かな支援策の充実に取り組んでまいります。また、県内における結婚や子育て機運を醸成いたしますため、県民の皆様が若いうちからライフプランを意識し、結婚や家族のよさを実感できるセミナーの開催や、妊娠や出産に関する医学的な知識や情報を提供するための取り組みなどを進めてまいります。

あわせて、こうした取り組みなどを効果的に進め、県民の皆様の希望を着実にかなえていく

ため、今後は高知県少子化対策推進県民会議の推進体制と官民協働の取り組みなどの抜本強化を図ることなどによりまして、少子化対策を県民運動として強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、子育て世帯支援事業費補助金の運用実態と課題についてのお尋ねがありました。

子育て世帯支援事業費補助金につきましては、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、18歳未満の子供を持つ子育て世帯への支援事業として、市町村が実施するプレミアムつき商品券の販売への上乗せ補助や子育てに関連する各種サービス券の配布など、地域経済の消費の喚起に直接つながる事業を対象といたしております。

今年度、県内市町村で実施する事業について申し上げますと、プレミアム商品券の助成率を上乗せした商品券の販売などの消費喚起型事業が6市町村、また紙おむつの配布やインフルエンザワクチンなどの予防接種費用への助成、さらにはプールなどの体育施設の利用券に活用できるクーポン券の発行などの生活支援型事業が26市町村となっております。当該補助事業につきましては、国の緊急経済対策を活用した事業であり、当該事業実施に当たりまして、市町村において事業の企画や実施方法などについて検討するための十分な時間を確保できないといった課題もあり、国の交付金の活用事例の紹介に加え、各市町村で検討していた事業内容や実施方法などを情報提供の上、市町村間で共有していただくことなどにより、結果として県内32市町村での実施の運びとなりました。

このように子育て世帯を直接支援する事業につきましては、一定のニーズもうかがえますことから、今年度実施した事業の成果なども踏まえまして、地域の実情に応じた子育て支援施策の充実につなげてまいりたいと考えております。

最後に、今後在宅介護や地域包括ケアシステムにどのように対応していくのかとのお尋ねがありました。

高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護などの専門的なサービスに加えて、日常における生活支援や住まいの確保などの福祉サービスが包括的に提供される仕組みを地域地域の実情に応じてつくり上げていく必要があるものと考えております。

このため本県では、これまでも日本一の健康長寿県構想の取り組みを進める中で、ショートステイベッドの整備による家族の介護負担の軽減や、中山間地域での在宅介護サービスへの支援によるサービスの確保、さらには認知症の早期の発見と対応につながる地域における支援体制づくりなどに取り組んでまいりました。

あわせて、平成29年度末までの第6期介護保険事業支援計画では、在宅介護を支える小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの提供体制も順次整備される予定となっております。

さらには、これまで本県が独自に整備を進めてまいりました小規模で多機能な日常生活を支えるサービスなどを提供する、あったかふれあいセンターを地域の創意工夫でうまく活用することなどによりまして、在宅生活を支える新たなサービスの提供などが可能となるよう支援してまいります。

具体的には、あったかふれあいセンターへのリハビリテーション専門職の派遣による介護予防サービスの提供や認知症カフェの設置などへの支援のほか、あったかふれあいセンターなどの利活用を必要とする配慮が必要な高齢者の住まいの整備などに取り組む市町村を積極的に支援することといたしております。

今後とも、県民の皆様の在宅生活の希望をかなえ、地域地域で安心して住み続けられる高知

型福祉の実現を目指したこうした一連の取り組みを進める中で、医療や介護サービスなどの安定確保を図ることにより、地域包括ケア体制の整備へとつなげ、県民の皆様の生活の質の向上を目指してまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、市町村における延長保育や病児保育、一時預かり事業の実態と課題についてお尋ねがございました。

延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業などの地域子育て支援事業については、市町村が昨年度策定した子ども・子育て支援事業計画の中で、平成31年度までの5年間で計画的に推進していくことになっております。

これらの事業のうち、通常の保育利用時間以外に保育を実施する延長保育事業は、本年度13市町村、139カ所で実施をしており、平成31年度までに21市町村、149カ所までふやす計画となっております。この事業の実施に当たっては、利用する子供が少人数の場合であっても、保育士を2名以上配置することが必要であり、保育士が不足している中でその確保が課題となっております。

病気または病気から回復期の乳幼児等を病院や保育所などで一時的に保育する病児保育事業は、本年度5市町村、8カ所で実施しており、平成31年度までに9市町村、13カ所までふやす計画となっております。この事業は、保護者のニーズの高い事業ではありますが、感染症などの流行時期には利用者が集中し、そのほかの時期には極端に少なくなるなど、利用者数の変動が大きく安定的な経営が難しいことから、取り組もうとする事業者が限られており、計画どおりに進んだとしてもニーズとは大きな開きがあるという課題がございます。

家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児を保育所などで預かる一時預かり事業は、

本年度19市町村、68カ所で実施をしており、平成31年度までに25市町村、85カ所以上までふやす計画となっております。市町村の中には、保護者のニーズが計画には適切に反映されていないところも見られ、県全体としてもニーズに十分応えた計画となっていないという課題がございます。

子ども・子育て支援新制度では、これらの事業の進捗管理を市町村が設置している子ども・子育て会議で行うこととなっております。今後、市町村においてこの会議で十分に各事業の点検、評価を行っていただくとともに、県といたしましては、特に保護者のニーズに応え切れていない市町村に対して、計画の見直しも含め適切に対応していただくよう、助言や支援を行い、さらなる保育サービスの充実を図ってまいります。

次に、放課後子ども総合プラン推進事業の運用実態と課題についてお尋ねがございました。

本県においては、一定数の子供たちが学力の未定着や生活面、経済面でのさまざまな困難を抱えるなど、厳しい環境に置かれている状況がございます。

こうした実情も踏まえ、県では、全ての子供たちの安全・安心な放課後の居場所づくりと学びの場の充実に向けて、児童クラブと子ども教室の運営を一体的に支援する放課後子ども総合プランの推進に取り組んでいるところです。

本年度は151カ所の児童クラブと135カ所の子ども教室に対し運営費等の助成を行っており、現在約9割の小学校に放課後の居場所や学びの場が設置をされております。

しかしながら、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童クラブの対象年齢が小学校6年生まで拡大されたことにより利用希望者が増加したため、本年5月1日現在でいわゆる待機児童が116人となっております、今後一層の受け入れ体制の拡充が必要です。

また、開設時間の延長や利用料の軽減措置などに関する子育て家庭の多様なニーズにも留意する必要があります。こうした点につきましては、これまでも運営費や施設整備費に加え、県独自に利用料減免に対する補助などを行ってきておりますが、今後詳細なニーズを丁寧把握した上で必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、放課後子ども総合プランを実施する小学校の96%で学習支援活動が行われるなど、活動内容の充実が図られてきておりますが、さらに向上を図るため、本年度から学習支援者の配置や教材の購入費などへの助成を拡充いたしますとともに、児童クラブ支援員の資質向上のための研修にも取り組んでおります。

今後も、放課後子ども総合プランの量的な拡充と質の向上に向けた取り組みを推進していきながら、本県の全ての子供たちが安全・安心で充実した放課後を過ごせる居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、若者が県内で働くことのできる雇用の場の創出、特に事務系職場に関する具体策についてお尋ねがありました。

今月2日に公表されました本県の8月の有効求人倍率は、過去最高の0.98倍となりましたが、その中で事務的職業の求人倍率は0.25倍にとどまるなど、依然として厳しい状況にあり、若者や女性からのニーズが多い事務系職場の誘致を積極的に進めることは、雇用の場を創出し、県内に若者が定着する上で大変重要であると考えております。

このため県では、雇用創出に即効性があり、吸収力の高いコールセンターやバックオフィスを中心に誘致活動に取り組んでまいりました。この結果、第2期産業振興計画がスタートしま

した平成24年度からこの9月までの新規誘致と誘致後の増設の実績は10件となっております。

その中には、四万十市、四万十町の2カ所に合わせて100人規模の立地が実現できたケースもあり、中山間地域も含めて約600人の新規雇用の創出を実現できたことは大きな成果であると考えています。

現在、全国的に地方への拠点開設、いわゆるニアショアへの志向が高まっておりますことから、本県におきましても、事務系職場の立地を推進するには絶好の機会であり、事務系職場のさらなる集積に向けて企業ニーズに幅広くお応えできるよう、受け皿となる不動産情報の掘り起こしや人材確保の支援などを市町村とも連携してしっかり取り組んでまいります。

さらに、事務系職場を初め企業立地の機会を逃さず、確実に実現していくには、例えばコンテンツ産業や第1次産業に関連する企業のバックオフィスといった情報を県内部において円滑に共有し、連携して対応していくことが重要となってきます。このため、8月から企業誘致に関する全庁的な支援体制を構築し、案件ごとに支援チームを編成し、誘致活動における初期の段階から立地後に至るまで企業が目線に立ったきめ細かな支援を行うことにしております。雇用効果が高い事務系職場の立地にも関係部局とも連携して全力で取り組んでまいります。

次に、県内企業で働く人の所得の向上について、産業振興計画を進める中でどう対応していくのかのお尋ねがありました。

議員のお話にありましたように、本県の最低賃金は10月18日より693円に改正されることになっております。これは平成17年度から11年連続の引き上げで、引き上げ額の16円は平成6年以来の大幅なものとなっておりますが、本県の金額は依然として全国最低となっており、また都市部とも大きく差が開いている状況です。

県内企業で働く人の所得を上げていくためには、中小零細を含めました県内企業がしっかりと体力をつけ、収益を向上させることで賃上げにつながるという賃金上昇の流れを継続させていくことが何より重要だと考えています。

このため、県では産業振興計画の取り組みにより、魅力ある雇用の創出や県民所得の向上に全力で取り組んできたところであります。そうした中、長年減少傾向にありました各分野の産出額等は増加傾向に転じてきておりますし、商工業分野におきましても、先日公表されました平成26年の製造品出荷額等が前年より約31億円の増加の5,249億円となり、19業種中11業種で前年を上回るなど、幅広い業種で底上げ基調となっております。

今後は、先ほど申し上げましたように事務系職場など魅力ある職場の県内誘致に力を入れていきますとともに、さらにもものづくり企業に対する一貫した支援策を強化していくことなどで、これまでの成果を一層伸ばし、より力強い拡大再生産を目指して取り組んでいくことが重要であると考えております。

こういった取り組みを着実に実施し、地産外商を強力に進め、それぞれの企業の収益力を高めるとともに、成果を上げた企業が先導役となり賃金水準をアップさせていき、またその効果を他の企業に波及させていく。そういった県内企業で働く人の所得の向上につながっていく正のスパイラルを目指し、産業振興計画の取り組みを、着実、かつスピード感を持って全力で取り組んでまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** まず、農地中間管理事業の実績と現在の状況についてのお尋ねがございました。

本県では担い手への農地集積を今後10年間で2割から6割までふやすことを目標とし、昨年

度はこの事業を活用して100ヘクタールの集積を目指してまいりました。その結果、貸借、売買、合わせて27.7ヘクタールの農地が集積されましたが、年間の目標には残念ながら届いていない状況でございます。

本年度は9月末までの実績で同じく30.3ヘクタールとなっておりますが、現在県内15カ所の重点地区での取り組みを進めておりますので、年間の集積面積は昨年度に比べて大幅に増加すると見込んでおります。また、9月末時点での借り受け希望は延べ600.7ヘクタール、貸出希望は218.9ヘクタールとなっております、マッチングに必要な面積を十分に確保できておりません。さらに、借り受け希望者は営農条件のよい農地を求めるのに対して、貸出希望農地の多くがその条件を満たしていないことや、条件のよい農地は地域内での貸し借りが多く、情報が外に出てきづらいといった課題もございます。

そこで、地区長や農業委員など地域の事情に詳しく、地域の農業者に信頼の厚い方を新たに農地活用サポーターとして委嘱し、地域で埋もれている農地情報の掘り起こしと利用調整を加速化してまいります。あわせて、新規就農者や規模拡大を目指す農業者等のニーズに対応いたしますため、より積極的な姿勢に転換をしまして、各地域で優良農地をつくり出すための施設園芸団地の整備にも取り組んでまいります。

次に、四万十町に整備中の次世代施設園芸団地の整備状況についてのお尋ねがございました。

現在、栽培用ハウスや集出荷施設の基礎工事がおおむね終わり、本体工事に取りかかったところでございます。工事は近隣河川への汚濁防止対策の実施や資材調達のおくれなどにより、全体の工期が少し延びる見通しとなっておりますが、年度内には完了し、来年8月からトマトの栽培を開始する予定となっております。

次に、四万十町の次世代施設園芸団地での雇

用の見込みと出荷額についてのお尋ねがございました。

四万十町の次世代施設園芸団地では3社で75名の雇用が生まれる見込みでございます。そのうち幹部従業員9名は既に採用され、現在有限会社四万十みはら菜園で栽培技術などの研修中でございます。残る職員につきましては、来年1月ごろから募集を行っていく予定でございます。また、年間出荷額は本格稼働となる2年目には、施設全体で約6億2,000万円を見込んでおります。

次に、次世代型ハウスの普及目標と課題についてのお尋ねがございました。

次世代型ハウスの普及目標としましては、短期的には、平成28年度までに四万十町の次世代施設園芸団地も含めまして約10ヘクタールの整備を目指しております。中長期的な普及目標につきましては、さまざまな課題を整理しまして、本県農業の拡大再生産につなげていくために、どのような規模感で普及していくのかなどにつきまして今後検討していくこととしております。

また、次世代型ハウスの普及に当たりましては、スケールメリットを生かせる一定面積以上の条件のよい土地の確保やハウスの整備コストの低減が課題だと考えております。土地の確保につきましては、農地中間管理機構の体制強化や各地域で優良農地をつくり出すための施設園芸団地の整備にも取り組んでまいります。また、ハウスの整備コストの低減につきましては、可能な範囲で汎用的な部材を使用することや、発注時期の調整、そして十分な工期を確保することなどが効果的であると考えております。

次に、次世代型ハウスでの生産物の販売先の確保などについてのお尋ねがございました。

本県では、園芸連を中心とした他県にはない県域の一元集出荷体制と全国の指定市場への低コストな輸送体系を構築しております。そのた

め、次世代型こうち新施設園芸システムの普及により生産が拡大された農産物については、これらの指定市場を通じて量販店や外食、中食の事業者へ全量を安定して販売することが可能でございます。したがって、多くの場合には販売面で心配することなく生産に専念していただけるものと考えております。

しかしながら、一方でこだわりや特徴のある生産物につきましては、新たな販売ルートの開拓が必要なケースも想定をされます。こうしたケースには、生産者の意向も十分にお聞きしながら、園芸連などと連携をして新たな販路開拓に向けたマッチングや、ニーズに応じた品種や作型等への栽培技術の支援を行うことで、生産物100%流通につながるよう取り組んでまいります。

次に、次世代型ハウスの取り組みを進めるに当たり、6次産業化の視点も求められると思うがどうかのお尋ねがございました。

次世代型ハウスの整備を進め、生産量が拡大するに従いまして、いわゆる下級品や規格外品の量も増加をいたします。それらの産物は、通常では低価格での販売、もしくは生産ロスとなってしまいますが、それらを加工、商品化し、6次産業化していくことで付加価値を高めることが可能となります。

また、外食や中食等の業務需要ニーズの高まりから、加工用に適した品種や規格での生産を専門に行い、より本格的な6次産業化に取り組む農業経営もございます。こうした農産物の付加価値を高める6次産業化の取り組みは、県内でもトマトやショウガなどで成功事例がふえております。

県としましては、次世代型ハウスで生産拡大された品目の強みを生かし、まずはその地域や近隣市町村に立地している加工業者、レストラン、直販所などとのコラボレーションを支援し

ていきながら、6次産業化を推進してまいります。そして、さらにそれを発展させて拡大再生産と雇用の拡大につなげてまいりますために、こうした園芸施設を核として関連産業との連携をより強化していくことで、地域に根差した園芸農業を核とした産業クラスターの形成にも取り組んでまいります。

次に、次世代型ハウスで利用する苗の県内生産の将来展望についてお尋ねがございました。

本県は野菜の主産地でありながら、栽培の根幹である野菜苗はその約半数を県外に依存をいたしております。そのため、可能な限り県内で生産することが本県の農業を発展させる上でも重要な課題だと捉えております。

今年度、四万十町の次世代施設園芸団地に関連して、新たに育苗会社が設立をされ、この団地で使用する苗を含めて県内向けに130万本の苗が供給される予定となっております。これによりまして、金額にして約5,000万円が県内に還元され、野菜苗の県内自給率が48%から71%に上がる見込みでございます。

今後はこの取り組みを起爆剤として、県内自給率のさらなる向上と天候に左右されることのない高品質な苗の安定供給を目指して、県内の育苗業者の方々と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、オランダとの生産性の違いと今後の収量の向上に向けた方策についてのお尋ねがございました。

オランダの園芸におきましては、収量を上げることが徹底追求して品種や栽培技術が開発されてきましたが、日本では収量に加えて食味と外観も重視した技術開発に取り組んでまいりました。そのため、気候や作型の違いもありますが、同じ条件で栽培したとしても生産性が違ってくるものと考えております。

しかしながら、世界一と言われるオランダの

環境制御技術は本県でも活用できるのではないかと考え、農業技術センターを中心に本県の気候や生産条件に適合した次世代型こうち新施設園芸システムとして確立をいたしました。このシステムの導入によりまして、ナスやピーマンなどの主要品目で2割から3割の増収が確認されており、トマトでは既存ハウスで3割の増収、四万十町の次世代施設園芸団地のような高軒高のハウスでは2倍から3倍の増収が可能となっております。

今後は光、水、温度、炭酸ガスなどハウス内の環境を総合的に管理し、植物の最適条件に近づけていくことによりまして、さらなる収量の向上を実現できるよう、このシステムをバージョンアップしてまいります。

最後に、中山間地域等直接支払制度へのこれまでの加入状況と4期対策を進める上での課題、対応についてのお尋ねがございました。

この制度へのこれまでの加入農業者数は、1期対策最終年の平成16年度は約1万1,800戸、2期対策最終年の21年度は約1万4,000戸と増加をいたしました。3期対策最終年の26年度は高齢化等の理由により約1万3,300戸と若干減少しております。

議員のお話にもございましたとおり、本年度から4期対策が始まっておりますが、地域からは「まとめるリーダーがない」、「高齢のために農地を維持できない」などの声が上がっております。こうした厳しい現状を踏まえ、リーダーがないといった理由により、制度の継続が困難な集落に対しましては、4期対策から拡充されました集落連携・機能維持加算を活用し、リーダーのいる集落とない集落とが連携して農地や水路などの維持活動を継続する、集落活動の広域化を推進してまいります。あわせまして、高齢化等の理由により、個人では農地を維持できない方々に対しましては、集落営農などの組

織が農地を引き受けて営農活動を維持する、そうしたサポート体制づくりを進めてまいります。

こうした取り組みを市町村やJAなどの関係機関と連携し推進することで、中山間地域の農業を守り、より多くの農業者の方々が安心してこの制度に参加できるよう努めてまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、来年度多くの外国客船が寄港することによって、どの程度の外国人観光客が見込まれるのかとのお尋ねがございました。

日本に寄港する外国客船につきましては、海外の港を発着するもの、日本の港を発着するもの、日本の港を出発し海外の港に到着するものなど、その寄港の形態はさまざまでございます。乗船客の国籍につきましても、海外発着の場合は外国人が中心となりますが、日本発着の場合は日本人が中心となります。また、乗客定員に対する実際の乗船率につきましても、ほぼ100%の場合もございますし、50%から60%にとどまる場合もございます。

したがいまして、実際に寄港してみないと外国人観光客の人数を正確に把握することは困難ではございますが、現時点で来年度に予定されており21回全てが寄港すると仮定し、さらに乗船率や寄港形態による外国人の乗船割合について一定の条件のもとに試算いたしますと、4万人程度と推計されます。

次に、大型外国客船の寄港により、多くの外国人観光客を受け入れる場合の港におけるハード及びソフト面での受け入れ環境の整備についてお尋ねがございました。

まず、ハード面の対応としましては、本年度、係船柱や50台程度のバス待機場の整備を行っているところですが、今後さらに大型の外国客船の寄港が予定されており、100台から150台のバス待機場の確保が必要となります。また、乗船

客や乗組員の方々はもとより、受け入れに協力くださる関係者や見学者の方々が利用する常設のトイレも必要と考えております。このため、本議会におきまして、これらの整備に関連する補正予算を提案させていただいております。

次に、ソフト面の対応といたしまして、外国人観光客の方々が県内の観光地に向かうバスの安定的な確保が課題となります。これまでも県内のバス会社とツアー参加者人数などをその都度情報共有するなどの対応を行ってまいりましたが、さらに大型の客船の寄港に対応するため、他県のバス会社との連携も含め、バスの安定的確保に努めてまいります。加えて、ツアーに参加しない外国人観光客や乗組員の方々を中心市街地に誘導するためのシャトルバスの運行も引き続き行ってまいります。

また、外国人観光客や船舶関係者の方々に最初からよい印象を持っていただくため、岸壁でのおもてなしも大切と考えております。これまでも特産品の販売やよさこい踊り、中・高校生によるブラスバンド演奏などのイベントや両替や観光案内、W i - F iといったサービスを提供してまいりましたが、今後おもてなしのメニュー、質のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、外国人観光客の入国審査や検疫、税関といった手続につきましても、国の関係機関と一層緊密に連携し、より円滑に乗下船ができるよう取り組んでまいります。

このようなハード、ソフト両面での受け入れ環境の整備を行うことで、外国人観光客や船舶関係者の満足度を高め、外国客船のさらなる寄港の増加、定着化につなげてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 大型外国客船の寄港により、多くの外国人観光客が訪れる場合の中心市街地や観光地におけるさまざまな課題

への対応についてお尋ねがありました。

本県を訪れる外国人観光客が一昨年から毎年大幅に増加してきましたことから、本年度より2年間で外国人観光客の受け入れ基盤の整備を強力に推進するため、市町村や組合、団体などが行う観光施設や観光地の表示・案内の多言語対応やW i - F i 環境の整備、また公共トイレの洋式化などを支援することとしており、本年9月末時点で14市町村1事務組合が実施する事業への助成を予定しております。

さらに、今議会では飲食店のメニューの多言語化の支援と、店舗の情報を紹介するウェブサイトを整備するための補正予算を提案させていただいており、外国人観光客の皆様が高知の食を安心して楽しんでいただけるよう店舗やメニューの情報を提供してまいりたいと考えております。

加えて、大型外国客船の寄港の際のオプションツアーにおける食事の場所の確保については、旅行会社が手配することとなっておりますので、寄港予約の段階からツアーの規模に応じた食事の場所などの情報を提供しております。

また、高知市の中心市街地につきましては、高知市商店街振興組合連合会と高知市及び県の関係部局により、外国客船寄港時の受け入れ対応を中心に協議する場を定期的に設け、歓迎イベントの企画・実施のほか、外国語での町歩きマップの作成・配布、各店舗での免税手続を1カ所で行うカウンターの開設などの取り組みを順次進めており、今後は、銀聯カードを含めクレジットカードの利用などに関する勉強会や外国語での接客研修など、受け入れ環境の充実に向けた取り組みを強化してまいります。

県といたしましては、関係する団体や市町村、観光施設の管理者などと連携し、こうした取り組みを地域地域でなお一層加速していくことで、多くの外国人観光客を心からおもてなしできる

魅力ある市街地や観光地づくりにつなげてまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 地域医療構想に関する御質問にお答えします。

まず、政府の言う病床数の地域差解消についてどのように考えているのか、また地域医療構想に本県の特殊事情をどう反映していくのかのお尋ねがありました。

地域医療構想については、国は「地域の実情に応じて、都道府県、医療関係者等が話し合い、将来の医療需要の変化の状況を共有し、それに適合した医療提供体制を構築するための、あくまでも自主的な取り組みが基本」とし、地域医療構想を達成するための知事の権限は「不足している医療機能の充足等を求めるものであり、稼働している病床を削減させる権限はない」としていることから、県としても地域医療構想策定ワーキンググループにおいて関係者の理解を得ながら、地域医療構想を策定していきたいと考えています。

一方、経済財政諮問会議においては、地域医療構想による病床数や医療費の地域差の是正が求められていますが、医療の地域差には独居高齢世帯が多いといった地域ごとの要因があることから、人口当たりの病床数の地域差など現在の状況だけで評価するのではなく、今後の病床機能分化の進展、疾病予防、重症化予防などの取り組みのプロセスや個々の指標の改善傾向等を総合的に評価していくべきものと考えています。

特に、本県は人口当たりの療養病床数が全国一多いですが、全国に先行して高齢化が進展していること、高齢単身世帯の割合が高いことなどに伴い家庭の介護力が弱いことなどを背景として、長期療養の入院ニーズが高い傾向にあります。このため、療養病床の入院患者について

詳細な調査を行う予定としており、この調査結果や国における療養病床のあり方等に関する検討の内容を見据え、適切な医療と介護の分担による患者や利用者のQOLの向上にふさわしい受け皿整備の方向性を地域医療構想に反映させていきたいと考えています。

次に、2025年時点における本県の必要病床数、入院患者数及び在宅患者数についてどのように予測しているのかのお尋ねがありました。

必要病床数を算定するための省令、告示等に基づき国から示された推計ツールを用いて現在までに算出している本県の推計値は、必要病床数が1万1,244床、1日当たりの入院患者数が9,736人、1日当たりの在宅患者数が4,595人となっています。各推計値の増減数、増減率は、必要病床数が3,688床、24.7%の減、入院患者数が655人、6.3%の減、在宅患者数が613人、15.4%の増となっています。

最後に、今後医師などの確保をどのように行い、これからの在宅医療や在宅介護、地域包括ケアシステムにどのように対応していくのかのお尋ねがありました。

医療従事者の確保・育成は、医療提供体制の構築に不可欠なものであると認識をしています。医師については、若手医師の減少、地域偏在、診療科の偏在といった3つの偏在の課題に対して大学や高知医療再生機構と連携した医師確保対策を進めてきたことにより、若手医師の減少に歯どめがかかりつつあります。また、県全体の看護職員数は増加傾向にありますが、中山間地域における看護職員確保が困難といった地域偏在や訪問看護師の不足といった課題に対して、奨学金制度による中山間地域への就業の促進や県立大学寄附講座による訪問看護師の養成を開始するなどの取り組みを行ってきています。

将来的には高齢者人口の減少や病床機能の分化・連携の進展により、入院医療の需要が減少

していくと見込まれますが、依然として、中山間地域における医療や今後需要の増加が見込まれる在宅医療を担う医療従事者、とりわけ訪問看護師の確保が課題であると認識しています。

このため、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、奨学金を受給した医師などが地域を循環しながらキャリア形成していく体制の整備により、地域医療を担う若手医師を育成していくことや、中山間地域等における安定的な訪問看護システムの確立などに取り組むことで、在宅医療や地域包括ケアシステムを構築していきたいと考えています。

○10番（坂本孝幸君） 大変御丁寧な答弁をありがとうございます。

2問目で、中山間地域等の直接支払制度、私もいろんな人と話す機会があるんですけども、先ほど申しましたように、地域では高齢化が物すごく進んでいまして、1期5年というのが、75歳の方が5年たつと80歳になるわけですけど、その5年というのがちょっと長過ぎるんじゃないかという意見があるわけです。

この点について高知県としてどう考えているのか、それから国への改善要望のようなものはお願いできるのかどうか、それをまず農業振興部長にひとつお聞きしたいと思います。

それから、次世代型こうち新施設園芸システムですが、この栽培技術の向上による生産性の向上というのは、当然大事なことでありますけれども、施設園芸をするための施設をつくる、ハウスをつくる技術というものとか、資機材の調達、こういったものも非常に重要な要件となるわけです。

この次世代型ハウスを施工する業者というのは県内に何社ぐらいあるのか、また資機材の調達ルートや施工方法などについてはどのように決定されているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、このハウス園芸をスタートさせるには、やはり一番課題になるのは、初期費用の問題があると思います。例えば、1反規模で整備する際の費用は2,000万円から4,000万円かかるわけですが、1町規模になりますと2億円から4億円ぐらいかかっていくわけです。非常に初期費用がかかる、それで大手の会社や団体と共同しない場合はなかなか実現が難しいということになるわけです。先ほどの第1問の中で、次世代ハウスの県内他地域での普及目標と課題について農業振興部長からコスト低減の必要性もお話を伺いましたけれども、この次世代ハウスを広めるために、少しでも安価に、安くこの施設整備の方向性を目指す必要があると思います。

そうすることで、県内一円に小さな農家でも何とかやることができる。既存ハウスの活用もあるわけですが、広く普及させるために安い施設、こういうものを目指す方向があるわけですが、この点についてどう考えるのか、農業振興部長にもう一度お聞きしたいと思います。お願いします。

○農業振興部長（味元毅君） 3点お話がございました。

まず、1点目の中山間地域等直接支払制度の期間の短縮についてでございます。

これまで本県を含めまして多くの県から期間短縮の要望をしてきたところでございますが、制度のあり方を検討する国の第三者委員会というのがございますが、ここでは本制度が耕作放棄地の発生防止を目的としており、事業効果の観点からも5年程度の一定期間の実施が必要であるとの考え方が示されているところでございます。

一方、国では高齢の農業者の方々安心して参加できる仕組みといたしますため、例えば病気や介護により期間途中で継続が困難になった場合には交付金を遡及返還しなくてもよいと

いった免責事由の拡充も図っております。期間短縮のハードルというものは高いものと考えておりますけれども、集落営農などの組織で引き受ける体制づくりを進めることで、高齢農業者の方々負担感なく安心してこの制度に参加できるように、県として努めていきたいと考えております。

2点目が、次世代型ハウスの施工業者の数、それから資機材の調達ルート、施工方法などについての御質問でございました。

園芸用ハウスの整備につきましては、一般的な建設工事と違いまして、入札参加時における明確な基準というものはございませんが、国や県の補助事業などで比較的規模の大きいハウスの整備実績がある県内事業者ということで申し上げますと、少なくとも五、六社はございます。それらの事業者は次世代型ハウスの整備も可能であろうというふうに考えているところでございます。また、入札方法でございますが、国や県の補助事業を活用する場合につきましては、それぞれの事業主体がハウスの構造や附帯設備に関する仕様を提示して、入札により施工業者を選定すると、こういうルールになっております。なお、資機材につきましては、落札業者がそれぞれの取引業者から調達することが通例だというふうに承知をいたしております。

それから最後に、次世代型ハウスのコストの低減についてのお尋ねがございました。

お話がございましたように、次世代型ハウスは収量が高まる反面、既存ハウスに比べて施設整備費が総じて高くなるという傾向がございます。ハウスの整備コストの低減につきましては、先ほどお話も申し上げましたが、可能な範囲で汎用的な部材を使用することや発注時期を調整する、あるいは十分な工期を確保するというところで、一定コストの低減というものにつながるのではないかと考えております。

また、この次世代型ハウス自体は、本格的な整備というものは全国的にも始まったばかりだというふうに考えておりますので、今後国内での施工実績の増加などに伴いまして、競争性が高まり、徐々にコストは下がってくるものと期待をいたしております。ただ、作物によって過剰な設備投資につながらないように、作物によってベストミックスといたしましょうか、そういったものをきっちり実証しながら、そういうアドバイスもしていくということも大事だと思いますので、そういう点でも取り組んでまいりたいと思っております。

○10番（坂本孝幸君） どうもありがとうございます。最後をお願いをしたいと思いますけれども、先月、いろんな農業関係の人、そして会社、企業の人、そういう方と話をすることがございました。その中で、やっぱり安くハウス園芸を始めることができる仕組み、これをつくっていただきたいという意見が大変多うございました。そういうことと同時に、会社によってはハウスの施工から生産、流通まで系統的にコーディネートができるというところもあって——高知県にはそういう系統的に全工程をこなしていける業者はおらんと思っておりますけれども——そういうお話もお聞きしました。今後、県のほうでも次世代型ハウスを県下一円に広めていくという意味からも、県内のいろんな企業、会社の情報を入手していただいて、どういう新しい技術を持っている会社があるのか、あるいはコーディネート力を持った会社があるのか、そういったものも今後検証課題の一つにさせていただきたいというふうに思うところでございます。

大変、知事初め各部長からも丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。次世代型ハウスの全県普及と産振計画との融合、知事の熱い思いもお聞きいたしました。私もこの次世代型ハウスというのは、これからのライフワー

クの一つにしていくというふうに入力を入れて頑張りたいと思います。この後もまた、引き続き知事とこの場で議論もさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



決算特別委員会の設置

○議長（三石文隆君） 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。平成26年度の決算を審査するため、この際、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第16号及び第17号並びに報第1号から報第22号まで、以上24件の議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第16号及び第17号並びに報第1号から報第22号まで、以上24件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、2番今城誠司君、4番田中徹君、11番西内健君、15番梶原大介君、20番土森正典君、22番黒岩正好君、24番石井孝君、29番上田周五君、32番下村勝幸君、34番中根佐知さん、以上の諸君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を決算特別委員に選任することに決しました。



議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第15号まで、以上15件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末268ページに掲載〕



議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末272ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） 日程第4、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議

会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6日から10月14日までの9日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10月15日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月15日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時29分散会

平成27年10月15日（木曜日） 開議第5日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 9番 川井 喜久博 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君

36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 中澤 一真 君
 理事(中山間対
 策・運輸担当) 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 織田 英正 君
 警察本部長 上野 正史 君
 代表監査委員 田中 克典 君
 監査委員
 局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主 事 溝渕夕騎君



議事日程(第5号)

平成27年10月15日午前10時開議

第1

- 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第3号 平成27年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第4号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 県有財産(建物等)の取得に関する議案
- 第10号 消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 保健衛生総合庁舎改築衛生設備工事請負契約の締結に関する議案

第12号 療育福祉センター・中央児童相談所改築南棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案

第13号 青少年センター本館及び宿泊棟改築主体工事請負契約の締結に関する議案

第14号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第15号 県道の路線の廃止に関する議案

追加

第18号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案

第19号 高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案

第2

議発第2号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

追加

議発第3号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書議案

議発第4号 私学助成の充実強化等に関する意見書議案

議発第5号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書議案

議発第6号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書議案

議発第7号 子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書議案

議発第8号 森林・林業政策の推進を求める意見書議案

議発第9号 マイナンバー制度の来年1月からの運用中止と再検討を求める意見書議案

議発第10号 国会決議違反のTPP交渉に抗議し、直ちに中止することを求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

さきに設置されました決算特別委員会から、委員長に土森正典君、副委員長に梶原大介君をそれぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末302ページに掲載〕



委員長報告

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第15号まで、以上15件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長依光晃一郎君。

（危機管理文化厚生委員長依光晃一郎君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（依光晃一郎君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、第10号議案から第12号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、危機管理・防災費について、執行部から、タナスカ・中の島地区にある石油・ガス基地を含む浦戸湾沿岸部の南海トラフ地震による津波火災の被害状況等を把握するための監視カメラなどの整備と発災後の応急活動に必要な燃料確保対策を検討するための調査に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、防波堤や護岸の整備などは費用も時間もかかるが、こういった抜本対策を講じることで被害の大幅な軽減につながると思うがどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、監視システムの整備や高知市と連携した救助・救出対策の検討など短期にできる対策を確実に進めつつ、護岸の耐震化などは津波火災を未然に防ぐ有効な対策であるため、三重防護による地震津波対策を早急に実施していただくよう引き続き国に働きかけていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、中の島地区にある大型の廃船が津波によって漂流した場合は石油基地などの施設に大きな被害を与えられらるが、対

策をどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、有識者等から成る石油基地等地震・津波対策検討会で検討している対策に沈没船の処理を挙げている。県民の命を守る対策としてしっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、保健医療計画推進事業費について、執行部から、地域において各医療機関が連携して医療情報を共有するためのネットワークシステムの構築に要する経費や、今後過剰が見込まれる療養病床に入院するそれぞれの患者に適した環境を確保するため実態調査を行う経費であるとの説明がありました。

委員から、療養病床実態調査の委託先と調査対象をどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、これまでに同様の調査実績があり、本調査の実施から集計に至るまで迅速な実施が期待できる高知医療再生機構を委託先と考えている。調査対象については、療養病床を有している県内全ての医療機関、診療所と入院している患者を予定しているとの答弁がありました。

別の委員から、現在、医療情報ネットワークに参加している13病院以外の医療機関の参加は今後可能になるかとの質疑がありました。執行部からは、各医療機関にアンケート調査を行い、今後も参加する機関を募る予定であるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、県民のかかわりの深い療養病床の機能分化については、県民の生活を守る視点でしっかり議論して取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、少子対策費について、執行部から、総

合的な結婚支援策として独身者が希望の条件で相手を検索できるマッチングシステムを運営する窓口の開設と、子育てに必要な情報などを提供するメールマガジン配信システムの修正などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、民間企業等において結婚相手を紹介する事業を行っている中、県が委託事業を行うのはどうしてかとの質疑がありました。執行部からは、民間企業は手厚いサービスを提供しているが、入会費や成婚料などといった経済的な負担が大きいため、民間企業を利用できない独身者に対して県として支援しようとするものであるとの答弁がありました。

別の委員から、メールマガジンは妊婦の方全員に登録していただき利用してもらうことが理想と考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、市町村の母子手帳を交付する窓口で情報提供していただくことを考えており、協議が調った市町村から進め、最終的には県内全市町村に広げていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、メールマガジンの配信内容が登録者数の多寡に影響するので、しっかりと内容を吟味してほしいとの意見がありました。

さらに、別の委員から、独身者のマッチングシステムは四国4県で情報共有することで、より有効な取り組みになると思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、四国内での連携については今後の課題として検討していきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、産学官連携推進事業費について、執行部から、高知版C C R Cの実現のためのビジネスモデルの検討や全国事例の調査、C C R C構想の取りまとめ作業等の業務を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、構想実現のためには県内の産学官民の英知を結集して取り組む必要があるが、取り組みの方向性はどうかとの質疑がありました。執行部からは、構想の中で市町村や事業者がCCRCを実施するための要件や手順を示す。あわせて、県の支援の方向性などを盛り込んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、都市部の活動的なシニア層の誘導や大学連携型のCCRCなど、まずは高知型の成功事例をつくっていくことが重要である。しっかり取り組んでほしいとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(三石文隆君) 商工農林水産委員長弘田兼一君。

(商工農林水産委員長弘田兼一君登壇)

○商工農林水産委員長(弘田兼一君) 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、事業継承・人材確保支援事業費について、執行部から、中核人材の掘り起こしを行うため、首都圏に求職コーディネーターを2名、県内企業等の求人ニーズの掘り起こしのための専任担当者及びスタッフ各1名を配置する経費であるとの説明がありました。

委員から、首都圏に配置される求職コーディネーターは個別の企業ニーズに応じた人材の掘

り起こしを行うのか、それともいろいろなケースに適用できる人材を数多く掘り起こして、その中から企業のニーズに合う人材を紹介するかとの質疑がありました。執行部からは、個別の企業ニーズに合わせた掘り起こしとあわせ、まずはできるだけ多くの人材情報を集めて蓄積を図り、その中から各企業の要望に応じていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、企業の中には経営に行き詰まり再興しなければならない状況が多くあり、その事業継承には個人の相当なやる気やビジネスモデルなどに加え、県として法律の問題への支援や金融機関との交渉などの対応、また規制緩和等も必要と思うが、どのように課題を解消していくのかとの質疑がありました。執行部からは、公認会計士や銀行のOBなどの専門性の高い優秀な方にスタッフとして入っていただいで対応している。単に後継者を紹介するというのではなく、困難な状況を打開するとともに、事業を育てる施策とあわせて支援していきたいとの答弁がありました。

次に、商工労働部の報告事項についてであります。

平成26年工業統計調査結果速報について、執行部から、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的に行われた調査の本県分の結果概要について報告がありました。

委員から、調査の対象は従業者4人以上の製造業の事業所となっているが、従業者3人以下の事業所の潜在的な可能性についてはどのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、県内には従業者3人以下の事業所は1,000弱ほどある。こういった事業所が売り上げを伸ばし、雇用をふやしていくことが大切であり、前向きに事業拡大していくことで事業承継にもつながるので、支援をさらに進めたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、次世代施設園芸団地整備事業費について、執行部から、四万十町で整備を進めている次世代施設園芸団地の地下水の取水施設等の設置工事及び排水路の安全対策と事業地内の杉等の伐採処分に係る費用であるとの説明がありました。

委員から、杉等の伐採処分に係る費用については、面積や材積をもとに積算していないと見積額が適正かどうか判断できない。また、伐採した杉等を廃棄物として処分するのではなく木質バイオマス発電等に利用し、費用を軽減すべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、実績がある事業体からの見積もりを予算額の根拠としている。見積もりは廃棄物として処分することを前提としているが、執行段階でどういう方法が県にとって有利かを十分に検討して執行していくとの答弁がありました。

次に、農業振興部の報告事項についてであります。

第2期産業振興計画農業分野の実行3年半の取り組みの総括とさらなる挑戦について、執行部から、8月と9月に開催された産業振興計画フォローアップ委員会の農業部会及び全体会で審議された内容に加え、T P P交渉の大筋合意に係る農業分野の主な内容について報告がありました。

委員から、既存ハウスへの環境制御装置導入について、農家側に導入に積極的なグループとそうでないグループとの温度差がかなりあると思うが、どのように普及を進めていくのかとの質問がありました。執行部からは、県内にある勉強会のグループなどを通じて実際に効果や作物の状況を見ていただくことなどによって、地道ではあるが普及に努めたいとの答弁がありました。

別の委員から、T P P交渉の大筋合意については国会決議が遵守されていないと思うが、県はどのように受けとめているのかとの質問がありました。執行部からは、県としては日本の農業を守るためにしっかりと交渉することを求めてきた。まずは、今回の大筋合意に至った経緯についてなど国会でのやりとりにも注視しながら、県としての考え方を整理していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、T P Pについては政府見解がしっかり出そろった段階で、本県に関連する情報を整理した上で報告してもらいたいとの意見がありました。

次に、林業振興・環境部の報告事項についてであります。

伊方発電所の安全対策等に関する四国電力株式会社との勉強会について、執行部から、9月18日の閉会中の委員会での報告に対する意見等を踏まえた追記等について報告がありました。

委員から、説明や質疑を通して安全性の確保等に関する取り組みについては一定の理解はできたと思うが、県民の不安が払拭されたとは言いがたい部分もあるため、引き続き四国電力としっかり向き合って取り組んでいただきたいと思うが、どのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、6月に行われた株主総会において、やむを得ず再稼働する場合は万全の安全性を確保するとともに、新たな知見によりリスクが生じた場合は絶えず安全性を追求していくこと、また原発再稼働の必要性をしっかりと説明すること、そして電力会社として脱原発に向けた姿勢をもって将来に向けたロードマップを示すことについて意見を述べた。今回の勉強会の取りまとめの回答では、安全性の追求と再稼働の必要性についてはある程度、合理的な説明がなされているが、脱原発に向けたロードマップについては説明不足と思っており、今

後もしっかりと追求していきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、今後もほかの発電事業者から受電することで電力需要ピーク時を乗り切れるのではないかと、またさらなる節電の呼びかけ等により、原発再稼働以外の可能性を追求するべきではないかとの質問がありました。執行部からは、四国電力に確認した上で受電状況の資料を提供する。また、さらなる節電は経済活動などに支障を来す可能性があることを四国電力に確認しているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、沿岸漁業担い手活動促進事業費について、執行部から、現在、漁業の担い手の育成は現役漁師と研修希望者とのマッチングによる研修などが行われているが、計画的な育成が難しいことや指導者の負担が大きいことなどから、漁業の担い手育成に意欲がある民間企業等を担い手育成団体と認定し、担い手の育成に必要な経費に補助を行うものであるとの説明がありました。

委員から、漁業の担い手育成は喫緊の課題であり、本事業で取り組む意義があるとは思いますが、担い手育成団体にとっては新たな負担がふえ、メリットが少ないと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、現状では担い手育成団体にとっては直接的なメリットは少ないが、将来的には生産量の拡大によって担い手育成団体も含めた水産業全体の発展につながると考えているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（三石文隆君） 産業振興土木委員長坂本孝幸君。

(産業振興土木委員長坂本孝幸君登壇)

○産業振興土木委員長（坂本孝幸君） 産業振興

土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第5号議案、第6号議案、第14号議案、第15号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域の頑張る人づくり事業費補助金について、執行部から、産業振興や地域振興の取り組みを牽引する意欲ある担い手をふやしていくため、地域が主体となって実施する研修会の開催などを支援することを目的に、その経費を助成するものであるとの説明がありました。

委員から、研修会の内容などは具体的にどのようなイメージかとの質疑がありました。執行部から、産業振興や地域振興につながるかなり幅広い内容のものとなっている。例えば、四万十市の団体からは、商品開発の基礎知識や既存商品のブラッシュアップ、販路開拓、マーケティング戦略などを学ぶための研修を実施したいとの相談もあった。地域によってそれぞれ課題があるので、それに合わせて県として支援していきたいとの答弁がありました。

委員から、地域によっては担い手が偏在しているが、偏在を解決するために、ニーズのあるところはもとよりニーズのないところも意識的に支援すべきではないかとの質疑がありました。執行部から、今回の補正予算では5件の補助を考えている。いずれも素地があり、やる気があるところである。担い手の重要性は市町村も承知されており、今年度取り組むことができなかった市町村についても来年度以降、取り組んでい

ただけるものと考えている。地域本部も支援を行い、県全域で進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、カリキュラムは学びを目的にしたものか、それとも実践的なものかとの質疑がありました。執行部から、外商などに挑戦したい、行動に移したいが、スキルを持っていない方などに学んでいただき、やる気を出していただくことが重要だと考えている。また、先進地視察なども対象としており、視察によってアイデアや気づきが出てくるのではないかと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、研修を受けても結果はすぐには出ないこともあるので、補助事業者や地域本部から何年間もフォローアップを受けることがモチベーションを持ち続けることにつながる。事業主体が3年間、フォローアップを行うこともあるが、そのイメージはどのようなものかとの質疑がありました。執行部から、県は補助事業者から状況を報告してもらうことを考えている。また、研修受講者が実施したいことが固まったときにタイミングよく支援策を紹介することが重要なので、日々、商工会や商工会議所、地域本部がきめ細かく接点を持って取り組んでいたような仕組みとしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、この研修を地域の方だけでなく、これから高知に移住しようとする方を対象に行うことも検討すべきではないかとの質疑がありました。執行部から、当然、移住者も対象になる。移住しようとする方の経験やノウハウに磨きをかけ、地域で活躍する機会があることをアピールする材料になるので、移住者向けにも周知を行いたいとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光拠点等整備事業費補助金について、

執行部から、本県の豊かな自然やロケーションを生かしながら全国ブランドを有する企業との連携により、官民協働で全国から誘客できるアウトドアの拠点を整備する取り組みを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、アウトドアの拠点整備の経済波及効果をどれぐらい見込んでいるのかとの質疑がありました。執行部から、本山町のアウトドアの拠点は年間入場者約5万人、1人当たりの観光消費額を約1万9,000円と想定し、9億円程度の効果を見込んでいる。また、土佐清水市と越知町のキャンプ場は年間利用者をそれぞれ1万人、1人当たりの観光消費額を約1万8,000円と想定し、それぞれ1億8,000万円程度の経済効果を見込んでいるとの答弁がありました。

別の委員から、全国ブランドの企業が運営している施設の先進事例はあるのかとの質疑がありました。執行部から、先進事例として株式会社スノーピークは大分県日田市、大阪府箕面市、新潟県三条市の3カ所でキャンプフィールドの運営を行っている。また、株式会社モンベルは奈良県生駒市で野外活動センターや宿泊・研修施設などの運営を行っている。今回整備しようとする本山町の施設は生駒市のコンパクト版を想定しているとの答弁がありました。

別の委員から、予定される事業者が計画から運営まで行うことになると、価格や企画力の競争が働くかが心配である。どのように透明性を担保するのかとの質疑がありました。執行部から、運営の指定管理者を選定する場合には、地元の市や町で審査会が実施されることを想定している。また、透明性の担保は、例えば専門家の意見を反映させる会議の開催などについて地元と検討しながら進めていきたいとの答弁がありました。

委員から、事業の実施に当たっては地元と十分協議しながら進めてほしい。また、現在考え

られている指定管理方式の運営で事業がうまくいかなかった場合や利益が出た場合に事業者と行政のどちらに責任や利益を帰属させるか、十分に説明できるよう検討して進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、土佐西南大規模公園多目的グラウンド実施設計委託料について、執行部から、土佐西南大規模公園には天然芝のサッカー場が2面あるが、利用の希望が増加し、断るケースも出てきており、同公園内の多目的グラウンドの人工芝化などによりサッカー場を現在の2面から4面にし、大会や合宿による利用の拡大を図るための工事の実施設計委託料を計上するものであるとの説明がありました。

委員から、これができれば宿泊客がふえるが、宿泊場所は足りるのかとの質疑がありました。執行部から、四万十市も含めた幡多広域で受け入れ体制を整えたいとの答弁がありました。

別の委員から、照明は移設するだけなのか、それとも増設もするのかとの質疑がありました。執行部から、多目的グラウンドを拡幅するので、その部分は増設することになるとの答弁がありました。

別の委員から、この事例をスポーツツーリズムの成功事例としてほかの市町村に波及させていってほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

とさでん交通の取り組み状況等について、執行部から、第3回モニタリング会議で報告された第1・四半期の実績がほぼ計画どおり順調に進捗していること及び平成27年10月に実施されたバス路線再編と新サービスなどについての報告がありました。

委員から、県東部と空港を結ぶ路線について、今は高知県東部交通が路線の試行に取り組んでいる。今後、とさでん交通として県東部と空港を結ぶ路線に取り組む議論はないのかとの質問がありました。執行部から、県の広域的利用促進事業を活用した実証実験として高知県東部交通が取り組んでいる事業で、8月中は毎日、9月から12月までは土日、祝日に1日4往復を、空港から野市、赤岡などを經由して安芸まで運行する路線だが、9月末までの実績が1便当たり1人程度と厳しい状況である。空港と県東部のアクセスは課題の一つだと考えているが、まだ具体の論議はしていないとの答弁がありました。

委員から、高知高専に通う生徒などのニーズもある。実験の広報が足りなかったのではないかという声もあるので検討していただきたいとの意見がありました。執行部から、広報については東部交通が安芸から香南市までの世帯を対象に新聞の折り込みチラシを入れたことや土佐くろしお鉄道の主要駅などでチラシを配布していると聞いている。また、県も観光振興部を通じてホームページでPRを行っている。路線のあり方は今後の中央地域公共交通改善協議会で検討し、市町村とも協議したいとの答弁がありました。

別の委員から、来年10月に抜本的な改正があると聞かすが、どのようなものになるのかとの質問がありました。執行部から、来年10月の路線再編が事業再生計画5年間のターニングポイントになる。それまでには各路線のデータがそろっているので、データを見ながら路線を見直す区間も出てくると思うが、利便性が落ちないよう代替策も検討することになると思う。県民の意見もダイヤ編成に反映させるので、極端に利便性が悪くなることはないと受けとめているとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(三石文隆君) 総務委員長池脇純一君。
(総務委員長池脇純一君登壇)

○総務委員長(池脇純一君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第7号議案から第9号議案、第13号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、教育委員会についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、生涯学習推進事業費について、執行部から、いわゆるニートやひきこもりの若者の社会的自立を支援する機関である若者サポートステーションに、より多くの若者をつなげていくため、出張相談会や家庭訪問などの就学・就労支援を拡充するためのものであるとの説明がありました。

委員から、不登校やひきこもりの生徒の情報について、学校現場と若者サポートステーションの間でどのような連携をとっているのかとの質疑がありました。執行部からは、若者サポートステーションの職員が学校を訪問し、相談会の実施や情報交換を行うなどの連携を図っているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

退職手当全部不支給処分取り消し請求事件の判決について、執行部から、酒気帯び運転により懲戒免職となった元職員が提訴していた事件について、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を取り消すとの判決が9月に

出たため、10月に控訴を予定しているとの報告がありました。

委員から、職員の退職手当に関する条例において一部不支給を可能としているが、慎重に検討した上で全部不支給と判断したにもかかわらず、裁判においてその主張が認められなかったのはなぜかとの質問がありました。執行部からは、裁判の中で十分に説明できなかったことについては反省点とし、今後の控訴審においては全部不支給と判断した経緯等について丁寧に説明するとの答弁がありました。

委員から、控訴審の結果次第で現在の条例の規定及び運用方針を変更することもあるのかとの質問がありました。執行部からは、全部不支給とした判断については裁量権を逸脱したものではなく、現時点では変更する考えはないとの答弁がありました。

次に、公職選挙法の一部改正に伴う参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置等について、執行部から、改正法の概要や参議院合同選挙区選挙管理委員会の規約等について報告がありました。

委員から、合同選挙区への移行に伴う制度の変更について、県民への周知をどのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、具体的には今後、合同選管で協議していくこととなるが、変更内容をポスター等でお知らせするなどしっかりと対応していきたいとの答弁がありました。

次に、東洋ゴム工業株式会社製免震装置に係る本庁舎の対応について、執行部から、免震装置の交換工事に関する10月に締結予定の県、東洋ゴム工業、業者間の合意書の内容や今後のスケジュール等について報告がありました。

委員から、免震装置の交換は余り前例のない工事であると聞いているが、本庁の業務に支障が出るようなことはないのかとの質問がありま

した。執行部からは、特段の影響はないと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について、執行部から、調査の概要や教科に関する調査結果等について報告がありました。

委員から、中学校の学力が足踏み状態であるという調査結果を受け、県内生徒が集中する高知市との連携を強化するとのことであるが、現在の状況はどうなっているのかとの質問がありました。執行部からは、県教育長と高知市教育長との会を定期的で開催しており、今年度から高知市にはスクールソーシャルワーカーを重点的に配置したり新たな補助制度により放課後学習を充実させる取り組みを行っている。また、中学校の学力問題について危機感を持ってもらうよう協議もしているとの答弁がありました。

委員から、中学校の学力問題の解決のために市町村教育委員会、小中学校、関係機関等と連携し、また事務局各課が一体となって努力してもらいたいとの意見がありました。

次に、新図書館等複合施設の整備状況と新図書館サービス検討委員会等について、執行部から、検討委員会での検討内容やスケジュール等について報告がありました。

委員から、サービス検討委員会の役割は重要であり、県民のニーズに応えられるよう進化型図書館というコンセプトが確立されることを期待するとの意見がありました。

次に、平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について、執行部から、調査の趣旨や調査結果の概要等について報告がありました。

委員から、児童生徒の問題行動等を解決するためには学校、地域、家庭が一体となって行う幼児教育や学校現場での教職員の熱心な取り組みが重要であるが、どのように考えているのか

との質問がありました。執行部からは、幼児教育については課題の意見交換を行うなど関係各課で連携を図りながら推進し、また学校現場では、チーム学校という考えのもとで全教職員の連携を強めていきたいとの答弁がありました。

委員から、不登校の生徒への対応について質問がありました。執行部からは、県下での統一的な基準はないが、生徒が休んだ1日目は家庭に連絡し、2日、3日と続く場合は校内支援会において考える方向となっているとの答弁がありました。

委員から、教育先進県では欠席の1日目に教師が家庭を訪問するなどの積極的な対応をしている。初期の段階で不登校の芽を摘むことは重要であるので、先進県を見習った取り組みをしてもらいたいとの要望がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



採 決

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第15号議案まで、以上14件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上14件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第18号—第19号)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末274ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第18号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」及び第19号「高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。第18号議案は、高知県人事委員会委員の岡内紀雄氏の任期が今年19日をもって満了いたしますため、新たに高橋秀雄氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

第19号議案は、高知県公害審査会の全ての委員の任期が今年31日をもって満了いたしますため、康峪梅氏、高橋美智氏、遠山仁氏、藤田博一氏、森裕之氏、山下訓生氏を再任いたしますとともに、新たに泉井史氏、小田切泰禎氏、刈谷隆明氏、福本昌弘氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第18号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第19号「高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

泉井史氏、小田切泰禎氏、刈谷隆明氏、康峪梅氏、高橋美智氏、遠山仁氏、福本昌弘氏、藤田博一氏、森裕之氏、山下訓生氏を高知県公害審査会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上10名の方々を高知県公害審査会の委員に任命することについては同意することに決しました。



議員派遣に関する件、採決(議発第2号)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末275ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) 日程第2、議発第2号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第3号—議発第8号 意

見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号から議発第8号 巻末277～
291ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書議案」から議発第8号「森林・林業政策の推進を求める意見書議案」まで、以上6件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書議案」から議発第8号「森林・林業政策の推進を求める意見書議案」まで、以上6件を一括採決いたします。

以上6件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上6件の議案は、いずれも原案のとおり

可決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第9号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第9号 巻末294ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第9号「マイナンバー制度の来年1月からの運用中止と再検討を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることについて御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になりました議発第9号「マイナンバー制度の来年1月からの運用中止と再検討を求める意見書議案」に賛成の立場で討論

を行います。

全ての国民に番号をつけ、税や社会保障の情報を国が一括管理する共通番号制度——マイナンバー制度が10月から国民への通知、平成28年1月からの一部運用が開始されることになっています。安倍内閣は、本格運用もしていないのに2018年から番号利用範囲を利用者の同意を前提に預金口座へ適用を拡大するほか、特定健診や予防接種の管理にも使えるように拡大する改定法を国会で成立させたのに続き、10月5日からの通知作業に着手しました。政府は、より公平な税制や社会保障制度の実現を図るとしてさらなる拡大を検討し、預金口座は2021年をめどに義務化を目指し、健康情報についても健康保険証の役割を付加して病歴の把握まで視野に入れようとしています。次々に対象を広げていけば、政府は番号一つで国民の究極のプライバシーを把握できるようになっていくことでしょう。

政府の言うメリットの公的年金の申請の際の手間が省けるというようなことは、多くの人にとっては年1度あるかないかのものです。不正受給や脱税の対応に使えるという意見もありますが、その対応とは比較にならないほどのリスクと経費の大きさから考えれば、むしろ他人による番号の不正利用や個人情報の大量流出によってもたらされる被害のほうがはるかに深刻です。

2013年5月に成立したマイナンバー法の附則第6条では、施行後3年をめどに国民の理解を得つつ利用範囲を見直すものと規定されており、検討の前倒しは法の附則や当初の約束をほごにするものです。また、個人情報は本来、政府が勝手に管理していいものではありません。プライバシーの権利は、憲法第13条に明記された幸福追求権に含まれます。自分に関する個人情報は、漏えいを防ぐだけでなく自分の情報の開示や訂正の権利も含めてその運命を自分で決め、

コントロールする権利があるという考え方です。この憲法に照らせば、プライバシー権を個人から奪う制度設計は民主主義的な国のあり方として、本来許容できないものなのです。

この制度は、中心的システム構築に約3,000億円、ランニングコストとして年間約300億円程度かかると言われていますが、これらの費用がこの程度にとどまるかさえも定かではありません。日本経済新聞は、「マイナンバー市場、最大3兆円 システムやカードに特需」とのタイトルで、「虎視たんたん準備を進めている」、「業界にとっては大きな特需となる見通し」と報道し、既に関連企業と厚生労働省の職員の汚職事件も起きています。巨大なIT箱物となる可能性が極めて高いシステムとなっているんです。

国民の中には情報流出への大きな不安があります。ことし5月、日本年金機構において約125万件もの大量の個人情報流出が起きました。マイナンバー制度でも同様の情報流出が起らない保証はありません。政府の情報管理への不安が強まる中、当初予定した基礎年金番号とマイナンバーの連結は最長1年5カ月延期しました。しかし、年金機構以外の公的機関などで万全の対策がつけられている状況とは言えませんし、マイナンバー制度のように、より多くの情報が集積されればサイバー攻撃などのリスクも高まり、もしも流出すれば国民に与える被害の大きさと深刻さははかり知れません。

現在、地方自治体はシステム変更や各種準備、予算や人員、制度の理解不足による周知など多くの問題を抱えて膨大な業務に携わっています。9月に共同通信社が行ったマイナンバー制度に関する全国自治体調査では、94.8%に当たる1,651市区町村が回答しました。それによると、「国からの情報提供が不十分」だとした自治体が600と最も多く、「セキュリティ対策に必要な予算不足」が568、「専門知識を持つスタッフを確保でき

ない」が454、「事務作業が煩雑でセキュリティー対策に手が回らない」が373、その他181自治体と、複数回答を可とする結果でしたが、こういう状況になっています。高知県内でも33自治体が回答し、セキュリティー対策の準備状況に21自治体が「やや不安」、3自治体が「大いに不安」、「問題ない」と答えた自治体はたった7自治体にとどまり、県内でも安全対策を不安視する声が多いことが読み取れる結果となっています。国の前のめりの制度設定によって、国民との最前線で安全対策を迫られる自治体は対応に苦慮しています。こんな中での実施は一旦中止して、丁寧な対応をとるべきだと考えます。

また、マイナンバー制度では従業員の給与から税や社会保障の天引きを行う全ての事業所で個人番号を使うことが義務づけられていることから、中小零細な事業所ではシステム変更や整備、情報管理の費用など多大な負担となることなどの問題点が明らかとなってきています。マイナンバー増税という言葉も出るほど事業者の負担は重くなっています。この制度導入で、従業員を雇う事業主は個人番号関係事務実施者として運用の義務を負うことになります。マイナンバーが目的外使用や外部流出しないように今まで以上の管理が必要になり、ウイルス感染や不正侵入の対策などセキュリティー強化やマイナンバーに対応したソフトの切りかえが必要になります。そのための経費は帝国データバンクの調査によると、従業員数5人以下、また6から20人で40万円台、21から50人で66万円、51から100人で99万円です。そのほか、マイナンバーが流出した場合の損害賠償に対応するための保険加入など、経費はかさみます。

さらには、罰則があり、従業員が故意に流出した場合も従業員だけでなく事業主も両罰規定が設けられています。その罰則は重いもので、4年以下の懲役または200万円以下の罰金などで

す。罰則のつく厳重管理に不安や戸惑いを持ちながら、対応はこれからという事業所も多いのが実態です。

住所外受け取りも期限の9月25日時点で26万5,000件近くあり、申請受け付けを継続することになりました。また、5人に1人という認知症対策も深刻で、適用拡大により今後これなしには生活できないように半ば強制されるおそれもあるマイナンバーカード——現在は任意発行——の管理をどうするのか。超高齢化社会を迎え、全く真剣な検討がなされておらず、正確に届け、対応できるのかという点でも不安は広がっています。既に、茨城県取手市では住民票を発行する自動交付機の設定ミスで誤ってマイナンバーを記載した住民票、69世帯100人分が発行され、市からは再発防止に努めるというコメントが出されました。うっかりでは済まされない事態にならないよう、駆け込みではなく十分時間をかけて制度の対応に当たるべきです。

よって、国においてはマイナンバー制度の来年1月からの運用を一旦中止し、再検討することを強く求め、私の賛成討論といたします。同僚議員の賛同を心からお願いいたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第9号「マイナンバー制度の来年1月からの運用中止と再検討を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第10号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第10号 巻末297ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第10号「国会決議違反のTPP交渉に抗議し、直ちに中止することを求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

37番塚地佐智さん。

(37番塚地佐智君登壇)

○37番(塚地佐智君) 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっています議発第10号「国会決議違反のTPP交渉に抗議し、直ちに中止することを求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

米国アトランタで開催されたTPP交渉会合は、10月5日午前から開催された閣僚全体会議

を経て大筋合意に達したと発表がされました。安倍政権は、早期妥結を最優先にしてアメリカへの譲歩を繰り返し、国会決議や自民党外交・経済連携調査会決議も無視した亡国的な合意に踏み切りました。今、農林漁業・医療関係者から県内でも落胆の声が上がり、怒りを込めて抗議することが本県議会に求められています。

農林水産物の重要5品目は関税交渉の除外または再協議の対象とするとした約束は完全に無視をされました。米は、ミニマムアクセスのほかに米国とオーストラリア向けに7万トン強の追加輸入枠を設定する。麦も輸入枠を拡大するとともに、関税に当たるマークアップを45%も削減します。牛肉は、自民党自身がこれ以上は譲れないレッドラインと公言をしていた日豪EPAの最終関税19.5%から23.5%を大幅に下回る9%まで削減とします。豚肉も従価税4.3%を10年間で廃止するとともに、安価品の国境措置となってきた従量税1キロ当たり482円を50円まで引き下げます。乳製品でも特別輸入枠を設定して拡大をします。まさに、約束違反のオンパレードと言えます。重要5品目以外にも農業分野834品目のうち、オレンジやハム、蜂蜜など400品目ほどの関税撤廃、合板・製材など林産品、アジ、サバ、サケ・マス、ブリ、スルメイカなどの水産物も関税が撤廃をされます。とめどもない譲歩を差し出す一方、唯一のメリットとも言われるアメリカの自動車関税撤廃は25年も先送りをされています。

物品以外の市場アクセスやルール分野も、国民生活への懸念から、国会や自民党の決議は、食の安全・安心の基準が損なわれない、国民皆保険、公的薬価制度の仕組みを改悪しない、国の主権を損なうようなISDS条項は合意しない、政府調達及びかんぽ、郵貯、共済等の金融サービス等のあり方については我が国の特性を踏まえることという内容が盛り込まれていました。

しかし、大筋合意の直後に発表された政府資料には、これらについて一般的、抽象的に日本は制度変更を迫られない、安全が脅かされるようなことはないと言うだけで、何の保障もないばかりか重大な懸念が存在していることも明らかになっています。日本の食品の安全が脅かされるようなことはないと説明をされていますが、TPP協定の当該章はWTO・SPS協定の内容を上回る規定としかならず、懸念は明確に存在をしています。

また、ISDSの乱訴抑制として仲裁廷への申し立てという規定が入っていることを強調していますが、何らの歯どめにはなりません。ISDSという制度の出発となった、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の第25条は、両紛争当事者が仲裁廷に付託することに同意した場合に管轄となる旨が定められているからです。これではISDS乱訴が抑制できないことは明らかです。

政府調達に関しては、日本の政府調達がどうなるのか、その開放基準額がどうなるのか、中央政府だけでなく地方自治体に及ぶのかといった重大な懸念に何ら答えられていません。また、政府文書は、サービス貿易や金融サービスの市場開放に対して公的医療保険を含む社会事業サービスなどを除外しているとして、国民皆保険、公的薬価制度の仕組みの改悪への懸念は無用と説明をしています。しかし、日米間の、医薬品及び医療機器に関する手続の透明性・公正性に関する附属書で公的保険への医薬品などの公定価格について、審議会等での海外企業の意見反映の機会の保障やそれへの配慮、決定事項への異議申し立て制度の設立が米国から提案されていることが暴露をされています。薬価が多国籍企業にコントロールをされれば、公的医療が縮小されることは明白となります。

大筋合意を受けてオバマ米大統領は、アメリ

カの価値観を反映した協定の交渉を完了したと宣言したように、TPPは地域経済・雇用、農業、医療、保険、食品安全、知的財産権など国民の生活、営業に密接にかかわる分野で日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、断じて容認できるものではありません。政府が喧伝する経済効果にも保証はありません。経済産業省が2013年度発表した海外事業活動基本調査によれば、多国籍企業が現地法人から受け取った対外投資収益5兆円のうち96%をわずか3,000社余りの資本金10億円以上の大企業が占めています。その利益の用途として「雇用関係支出」を挙げたのはわずか7%で、「株主配当」が17%、「わからない」が52%となっています。用途がわからない利益はため込むしかなく、大企業の内部留保が300兆円、GDPの6割規模まで肥大をしています。多国籍企業が利益を上げて、国民、労働者には百害あって一利なし、これがTPPの本質と言えます。

広範囲に重大な影響を国民経済にもたらす条約であるにもかかわらず、日本政府の諸提案も交渉相手国からの要求も一切明らかにせず大筋合意をした。これは、自民党がみずから賛成をした、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」と明記した2013年の国会決議をも踏みにじる国民無視の暴走と言わなくてはなりません。安倍政権は大筋合意をしましたが、TPP交渉が決着したわけではありません。大筋合意のテキストは存在せず、細部を詰めた協定文書作成はこれからです。そして、協定文書の各国代表の調印、さらに各国の批准、国会承認という段階が必要です。現時点でも国会決議違反は明白であり、直ちに交渉を中止することは当然のことと考えます。

また、大筋合意を口実とした混合医療の拡大、農協解体など一層の規制緩和、日米協議の内容だけが先行実施される危険性もあります。この点でもTPP作業を撤退し、中止することが強く求められます。かつて自民党の皆さんが掲げられたポスターには、「ウソをつかない。TPP断固反対。ブレない。日本を耕す！」と記されてありまして、本議会は繰り返しTPP反対、交渉からの撤退、国会決議遵守の意見書を可決してきましたが、それが踏みにじられた今、大筋合意に抗議し、交渉中止を求める意見書決議をすることは県議会の県民に対する責任だと考えます。第1次産業に光を当てた産業振興計画を初めとした県と県民の努力、県民の暮らしと地域を守るために本意見書への賛同を心よりお願いして、私の討論といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第10号「国会決議違反のTPP交渉に抗議し、直ちに中止することを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末300ページ〕
に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（三石文隆君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（三石文隆君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、地産外商を強化し、さらなる拡大再生産を目指し、経済の活性化を推進するための補正予算を初めとして、高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案など当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これら提出された議案のほか、産業振興策や南海トラフ地震対策などについても熱心な御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、閉

会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

朝夕は次第に肌寒くなり、秋の深まりを感じる季節となってまいりました。どうか皆様方におかれましては、健康に御留意をされまして、県勢の発展のために引き続き御尽力賜りますよう心からお願いを申し上げます。

尾崎知事におかれましては、この議会が任期最後の議会となったわけでございます。県政2期目のこの4年間を振り返ってみますと、人口減少や少子高齢化が進む中、人口の減少による負の連鎖を断ち切るという困難な課題に正面から立ち向かい、県経済の活性化に向けた産業振興計画の推進や中山間対策、あるいは日本一の健康長寿県づくりなど、県勢浮揚に向けて終始精力的に取り組んでこられました。また、東日本大震災の発災、その後に公表されました津波高の厳しい想定などを踏まえて、県民が安全・安心に暮らせる県土づくりのために南海トラフ地震対策の抜本強化、加速化を図り、着実に対策を講じてこられました。この間の知事の御努力、御功績に対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも、なお一層御自愛されまして、県勢発展のために御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 平成27年9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成27年度一般会計補正予算や高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、産業振興を初め地方創生、南海トラフ地震対策などに関して数多くの貴重な御意見や御提案をいただきました。いただきました御意見、御提案を十分に今後の県政運営に活かしてまいりたいと考えております。

今議会は、私にとって県民の皆様から負託を受けました2期目最後の議会であります。議員の皆様方、県民の皆様方にはこの8年間、一方ならぬ御指導、御鞭撻を賜りました。まことにありがとうございました。心より御礼を申し上げます。また、今議会におきましても、これまでの8年にわたる取り組みに対しましてさまざまな御意見や御提言を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本県を取り巻く状況は依然として厳しく、課題も山積いたしており、真の県勢浮揚に向けていまだ道半ばの状況でございます。私は今、県政課題に対し真正面から取り組む中で、一部に感じてまいりました手応えをぜひ確固たるものとしたいとの強い思いであります。地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県、県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる高知県の実現に向け、全身全霊をかけて県勢浮揚のため今後とも邁進させていただき、県民の皆様のために力を尽くさせていただきたい、この8年間を振り返り、改めてそのように考えておる次第であります。

議員の皆様方、県民の皆様方にはこの8年間、一方ならぬ御高配を賜りました。これまでの御

指導、御鞭撻に対しまして改めて心から御礼を申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を改めてお願い申し上げます次第でございます。

これから少しずつ秋が深まってまいります。議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（三石文隆君） これをもちまして、平成27年9月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分閉会